

別添 2 新旧対照表

令和 3 年 2 月

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(以下「GNF-J」という。)の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>これに係る災害を防止し、安全文化の醸成を図ることを目的とする。</u></p> <p>(適用範囲) 【第2条 略】</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第3条 GNF-Jの役員、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)は、関係法令及びこの規定を遵守し、核燃料物質の加工に関する安全確保に努める。</p> <p>2 業務部長は、請負会社従業員に核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関する業務を行わせる場合は、GNF-Jとの契約によりこの規定を遵守させる。</p> <p>3 役員及び従業員は、従業員等以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(以下「GNF-J」という。)の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は加工施設による災害の防止</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 【第2条 変更なし】</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第3条 GNF-Jの役員、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)は、関係法令及びこの規定を遵守し、核燃料物質の加工に関する安全確保に努める。</p> <p>2 担当部長は、請負会社従業員に核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関する業務を行わせる場合は、GNF-Jとの契約によりこの規定を遵守させる。</p> <p>3 役員及び従業員は、従業員等以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第19号)</p> <p>第2条変更なし</p> <p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 品質保証体制</p> <p><u>（品質保証計画と品質保証体制の確立、維持及び改善）</u></p> <p>第4条 社長は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC 4111-2009）」に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の品質マネジメントシステム（以下「保安品質マネジメントシステム」という。）を確立し、維持及び改善を推進する。</p> <p>2 社長は、保安管理責任者に、保安品質マネジメントシステムの詳細を保安品質保証計画書として文書化させ、承認する。</p> <p>3 保安品質保証計画書においては、保安品質マネジメントシステムの組織、計画、実施、評価及び改善に関する事項を定める。</p> <p>4 保安品質マネジメントシステムの文書体系図を別図1-1に、保安規定条項と規程書（保安規定の記載事項を更に詳細に記載した文書）の対応を別表1-9に示す。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 品質保証体制</p> <p><u>（品質マネジメントシステム計画）</u></p> <p>第4条 加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>【品質マネジメントシステム計画】</u></p> <p><u>1. 目的</u> 本計画は、原子力の安全を確保することを目的として、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動を機能的かつ合理的に行うために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づき構築した品質マネジメントシステムを文書化したものである。</p> <p><u>2. 適用範囲</u> 本計画は、本事業所の保安活動に適用する。</p> <p><u>3. 定義</u> 本計画で使用する用語は、原則として品管規則に従う。</p> <p><u>その他、本計画での用語は以下の通りとする。</u></p> <p>① <u>業務</u> 保安活動を構成する各プロセスを実施すること。広義には品質マネジメントシステム全般の活動を指し、狭義には、「個別業務の計画及び実施」の対象である個別業務を指す。7、8項では後者の意味で使用する。</p> <p>② <u>保安品質</u> 原子力施設の保安のための業務に係る品質と同義のものとして使用する。</p> <p>③ <u>規程類</u> 業務プロセスの要求事項、手順を記載し、業務に必要なプロセスを定めた文書の総称であり、保安規定の記載事項をさらに詳細に記載した規程書、その他業務に必要な手順書（社内文書呼称としての「～規程」、計画書類を含む。以下、「手順書等」という。）が含まれる。</p> <p>④ <u>計測機器</u> 保安規定に記載している計器、プロセスの監視及び測定に用いる監視・測定機器及び放射線測定器等を総称して本計画では計測機器という。</p> <p>⑤ <u>活動期間（年度）</u> 保安活動の活動期間は期間毎に以下の業務に適用する。 (1) 毎年 1月 1日～ 12月 31日 マネジメントレビュー、保安品質会議、保安品質目標、内部監査、保安不適合管理、工事計画管理、その他識別番号に暦年を含む文書やデータベースの発番管理</p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>(2)毎年 4月 1日～ 3月 31日</u> <u>教育・訓練、放射線安全委員会、放射線管理、記録確認、その他(1)に記載した活動以外の保安活動</u></p> <p><u>4. 品質マネジメントシステム</u> <u>4.1 一般要求事項</u> <u>(1) 品質マネジメントシステムの確立</u> 保安管理組織は、本計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、そのマネジメントシステムの実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、システムを継続的に改善する。</p> <p><u>(2) 重要度の考慮</u> 品質マネジメントシステムの確立及び運用においては、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、以下のa)からc)までに掲げる事項を考慮した加工施設における保安活動の管理の重み付けである保安活動の重要度に応じて、要求事項の適用の程度についてグレード分けを行い、4.2.1項 に示す文書に適宜定める。</p> <p>a) <u>組織、プロセス又は加工施設の重要度、複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u> b) <u>加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ。なお、「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</u> c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響。なお、「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。</u></p> <p><u>(3) 関係法令の明確化</u> 保安管理組織は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、本計画にて規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p><u>(4) 実施事項</u> 保安管理組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを保安管理組織に適用することを別図1-2「品質マネジメントシステム文書体系図」に示す文書に定め、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</u> b) <u>これらのプロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図1-3「品質マネジメントシステムのプロセスフロー」に明確にする。</u> c) <u>これらのプロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動状況を示す指標（以下「保安活動指標」といい、原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）、当該指標に係る判断基準及び方法を明確にす</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>る。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できる体制（責任及び権限の明確化を含む。）を確保する。</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスを監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、これを要しない。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、意図した結果を得るため、及び、実効性を維持するために、所要の措置（プロセスの変更含む。）を講ずる。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び保安管理組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> <p>i) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全を確保する。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含める。</u></p> <p>j) <u>保安管理組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を考慮し、以下のような状態となることを目指して、健全な安全文化の育成及び維持のための取組みを実施する。</u></p> <p>(a) <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p>(b) <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p>(c) <u>組織の全ての要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行しその業務に責任を持っている。</u></p> <p>(d) <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p>(e) <u>組織の全ての要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p>(f) <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p>(g) <u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善する基礎としている。</u></p> <p>(h) <u>原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p>(5) <u>外部組織へのプロセスの委託</u></p> <p><u>保安管理組織は、プロセス又は加工施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを社外に外部委託する場合には、当該プロセスが管理されているようにするための手順を、7.4項「調達」で明確に定める。また、社内の保安管理組織外の組織に業務依頼する場合は、当該プロセスが管理されているようにするための手順を、7.5.6項「保安管理組織外への業務依頼」で明確に定める。</u></p> <p>(6) <u>資源の配分</u></p> <p><u>保安管理組織は、保安活動の重要度に応じてグレード分けの結果(4.1項(3)参照)に基づき資源の適切な配分を行う。</u></p>	<p>変更の理由(1)①</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考																																																																																
	<p><u>4.2 文書化に関する要求事項</u></p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>保安管理組織は、以下の事項を含めて品質マネジメントシステムの文書を作成し、これに規定した事項を実施する。また、記録は適正に作成する。</u></p> <p><u>(1) 保安品質方針（品質に関する宣言）及び保安品質目標</u></p> <p><u>(2) 保安品質保証計画書及び保安品質保証計画書が要求する文書化された手順（規程書）及び記録</u></p> <p><u>以下の規程書</u></p> <table border="1" data-bbox="1294 512 2320 1493"> <thead> <tr> <th>第4条の関連条項</th> <th>保安品質保証計画書の関連条項</th> <th>社内2次文書名</th> <th>第4条以外の関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>文書管理規程 保安に関する記録・報告規程</td> <td>第97条、第98条</td> </tr> <tr> <td>5.1</td> <td>5.1</td> <td>品質に関する宣言（1次文書）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.3</td> <td>5.3</td> <td>品質目標管理規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.4</td> <td>5.4</td> <td>保安品質マネジメントレビュー規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5</td> <td>5.5</td> <td>保安管理組織職務規程 加工施設の定期評価規程</td> <td>第16条、第17条、第18条、 第19条、第20条</td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>保安品質マネジメントレビュー規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>保安教育実施規程</td> <td>第23条</td> </tr> <tr> <td>6.3</td> <td>6.3</td> <td>設備保守管理規程 施設変更管理規程</td> <td>第58条から第58条の4、第60条、 第62条、第64条の2、第65条</td> </tr> <tr> <td>6.4</td> <td>6.4</td> <td>放射線管理規程 火災防護計画</td> <td>第38条から第57条 第76条の2から第80条の3</td> </tr> <tr> <td>7.2</td> <td>7.2</td> <td>文書管理規程 保安管理組織職務規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>設備保守管理規程</td> <td>第58条から第58条の4、第60条、 第62条、第64条の2、第65条</td> </tr> <tr> <td>7.4</td> <td>7.4</td> <td>購買規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>7.5</td> <td>核燃料加工施設操作規程</td> <td>第27条、第28条、第30条、 第31条、第34条から第35条の2</td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td>7.6</td> <td>設備保守管理規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.1</td> <td>8.1</td> <td>加工施設の定期評価規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>8.3</td> <td>保安品質監査規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5</td> <td>8.5</td> <td>設備保守管理規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.6</td> <td>8.6</td> <td>保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.8</td> <td>8.8</td> <td>規程</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第4条の関連条項	保安品質保証計画書の関連条項	社内2次文書名	第4条以外の関連条項	4.2	4.2	文書管理規程 保安に関する記録・報告規程	第97条、第98条	5.1	5.1	品質に関する宣言（1次文書）		5.3	5.3	品質目標管理規程		5.4	5.4	保安品質マネジメントレビュー規程		5.5	5.5	保安管理組織職務規程 加工施設の定期評価規程	第16条、第17条、第18条、 第19条、第20条	5.6	5.6	保安品質マネジメントレビュー規程		6.2	6.2	保安教育実施規程	第23条	6.3	6.3	設備保守管理規程 施設変更管理規程	第58条から第58条の4、第60条、 第62条、第64条の2、第65条	6.4	6.4	放射線管理規程 火災防護計画	第38条から第57条 第76条の2から第80条の3	7.2	7.2	文書管理規程 保安管理組織職務規程		7.3	7.3	設備保守管理規程	第58条から第58条の4、第60条、 第62条、第64条の2、第65条	7.4	7.4	購買規程		7.5	7.5	核燃料加工施設操作規程	第27条、第28条、第30条、 第31条、第34条から第35条の2	7.6	7.6	設備保守管理規程		8.1	8.1	加工施設の定期評価規程		8.3	8.3	保安品質監査規程		8.5	8.5	設備保守管理規程		8.6	8.6	保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程		8.8	8.8	規程		<p>変更の理由(1)①</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>
第4条の関連条項	保安品質保証計画書の関連条項	社内2次文書名	第4条以外の関連条項																																																																															
4.2	4.2	文書管理規程 保安に関する記録・報告規程	第97条、第98条																																																																															
5.1	5.1	品質に関する宣言（1次文書）																																																																																
5.3	5.3	品質目標管理規程																																																																																
5.4	5.4	保安品質マネジメントレビュー規程																																																																																
5.5	5.5	保安管理組織職務規程 加工施設の定期評価規程	第16条、第17条、第18条、 第19条、第20条																																																																															
5.6	5.6	保安品質マネジメントレビュー規程																																																																																
6.2	6.2	保安教育実施規程	第23条																																																																															
6.3	6.3	設備保守管理規程 施設変更管理規程	第58条から第58条の4、第60条、 第62条、第64条の2、第65条																																																																															
6.4	6.4	放射線管理規程 火災防護計画	第38条から第57条 第76条の2から第80条の3																																																																															
7.2	7.2	文書管理規程 保安管理組織職務規程																																																																																
7.3	7.3	設備保守管理規程	第58条から第58条の4、第60条、 第62条、第64条の2、第65条																																																																															
7.4	7.4	購買規程																																																																																
7.5	7.5	核燃料加工施設操作規程	第27条、第28条、第30条、 第31条、第34条から第35条の2																																																																															
7.6	7.6	設備保守管理規程																																																																																
8.1	8.1	加工施設の定期評価規程																																																																																
8.3	8.3	保安品質監査規程																																																																																
8.5	8.5	設備保守管理規程																																																																																
8.6	8.6	保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程																																																																																
8.8	8.8	規程																																																																																

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考																																																																																	
	<p><u>(3) 実効性のあるプロセスを計画的に実施し、管理するための保安管理組織が定めた規程類及びそれらに基づく記録</u> <u>以下の品質マネジメントシステムの運用に関する記録</u></p> <table border="1" data-bbox="1294 323 2347 1577"> <thead> <tr> <th data-bbox="1294 323 1478 394">第4条の関連条項</th> <th data-bbox="1478 323 2006 394">記録の種類</th> <th data-bbox="2006 323 2095 394">保存期間</th> <th data-bbox="2095 323 2347 394">記録・保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 394 1478 428">5.6.3(2)</td> <td data-bbox="1478 394 2006 428">マネジメントレビューの結果の記録</td> <td data-bbox="2006 394 2095 428">5年</td> <td data-bbox="2095 394 2347 428">保安管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 428 1478 499">6.2.2 e)</td> <td data-bbox="1478 428 2006 499">教育・訓練、技能及び経験について該当する記録</td> <td data-bbox="2006 428 2095 499">*1</td> <td data-bbox="2095 428 2347 499">環境安全部長又は担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 499 1478 600">7.1(3) e)</td> <td data-bbox="1478 499 2006 600">個別業務プロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録*2</td> <td data-bbox="2006 499 2095 600">*2</td> <td data-bbox="2095 499 2347 600">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 600 1478 701">7.2.2(3)</td> <td data-bbox="1478 600 2006 701">個別業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td> <td data-bbox="2006 600 2095 701">5年</td> <td data-bbox="2095 600 2347 701">保安管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 701 1478 735">7.3.2(1)</td> <td data-bbox="1478 701 2006 735" rowspan="4">設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録</td> <td data-bbox="2006 701 2095 947" rowspan="4">5年</td> <td data-bbox="2095 701 2347 947" rowspan="4">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 735 1478 768">7.3.4(3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 768 1478 802">7.3.5(2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 802 1478 835">7.3.6(3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 835 1478 869">7.3.7(1)</td> <td data-bbox="1478 835 2006 869" rowspan="2">設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録</td> <td data-bbox="2006 835 2095 947" rowspan="2">5年</td> <td data-bbox="2095 835 2347 947" rowspan="2">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 869 1478 903">7.3.7(4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 903 1478 957">7.4.1(4)</td> <td data-bbox="1478 903 2006 957">供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録</td> <td data-bbox="2006 903 2095 957">5年</td> <td data-bbox="2095 903 2347 957">保安管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 957 1478 991">7.5.2(3)</td> <td data-bbox="1478 957 2006 991">プロセスの妥当性確認に関する記録</td> <td data-bbox="2006 957 2095 991">*3</td> <td data-bbox="2095 957 2347 991">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 991 1478 1024">7.5.3(3)</td> <td data-bbox="1478 991 2006 1024">個別業務に関するトレーサビリティの記録</td> <td data-bbox="2006 991 2095 1024">*4</td> <td data-bbox="2095 991 2347 1024">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1024 1478 1079">7.5.4</td> <td data-bbox="1478 1024 2006 1079">組織の外部の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</td> <td data-bbox="2006 1024 2095 1079">5年</td> <td data-bbox="2095 1024 2347 1079">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1079 1478 1113">7.6(3) a)</td> <td data-bbox="1478 1079 2006 1113" rowspan="2">校正又は検証に用いた基準の記録</td> <td data-bbox="2006 1079 2095 1113" rowspan="2">5年</td> <td data-bbox="2095 1079 2347 1113" rowspan="2">品質保証部長及び保安管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1113 1478 1146">7.6(3) a)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1146 1478 1201">7.6(3) e)</td> <td data-bbox="1478 1146 2006 1201">計測機器の校正が外れた時の過去の測定結果の妥当性評価の記録</td> <td data-bbox="2006 1146 2095 1201">5年</td> <td data-bbox="2095 1146 2347 1201">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1201 1478 1234">8.3(8)</td> <td data-bbox="1478 1201 2006 1234">内部監査の結果の記録</td> <td data-bbox="2006 1201 2095 1234">5年</td> <td data-bbox="2095 1201 2347 1234">保安管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1234 1478 1289">8.5(3)</td> <td data-bbox="1478 1234 2006 1289">検査及び試験の合否判定基準への適合の記録</td> <td data-bbox="2006 1234 2095 1289">*3</td> <td data-bbox="2095 1234 2347 1289">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1289 1478 1344">8.5(4)</td> <td data-bbox="1478 1289 2006 1344">リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</td> <td data-bbox="2006 1289 2095 1344">*3</td> <td data-bbox="2095 1289 2347 1344">担当部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1344 1478 1377">8.6(2)、(3)</td> <td data-bbox="1478 1344 2006 1377">不適合の処置に関する記録</td> <td data-bbox="2006 1344 2095 1377">5年</td> <td data-bbox="2095 1344 2347 1377">保安管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1377 1478 1411">8.8.2(1) f)</td> <td data-bbox="1478 1377 2006 1411">是正処置等に関する記録</td> <td data-bbox="2006 1377 2095 1411">5年</td> <td data-bbox="2095 1377 2347 1411">保安管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1411 1478 1444">8.8.3(2) d)</td> <td data-bbox="1478 1411 2006 1444">未然防止処置に関する記録</td> <td data-bbox="2006 1411 2095 1444">5年</td> <td data-bbox="2095 1411 2347 1444">保安管理部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 : <u>12年または在籍期間の長い方とする。（ただし、別表18の7項の記録は除く）</u> *2 : <u>対象は別表18の各記録のうち1項、8項及び9項を除くものとし、保存期間は別表18の各記録に定める期間とする。</u> *3 : <u>別表18の「加工施設の検査記録」に定めるところによる。</u> *4 : <u>トレーサビリティの記録は、保安に関する全般の記録に併せて記録保管される。</u> <u>これらの体系を別図1-2に示す。</u></p>	第4条の関連条項	記録の種類	保存期間	記録・保存責任者	5.6.3(2)	マネジメントレビューの結果の記録	5年	保安管理部長	6.2.2 e)	教育・訓練、技能及び経験について該当する記録	*1	環境安全部長又は担当部長	7.1(3) e)	個別業務プロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録*2	*2	担当部長	7.2.2(3)	個別業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	5年	保安管理部長	7.3.2(1)	設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録	5年	担当部長	7.3.4(3)	7.3.5(2)	7.3.6(3)	7.3.7(1)	設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録	5年	担当部長	7.3.7(4)	7.4.1(4)	供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録	5年	保安管理部長	7.5.2(3)	プロセスの妥当性確認に関する記録	*3	担当部長	7.5.3(3)	個別業務に関するトレーサビリティの記録	*4	担当部長	7.5.4	組織の外部の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	5年	担当部長	7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録	5年	品質保証部長及び保安管理部長	7.6(3) a)	7.6(3) e)	計測機器の校正が外れた時の過去の測定結果の妥当性評価の記録	5年	担当部長	8.3(8)	内部監査の結果の記録	5年	保安管理部長	8.5(3)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	*3	担当部長	8.5(4)	リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録	*3	担当部長	8.6(2)、(3)	不適合の処置に関する記録	5年	保安管理部長	8.8.2(1) f)	是正処置等に関する記録	5年	保安管理部長	8.8.3(2) d)	未然防止処置に関する記録	5年	保安管理部長	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>
第4条の関連条項	記録の種類	保存期間	記録・保存責任者																																																																																
5.6.3(2)	マネジメントレビューの結果の記録	5年	保安管理部長																																																																																
6.2.2 e)	教育・訓練、技能及び経験について該当する記録	*1	環境安全部長又は担当部長																																																																																
7.1(3) e)	個別業務プロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録*2	*2	担当部長																																																																																
7.2.2(3)	個別業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	5年	保安管理部長																																																																																
7.3.2(1)	設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録	5年	担当部長																																																																																
7.3.4(3)																																																																																			
7.3.5(2)																																																																																			
7.3.6(3)																																																																																			
7.3.7(1)	設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録	5年	担当部長																																																																																
7.3.7(4)																																																																																			
7.4.1(4)	供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録	5年	保安管理部長																																																																																
7.5.2(3)	プロセスの妥当性確認に関する記録	*3	担当部長																																																																																
7.5.3(3)	個別業務に関するトレーサビリティの記録	*4	担当部長																																																																																
7.5.4	組織の外部の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	5年	担当部長																																																																																
7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録	5年	品質保証部長及び保安管理部長																																																																																
7.6(3) a)																																																																																			
7.6(3) e)	計測機器の校正が外れた時の過去の測定結果の妥当性評価の記録	5年	担当部長																																																																																
8.3(8)	内部監査の結果の記録	5年	保安管理部長																																																																																
8.5(3)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	*3	担当部長																																																																																
8.5(4)	リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録	*3	担当部長																																																																																
8.6(2)、(3)	不適合の処置に関する記録	5年	保安管理部長																																																																																
8.8.2(1) f)	是正処置等に関する記録	5年	保安管理部長																																																																																
8.8.3(2) d)	未然防止処置に関する記録	5年	保安管理部長																																																																																

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
	<p><u>4.2.2 品質マニュアル</u> <u>次の事項を含む品質マニュアルとして、「保安品質保証計画書」を保安管理責任者が作成し、放射線安全委員会での審議を経て社長が承認する。改訂は、マネジメントレビューにおいて、品質マネジメントシステムの変更の必要性が指摘された場合を含め、変更の必要が生じた場合に実施し、改訂する場合にも、上記と同じ手続きを経て社長が承認する。</u></p> <p><u>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u> <u>b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項</u> <u>c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項</u> <u>d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項</u> <u>e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項</u> <u>f) 品質マネジメントシステムの適用範囲</u> <u>g) 品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順書等、またはそれらを参照できる名称や文書番号等の情報</u> <u>h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</u></p> <p><u>4.2.3 文書管理</u> <u>(1) 保安管理組織は、上記4.2.1項に記載した品質マネジメントシステムを構成する文書について、次項を含む管理を行う。</u> <u>a) (2)に規定する「文書管理規程」に基づく文書の管理</u> <u>b) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</u> <u>c) 文書の組織外への流出等の防止</u> <u>d) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u> <u>(2) 保安管理組織は、要員が判断および決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう以下に掲げる事項を含めた「文書管理規程」を定める。ただし、記録は、文書の一種ではあるが、4.2.4項「記録の管理」に従って管理する。</u> <u>a) 品質マネジメント文書は、発行前にその妥当性を審査し、発行を承認する。</u> <u>b) 品質マネジメント文書は、発行後、改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては発行時と同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</u> <u>c) a)及びb)の評価及び審査には、その対象となる文書に定める活動を実施する部門（第16条に定める管理組織の最小単位をいう。）の要員を参加させる。</u> <u>d) 文書の変更の識別及び最新版の改訂状況の識別を確実にするため、電子文書管理システムに登録し、適用する版の管理を適切に行う。</u> <u>e) 該当する文書の適切な制定版又は改訂版が、必要なときに、必要なところで利用可能な状態にするために電子文書管理システム又はその内容に主たる責任を持つ主管部門が適用する版を台帳に記録する等により明確にする。</u> <u>f) 文書は読みやすく、文書番号を付すことにより識別を行い検索が容易にできるようにする。（さらに文書を改訂する場合には、その変更内容、変更理由を明確にする。）</u> <u>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安管理組織が必要と決定した保安管理組織の外部からの文書については、その入手に主たる責任を持つ主管部門が明確にし、その配付を含めた手順を定め管理する。</u> <u>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、旧版を保存する場合には、適切な識別をする。</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>4.2.4 記録の管理</u></p> <p><u>(1) 保安管理組織は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証するために作成する記録の対象を明確にし、かつ、記録は読みやすく、容易に内容を把握することができ、検索可能とするようにし、保安活動の重要度に応じて管理する。</u></p> <p><u>主な対象は、別表18に定める記録、4.2.1項(3)に示す品質マネジメントシステムの運用に関する記録等がある。</u></p> <p><u>(2) 保安管理部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために「保安に関する記録・報告規程」を定める。</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>5. 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u> <u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>(1) 法令、規制要求を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を含めた保安品質方針を設定し、全社に周知する。</u></p> <p><u>(2) 保安品質目標及びその達成のための施策を各部長に活動期間ごとに定めさせる。</u></p> <p><u>(3) 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献すること</u> <u>を確実にするため、要員が育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p><u>(4) マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p><u>(5) 品質マネジメントシステムに必要な資源が利用できる体制を確保する。</u></p> <p><u>(6) 法令・規則要求事項を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、</u> <u>保安管理組織の要員に周知する。</u></p> <p><u>(7) 自らが担当する業務を理解し、遂行する責任を有することを、保安管理組織の要員に</u> <u>認識させる。</u></p> <p><u>(8) 保安管理組織の全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優</u> <u>先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の確保の重視</u> <u>社長は、保安管理組織の意思決定に当たり、原子力の安全を最優先に位置付け、プロセス</u> <u>及び加工施設が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がコストその他の事由</u> <u>によって損なわれないことを確実にする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u> <u>社長は、保安管理組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して、健全な安全文化を育成し</u> <u>維持するための方針及び関係法令の遵守に係る方針を含む品質方針である「保安品質方針</u> <u>（品質に関する宣言）」を制定し、必要に応じて見直す。保安品質方針の制定及び見直しに</u> <u>おいては、次の事項に適合していることを確実にするとともに、技術的、人的及び組織的な</u> <u>要因並びにそれらの相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮</u> <u>する。</u></p> <p><u>(1) 誠実、安全を最優先とするGNF-Jの理念に対して適切なものであること。</u></p> <p><u>(2) 原子力の安全の要求事項を満たすこと及び品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> <u>に対して、責任を持って関与すること。</u></p> <p><u>(3) 各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップを行うこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(4) 保安管理組織全体に周知され、理解されるようにすること。</u></p> <p><u>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任をもって関与すること。</u></p> <p><u>(6) 加工事業者として必要な組織運営に関する方針と整合をとり、原子力の安全に影響を</u> <u>及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること。</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>5.4 計画</u></p> <p><u>5.4.1 品質目標</u></p> <p><u>社長は、保安品質方針に基づく品質目標として、毎年全社保安品質目標を設定し、各部長に対し、各部門の保安品質目標を次の要領で設定させる。</u></p> <p><u>品質保証部長は、保安品質目標の設定や管理に関して「品質目標管理規程」を定める。</u></p> <p><u>(1) 各部長は、保安品質方針及び全社保安品質目標に基づき、業務の要求事項を満たすために必要なものを含めた自部門の保安品質目標を作成し、文書化する。作成に当たっては、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」、及び「結果の評価方法」を含める。</u></p> <p><u>(2) 社長は、保安管理責任者に、各部長の保安品質目標が保安品質方針及び全社保安品質目標と整合がとれており、その達成状況を監視測定して評価可能であることを確認させる。</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p><u>(1) 社長は、保安品質目標及び品質マネジメントシステムの4.1項 [一般要求事項]を満たすために、保安管理責任者に品質マネジメントシステムの詳細を「保安品質保証計画書」として文書化させ、承認する。</u></p> <p><u>(2) 社長は、プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス、組織等の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、保安活動の重要度に応じて、保安管理責任者に次の事項を適切に考慮させ、その変更によって品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されるようにさせる。</u></p> <p><u>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによって起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置他）</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p><u>c) 資源の利用可能性</u></p> <p><u>d) 責任及び権限の割り当て</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p><u>(1) 社長は、保安に関する品質保証活動を行う組織を別図1 [保安管理組織図] に定め、関係する要員が責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> <p><u>(2) 保安管理部長は、上記の部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を「保安管理組織職務規程」に定め、全社に周知する。なお、「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</u></p> <p><u>(3) 管理者は、以下の責任と権限を有する。</u></p> <p><u>a) 本計画及び保安管理組織職務規程に定められた業務を自ら実施する。</u></p> <p><u>b) 管理下の組織の要員を指揮監督して同業務を実施させ、それを統括する。</u></p>	<p>変更の理由(1)①</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>5.5.2 品質マネジメントシステム管理者</u></p> <p><u>(1) 社長は、本計画に記載された品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されることを確実にするため、技術管理担当の上席執行役員又は技術管理担当の執行役員をその責任及び権限を有する品質マネジメントシステム管理者である「保安管理責任者」に任命する。</u></p> <p><u>(2) 保安管理責任者は、与えられている他の責務とかかわりなく、以下の責任及び権限を有する。</u></p> <p><u>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの詳細を文書化して確立し、各組織に対して効果的に実施させ、継続的に改善するとともに維持を確実にする。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u></p> <p><u>c) 保安管理組織全体にわたって、健全な安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p><u>d) 保安管理組織全体にわたって、関係法令を遵守することを確実にする。</u></p> <p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p><u>(1) 社長は、保安管理組織の各管理者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。なお、各管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</u></p> <p><u>a) 個別業務プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性を維持する。</u></p> <p><u>b) 業務に従事する要員の、個別業務等要求事項についての認識を高める。</u></p> <p><u>c) 個別業務の成果を含む実施状況について評価する。</u></p> <p><u>d) 関係法令を遵守するとともに、健全な安全文化を育成し維持する。</u></p> <p><u>(2) 各管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p><u>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p><u>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p><u>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p><u>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p><u>(3) 各管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む）を年1回以上行う。</u></p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p><u>社長は、保安管理責任者及び各管理者の間で、品質マネジメントシステム運営に必要な情報交換が行われる場や仕組みを確立すると同時に、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにし、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有できるようにする。</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>実にするために、年1回以上マネジメントレビューを開催し、品質マネジメントシステムをレビューする。</u></p> <p><u>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u> <u>保安管理責任者は、少なくとも以下の事項をマネジメントレビューへ報告する。</u></p> <p><u>(1) 内部監査計画・結果</u> <u>(2) 原子力規制委員会からの意見、地域住民の意見及び安全文化の外部評価を含む外部監査の結果（外部監査を受けた場合に限る。）を含む組織の外部の者からの意見</u> <u>(3) プロセスの運用状況（プロセスの監視測定で得られた結果を含む。）</u> <u>(4) 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下、「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等（合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものに限る。）の結果</u> <u>(5) 保安品質目標の達成状況</u> <u>(6) 健全な安全文化を育成し維持するための活動の実施状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u> <u>(7) 関係法令の遵守状況</u> <u>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u> <u>(9) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u> <u>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> <u>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</u> <u>(12) 資源の妥当性</u> <u>(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（これには、保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む）</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u> <u>(1) マネジメントレビューの結果を受け、少なくとも次の事項を決定する。</u></p> <p><u>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善（ここで「実効性の維持に必要な改善とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u> <u>b) 個別業務の計画及び実施にかかわる保安活動の改善</u> <u>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善を確保するために必要な資源</u> <u>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u> <u>e) 関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p><u>(2) 保安管理部長は、マネジメントレビューの結果を記録し、これを管理する。</u> <u>(3) 各管理者は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>5.6.4 保安品質会議</u> <u>社長は、5.6.1項のマネジメントレビューを補完する目的で、5.6.2項のインプット及び5.6.3項のアウトプットのうち、一部の内容（不適合管理の実施状況、是正処置及び未然防止処置の状況、等）に関して保安品質会議を必要に応じて開催し、それにより業務改善の</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>実施状況を監視し、継続的な改善活動を推進する。</u></p> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>各管理者は、原子力の安全を確実なものにするために必要な保安活動に関する資源（人的資源、個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系、作業環境その他必要な資源）を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源を（組織の外部から調達する者を含む。）明確にし、確保し、及び管理する。また、必要に応じて社長に提案する。社長は、提案に基づき、必要な資源を提供する。</u></p> <p><u>6.2 人的資源</u></p> <p><u>6.2.1 一般</u></p> <p><u>各管理者は、原子力の安全の達成に影響がある業務に従事する要員に対して、適切な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を確認し、従事させる。</u></p> <p><u>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p><u>環境安全部長は、原子力の安全の達成に影響がある個別業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、安全文化と関係法令等の遵守の重要性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるため「保安教育実施規程」を要員確保上の処置も含めて定める。</u></p> <p><u>各管理者は、保安教育実施規程に基づき以下の事項を実施する。</u></p> <p><u>a) 保安に係わる業務を遂行する上で、必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含め、どのような力量が必要かを明確にするとともに、担当者～課長相当職までを対象としてその力量の十分性を明確にする。</u></p> <p><u>b) 必要な力量を確保するために、該当する場合には必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む必要な他の措置を講ずる。</u></p> <p><u>c) 前号の措置の実効性を評価する。</u></p> <p><u>d) 要員が、保安品質目標の達成に向けた自らの貢献、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献及び原子力の安全に対する当該個別業務の重要性を認識するようにする。</u></p> <p><u>e) 力量、教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>6.3 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</u></p> <p><u>(1) 製造部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去、補修等の施設管理に関する事項を「設備保守管理規程」に定める。</u></p> <p><u>(2) 各管理者は、原子力の安全の達成のために必要な個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系に対して、点検、補修等の維持管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 環境安全部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去等に際して必要となる、設計及び工事の計画の認可申請等の変更に関する一連の手続きを「施設変更管理規程」に定める。</u></p> <p><u>6.4 作業環境</u></p> <p><u>環境安全部長は、原子力の安全のために必要な作業環境として、7項に定める業務に関し必要な「放射線管理規程」及び「火災防護計画」を定め、作業者の安全を確保する。また、その他の作業環境（騒音、気温、湿度、照明、狭小の程度等）は、労働安全衛生法等に従い、安全な作業環境を確保する。</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>7. 個別業務の計画及び実施</u></p> <p><u>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p><u>(1) 各管理者は、個別業務に必要なプロセスについての計画（以下、「個別業務プロセス計画」という。）として、保安活動に関する業務に必要なプロセスを定めた規程類を定め、そのプロセスを確立する。これには、4.1項(2)c)の事項を考慮することを含む。</u></p> <p><u>(2) 個別業務プロセス計画を定めた規程類は、当該の個別業務プロセス以外のプロセスの要求事項を定めた規程類と整合性が取れていること。また、この整合性には業務計画を変更する場合の整合性を含む。</u></p> <p><u>(3) 個別業務プロセス計画を定めた規程類の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たって、次の各事項について明確化する。</u></p> <p><u>a) 策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p><u>b) 個別業務又は加工施設に対する保安品質目標及び要求事項</u></p> <p><u>c) 個別業務又は加工施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p><u>d) その業務又は加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準及びリリースの方法</u></p> <p><u>e) 個別業務又は加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録。</u></p> <p><u>(4) 個別業務プロセス計画は、個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p><u>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 個別業務等要求事項の明確化</u></p> <p><u>個別業務の計画の策定に当たって、次の事項を明確にする。</u></p> <p><u>a) 組織の外部の者が明示していないものの、個別業務又は加工施設に不可欠な要求事項</u></p> <p><u>b) 個別業務又は加工施設に適用される法令・規格・規制要求事項</u></p> <p><u>c) その他当該業務への適用を決めた社内標準・手順</u></p> <p><u>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</u></p> <p><u>(1) 各プロセスの規程類で定める要求事項を、その要求事項を適用する前に、「文書管理規程」に従い、審査する。</u></p> <p><u>(2) 上記の審査においては、次の事項を確実にする。</u></p> <p><u>a) 法令・規制要求事項を含む、個別業務又は加工施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p><u>b) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p><u>c) 保安管理組織が業務に対する要求事項を満たす能力を持っている（設備、技術的能力、管理能力等）。</u></p> <p><u>(3) 保安管理組織は、上記の審査結果の記録及びその審査に基づきとられた処置を記録し管理する。</u></p> <p><u>(4) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が追加・変更された場合、関連する文書を速やかに改訂する。また、上記文書の改訂があった場合には、関係する要員にその改訂内容を周知する。</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考																
	<p><u>7.2.3 組織の外部の者とのコミュニケーション</u> <u>組織の外部の者との効果的なコミュニケーションを図るため、対応責任者を次の通り定める。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者の時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含める。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>外部との係り</td> <td>: 責任者</td> </tr> <tr> <td>① 原子力規制検査への対応</td> <td>: 保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>② 許認可事項（保安規定を除く）の審査への対応</td> <td>: 環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>③ 保安規定の審査への対応</td> <td>: 保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>④ 定期事業者検査の報告に関する対応</td> <td>: 環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>⑤ 使用前事業者検査の確認に関する対応</td> <td>: 環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>⑥ 不適合情報の公開及び技術情報の共有</td> <td>: 保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地方自治体、その他の関係者との情報交換</td> <td>: 担当部長</td> </tr> </table> <p><u>これらの責任者は、外部とのコミュニケーションの結果、必要に応じて7.2.1項〔個別業務等要求事項の明確化〕に基づき適切な処置を行う。</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u> <u>7.3.1 設計・開発の計画</u> (1) <u>製造部長は、加工施設の設備の導入、改造、補修他、安全機能を有する施設に関するソフトウェア等の設計・開発をその重要度に応じて管理するため、「設備保守管理規程」を定める。原子力の安全のために重要な手順書等については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合に設計・開発を行う。</u> <u>各管理者は、これらの設計・開発を行う場合には、設計計画書を作成し、管理する。また、設計計画書を作成するに当たっては、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を含める。</u> (2) <u>設計計画書には次の事項を明確にする。</u> a) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> b) <u>設計・開発の各段階に適した審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u> c) <u>設計・開発に関する責任及び権限</u> d) <u>設計・開発に必要な内部及び外部の資源</u> (3) <u>効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするため、設計計画書には、設計管理者（設計者の所属部門長）、設計を担当する者（以下「設計者」という）を明確にし、担当部長は、設計管理者にインタフェースの運営管理を行わせる。</u> (4) <u>各管理者は、重要度区分に従い、設計の進行に応じて、設計計画書を適宜、適切に改訂する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u> (1) <u>設計者は、加工施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。</u> <u>インプットには次の事項を含める。</u> a) <u>機能又は性能に関する要求事項（設計・工事認可の安全設計に関する事項等）</u> b) <u>適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u> c) <u>適用される法令・規制要求事項（加工施設の技術基準に関する規則等）</u> d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> (2) <u>保安管理組織は、加工施設の要求事項に関連するインプットについては、その妥当性を審査し、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反するこ</u></p>	外部との係り	: 責任者	① 原子力規制検査への対応	: 保安管理部長	② 許認可事項（保安規定を除く）の審査への対応	: 環境安全部長	③ 保安規定の審査への対応	: 保安管理部長	④ 定期事業者検査の報告に関する対応	: 環境安全部長	⑤ 使用前事業者検査の確認に関する対応	: 環境安全部長	⑥ 不適合情報の公開及び技術情報の共有	: 保安管理部長	⑦ 地方自治体、その他の関係者との情報交換	: 担当部長	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>
外部との係り	: 責任者																	
① 原子力規制検査への対応	: 保安管理部長																	
② 許認可事項（保安規定を除く）の審査への対応	: 環境安全部長																	
③ 保安規定の審査への対応	: 保安管理部長																	
④ 定期事業者検査の報告に関する対応	: 環境安全部長																	
⑤ 使用前事業者検査の確認に関する対応	: 環境安全部長																	
⑥ 不適合情報の公開及び技術情報の共有	: 保安管理部長																	
⑦ 地方自治体、その他の関係者との情報交換	: 担当部長																	

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>とがないようにする。</u></p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u></p> <p><u>(1) 設計者は、設計・開発からのアウトプットをインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース（7.4項 [調達]）の前に、設計管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態であること。</u></p> <p><u>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p><u>b) 調達及び業務の実施（加工施設の使用を含む。）に対して適切な情報（設備の機能が喪失あるいは劣化することを防止するために、特別の環境条件を設定する必要があるなどといった条件を含む）を提供する。</u></p> <p><u>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p><u>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。</u></p> <p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u></p> <p><u>(1) 設計管理者は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画された通りに体系的なレビューを行う。</u></p> <p><u>a) 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p><u>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p><u>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発の段階に関連する各部の代表及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</u></p> <p><u>(3) このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.3.5 設計・開発の検証</u></p> <p><u>(1) 設計管理者は、設計・開発からのアウトプットが設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む検証を実施させ承認する。</u></p> <p><u>(2) 検証結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>(3) (1)の検証は、当該の設計者以外の者が行う。</u></p> <p><u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 設計者は、結果として得られる加工施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って設計・開発の妥当性確認を実施する。なお、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該機器等の使用を開始する前に妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>(2) 実行可能な場合には、加工施設の使用前に、上記の妥当性確認を完了する。ただし、使用前確認を受けた以降でないと妥当性確認ができない場合は、試運転又は機能試験で確認してもよい。</u></p> <p><u>(3) 妥当性確認の結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u></p> <p><u>(1) 設計者は、設計・開発変更内容を設計計画書に明確に記載しその記録を維持する。</u></p> <p><u>(2) 設計管理者は、設計変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p><u>(3) 設計管理者は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。</u> <u>(4) 変更のレビューの結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.4 調達</u> <u>7.4.1 調達プロセス</u> <u>(1) 業務部長は、以下の調達製品（調達する物品及び役務を合わせて調達製品という。）の調達に関し、要求事項に適合することを確実にするため、「購買規程」を定める。</u> <u>(2) 保安管理部長は、グレード分けに応じて、調達製品の供給者及び調達製品に適用される管理の方法（調達製品が調達要求事項に適合していることを確認するための、機器単位の検証や調達製品の妥当性確認等の適切な方法）及び程度を定める。（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）この場合において、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を調達製品の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達製品要求事項に適合していることが確認できるよう管理の方法及び程度を定める。具体的には、以下に示すような当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを含む。</u> <u>・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</u> <u>・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</u> <u>(3) 保安管理部長は、(2)で定めた管理の方法と程度に応じて、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として供給者を評価し、選定する。また、供給者の選定及び評価の判定基準を定める。</u> <u>(4) 保安管理部長は、評価の結果、及び評価によって必要とされた処置があればその処置の記録を作成し、管理する。</u> <u>(5) 調達請求元は、調達製品を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報を取得するための方法及び当該情報を他の加工事業者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を含む。）を定める。</u></p> <p><u>7.4.2 調達要求事項</u> <u>(1) 調達請求元は、次の事項のうち該当する事項並びに保安に関する調達要求事項を含め、調達製品に対する要求事項を定め、仕様書又はその他の連絡書等に文書化する。</u> <u>a) 調達製品、手順、プロセス及び設備に対するGNF-Jの承認に関する要求事項</u> <u>b) 公的資格や供給者の社内認定制度による認定等、供給者の要員の適格性確認に関する要求事項</u> <u>c) 供給者の品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> <u>d) 不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項</u> <u>e) 供給者が健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u> <u>f) 一般産業用工業品を加工施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u> <u>g) その他調達製品等に関し必要な要求事項（調達製品の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に関するものに限る。）の提供に関すること、等）</u> <u>(2) 調達製品要求事項として、調達製品の供給者の工場等で使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際に、原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入ることを含める。</u> <u>(3) 調達請求元は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確認する。</u> <u>(4) 調達請求元は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達製品の検証</u> <u>(1) 調達請求元は、調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、「購買規程」に基づき必要な検証又はその他の活動を実施する。</u> <u>(2) 供給者先に出向いて検証を実施する場合、調達請求元は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p><u>7.5 業務の実施</u> <u>各管理者は、個別業務プロセス計画に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>7.5.1 業務の管理</u> <u>各管理者は、個別業務を管理された状態で実施しなければならない。管理された状態には次の事項のうち、該当するものを含めなければならない。</u> <u>(1) それぞれ所掌する保安活動のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）を利用できる体制にすること。</u> <u>(2) 要員が必要に応じて規程類等が利用できる体制であるように、4.2.3項「文書管理」に従って管理すること。</u> <u>(3) 保安規定で定める加工施設及び設備において核燃料物質を取り扱うとともに、日常の設備点検及び定期事業者検査等を行うこと。</u> <u>(4) 監視機器及び測定機器が利用できる体制であるように、7.6項「監視機器及び測定機器の管理」に基づき管理すること。</u> <u>(5) 第30条に規定された加工施設の操作に関する監視及び測定が、また、第38条～第55条及び第74条～第75条の2に定められた放射線管理及び放射性廃棄物管理に係る監視及び測定が実施されていること。</u> <u>(6) 関連する規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果または測定結果に基づき、個別業務のリリースに関する承認が行われていること。</u></p> <p><u>7.5.2 個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</u> <u>(1) 個別業務の実施に係るプロセスの結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合（個別業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合を含む。）には、各管理者は、その個別業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u> <u>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画とおりの結果を出せることを実証する。</u> <u>(3) 妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</u> <u>(4) 各管理者は、上記の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除いて、次の事項を明確にする。</u> <u>a) プロセスの審査及び承認のための明確な判定基準</u> <u>b) 設備の承認及び要員の適格性確認の方法</u> <u>c) 所定の方法及び手順の適用</u> <u>d) 記録に関する要求事項</u> <u>e) 妥当性の再確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む）の方法</u></p> <p><u>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</u> <u>(1) 必要な場合には、各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、実施する個別業務及び加工施設に対し、文書への識別コードの記載や設備銘板の貼付等、適</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>切な手段で識別し、管理する。</u></p> <p><u>(2) 各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、監視及び測定 of 要求事項に関連して、次のような業務の状態を識別する。</u></p> <p><u>① プロセスの状態の識別として、設備の検査等の状態（合否を含む検査結果）の表示</u></p> <p><u>② 加工施設の状態の識別として、保安上特に管理を要する設備に関して、運転・休止・保守中等の区別を明確にする状態の表示</u></p> <p><u>(3) 別表18 に定める保安に関する記録（設備の機能・性能の確認結果や補修および改造の結果を含む）等トレーサビリティが要求事項となっている場合、各管理者は、個別業務又は加工施設について、個別に、番号・名称等で識別し、1対1の対応付けした管理を行う。また、それらの管理の状態の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.5.4 外部の所有物</u></p> <p><u>保安管理部長は、保安に必要なGNF-J以外の所有物（IAEAの保障措置用物品を含むJ I S Q 9 0 0 1の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）に関して、それがGNF-Jの管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する場合の扱いを、「核燃料加工施設操作規程」に含め定める。</u></p> <p><u>7.5.5 調達製品の保存</u></p> <p><u>各管理者は、加工施設の取替品・予備品及び非常時用の資機材を含む調達製品の検証後、受入検査合格から据付又は使用までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理に当たっては、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含め適切な方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>7.5.6 保安管理組織外への業務依頼</u></p> <p><u>保安管理組織が保安管理組織外の部門に保安に関わる個別業務を依頼する場合、以下に基づいて実施する。</u></p> <p><u>保安管理組織外の部署に個別業務の依頼を行う場合、依頼先の部署にその業務を遂行する能力があることを依頼元の部署が確認し、また内部監査によりその能力が維持されていることを確認する。</u></p> <p><u>個別業務の依頼を行うに当たり、依頼元の部署は業務の依頼内容に関する文書を作成し、依頼元及び依頼先双方の部署で保管する。</u></p> <p><u>個別業務の進捗状況に対して、必要に応じて依頼元及び依頼先双方の部署で業務の審査を行い、その結果及び必要となった処置の記録を維持する。</u></p> <p><u>依頼元がその業務結果の妥当性を確認した段階で、業務を完了するものとする。</u></p> <p><u>7.6 監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p><u>各管理者は、個別業務の計画に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 各管理者は、個別業務に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定、並びにそのために必要な監視機器及び測定機器を規程書化する。</u></p> <p><u>(2) 各管理者は、監視及び測定 of 要求事項との整合性を確保できる方法（監視及び測定 of 対象、機器、実施者、記録、許容値・判定基準、頻度、等）で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを規程書化する。</u></p> <p><u>(3) 品質保証部長は、定期事業者検査等、日常の監視業務も含めて、監視測定 of 結果の妥当性を確保するために、必要な計測機器に対して次の事項を含む管理規程書を定める。</u></p> <p><u>a) 個別業務プロセス計画で定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</u></p>	<p>変更の理由(1)①</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p>b) <u>校正の状態を明確にするために有効期限状態等の識別をする。</u></p> <p>c) <u>機器の使用前に調整し、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講ずる。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、校正外れを含む損傷及び劣化が生じないように保護する。さらに、計測機器が校正範囲から外れる等要求事項に適合しないことが判明した場合、担当部長は、その計測機器でそれまでに測定した影響範囲を特定し、結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・加工施設に対して、計測機器の精度を確認し、測定への問題の有無によりホールドないしリリースする等適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。</u></p> <p>(4) <u>個別業務等要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使いデータを採取し、処理する場合、担当部長は、最初に使用する前に、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。また、必要に応じて使用中にも再確認する。</u></p> <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p>(1) <u>各管理者は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスについて、データ収集・分析での統計的手法等の適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含めて計画し、実施する。</u></p> <p>a) <u>業務・加工施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>(2) <u>保安管理部長は、監視測定の結果を、必要な際に要員が容易に利用でき、改善活動に用いることができるような体制を構築する。</u></p> <p>8.2 <u>組織の外部の者からの意見</u></p> <p>(1) <u>各管理者は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成しているかどうかに関し、外部監査結果、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等を含め、7.2.3項「組織の外部の者とのコミュニケーション」で入手した組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理部長は、(1)についての情報の入手及び使用の方法を規程類に定める。</u></p> <p>8.3 <u>内部監査</u></p> <p>(1) <u>保安管理責任者は、客観的な評価を行うことができる組織として保安管理部長に、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にし、評価するため、内部監査を計画し、年1回以上実施させ、報告させる。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合していること。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。</u></p> <p>(2) <u>保安管理部長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、内部監査実行計画を作成する。</u></p> <p>(3) <u>保安管理部長は、監査員の選定基準、監査の判定基準、範囲、頻度及び方法に関すること、内部監査の計画及び実施、記録の管理及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項などを含めて「保安品質監査規程」に定める。監査員の権限には内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。</u></p> <p>(4) <u>保安管理部長は、品質マネジメントシステムに関する知識を有する者の中から、監査員を選定する。なお、監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考															
	<p><u>公平性を確保するため、監査対象部門以外の監査員認定登録者の中から監査リーダー及び監査員をその都度選任し、内部監査を実施させる。</u></p> <p><u>(5) 保安管理部長は、監査員及び社長を除く全ての管理者に、自らの管理下にある業務に関する監査をさせない。保安管理責任者は、保管管理部長を除く保安管理組織の部長に、保安管理部の内部監査に関する(1)～(4)及び(8)の個別業務を実施させる。</u></p> <p><u>(6) 監査リーダーは、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(7) 監査リーダーは、監査時に検出された不適合及びその原因の除去並びに安全文化の劣化兆候とその対策に関して、遅滞なく修正及び是正処置全てがとられるように、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従って管理を行う。被監査部門長は、検出された不適合または改善事項について、その原因を除去するために、遅滞なく必要な修正及び是正処置並びに安全文化の劣化兆候とその対策がとられることを確実にするための計画を立て、改善を実施する。</u></p> <p><u>(8) 保安管理部長及び(5)の保管管理部長を除く保安管理組織の部長は、監査の結果を確認し、その結果を保安管理責任者へ報告する。かつ、核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全委員会に報告する。また、監査及びその結果の記録を維持する。</u></p> <p><u>8.4 プロセスの監視及び測定</u></p> <p><u>(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムのプロセスを以下に示す項目に従って監視する場合、及び適用可能な場合に行う測定に当たっては、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含め適切な方法を適用して行う。</u></p> <p><u>なお、「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。</u></p> <table border="1" data-bbox="1350 1073 2338 1591"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>監視・測定項目</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営管理プロセス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保安品質目標の達成度 マネジメントレビューの結果に基づく改善率 </td> <td>保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>資源の運用管理プロセス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 教育・訓練の実施率 </td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>業務の計画と実施プロセス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 巡視、点検及び設備の日常点検実施状況 *1 放射線管理に係る測定 *1 定期事業者検査の計画と実績 核燃料物質の在庫量 放射性液体／気体廃棄物放出値 法定検査での指摘事項 不適合等の件数 </td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>評価及び改善プロセス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 是正、未然防止処置の処置率 内部監査コメントの処置率 所管官庁の指摘事項への処置率 </td> <td>保安管理部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：保安規定で定める監視・測定項目とする</p> <p><u>(2) 監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じた保安活動指標を用いるものとする。</u></p> <p><u>(3) 各管理者は、上記の監視及び測定方法によりプロセスが5.4.2項(1)の保安品質保証計画書及び7.1項(1)の規程類に定めた計画とおりの結果を得ていることを実証する。</u></p> <p><u>(4) 各管理者は、監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(5) 各管理者は、5.4.2項(1)の保安品質保証計画書及び7.1項(1)の規程類に定めた計画とおりの結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合は、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</u></p>	プロセス	監視・測定項目	責任者	運営管理プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 保安品質目標の達成度 マネジメントレビューの結果に基づく改善率 	保安管理部長	資源の運用管理プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 教育・訓練の実施率 	環境安全部長	業務の計画と実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 巡視、点検及び設備の日常点検実施状況 *1 放射線管理に係る測定 *1 定期事業者検査の計画と実績 核燃料物質の在庫量 放射性液体／気体廃棄物放出値 法定検査での指摘事項 不適合等の件数 	担当部長	評価及び改善プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 是正、未然防止処置の処置率 内部監査コメントの処置率 所管官庁の指摘事項への処置率 	保安管理部長	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>
プロセス	監視・測定項目	責任者															
運営管理プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 保安品質目標の達成度 マネジメントレビューの結果に基づく改善率 	保安管理部長															
資源の運用管理プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 教育・訓練の実施率 	環境安全部長															
業務の計画と実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 巡視、点検及び設備の日常点検実施状況 *1 放射線管理に係る測定 *1 定期事業者検査の計画と実績 核燃料物質の在庫量 放射性液体／気体廃棄物放出値 法定検査での指摘事項 不適合等の件数 	担当部長															
評価及び改善プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 是正、未然防止処置の処置率 内部監査コメントの処置率 所管官庁の指摘事項への処置率 	保安管理部長															

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>8.5 機器等の検査等</u></p> <p><u>(1) 各管理者は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、加工施設の検査及び試験に係る規程類を定め、実施する。</u></p> <p><u>(2) 検査及び試験は、業務の計画に従って、以下の(3)～(6)により適切な段階で実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>(4) リリース（使用又は次工程への引き渡し）を正式に許可した者を特定できる記録を作成し、管理する。ただし、当該承認の権限を持つ者が、個別業務プロセス計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない</u></p> <p><u>(5) 各管理者は、検査・試験・検証結果が合否判定基準に適合していることを確認するまでリリースを行うことを承認しない。</u></p> <p><u>(6) 社長及び各管理者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等を行う者を定め、その独立性を確保する。具体的には、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないように当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員もしくは組織の外部の要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況において使用前事業者検査等を実施させる。</u></p> <p><u>(7) (6)の規定は、自主検査等についても準用する。この場合において、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない者又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者」とあるのは、「必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない者又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8.6 不適合管理</u></p> <p><u>(1) 保安管理部長は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が放置されることを防ぐために、それらの識別、報告、応急処置等、不適合の管理について、是正処置等、未然防止処置、不適合情報の公開、技術情報の共有並びにそれに関連する責任及び権限を含め、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」を定める。</u></p> <p><u>各管理者は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p><u>(2) 不適合を発見した場合、所管部署の管理者は「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従い、次のいずれかの措置を講ずるとともに、それらを記録し管理する。</u></p> <p><u>a) 発見した不適合を除去するための措置（要求事項を満たすようにすること）を講ずる。</u></p> <p><u>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p><u>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような措置（識別、隔離、廃棄等）を講ずる。</u></p> <p><u>d) 外部への引渡し後及び個別業務の実施後に不適合が検出された場合等には、その不適合による影響又は起こり得る影響について評価を行い、適切な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(3) 各管理者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた特別採用を含む措置の記録（特別採用の結果、当該不適合が原子力の安全に影響を及ぼしていないかについて確認するための記録を含む。）を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 各管理者は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するため検査及び試験等による再検証を行う。</u></p> <p><u>(5) 保安管理部長は、調達製品の技術情報及び施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措</u></p>	<p>変更の理由(1)①</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考															
	<p><u>置を講ずる。</u> <u>また、加工施設の保安の向上を図る観点から、重要度に応じ不適合の情報公開を行う。</u> (6) <u>各管理者は、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従い、不適合を処理し、保安管理部長へ報告する。</u></p> <p>8.7 データの分析 (1) <u>各管理者は、品質マネジメントシステムの実効性を実証するため、及び品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、収集し、及び分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含むものとする。また、品質マネジメントシステムの実効性の改善には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</u></p> <table border="1" data-bbox="1368 699 2303 1119"> <thead> <tr> <th>分析対象</th> <th>責任者</th> <th>得たい情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・所管官庁検査の結果 ・所管官庁の指摘事項</td> <td>担当部長</td> <td>原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方</td> </tr> <tr> <td>・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)</td> <td>担当部長</td> <td>個別業務に対する要求事項への適合</td> </tr> <tr> <td>・保安品質目標の達成度 ・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率</td> <td>保安管理部長</td> <td>是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特性及び傾向 ・内部監査の有効性 ・是正・未然防止処置の有効性</td> </tr> <tr> <td>・調達先の評価結果</td> <td>保安管理部長</td> <td>供給者の能力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>各管理者は、データの分析によって、次の事項に関連する情報をマネジメントレビューのインプットとして提供する。</u> a) <u>原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方（組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見）</u> b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u> c) <u>不適合には至らない加工施設及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会となるものを含む、プロセス及び加工施設の特性及び傾向</u> d) <u>供給者の能力</u></p> <p>8.8 改善 8.8.1 継続的改善 <u>保安管理責任者は、保安品質方針、保安品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、改善が必要となる事項を明確にするとともに、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的改善を実施する。</u></p> <p>8.8.2 是正処置等 (1) <u>保安管理部長は、発生した不適合その他の事象（以下、「不適合等」という。）が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の事項のとおり「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に定め、速やかに是正処置等を行う。</u> a) <u>不適合等の情報の収集及び整理と技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む分析</u></p>	分析対象	責任者	得たい情報	・所管官庁検査の結果 ・所管官庁の指摘事項	担当部長	原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方	・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)	担当部長	個別業務に対する要求事項への適合	・保安品質目標の達成度 ・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率	保安管理部長	是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特性及び傾向 ・内部監査の有効性 ・是正・未然防止処置の有効性	・調達先の評価結果	保安管理部長	供給者の能力	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>
分析対象	責任者	得たい情報															
・所管官庁検査の結果 ・所管官庁の指摘事項	担当部長	原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方															
・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)	担当部長	個別業務に対する要求事項への適合															
・保安品質目標の達成度 ・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率	保安管理部長	是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特性及び傾向 ・内部監査の有効性 ・是正・未然防止処置の有効性															
・調達先の評価結果	保安管理部長	供給者の能力															

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>b) 不適合の原因の特定（必要に応じて日常のプロセスについてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。）</u></p> <p><u>c) 類似の不適合等の事象の有無又はそれが発生する可能性の明確化（日常のプロセスについてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。）</u></p> <p><u>d) 不適合等の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>e) 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>f) 実施した処置の結果の記録と管理</u></p> <p><u>g) 実施した是正処置の実効性の評価</u></p> <p><u>h) 必要に応じて、計画の策定段階で決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること</u></p> <p><u>i) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p><u>j) 原子力の安全に影響を及ぼす程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様な事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本原因分析に関する要求事項を規定するために「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」を作成し、分析を行う。</u></p> <p><u>(2) 各管理者は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置を行い、保安管理部長へ報告する。</u></p> <p><u>(3) 保安管理部長は、是正処置の処置状況について核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全委員会へ報告する。</u></p> <p><u>(4) 保安管理部長は、手順書に基づき、複数の不適合等に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.8.3 未然防止処置</p> <p><u>(1) 保安管理部長は、他の原子力施設その他施設（国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう）から得られた知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。）を収集し、自らの加工施設で起こり得る不適合（上記の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、以下の事項に従い、適切な未然防止処置を実施する。</u></p> <p><u>(2) 保安管理部長は、次の事項に関する要求事項を「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に定める。</u></p> <p><u>a) 起こり得る不適合及びその原因の調査</u></p> <p><u>b) 未然防止処置の必要性の評価</u></p> <p><u>c) 必要な未然防止処置の明確化及び実施</u></p> <p><u>d) 実施した未然防止処置の結果を含む未然防止処置活動の結果の記録の作成</u></p> <p><u>e) 実施した未然防止処置の実効性の評価</u></p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(責任及び権限)</p> <p>第5条 社長は、技術管理担当の執行役員を保安管理責任者に任命するとともに、保安活動に関する組織を第16条のとおり定め、責任及び権限を第17条のとおり与え、保安教育又は社報で全社に周知させる。</p> <p>2 保安管理責任者は、内部監査の計画・実施を含む保安品質マネジメントシステムの詳細を文書化して確立し、効果的に実施させ、継続的に改善するとともに、全社へ原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>3 保安管理責任者は、前項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>(保安品質方針)</p> <p>第6条 社長は、次の事項に配慮して、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の醸成並びに原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を設定する。</p> <p>(1) 誠実、安全を最優先とするGNF-Jの理念に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 原子力安全の要求事項を満たすこと及び保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。</p> <p>(3) 各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップを行うこと。</p> <p>(4) 社内全体に伝達され、理解されるようにすること。</p> <p>(5) 方針がGNF-Jの理念に対して適切であり続けるために変更の必要性をレビューすること。</p> <p>(6) 加工事業者として必要な組織運営に関する方針と整合をとり、原子力の安全に影響を及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること。</p> <p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 社長は、各部長に対して、保安品質目標を次の点に留意して年度ごとに設定させる。</p> <p>(1) 各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を作成し、文書化すること。</p> <p>(2) 保安管理責任者は、各部長の保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認すること。</p> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条 社長は、保安品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当、かつ有効であることを確実にするために、年1回以上マネジメントレビューを実施し、保安品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>レビューでは、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価も行う。また、関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化の醸成の状況についても確認及び評価を行う。</p>	<p>【第5条から第15条の2 削除】</p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>なお、保安管理部長は、マネジメントレビューの結果を記録する。</p> <p>(マネジメントレビューへのインプット)</p> <p>第9条 保安管理責任者は、以下の事項をマネジメントレビューへ報告する。</p> <p>(1) 保安品質方針及び保安品質目標</p> <p>(2) 内部監査計画・結果</p> <p>(3) 所管官庁検査の結果及び指導事項を含む原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p> <p>(4) プロセスの成果を含む実施(保安品質目標の達成状況を含む)状況並びに検査及び試験の結果</p> <p>(5) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>(6) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>(7) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(8) 改善のための提案</p> <p>(9) 関係法令及び保安規定の遵守状況</p> <p>(10) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>(マネジメントレビューからのアウトプット)</p> <p>第10条 マネジメントレビューからのアウトプットは、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>(2) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>(3) 資源の必要性</p> <p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第11条 社長及び担当部長は、別表19に示す規程書を定めるに当たっては、原子力安全に対する重要性の観点から、加工施設の安全を確保するために必要な機能とその喪失時の影響の程度に加え必要に応じて以下の事項を考慮した品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けの記載を含める。</p> <p>(1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>(2) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>(5) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>2 担当部長は、教育・訓練、加工施設の操作(火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を含む)、放射線管理、保守管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、初期消火活動(注)、非常時の措置(重大事故に至るおそれがある事故・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下、「大規模損壊」という。)発生時における加工施設の保全のための活動を含む)及び定期評価に係る計画、実施、評価及び改善の業務に関するプロセスを規程書に</p>		<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>定める。</p> <p>規程書には、業務の実施、記録における識別及びトレーサビリティの要求、組織外の所有物がある場合の扱いを適宜含める。</p> <p>(注) 初期消火活動とは、加工施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動をいう。</p> <p>3 品質保証部長は、文書の適切な管理に関する規程書を定める。規程書には、文書の体裁、内容の適切性の審査・承認に関する事、文書の見直しに関する事、文書の識別及び適用する版の管理、並びに外部文書に関する事、文書の配付に関する事、旧版文書の管理に関する事に加えて、核燃料取扱主任者の審査手順及び放射線安全委員会での審議手順を含める。</p> <p>(調達管理)</p> <p>第12条 業務部長は、物品及び役務の調達に関する規程書を定める。規程書には次の事項を含める。</p> <p>(1) 調達製品（調達する物品及び役務を合わせて調達製品という。）の調達要求事項を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査すること。なお、調達要求事項には調達製品の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に関するものに限る。）の提供に関する事項を含めること。</p> <p>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。選定、評価及び再評価の基準を定めること。</p> <p>(3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</p> <p>(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めること。</p> <p>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にすること。</p> <p>2 担当課長及び部長が自部門内で指名した者は、前項の規程書に従って調達手続きを行い、調達製品の検証後、使用までの間の適切な管理の方法を定める。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第13条 保安管理責任者は、保安品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、効果的に実施され、維持されているかを評価するため、保安品質保証計画書に要求事項を定め、これに従った内部監査を計画し、年1回以上実施させる。なお、詳細手順については、保安管理部長が監査員の選定基準に関する事、監査の基準、範囲、頻度及び方法に関する事、内部監査の計画及び実施、結果の報告、記録の作成及び維持に関する事を含めて規程書に定める。</p> <p>2 保安管理部長は、前項の規程書に基づいて、内部監査実行計画を作成し、また、監査対象部門以外の者より基準を満たす監査員をその都度選任し、内部監査を実施させる。</p>		<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>3 保安管理部長は、監査の結果を確認し、核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全委員会へ報告する。</p> <p>（不適合管理）</p> <p>第14条 保安管理部長は、要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合にその不適合が確実に識別され、適切な処置及び記録を行うために責任と権限を明確にした規程書を定める。なお、規程書には次の項目を含める。</p> <p>(1) 次のいずれかの方法で不適合を処理すること。</p> <p>(a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>(b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>(c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(2) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行うこと。</p> <p>(3) 引渡し後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとること。</p> <p>2 担当部長は、前項に定められた規程書に従い、不適合を処理し、保安管理部長へ報告する。</p> <p>（是正処置及び予防処置）</p> <p>第15条 保安管理部長は、不適合に対して再発防止のための是正処置及び予防処置に関する規程書を定める。</p> <p>2 再発防止のための是正処置に関する規程書には、次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の方法及びこれを実施するための体制を含める。</p> <p>(1) 不適合の内容確認</p> <p>(2) 不適合の原因の特定</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(5) とった処置の結果の記録</p> <p>(6) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>3 予防処置に関する規程書には、次の事項を含む他、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含める。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(4) とった処置の結果の記録</p> <p>(5) とった予防処置の有効性のレビュー</p>		<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>4 担当部長は、第1項に定められた規程書に従い是正処置及び予防処置を行い、保安管理部長へ報告する。</p> <p>なお、担当部長は、予防処置の実施に当たっては、自らの加工施設及び他の施設から得られた知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。）を適切に反映する。</p> <p>5 保安管理部長は、是正処置及び予防処置の処置状況について、核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全委員会へ報告する。</p> <p>（不適合情報の公開及び技術情報の共有）</p> <p>第15条の2 保安管理部長は、ウラン加工施設の保安の向上に資するために不適合の公開基準を規程書に定め、その規程書に従い、不適合の内容を公開する。</p> <p>2 保安管理部長は、第12条第1項（1）に記載する調達製品の保安に係る技術情報及び第60条から第64条の保守管理から得られた技術情報であって、共通した原因の事故・トラブルを未然に防ぐために有用な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置について規程書に定め、その規程書に従い、技術情報を共有する措置を講じる。</p>		<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第2節 組 織</p> <p>(保安活動を行う者の組織)</p> <p>第16条 GNF-Jにおける核燃料物質の加工に関する保安のために、次の管理組織を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社長 (2) マネジメントレビュー (3) 技術管理担当の執行役員 (保安管理責任者) (4) 核燃料取扱主任者 (5) 放射線安全委員会 (6) 環境安全部長 (7) 業務部長 (8) 製造部長 (9) 品質保証部長 (10) 保安管理部長 (11) 環境安全部安全管理課長 (以下「安全管理課長」という。) (12) 業務部輸送課長 (以下「輸送課長」という。) (13) 業務部調達課長 (以下「調達課長」という。) (14) 製造部生産技術課長 (以下「生産技術課長」という。) (15) 製造部廃棄物管理課長 (以下「廃棄物管理課長」という。) (16) 製造部製造1課長 (以下「製造1課長」という。) (17) 製造部製造2課長 (以下「製造2課長」という。) (18) 製造部試験検査課長 (以下「試験検査課長」という。) (19) 保安管理部保安管理課長 (以下「保安管理課長」という。) (20) 保安管理部保安基盤課長 (以下「保安基盤課長」という。) <p>なお、非常時の組織については、第10章に定める。</p> <p>2 前項の管理組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>3 第1項の管理組織のうち、会社組織名が記述されていない保安管理責任者、核燃料取扱主任者、<u>マネジメントレビュー委員</u>及び放射線安全委員会委員は、社長が任命する。</p> <p>4 社長、保安管理責任者、各部長及び各課長 (以下「各管理者等」という。) が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。また、夜間・休日に核燃料物質を取扱う場合、あらかじめ社長の指名する管理者 (シフトマネージャー) が各管理者等の職務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 職 務</p> <p>(職 務)</p> <p>第17条 各管理者等は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 組 織</p> <p>(保安活動を行う者の組織)</p> <p>第16条 GNF-Jにおける核燃料物質の加工に関する保安のために、次の管理組織を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社長 (2) <u>技術管理担当の上席執行役員又は</u>技術管理担当の執行役員 (保安管理責任者) (3) 核燃料取扱主任者 (4) 放射線安全委員会 (5) 環境安全部長 (6) 業務部長 (7) 製造部長 (8) 品質保証部長 (9) 保安管理部長 (10) 環境安全部安全管理課長 (以下「安全管理課長」という。) (11) 業務部輸送課長 (以下「輸送課長」という。) (12) 業務部調達課長 (以下「調達課長」という。) (13) 製造部生産技術課長 (以下「生産技術課長」という。) (14) 製造部廃棄物管理課長 (以下「廃棄物管理課長」という。) (15) 製造部製造1課長 (以下「製造1課長」という。) (16) 製造部製造2課長 (以下「製造2課長」という。) (17) 製造部試験検査課長 (以下「試験検査課長」という。) (18) 保安管理部保安管理課長 (以下「保安管理課長」という。) (19) 保安管理部保安基盤課長 (以下「保安基盤課長」という。) <p>なお、非常時の組織については、第10章に定める。</p> <p>2 前項の管理組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>3 第1項の管理組織のうち、会社組織名が記述されていない保安管理責任者、核燃料取扱主任者及び放射線安全委員会委員は、社長が任命する。</p> <p>4 社長、保安管理責任者、各部長及び各課長 (以下「各管理者等」という。) が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。また、夜間・休日に核燃料物質を取扱う場合、あらかじめ社長の指名する管理者 (シフトマネージャー) が各管理者等の職務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 職 務</p> <p>(職 務)</p> <p>第17条 各管理者等は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p>	<p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。 変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)① 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>2 保安品質保証に係る社長、保安管理責任者及び各部長の職務は、第4条、第5条及び第7条のとおりとする。また、保安品質保証に係る各部長は、第3項の各自の職務に基づき、業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の設定を行う。</p> <p>3 各管理者等の職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及びこの規定に基づき、核燃料物質の加工に関する保安を総括する。また、非常時の措置対応準備及び防災本部本部長として非常時における活動を行う。</p> <p>(2) 技術管理担当の執行役員は、保安管理責任者として、社長を補佐し、保安品質保証計画書の制定に際してこれを審査し、内部監査の計画・実施を含む保安品質マネジメントシステムを運用し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無を社長へ報告するとともに、全社へ原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>(3) 環境安全部長は、安全管理課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。また、初期消火活動に関する業務を行う。</p> <p>(a) 保安教育に関する業務</p> <p>(b) 環境試料中の放射性物質濃度測定に関する業務</p> <p>(c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務</p> <p>(d) 保安基盤課長が実施する放射線管理等の業務に関する技術支援の業務</p> <p>(4) 業務部長は、輸送課長及び調達課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。</p> <p>(a) 核燃料物質の輸送に関する保安管理の業務</p> <p>(b) 調達管理に関する業務</p> <p>(5) 製造部長は、生産技術課長、廃棄物管理課長、製造1課長、製造2課長及び試験検査課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。</p> <p>(a) 核燃料物質の製造に関する保安管理の業務</p> <p>(b) 放射性固体廃棄物の処理及び保管廃棄に関する業務</p> <p>(c) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬に関する保安管理の業務</p> <p>(e) 貯蔵専用区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務</p> <p>(f) 核燃料物質の梱包に関する保安管理の業務</p> <p>(g) 核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する保安管理の業務</p> <p>(h) 加工施設の操作及び保守管理に関する技術支援の業務</p> <p>(i) 核燃料物質の検査及び試験に関する保安管理の業務</p> <p>(j) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(6) 品質保証部長は、核燃料物質の加工に供する秤量器の校正に関する管理業務及びその他保安上必要な計測器の校正に関する管理業務を行う。</p> <p>(7) 保安管理部長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補佐業務を行う。また、保安管理課長及び保安基盤課長を指揮監督し、以下の(a)～(n)の</p>	<p>2 保安品質保証に係る社長、保安管理責任者及び各部長の職務は、第4条のとおりとする。また、保安品質保証に係る各部長は、第3項の各自の職務に基づき、業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第4条5.4.1項の保安品質目標の設定を行う。</p> <p>3 各管理者等の職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及びこの規定に基づき、核燃料物質の加工に関する保安を総括する。また、非常時の措置対応準備及び防災本部本部長として非常時における活動を行う。</p> <p>(2) 保安管理責任者は、社長を補佐し、保安品質保証計画書の制定に際してこれを審査し、内部監査の計画・実施を含む保安品質マネジメントシステムを運用し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無を社長へ報告するとともに、全社へ原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>(3) 環境安全部長は、安全管理課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。また、設計想定事象等に対する加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(a) 保安教育に関する業務</p> <p>(b) 環境試料中の放射性物質濃度測定に関する業務</p> <p>(c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務</p> <p>(d) 保安基盤課長が実施する放射線管理等の業務に関する技術支援の業務</p> <p>(e) 非常時の措置に関する業務</p> <p>(4) 業務部長は、輸送課長及び調達課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。</p> <p>(a) 核燃料物質の輸送に関する保安管理の業務</p> <p>(b) 調達管理に関する業務</p> <p>(5) 製造部長は、生産技術課長、廃棄物管理課長、製造1課長、製造2課長及び試験検査課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。</p> <p>(a) 核燃料物質の製造に関する保安管理の業務</p> <p>(b) 放射性固体廃棄物の処理及び保管廃棄に関する業務</p> <p>(c) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬に関する保安管理の業務</p> <p>(e) 貯蔵専用区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務</p> <p>(f) 核燃料物質の梱包に関する保安管理の業務</p> <p>(g) 核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する保安管理の業務</p> <p>(h) 加工施設の操作及び施設管理に関する業務</p> <p>(i) 核燃料物質の検査及び試験に関する保安管理の業務</p> <p>(j) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(6) 品質保証部長は、核燃料物質の加工に供する秤量器の校正に関する管理業務及びその他保安上必要な計測器の校正に関する管理業務を行う。</p> <p>(7) 保安管理部長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補佐業務を行う。また、保安管理課長及び保安基盤課長を指揮監督し、以下の(a)～(n)の</p>	<p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>業務を統括するとともに、(o)の業務を行う。</p> <p>(a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務</p> <p>(b) <u>保安検査等に関する業務</u></p> <p>(c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務</p> <p>(d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務</p> <p>(e) 放射線管理に関する業務</p> <p>(f) 臨界安全管理に関する業務</p> <p>(g) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務</p> <p>(h) 放射線測定器類の保守に関する業務</p> <p>(i) 警備に関する業務</p> <p>(j) 建屋の施錠に関する業務</p> <p>(k) 管理区域及び周辺監視区域の出入りに関する業務</p> <p>(l) 給排気設備の運転及び用役の供給に関する業務</p> <p>(m) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務</p> <p>(n) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(o) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する業務</p> <p>(8) 安全管理課長は、環境安全部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <p>(a) 保安教育に関する業務</p> <p>(b) 周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質の測定に関する業務</p> <p>(c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務</p> <p>(d) 保安基盤課長が実施する以下の業務に関する技術支援の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務 管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務 放射線測定器類の保守に関する業務 管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務 <p>(9) 輸送課長は、業務部長の指揮監督を受け、核燃料物質の輸送に関する保安管理の業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、業務部長の指揮監督を受け、調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 生産技術課長は、製造部長の指揮監督を受け、以下の作業等に関する技術支援並びに作業等に使用する設備の操作及び保守管理に関する技術支援の業務を行う。また、核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する保安管理の業務を行う。</p> <p>(a) 核燃料物質の化学処理作業</p> <p>(b) 核燃料物質の粉末取扱作業</p> <p>(c) 核燃料物質の成型加工作業</p> <p>(d) 核燃料物質の被覆作業</p> <p>(e) 核燃料物質の組立作業</p>	<p>業務を統括するとともに、(o)の業務を行う。</p> <p>(a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務</p> <p>(b) <u>原子力規制検査等に関する業務</u></p> <p>(c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務</p> <p>(d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化の育成及び維持のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務</p> <p>(e) 放射線管理に関する業務</p> <p>(f) 臨界安全管理に関する業務</p> <p>(g) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務</p> <p>(h) 放射線測定器類の保守に関する業務</p> <p>(i) 警備に関する業務</p> <p>(j) 建屋の施錠に関する業務</p> <p>(k) 管理区域及び周辺監視区域の出入りに関する業務</p> <p>(l) 給排気設備の運転及び用役の供給に関する業務</p> <p>(m) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務</p> <p>(n) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(o) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する業務</p> <p>(8) 安全管理課長は、環境安全部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。<u>また、放射線業務従事者の個人被ばく管理については、当該業務に関する知識を有する者を責任者として任命し、その業務に当たらせる。</u></p> <p>(a) 保安教育に関する業務</p> <p>(b) 周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質の測定に関する業務</p> <p>(c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務</p> <p>(d) 保安基盤課長が実施する以下の業務に関する技術支援の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務 管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務 放射線測定器類の保守に関する業務 管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務 <p><u>(e) 非常時の措置に関する業務</u></p> <p>(9) 輸送課長は、業務部長の指揮監督を受け、核燃料物質の輸送に関する保安管理の業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、業務部長の指揮監督を受け、調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 生産技術課長は、製造部長の指揮監督を受け、以下の作業等に関する技術支援、作業等に使用する設備の操作に関する技術支援、加工施設の施設管理に関する技術支援の業務を行う。また、核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する保安管理の業務を行う。</p> <p>(a) 核燃料物質の化学処理作業</p> <p>(b) 核燃料物質の粉末取扱作業</p> <p>(c) 核燃料物質の成型加工作業</p> <p>(d) 核燃料物質の被覆作業</p>	<p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第2号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第2号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(f) 核燃料物質の運搬 (g) 核燃料物質の梱包 (h) 核燃料物質の検査作業 (i) 核燃料物質の貯蔵作業 (j) 核燃料物質の試験作業 (k) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務 (l) 放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務 (m) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務 (n) 建屋及び建屋付帯設備に関する管理業務 (o) 給排気設備の運転に関する業務 (p) 用役の供給に関する業務</p> <p>(12) 廃棄物管理課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務 (b) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(13) 製造1課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 核燃料物質の化学処理作業に関する保安管理の業務 (b) 核燃料物質の粉末取扱作業に関する保安管理の業務 (c) 核燃料物質の成型加工作業に関する保安管理の業務 (d) 化学処理作業、粉末取扱作業及び成型加工作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (e) (a)～(c)の業務に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(14) 製造2課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 核燃料物質の被覆作業に関する保安管理の業務 (b) 核燃料物質の組立作業に関する保安管理の業務 (c) 被覆作業及び組立作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬、核燃料物質の梱包及び貯蔵専用区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務</p> <p>(15) 試験検査課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 核燃料物質の検査作業に関する保安管理の業務 (b) 検査作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (c) 核燃料物質の試験作業に関する保安管理の業務 (d) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(16) 保安管理課長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補佐業務について、保安管理部長を補佐する。 また、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務 (b) 保安検査等に関する業務 (c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務</p>	<p>(e) 核燃料物質の組立作業 (f) 核燃料物質の運搬 (g) 核燃料物質の梱包 (h) 核燃料物質の検査作業 (i) 核燃料物質の貯蔵作業 (j) 核燃料物質の試験作業 (k) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務 (l) 放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務 (m) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務 (n) 建屋及び建屋付帯設備に関する管理業務 (o) 給排気設備の運転に関する業務 (p) 用役の供給に関する業務 <u>(q) 加工施設の施設管理に関する業務</u></p> <p>(12) 廃棄物管理課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務 (b) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(13) 製造1課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 核燃料物質の化学処理作業に関する保安管理の業務 (b) 核燃料物質の粉末取扱作業に関する保安管理の業務 (c) 核燃料物質の成型加工作業に関する保安管理の業務 (d) 化学処理作業、粉末取扱作業及び成型加工作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (e) (a)～(c)の業務に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(14) 製造2課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 核燃料物質の被覆作業に関する保安管理の業務 (b) 核燃料物質の組立作業に関する保安管理の業務 (c) 被覆作業及び組立作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬、核燃料物質の梱包及び貯蔵専用区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務</p> <p>(15) 試験検査課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 核燃料物質の検査作業に関する保安管理の業務 (b) 検査作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (c) 核燃料物質の試験作業に関する保安管理の業務 (d) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(16) 保安管理課長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補佐業務について、保安管理部長を補佐する。 また、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務 (b) <u>原子力規制</u>検査等に関する業務 (c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)</p> <p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務</p> <p>(17) 保安基盤課長は、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <p>(a) 管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務（ただし、安全管理課長が実施する放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務を除く。）</p> <p>(b) 管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務</p> <p>(c) 放射線測定器類の保守に関する業務</p> <p>(d) 管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(e) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務</p> <p>(f) 警備に関する業務</p> <p>(g) 周辺監視区域の出入りに関する業務</p> <p>(h) 管理区域出入口及び非常口の鍵の保管に関する業務</p> <p>(i) 用役の供給に関する業務</p> <p>(j) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務</p> <p>(k) 給排気設備の運転に関する業務</p> <p>(l) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(18) 各管理者等は、各自の業務所掌範囲に基づき、異常時の措置、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動、人の不法な侵入等の防止、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動、教育・訓練、調達、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p> <p>4 第90条に定める非常時体制が発令された場合は、社長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める防災本部組織に組織体制を移行する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 核燃料取扱主任者</p> <p>【第18条 略】</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、次に掲げる職務を誠実に行う。</p>	<p>(d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化の育成及び維持のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務</p> <p>(17) 保安基盤課長は、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <p>(a) 管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務（ただし、安全管理課長が実施する放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務を除く。）</p> <p>(b) 管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務</p> <p>(c) 放射線測定器類の保守に関する業務</p> <p>(d) 管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(e) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務</p> <p>(f) 警備に関する業務</p> <p>(g) 周辺監視区域の出入りに関する業務</p> <p>(h) 管理区域出入口及び非常口の鍵の保管に関する業務</p> <p>(i) 用役の供給に関する業務</p> <p>(j) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務</p> <p>(k) 給排気設備の運転に関する業務</p> <p>(l) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務</p> <p><u>(m) 保全区域の区別と必要に応じて講ずる措置に関する業務</u></p> <p>(18) 各管理者等は、各自の業務所掌範囲に基づき、異常時の措置、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動、人の不法な侵入等の防止、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動、教育・訓練、調達、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p> <p><u>(19)各管理者等は、第58条の4又は第60条に定める検査要領書に従い、使用前事業者検査又は定期事業者検査を実施する。</u></p> <p>4 第90条に定める非常時体制が発令された場合は、社長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める防災本部組織に組織体制を移行する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 核燃料取扱主任者</p> <p>【第18条 変更なし】</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、次に掲げる職務を誠実に行う。</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第2号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第7号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p> <p>第18条変更なし</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び保安管理責任者に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、従業員等に指導・助言すること。</p> <p>(4) 次の計画の作成、改訂にあたり、その内容について審査すること。</p> <p>(a) 保安教育計画、<u>初期消火活動の訓練計画</u>、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画、非常時の訓練計画及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画（第23条及び第24条）</p> <p>(b) <u>施設定期自主検査実施計画</u>（第60条）</p> <p>(c) <u>補修に係る工事計画</u>（第63条）</p> <p>(d) <u>改造に係る工事計画</u>（第64条）</p> <p>(5) <u>所管官庁が法に基づいて実施する次の検査に原則として立ち会うこと。</u></p> <p>(a) <u>保安検査及び施設定期検査</u></p> <p>(b) <u>使用前検査のうち、加工施設内で行われるものであって、機能、性能に係るもの</u></p> <p>(6) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(7) 第12章に定める記録を確認すること。</p> <p>(8) この規定及びこの規定に基づく規程書並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する手順書（規程書の記載事項を更に詳細に記載した文書）の制定及び改廃にあたり、その内容について審査すること。</p> <p>(9) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 核燃料取扱主任者は、前項に関する業務遂行状況を毎月1回、社長及び保安管理責任者へ報告し、確認を受ける。</p> <p>（意見の尊重）</p> <p>第20条 社長及び保安管理責任者は、核燃料取扱主任者より意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 <u>核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者の指示に従う。</u></p> <p>3 従業員等は、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊重する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 放射線安全委員会</p> <p>（放射線安全委員会）</p> <p>第21条 社長は、核燃料物質の加工に関する保安管理に必要な事項を審議するための機関として、放射線安全委員会を設置する。</p> <p>2 放射線安全委員会は、GNF-Jの保安に関し、次に掲げる事項について審議する。なお、(1)から(8)については、社長の諮問により審議し、答申する。</p>	<p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び保安管理責任者に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、従業員等に指導・助言すること。</p> <p>(4) 次の計画の作成、改訂にあたり、その内容について審査すること。</p> <p>(a) 保安教育計画、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）<u>及び積雪</u>・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画、非常時の訓練計画及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画（第23条、<u>第78条の2、第78条の3、第79条の2、第79条の3、第79条の4、第80条の2、第80条の3</u>）</p> <p>(b) 定期<u>事業者</u>検査実施計画（第60条）</p> <p>(c) <u>補修等の工事</u>に係る工事計画（<u>第58条</u>）</p> <p>(d) <u>設計及び工事の計画の認可に係る設計及び工事の計画</u>（<u>第58条</u>）</p> <p>(e) <u>使用前事業者検査実施計画</u>（<u>第58条の4</u>）</p> <p>(5) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(6) 第12章に定める記録を確認すること。</p> <p>(7) この規定及びこの規定に基づく規程書並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する手順書（規程書の記載事項を更に詳細に記載した文書）の制定及び改廃にあたり、その内容について審査すること。</p> <p>(8) <u>原子力規制検査、定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果を確認すること。</u></p> <p>(9) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 核燃料取扱主任者は、前項に関する業務遂行状況を毎月1回、社長及び保安管理責任者へ報告し、確認を受ける。</p> <p>（意見の尊重）</p> <p>第20条 社長及び保安管理責任者は、核燃料取扱主任者より意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 <u>加工施設の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者の指示に従う。</u></p> <p>3 従業員等は、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊重する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 放射線安全委員会</p> <p>（放射線安全委員会）</p> <p>第21条 社長は、核燃料物質の加工に関する保安管理に必要な事項を審議するための機関として、放射線安全委員会を設置する。</p> <p>2 放射線安全委員会は、GNF-Jの保安に関し、次に掲げる事項について審議する。なお、(1)から(7)については、社長の諮問により審議し、答申する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(連番の適正化)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(対象者の明確化)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(連番の適正化)</p>

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変更後	備考																																																									
<p>放射線安全委員会審議事項と保安規定適用条項関連付け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審議項目</th> <th>適用条項</th> <th>討議申請者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 特別諮問事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工事業変更許可及び加工施設の設計及び工事の方法の認可に関する事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(3) 主要施設の補修に係る工事計画</td> <td>第 63 条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(4) 主要施設の改造に係る工事計画</td> <td>第 64 条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(5) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項</td> <td>—</td> <td>保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>(6) 教育・訓練計画 (a) 年次保安教育計画 (b) 初期消火活動の訓練計画 (c) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画 (d) 非常時の訓練計画 (e) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画</td> <td>第 23 条 及び第 24 条</td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>(7) 年次施設定期自主検査実施計画</td> <td>第 60 条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(8) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価</td> <td>第 98 条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(9) その他の保安に関する重要事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> </tbody> </table>	審議項目	適用条項	討議申請者	(1) 特別諮問事項	—	担当部長	(2) 加工事業変更許可及び加工施設の設計及び工事の方法の認可に関する事項	—	担当部長	(3) 主要施設の補修に係る工事計画	第 63 条	担当部長	(4) 主要施設の改造に係る工事計画	第 64 条	担当部長	(5) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項	—	保安管理部長	(6) 教育・訓練計画 (a) 年次保安教育計画 (b) 初期消火活動の訓練計画 (c) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画 (d) 非常時の訓練計画 (e) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画	第 23 条 及び第 24 条	環境安全部長	(7) 年次施設定期自主検査実施計画	第 60 条	担当部長	(8) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価	第 98 条	担当部長	(9) その他の保安に関する重要事項	—	担当部長	<p>放射線安全委員会審議事項と保安規定適用条項関連付け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審議項目</th> <th>適用条項</th> <th>討議申請者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 特別諮問事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工事業変更許可並びに加工施設の設計及び工事の計画の認可に関する事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(3) 主要施設の補修等の工事に係る工事計画</td> <td>第 58 条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項</td> <td>—</td> <td>保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>(5) 教育・訓練計画 (a) 年次保安教育計画 (b) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）及び積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画 (c) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画</td> <td>第 23 条第 2 項 第 78 条の 2 から 第 79 条の 4 第 80 条の 2, 第 80 条の 3</td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事項</td> <td>第 58 条の 4, 第 60 条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価</td> <td>第 98 条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(8) その他の保安に関する重要事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> </tbody> </table>	審議項目	適用条項	討議申請者	(1) 特別諮問事項	—	担当部長	(2) 加工事業変更許可並びに加工施設の設計及び工事の計画の認可に関する事項	—	担当部長	(3) 主要施設の補修等の工事に係る工事計画	第 58 条	担当部長	(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項	—	保安管理部長	(5) 教育・訓練計画 (a) 年次保安教育計画 (b) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）及び積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画 (c) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画	第 23 条第 2 項 第 78 条の 2 から 第 79 条の 4 第 80 条の 2, 第 80 条の 3	環境安全部長	(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事項	第 58 条の 4, 第 60 条	担当部長	(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価	第 98 条	担当部長	(8) その他の保安に関する重要事項	—	担当部長	<p>変更の理由 (3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由 (1)④ 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化) 変更の理由 (3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由 (1)④ 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化) 変更の理由 (1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第 8 条第 1 項第 5 号及び第 16 号) 変更の理由 (3) 記載の適正化を行う。(連番の適正化)</p>
審議項目	適用条項	討議申請者																																																									
(1) 特別諮問事項	—	担当部長																																																									
(2) 加工事業変更許可及び加工施設の設計及び工事の方法の認可に関する事項	—	担当部長																																																									
(3) 主要施設の補修に係る工事計画	第 63 条	担当部長																																																									
(4) 主要施設の改造に係る工事計画	第 64 条	担当部長																																																									
(5) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項	—	保安管理部長																																																									
(6) 教育・訓練計画 (a) 年次保安教育計画 (b) 初期消火活動の訓練計画 (c) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画 (d) 非常時の訓練計画 (e) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画	第 23 条 及び第 24 条	環境安全部長																																																									
(7) 年次施設定期自主検査実施計画	第 60 条	担当部長																																																									
(8) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価	第 98 条	担当部長																																																									
(9) その他の保安に関する重要事項	—	担当部長																																																									
審議項目	適用条項	討議申請者																																																									
(1) 特別諮問事項	—	担当部長																																																									
(2) 加工事業変更許可並びに加工施設の設計及び工事の計画の認可に関する事項	—	担当部長																																																									
(3) 主要施設の補修等の工事に係る工事計画	第 58 条	担当部長																																																									
(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項	—	保安管理部長																																																									
(5) 教育・訓練計画 (a) 年次保安教育計画 (b) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）及び積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画 (c) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画	第 23 条第 2 項 第 78 条の 2 から 第 79 条の 4 第 80 条の 2, 第 80 条の 3	環境安全部長																																																									
(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事項	第 58 条の 4, 第 60 条	担当部長																																																									
(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価	第 98 条	担当部長																																																									
(8) その他の保安に関する重要事項	—	担当部長																																																									
<p>3 放射線安全委員会の委員長は核燃料取扱主任者とし、社長が任命する者をもって構成する。</p> <p>4 放射線安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立とする。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、核燃料取扱主任者の代行者が委員長の責務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、持ち回り確認により委員長及び過半数委員の承認により委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員会事務局は、委員会の審議内容及び核燃料取扱主任者の意見を含めた議事録を作成し、社長及び保安管理責任者へ報告するとともに、5年間保管する。</p> <p>(答申の尊重) 【第 22 条 略】</p>	<p>3 放射線安全委員会の委員長は核燃料取扱主任者とし、委員会は社長が任命する者をもって構成する。</p> <p>4 放射線安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立とする。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、核燃料取扱主任者の代行者が委員長の責務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、持ち回り確認により委員長及び過半数委員の承認により委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員会事務局は、委員会の審議内容及び核燃料取扱主任者の意見を含めた議事録を作成し、社長及び保安管理責任者へ報告するとともに、5年間保管する。</p> <p>(答申の尊重) 【第 22 条 変更なし】</p>	<p>変更の理由 (3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>第 22 条変更なし</p>																																																									

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 教育・訓練</p> <p>(力量、教育・訓練及び認識) 【第23条 略】</p> <p>(初期消火活動、火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動、非常時及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練)</p> <p>第24条 環境安全部長は、第76条に定める初期消火活動に関する規程書、第25条に定める火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時に関する規程書、第81条に定める非常時の措置に関する規程書及び第81条に定める重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時に関する規程書に基づいて、毎年度、初期消火活動、火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動、非常時及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、放射線安全委員会の審議を経て、社長の承認を得る。</p> <p>2 社長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対して訓練を年1回以上実施させる。</p> <p>3 環境安全部長は、前項の訓練結果を第97条に定めるとおり記録し、これに基づいて、第1項の規程書の改善の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認、放射線安全委員会の審議を経て、社長へ報告する。</p> <p>4 社長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて第1項の規程書を改めさせ、次年度の訓練計画に反映させる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(加工施設の操作に係る計画及び実施) 第25条 担当部長は、第27条から第37条に記載する事項を定めた加工施設の操作に関する規程書を定める。</p> <p>2 担当課長又は担当部長は、前項に定めた規程書に基づいて、第27条から第37条の業務を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 教育・訓練</p> <p>(力量、教育・訓練及び認識) 【第23条 変更なし】</p> <p>第24条 削除</p> <p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(加工施設の操作に係る計画及び実施) 第25条 担当部長は、第27条から第37条に記載する事項を定めた加工施設の操作に関する規程書を定める。</p> <p>2 担当部課長は、前項に定めた規程書に基づいて、第27条から第37条の業務を実施する。</p>	<p>第23条変更なし</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第14号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(加工施設の操作に係る評価及び改善) 【第26条 略】</p> <p style="text-align: center;">第2節 通 則</p> <p>(加工施設の使用) 【第27条 略】</p> <p>(操作員の確保) 第28条 担当部長は、第23条第2項及び第3項に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。</p> <p>2 担当課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</p> <p>(巡視・点検) 第29条 担当課長は、毎日1回以上、別表2に定める設備等のうち、所掌するものについて巡視・点検を行う。</p> <p>2 解体撤去のための工事を伴う設備については、工事終了するまでの間、巡視・点検を行う。この際、異常を認めた場合においては、第36条に基づき措置を行い、必要に応じて第63条に従い補修作業を実施し、その結果を所管部長に報告する。また、核燃料物質等の漏えいに関しては、第34条第1項に従い対策を講じる。なお、解体撤去のための工事に関する作業については、第30条第1項(3)に規定された事項を適用する。ここで、第34条第1項の「核燃料加工施設を操作する場合は、核燃料物質の」とあるのは、「解体撤去のための工事を伴う設備においては、核燃料物質等の」とし、第36条第1項の「加工設備の操作に関し」とあるのは、「解体撤去のための工事を伴う設備の巡視・点検に関し」とする。</p> <p>(操作上の一般事項) 第30条 担当課長は、加工施設の操作に当たっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実にを行うこと。 (2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、操作する者に第23条で定める</p>	<p>(加工施設の操作に係る評価及び改善) 【第26条 変更なし】</p> <p style="text-align: center;">第2節 通 則</p> <p>(加工施設の使用) 【第27条 変更なし】</p> <p>(操作員等の確保) 第28条 担当部長は、第23条第2項及び第3項に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。</p> <p>2 担当課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</p> <p>3 <u>環境安全部長は、第78条の2から第80条の3の設計想定事象等に対する加工施設の保全に関する措置の初期活動を行う要員として、事業所に常駐する者を2名以上確保する。また、初期活動を行うその他の要員として5名程度を確保する。初期活動の要員が設計想定事象等の発生の際に事業所内外から速やかに参集するための通報連絡体制を整える。</u></p> <p>(巡視) 第29条 担当課長は、毎日1回以上、別表2に定める設備等のうち、所掌するものについて巡視を行う。<u>実施においては、第58条に定める観点を含めて行う。</u></p> <p>(操作上の一般事項) 第30条 担当課長は、加工施設の操作に当たっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実にを行うこと。 (2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、操作する者に第23条で定める</p>	<p>第26条変更なし</p> <p>第27条変更なし</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第14号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第14号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>教育・訓練に従い習得させること。</p> <p>(3) 非定常作業であって核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を手順に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受け、操作する者に習得させること。</p> <p>(4) 運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学的諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順に定めること。</p> <p>(5) 操作器は操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにすること。また、安全の確保のために手動操作を要する場合に備え、必要に応じて手動での対応手順を現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講じること。</p> <p style="text-align: center;">第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備) 【第31条 略】</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第32条 別表3に示した担当課長は、所管設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視・点検、施設定期自主検査等により機能を確認すること。</p> <p>(2) 異常を発見した場合、第36条に基づく措置を行うこと。</p> <p>ただし、別表3に示す設備について、設計と工事の方法の認可に基づいて改造工事等を行う場合、工事開始から使用前検査合格の日まで、上の措置を免除する。また、関連する別表4「臨界安全管理に係る核的制限値」及び別表5「火災及び爆発防止のための措置」並びに別表13「施設定期自主検査」についても、工事開始から使用前検査合格の日まで適用しない。なお、担当課長は、本ただし書きを適用する場合、当該設備の工事開始前及び当該設備工事終了後の設備使用開始前に、それぞれ、核燃料取扱主任者の承認を受ける。核燃料取扱主任者は承認に当たって、保安上の措置が適切であることを確認する。</p>	<p>教育・訓練に従い習得させること。</p> <p>(3) 非定常作業であって核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を手順に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受け、操作する者に習得させること。</p> <p>(4) <u>個別業務を操作員が引き継ぐ場合、必要に応じて作業記録等の引き渡しや操作状況の申し送りを実施するよう手順に定めること。</u></p> <p>(5) 運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学的諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順に定めること。</p> <p>(6) 操作器は操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにすること。また、安全の確保のために手動操作を要する場合に備え、必要に応じて手動での対応手順を現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講ずること。</p> <p style="text-align: center;">第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備) 【第31条 変更なし】</p> <p>【第32条 削除】</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第6号）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（連番の適正化）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（連番の適正化）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>第31条変更なし</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第4節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 担当課長は、核燃料物質を取り扱う設備・機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備・機器の寸法、又は容積を制限することが困難な設備・機器について、取り扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表4に掲げる核的制限値を超えないように、下記に掲げる操作上の留意事項を手順書等に規定し、放射線業務従事者に遵守させ十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 別表3(1)に掲げる設備のうち、核的制限値として別表4-2、4-3のバッチ限度量が設けられている工程等では、作業実施前後に、担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により核的制限値が遵守されていることを核燃料物質の秤量又は記録の照合等を行うことにより確認すること。</p> <p>(2) 上記(1)の工程等であって、その核的制限値からの逸脱を防止するためのインターロック機能、又は警報機能等を有する設備・機器では、作業実施前後に担当放射線業務従事者がそれらの設備・機器が作動していることを確認すること。</p> <p>(3) 別表3(1)に掲げる設備のうち、核的制限値として別表4-4、4-5、4-6、4-7のスラブ厚さ制限値、トレイ内の燃料棒配列、燃料棒制限本数又は円筒直径制限値が適用されている工程等では、事前に装荷される核燃料物質が制限値以下であることを目視等により確認した後、工程へ装荷すること。</p> <p>(4) 核燃料物質を取り扱う設備・機器付近の見やすい場所に別表4の核的制限値を表示すること。</p> <p>2 品質保証部長は、核燃料物質の加工に供する秤量器を第61条に基づき点検する。</p> <p>3 試験検査課長は、第1-1分析室(第1化学分析室、第1物理試験室、第1分光分析室及び第1-1金相検査室)、第1-2分析室、第1-3分析室において、各室のウランの取扱量を別表4-2に示すバッチ限度量以下とすることを操作上の留意事項として手順書等に規定し、放射線業務従事者に遵守させる。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 担当課長は、核燃料加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように次の対策を講じる。</p> <p>(1) 始業前点検等により異常の有無を確認すること。</p> <p>(2) 異常を発見した場合、第36条に基づく措置を行うこと。</p> <p>2 保安基盤課長は、第1種管理区域で非密封のウランを取り扱うときは、当該室内を外気に対して19.6 Pa以上の負圧に保つため、給排気設備を運転・管理する。</p> <p>(火災及び爆発の防止)</p> <p>【第35条 略】</p>	<p style="text-align: center;">第4節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 担当課長は、核燃料物質のうち濃縮ウランを取り扱う設備・機器について、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備・機器の寸法、又は容積を制限することが困難な設備・機器は、取り扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表4に掲げる核的制限値を超えないように、下記に掲げる操作上の留意事項を手順書等に規定し、放射線業務従事者に遵守させ十分な対策を講ずる。</p> <p>(1) 別表3(1)に掲げる設備のうち、核的制限値として別表4-2、4-3のバッチ限度量が設けられている工程等では、作業実施前後に、担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により核的制限値が遵守されていることを核燃料物質の秤量又は記録の照合等を行うことにより確認すること。</p> <p>(2) 上記(1)の工程等であって、その核的制限値からの逸脱を防止するためのインターロック機能、又は警報機能等を有する設備・機器では、作業実施前後に担当放射線業務従事者がそれらの設備・機器が作動していることを確認すること。</p> <p>(3) 別表3(1)に掲げる設備のうち、核的制限値として別表4-4、4-5、4-6、4-7のスラブ厚さ制限値、トレイ内の燃料棒配列、燃料棒制限本数又は円筒直径制限値が適用されている工程等では、事前に装荷される核燃料物質が制限値以下であることを目視等により確認した後、工程へ装荷すること。</p> <p>(4) 核燃料物質を取り扱う設備・機器付近の見やすい場所に別表4の核的制限値を表示すること。</p> <p>2 品質保証部長は、核燃料物質の加工に供する秤量器を第58条に基づき点検する。</p> <p>3 試験検査課長は、第1-1分析室(第1化学分析室、第1物理試験室、第1分光分析室及び第1-1金相検査室)、第1-2分析室、第1-3分析室において、各室のウランの取扱量を別表4-2に示すバッチ限度量以下とすることを操作上の留意事項として手順書等に規定し、放射線業務従事者に遵守させる。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 担当課長は、核燃料加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように次の対策を講ずる。</p> <p>(1) 始業前点検等により異常の有無を確認すること。</p> <p>(2) 異常を発見した場合、第36条に基づく措置を行うこと。</p> <p>2 保安基盤課長は、第1種管理区域で非密封のウランを取り扱うときは、当該室内を外気に対して19.6 Pa以上の負圧に保つため、給排気設備を運転・管理する。</p> <p>(火災及び爆発の防止)</p> <p>【第35条 変更なし】</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(核燃料物質加工事業変更許可に基づく修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>第35条変更なし</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>(核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続した取扱いに関する措置) 【第35条の2 略】</p> <p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置) 第36条 加工設備の操作に関し、臨界管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常を発見した者はあらかじめ定めた手順に従って直ちに担当課長に通報する。</p> <p>2 担当課長は、前項の通報を受けた場合は直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に通報する。担当課長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係課長に通報する。非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条に規定する通報を実施する。担当課長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3 担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、核燃料取扱主任者、担当部長及び必要に応じて関係部長に報告する。ただし、核燃料取扱主任者が必要と判断した場合は、社長へ報告する。担当課長は、当該施設の操作を停止した場合、その再開等を判断する。 なお、補修が必要と判断された場合については、第63条に基づき措置する。</p> <p>(火災及び爆発発生時の体制の整備) 第36条の2 環境安全部長は、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準」を含む火災及び爆発発生時における活動を実施させる。初期消火活動については、第76条から第80条に定める。 (1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育訓練 (3) 必要な資機材の配備 (4) 加工施設における可燃物の管理 (5) 手順書の整備</p> <p>2 火災又は爆発の発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講じるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に通報する。</p> <p>3 火災又は爆発の発生時においては、直ちに第76条から第80条の初期消火活動及び第88条から第91条の2の非常時の措置を実施する。</p>	<p>(核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続した取扱いに関する措置) 【第35条の2 変更なし】</p> <p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置) 第36条 加工設備の操作に関し、臨界管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常を発見した者はあらかじめ定めた手順に従って直ちに担当課長に通報する。</p> <p>2 担当課長は、前項の通報を受けた場合は直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に通報する。担当課長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係課長に通報する。非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条に規定する通報を実施する。担当課長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3 担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者、担当部長及び必要に応じて関係部長に報告する。ただし、核燃料取扱主任者が必要と判断した場合は、社長へ報告する。担当課長は、当該施設の操作を停止した場合、その再開等を判断する。 なお、補修が必要と判断された場合については、第58条に基づき措置する。</p> <p>【第36条の2から第36条の6 削除】</p>	<p>第35条の2変更なし</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第14号)</p> <p>※第36条の2は第78条の2に移行</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>(内部漏水発生時の体制の整備)</p> <p>第36条の3 環境安全部長は、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部漏水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準」を含む内部漏水発生時における活動を実施させる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育訓練 (3) 必要な資機材の配備 (4) 手順書の整備</p> <p>2 内部漏水発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講じるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に通報する。</p> <p>3 内部漏水発生時において、非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条から第91条の2に定める非常時の措置を実施する。</p>		<p>※第36条の3は第78条の3に移行</p>
<p>(火山活動（降灰）及び積雪発生時の体制の整備)</p> <p>第36条の4 環境安全部長は、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部漏水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準」を含む火山活動（降灰）及び積雪発生時における活動を実施させる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育訓練 (3) 必要な資機材の配備 (4) 手順書の整備</p> <p>2 火山活動（降灰）及び積雪発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講じるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に通報する。</p> <p>3 火山活動（降灰）及び積雪発生時において、非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条から第91条の2に定める非常時の措置を実施する。</p>		<p>※第36条の4は第79条の2に移行</p>
<p>(竜巻発生時の体制の整備)</p> <p>第36条の5 環境安全部長は、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部漏水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準」を含む竜巻発生時における活動を実施させる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育訓練 (3) 必要な資機材の配備 (4) 手順書の整備</p> <p>2 竜巻発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握</p>		<p>※第36条の5は第79条の3に移行</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講じるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に通報する。</p> <p>3 竜巻発生時において、非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条から第91条の2に定める非常時の措置を実施する。</p> <p>（その他の自然現象発生時の体制の整備）</p> <p>第36条の6 環境安全部長は、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準」を含むその他の自然現象発生時における活動を実施させる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 その他の自然現象の発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講じるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に通報する。</p> <p>3 その他の自然現象の発生時において、非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条から第91条の2に定める非常時の措置を実施する。</p> <p>4 環境安全部長は、自然現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>（人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第36条の7 保安基盤課長は、検知器又は侵入監視装置等により加工施設への人の不法な侵入等を監視する。</p> <p>2 保安基盤課長は、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。</p> <p>3 保安基盤課長は、周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。</p> <p>4 保安基盤課長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両積載物の点検を行う。</p> <p>5 保安基盤課長は、管理区域の出入口において、核燃料物質を検知する装置等により監視を行う。</p> <p>6 担当課長は、核燃料物質の不法な移動を防止するため、核燃料物質の管理区域からの移動については、所定の手順に基づき承認を得てから実施する。</p> <p>7 担当課長は、内部での不正操作を防止するため、加工施設における施設運転制御</p>	<p>【第36条の7 削除】</p>	<p>※第36条の6は第79条の4に移行</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第7号）</p> <p>※第36条の7は第46条の2に移行</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>系システム及び核物質防護系システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。</p> <p>8 担当課長は、前項の情報システムに対して不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。</p> <p>9 担当部長は、第1項から第8項に基づく措置について定期的に教育を実施する。</p> <p>(異常時における設備の手動による作動) 【第37条 略】</p>	<p>(異常時における設備の手動による作動) 【第37条 変更なし】</p>	<p>第37条変更なし</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(放射線管理に係る計画及び実施) 【第38条 略】</p> <p>(放射線管理に係る評価及び改善) 【第39条 略】</p> <p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>(管理区域) 【第40条 略】</p> <p>(管理区域の区分) 【第41条 略】</p> <p>(管理区域の特別措置) 【第42条 略】</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止) 第43条 保安基盤課長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第44条 保安基盤課長は、あらかじめ管理区域への立入許可に係る手順を定める。</p> <p>2 保安基盤課長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>3 保安基盤課長は、施錠等により、管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>4 保安基盤課長は、管理区域に立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 保安基盤課長が定めた管理区域出入口を経由すること。 ただし、保安基盤課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 保安基盤課長が定めた線量測定器を着用すること。 ただし、第47条に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合は、手順で定めた手続により保安基盤課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(放射線管理に係る計画及び実施) 【第38条 変更なし】</p> <p>(放射線管理に係る評価及び改善) 【第39条 変更なし】</p> <p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>(管理区域) 【第40条 変更なし】</p> <p>(管理区域の区分) 【第41条 変更なし】</p> <p>(管理区域の特別措置) 【第42条 変更なし】</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止) 第43条 保安基盤課長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講ずる。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第44条 保安基盤課長は、あらかじめ管理区域への立入許可に係る手順を定める。</p> <p>2 保安基盤課長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>3 保安基盤課長は、施錠等により、管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講ずる。</p> <p>4 保安基盤課長は、管理区域に立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講ずる。 (1) 保安基盤課長が定めた管理区域出入口を経由すること。 ただし、保安基盤課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 保安基盤課長が定めた線量測定器を着用すること。 ただし、第47条に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合は、手順で定めた手続により保安基盤課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。</p>	<p>第38条変更なし</p> <p>第39条変更なし</p> <p>第40条変更なし</p> <p>第41条変更なし</p> <p>第42条変更なし</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(第1種管理区域への出入管理)</p> <p>第45条 保安基盤課長は、施錠等により、第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>2 保安基盤課長は、第1種管理区域に立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 汚染検査室に備え付けた第1種管理区域専用被服又は、保安基盤課長が認めた被服を着用すること。</p> <p>(2) 第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。</p> <p>3 保安基盤課長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が、別表6に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>【第46条 略】</p>	<p>(第1種管理区域への出入管理)</p> <p>第45条 保安基盤課長は、施錠等により、第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講ずる。</p> <p>2 保安基盤課長は、第1種管理区域に立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講ずる。</p> <p>(1) 汚染検査室に備え付けた第1種管理区域専用被服又は、保安基盤課長が認めた被服を着用すること。</p> <p>(2) 第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。</p> <p>3 保安基盤課長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が、別表6に定める値を超えないような措置を講ずる。</p> <p><u>(保全区域)</u></p> <p><u>第45条の2 保全区域は、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のものであり、別図2から別図7に定める区域とする。</u></p> <p><u>2 保安基盤課長は、前項の保全区域を標識等によって区別するとともに、必要に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずる。</u></p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>【第46条 変更なし】</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第7号)</p> <p>第46条変更なし</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>(管理上の人の区分) 【第47条 略】</p> <p>(線量限度) 【第48条 略】</p> <p>(線量の評価及び通知) 【第49条 略】</p>	<p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p><u>(人の不法な侵入等の防止)</u> <u>第46条の2 保安基盤課長は、検知器又は侵入監視装置等により加工施設への人の不法な侵入等を監視する。</u></p> <p>2 <u>保安基盤課長は、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。</u></p> <p>3 <u>保安基盤課長は、周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。</u></p> <p>4 <u>保安基盤課長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両積載物の点検を行う。</u></p> <p>5 <u>保安基盤課長は、等により監視を行う。</u></p> <p>6 <u>担当課長は、核燃料物質の不法な移動を防止するため、核燃料物質の管理区域からの移動については、実施前に所定の手順に基づき承認する。</u></p> <p>7 <u>担当課長は、内部での不正操作を防止するため、加工施設における施設運転制御系システム及び核物質防護系システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。</u></p> <p>8 <u>担当課長は、前項の情報システムに対して不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。</u></p> <p>9 <u>担当部長は、第1項から第8項に基づく措置について定期的に教育を実施する。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第7号）</p> <p>第47条変更なし</p> <p>第48条変更なし</p> <p>第49条変更なし</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第50条 担当課長は、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2 保安基盤課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、その放射線防護措置が不十分な場合は担当課長に指導・助言を行う。</p> <p>3 保安基盤課長は、管理区域内に立ち入る者に対し、放射線防護のために保護衣、保護靴等の保護具を適切に着用させる。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第51条 線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた者、又は発見した者は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、担当課長及び保安基盤課長に連絡する。</p> <p>2 保安基盤課長は、前項の汚染状況を確認し、担当課長に汚染の除去、又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な指導・助言を行う。</p> <p>3 担当課長は、汚染の除去、又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な措置を講じ、措置結果について保安基盤課長の確認を受ける。</p> <p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第52条 保安基盤課長は、管理区域、周辺監視区域及び敷地内における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより測定し、第2安全管理室前、第2組立室前及び第1加工棟西側の管理区域出入口に、それぞれ必要な測定結果を掲示する。</p> <p>2 安全管理課長は、周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質を別表9に定めるところにより測定する。</p> <p>3 保安基盤課長は第1項の測定により、安全管理課長は第2項の測定により、それぞれ異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p>	<p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第50条 担当課長は、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2 保安基盤課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、<u>ALARA (合理的に達成可能な限り低く) の考えのもと</u>、その放射線防護措置が不十分と判断する場合は担当課長に指導・助言を行う。</p> <p>3 保安基盤課長は、管理区域内に立ち入る者に対し、放射線防護のために保護衣、保護靴等の保護具を適切に着用させる。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第51条 線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた者、又は発見した者は、汚染拡大防止等の応急措置を講ずるとともに、担当課長及び保安基盤課長に連絡する。</p> <p>2 保安基盤課長は、前項の汚染状況を確認し、担当課長に汚染の除去、又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な指導・助言を行う。</p> <p>3 担当課長は、汚染の除去、又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な措置を講じ、措置結果について保安基盤課長の確認を受ける。</p> <p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第52条 保安基盤課長は、管理区域、周辺監視区域及び敷地内における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより測定し、第2安全管理室前、第2組立室前及び第1加工棟西側の管理区域出入口に、それぞれ必要な測定結果を掲示する。</p> <p>2 安全管理課長は、周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質を別表9に定めるところにより測定する。</p> <p>3 保安基盤課長は第1項の測定により、安全管理課長は第2項の測定により、それぞれ異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講ずる。</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第9号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第53条 保安基盤課長は、別表11に定める放射線測定器類を年1回以上点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理、又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p>(第1種管理区域外への移動)</p> <p>第54条 第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める値を超えていないことについて保安基盤課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の持ち出す物品のうち、取扱作業上、安全への配慮(破損、薬品の漏えい等の防止)が必要な物品は、あらかじめ手順で定めた場所に一時保管する。</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第55条 担当課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、遮蔽等の措置を講じ、線量当量率が別表12に定める値を超えていないことについて保安基盤課長の確認を受ける</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第56条 担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うとともに、標識を取り付ける等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第57条 担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取り付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ、<u>所管部長の承認を得る。</u></p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第53条 保安基盤課長は、別表11に定める放射線測定器類を、<u>第58条に定める施設管理計画のもと、点検し</u>、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理、又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p>(第1種管理区域外への<u>搬出</u>)</p> <p>第54条 第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める値を超えていないことについて保安基盤課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の持ち出す物品のうち、取扱作業上、安全への配慮(破損、薬品の漏えい等の防止)が必要な物品は、あらかじめ手順で定めた場所に一時保管する。</p> <p>(管理区域外への<u>搬出</u>)</p> <p>第55条 担当課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、遮蔽等の措置を講じ、線量当量率が別表12に定める値を超えていないことについて保安基盤課長の確認を受ける</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第56条 担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うとともに、標識を取り付ける等の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p><u>2 担当課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</u></p> <p>(周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第57条 担当部課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取り付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第11号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第11号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第11号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第11号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第11号)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 6 章 保守管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保守管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(保守管理に係る計画及び実施)</p> <p>第 5 8 条 担当部長は、第 60 条から第 62 条に記載する事項を定めた施設定期自主検査に関する規程書及び第 62 条の 2 から第 65 条に記載する事項を定めた保全、補修、改造及び給排気設備の停止に係る措置に関する規程書を定める。規程書には以下の該当するもの及び第 58 条の 2 第 2 項に記載する事項を適宜含める。</p> <p>(1) 検査の独立性の程度、合否判定の基準及びリリースの方法</p> <p>(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、計器校正の有効性に関連する以下の事項</p> <p>(a) 校正に使用した計量標準の記録</p> <p>(b) 使用前及び使用中の必要に応じた調整</p> <p>(c) 校正の状態の識別</p> <p>(d) 計器及び放射線測定器に必要となる保護</p> <p>(3) 施設及び設備の改造に係る設計・開発の実施に際しての以下の手順</p> <p>(a) 改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を明確にすること。</p> <p>(b) 改造に係る要求事項を明確にし、当該施設の関係者を含めたレビューを行うこと。</p> <p>(c) 改造の各段階における結果を、設計を実施した者以外が検証し承認後次工程へ進めること。</p> <p>(d) 実行可能な場合にはいつでも、改造施設の使用前に要求事項に対する妥当性確認を行うこと。</p> <p>(e) 設計変更の際に、当該変更が施設に及ぼす影響の評価を含むレビューを行うこと。</p> <p>2 担当課長又は担当部長は、前項に定めた規程書に基づいて、第 60 条から第 65 条の業務を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 <u>施設管理</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 節 <u>施設管理計画</u></p> <p><u>(施設管理計画)</u></p> <p><u>第 5 8 条 加工施設について加工事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するために、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p><u>1. 施設管理方針及び施設管理目標</u></p> <p>(1) <u>社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 項参照) を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</u></p> <p>(2) <u>第 64 条の 2 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</u></p> <p>(3) <u>担当部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を品質目標の一部として設定する。また、11 項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 項参照) を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p><u>2. 保全プログラムの策定</u></p> <p><u>担当部長は、1 項の施設管理目標を達成するため、3 項より 10 項からなる保全プログラムを策定する。また、11 項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 項参照) を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p><u>3. 保全対象範囲の策定</u></p> <p><u>担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次項の構築物及び設備を選定する。</u></p> <p>(1) <u>安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設計及び工事の計画の認可申請書に基づき、設置した別表 2 に示す構築物及び設備</u></p> <p>(2) <u>(1) に含まれるものを除く放射線測定器類 (排気監視設備及び排水監視設備を含む)</u></p> <p>(3) <u>その他自ら定める設備 (非常時用の資機材等)</u></p> <p><u>4. 施設管理の重要度の設定</u></p> <p><u>担当課長は、3 項の保全対象範囲について構築物及び設備の範囲と安全機能を明確にしたうえで、構築物及び設備の保全活動の管理に用いる重要度 (以下「保全重要度」という。) を設定する。</u></p> <p>(1) <u>保全重要度は、当該安全機能の設計基準事故の発生防止及び影響緩和への影響並びに当該施設の事故対処への関与を考慮して設定する。</u></p> <p>(2) <u>保全重要度は、当該安全機能の臨界発生防止への影響についても考慮して設定する。</u></p> <p>(3) <u>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</u></p> <p>(1) <u>担当課長は、保全の有効性を監視、評価するために 4 項の保全重要度を踏まえ、施設</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第 8 条第 1 項第 1 6 号)</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p><u>(2) 担当課長は、運転実績、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10項の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u></p> <p><u>(3) 担当課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p> <p><u>(4) 担当課長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p><u>6. 保全計画の策定</u></p> <p><u>(1) 担当課長は、3項の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p> <p><u>a. 点検計画（6.1項参照）</u></p> <p><u>b. 設計及び補修等の工事の計画（6.2項参照）</u></p> <p><u>c. 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）（6.1項参照）</u></p> <p><u>d. 特別な保全計画（6.3項参照）</u></p> <p><u>(2) 担当課長は、保全計画の策定に当たって、4項の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10項の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</u></p> <p><u>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</u></p> <p><u>b. 一般産業界での運転経験</u></p> <p><u>c. 使用環境及び設置環境</u></p> <p><u>d. 劣化、故障モード</u></p> <p><u>e. 機器の構造等の設計的知見</u></p> <p><u>f. 科学的知見</u></p> <p><u>(3) 担当課長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</u></p> <p><u>6.1 点検計画等の策定</u></p> <p><u>(1) 担当課長は、停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 担当課長は、構築物、設備及び機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p><u>a. 予防保全</u></p> <p><u>① 時間基準保全</u></p> <p><u>② 状態基準保全</u></p> <p><u>b. 事後保全</u></p> <p><u>(3) 担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 時間基準保全</u></p> <p><u>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>① 具体的な点検方法</u></p> <p><u>② 構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>③ 実施頻度</u></p> <p><u>④ 実施時期</u></p> <p><u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データ採取、点検等の状</u></p>	<p>変更の理由(1)②</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p><u>b. 状態基準保全</u></p> <p><u>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>(a) 状態監視データの具体的採取方法</u></p> <p><u>(b) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</u></p> <p><u>(c) 状態監視データ採取頻度</u></p> <p><u>(d) 実施時期</u></p> <p><u>(e) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p><u>② 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>(a) 構築物、設備及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目</u></p> <p><u>(b) 点検の具体的方法</u></p> <p><u>(c) 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>(d) 実施頻度</u></p> <p><u>(e) 実施時期</u></p> <p><u>(f) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p><u>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>(a) 定例試験の具体的方法</u></p> <p><u>(b) 構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>(c) 実施頻度</u></p> <p><u>(d) 実施時期</u></p> <p><u>(e) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p><u>c. 事後保全</u></p> <p><u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p><u>(4) 担当課長は、点検を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査※により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p><u>c. 事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※：</u></p> <p><u>事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、使用前事業者検査及び定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</u></p> <p><u>(5) 担当課長は、加工施設の状況を日常的に監視し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態回復させることが出来るよう、毎日1回以上、別表2に定める設備等のうち、所管するものについて本号及び第29条による巡視を行うことを定める。</u></p> <p><u>6.2 設計及び補修等の工事の計画の策定</u></p> <p><u>(1) 担当課長は、設計及び補修等の工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び補修等の工事の計画を策定する。また、その計画段階において、</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>法令に基づく手続きの要否について確認し、その結果を記録する。</u></p> <p><u>(2) 担当課長は、工事を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下、「試験等」という。）によって確認・評価する時期までに次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p><u>(3) 異常を認めた場合の補修作業について、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>a. 担当課長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果として正常な状態に復帰させるために補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を実施、又は必要に応じて他の課長に実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。</u></p> <p><u>b. 前項の補修作業を実施する課長は、補修作業の実施に当たっては、火災爆発防止、その他の安全対策を講ずるとともに、必要に応じて当該設備を管理する課長又は当該補修作業に関連する課長と協議の上、工事計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受ける。核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する等保安上重要と判断した補修作業については、補修を実施する課長が、所属部門の部長の審査後、社長の承認を受ける。</u></p> <p><u>ただし、補修が加工施設の消耗品の取替え等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</u></p> <p><u>c. 社長は、前項の補修作業に係る工事計画を承認するに当たっては、放射線安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>d. 補修作業を実施する課長は、工事計画に基づき、作業を行う。</u></p> <p><u>e. 補修作業を実施した課長は、当該設備が機能確認の試験により正常に機能することを確認し、その結果について、所属部門の部長及び核燃料取扱主任者へ報告する。なお、所属部門の部長と設備を所管する部長が異なる場合は、設備を所管する部長へ報告する。さらに、社長の承認を受け補修作業を行った場合、補修作業を実施した部門の部長は、社長へ報告する。</u></p> <p><u>6.3 特別な保全計画の策定</u></p> <p><u>(1) 担当課長は、操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 点検の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 点検の実施時期</u></p> <p><u>(3) 担当課長は、別表2に定める設備等の補修、取替え、改造等及び新設に伴い、所定の機能が停止する期間については、核燃料取扱主任者の確認を受け、保全計画に基づく巡視、点検、定期事業者検査等の適用を除外できる。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>7. 保全の実施</u></p> <p><u>(1) 担当課長は、6項で定めた保全計画に従って保全を実施する。</u></p> <p><u>(2) 担当課長は、保全の実施に当たって、第58条の2による設計・開発管理及び第58条の3による作業管理を実施する。</u></p> <p><u>(3) 担当課長は、保全の結果について記録する。</u></p> <p><u>8. 保全の結果の確認・評価</u></p> <p><u>(1) 担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、設備及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>(2) 検査責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</u></p> <p><u>(3) 担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p><u>(1) 担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講ずるとともに、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講ずる。</u></p> <p><u>a. 保全を実施した構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</u></p> <p><u>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p><u>(2) 担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講ずる。</u></p> <p><u>(3) 担当課長は、(1)及び(2)の活動を第4条に定める改善活動に基づき実施する。</u></p> <p><u>10. 保全の有効性評価</u></p> <p><u>担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p><u>(1) 担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</u></p> <p><u>(2) 担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、設備及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1項に基づき保全方式を選定する。また、構築物、設備及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえたうえで評価する。</u></p> <p><u>11. 施設管理の有効性評価</u></p> <p><u>(1) 担当部長は、10項保全の有効性評価の結果及び1項施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認する。</u></p> <p><u>(2) 担当部長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p> <p><u>12. 情報共有</u></p> <p><u>担当課長は、必要に応じて、他の加工事業者と保安の向上に資するために必要な技術情報を共有する。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(設計・開発管理) 第58条の2 <u>担当課長又は担当部長は、第58条第1項の規程書に従って設計・開発管理を行う。</u></p> <p>2 <u>担当課長又は担当部長は、設計・開発にあたり、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、補修及び改造を含む加工施設の機能又は性能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。担当部長は、保全を実施するため、その記録を維持する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 設計・開発管理</u></p> <p>(設計・開発管理) 第58条の2 <u>加工施設の工事を行う場合、第4条7.3項の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>2 担当部課長は、前項において第4条7.3項適用の対象でないと判断した場合、工事対象設備の原設計を適用する。</u></p> <p><u>3 担当部課長は、第1項において第4条7.3項適用の対象と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3項に従って実施する。</u></p> <p><u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p><u>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>4 前項における設計には、次条に定める作業管理および第58条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
	<p style="text-align: center;"><u>第3節 作業管理</u></p> <p><u>(作業管理)</u></p> <p><u>第58条の3 担当課長は、前条の設計に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2 担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(4) 作業工程の管理</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(6) 第8章に基づく放射性廃棄物管理</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(7) 第5章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3 工事に先立ち、担当課長は、当該設備を管理する課長又は当該工事に関連する課長と協議の上、工事計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受ける。核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する等保安上重要と判断した場合は、所属部門の部長の審査後、社長の承認を受ける。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ただし、加工施設の消耗品の取替え等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</u></p> <p><u>4 社長は、前項の工事計画を承認するに当たっては、放射線安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>5 担当課長は、工事計画に基づき、作業を行う。</u></p> <p><u>6 担当課長は、当該設備が機能確認の試験により正常に機能することを確認し、その結果について、所属部門の部長及び核燃料取扱主任者へ報告する。なお、所属部門の部長と設備を所管する部長が異なる場合は、設備を所管する部長へ報告する。さらに、社長の承認を受け工事を行った場合、工事を実施した部門の部長は、社長へ報告する。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(保守管理に係る評価及び改善)</p> <p>第59条 担当部長は、第60条から第65条に記載する事項に対する結果を、第58条に定めた規程書に従って確認し、改善の必要性を含む評価を行い、定期的に放射線安全委員会へ報告する。</p> <p>2 担当部長は、前項の確認、評価及び報告を受けて、必要に応じて第58条の規程書を改める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第4節 使用前事業者検査</u></p> <p><u>(使用前事業者検査に関する事項)</u></p> <p><u>第58条の4 社長は、使用前事業者検査の対象となる加工施設について、その設置又は変更の工事に当たり、その施設が規制要件へ適合することを確認するための使用前事業者検査を統括する。</u></p> <p><u>2 社長は、第4条に定める保安管理組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査対象の加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査要領書を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>a. 設計及び工事の計画の認可又は工事の計画の届出に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(3) 検査要領書に以下を含める。</u></p> <p><u>イ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ロ 検査前条件</u></p> <p><u>ハ 検査の方法及び検査手順</u></p> <p><u>ニ 検査の判定基準</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(2)の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員もしくは組織の外部の要員において必要な力量を有する者を検査員として指名する。</u></p> <p><u>5 調達請求元は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>6 担当課長は、検査に係る記録を管理する。</u></p> <p><u>7 担当部長又は検査責任者は、検査に係る要員の教育・訓練を、第4条6.2.2項に基づいて行う。</u></p> <p>【第59条 削除】</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第8条第1項第16号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第8条第1項第16号)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第2節 施設定期自主検査</p> <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第60条 社長は、毎年度、第61条に規定する設備の施設定期自主検査の実施計画を定める。</p> <p>2 前項の実施計画は、設備を所管する部長が提案する。</p> <p>3 第1項の実施計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者がその内容について審査を行い、放射線安全委員会で審議する。</p> <p>4 担当課長は、関係課長と実施時期及び保安上の措置について協議し、第1項の実施計画に基づき検査を行う。</p> <p>(施設定期自主検査項目)</p> <p>第61条 担当課長が実施する施設定期自主検査の項目は、別表13に定める。</p> <p>2 品質保証部長は、保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器について、校正を年1回以上行う。 ただし、放射線測定器については、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</p> <p>3 前項の校正において、異常が発見された場合には、それまでの測定結果への影響</p>	<p style="text-align: center;">第5節 定期事業者検査</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第60条 社長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査を統括する。</p> <p>2 社長は、第4条に定める保安管理組織のうち、検査対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員を、検査責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査対象の加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査要領書を定め、それを実施する。 a. 設計及び工事の計画の認可又は工事の計画の届出に従って行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (3) 検査要領書に以下を含める。 イ 検査の項目及び検査場所 ロ 検査前条件 ハ 検査の方法及び検査手順 ニ 検査の判定基準 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(2)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を 検査員に行わせることができ、対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない者又は組織の外部の要員において必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>5 調達請求元は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>6 担当課長は、検査に係る記録を管理する。</p> <p>7 担当部長又は検査責任者は、検査に係る要員の教育・訓練を、第4条6.2.2項に基づいて行う。</p> <p>【第61条 削除】</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号)</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>を評価する。</p> <p>(施設定期自主検査結果の報告)</p> <p>第62条 担当課長は、前条に規定する施設定期自主検査を行った場合、その結果について設備を所管する部長の確認を受け、核燃料取扱主任者、保安管理責任者及び社長へ報告する。</p> <p style="text-align: center;">第2節の2 保 全</p> <p>(保 全)</p> <p>第62条の2 担当部長は、施設及び設備の設計・開発に当たって、第58条の2第2項に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p> <p>2 担当部長は、前項に定める保全の実施の結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の2に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p> <p style="text-align: center;">3節 補修及び改造</p> <p>(補 修)</p> <p>第63条 担当課長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果として正常な状態に復帰させるために補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を実施、又は必要に応じて他の課長に実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。</p> <p>2 前項の補修作業を実施する課長は、補修作業の実施に当たっては、火災爆発防止、その他の安全対策を講じるとともに、必要に応じて当該設備を管理する課長又は当該補修作業に関連する課長と協議の上、工事計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受ける。核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する等保安上重要と判断した補修作業については、補修を実施する課長が、所属部門の部長の審査後、社長の承認を受ける。</p> <p>ただし、補修が加工施設の消耗品の取替え等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</p> <p>3 社長は、前項の補修作業に係る工事計画を承認するに当たっては、放射線安全委員会に諮問する。</p> <p>4 補修作業を実施する課長は、工事計画に基づき、作業を行う。</p> <p>5 補修作業を実施した課長は、当該設備が機能確認の試験により正常に機能すること</p>	<p>(定期事業者検査結果の報告)</p> <p>第62条 環境安全部長は、前条に規定する定期事業者検査を行った場合、その結果について、次の定期事業者検査までの期間、安全機能が維持されることの確認を含め、設備を所管する部長の確認を受け、核燃料取扱主任者、保安管理責任者及び社長へ報告する。</p> <p style="text-align: center;">【第62条の2から第64条 削除】</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>を確認し、その結果について、所属部門の部長及び核燃料取扱主任者へ報告する。 なお、所属部門の部長と設備を所管する部長が異なる場合は、設備を所管する部長へ報告する。さらに、社長の承認を受け補修作業を行った場合、補修作業を実施した部門の部長は、社長へ報告する。</p> <p>(改 造)</p> <p>第64条 担当課長は、施設の改造を自ら、又は他の課長に依頼して行う。</p> <p>2 改造作業を実施する課長は、火災爆発防止、その他の安全対策を講じるとともに、必要に応じて当該設備を管理する課長又は当該改造作業に関連する課長と協議の上、工事計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受ける。核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する等保安上重要と判断した改造作業については、改造を実施する課長が、所属部門の部長の審査後、社長の承認を受ける。</p> <p>3 社長は、前項の改造に係る工事計画を承認するに当たっては、放射線安全委員会に諮問する。</p> <p>4 改造を実施した課長は、当該設備が機能確認の試験により正常に機能することを確認し、その結果について所属部門の部長及び核燃料取扱主任者へ報告する。なお、所属部門の部長と設備を所管する部長が異なる場合は、設備を所管する部長へ報告する。さらに、社長の承認を受け改造作業を行った場合、改造作業を実施した部門の部長は、社長へ報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 長期施設管理方針</p> <p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p><u>第64条の2</u> 担当部長は、「<u>加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方</u>」等を参考とし、10年を超えない期間ごとに加工施設の経年劣化に関する技術的な評価（高経年化評価）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。また、担当部長は、高経年化評価を実施するために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。ここで、高経年化評価とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変件事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p> <p><u>2 担当部長は、第1項の高経年化評価の結果を、放射線安全委員会に報告する。</u></p> <p><u>3 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示す。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号） 長期施設管理方針については第96条より切り離し、第64条の2に独立させる。</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第4節 給排気設備の停止に係る措置</p> <p>(給排気設備の停止に係る措置)</p> <p>第65条 保安基盤課長は、核燃料加工施設において、計画停電等のため第1種管理区域の給排気設備を停止する場合、担当課長に以下の措置を講じさせ、事前に核燃料取扱主任者の承認を受ける。核燃料取扱主任者は承認に当たって、その措置が適切であることを確認する。</p> <p>(1) 施設の通常的使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時対応手順書の整備・周知徹底及び対応体制の確保 (4) 給排気設備の停止後の第1種管理区域への入域における呼吸保護具の着用等の内部被ばく防止</p> <p style="text-align: center;">第5節 新規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置</p> <p>(新規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置)</p> <p>第65条の2 新規制基準対応の工事に当たっては、設計及び工事の方法の認可に従い、工事中に核燃料物質を移動する場合には、工事開始前の核的制限値及び貯蔵能力を逸脱しない手順とし、当該工事完了後には工事後の核的制限値及び貯蔵能力を満足する状態とする。また、保管廃棄施設の工事後に放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合には、工事後の保管廃棄能力を満足する手順とする。個々の施設・設備の工事及びそれに係る検査を終えてから、加工施設全体の性能に関する検査（核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六第4号に基づく検査）を受検するまでの間、施設・設備に核燃料物質を貯蔵し、又は放射性固体廃棄物を保管した状態を維持することに関し、次の各号に定める事項により、施設・設備を検査の状態に維持する。</p> <p>(1) 担当課長は、第29条に定めるとおり、施設・設備の巡視・点検を実施する。 (2) 第32条のただし書に基づく工事開始から使用前検査合格の日までの免除を適用せず、別表3に示した担当課長は、所管設備の機能を確保するための措置を講じる。 (3) 担当課長は、施設・設備の安全機能を考慮し、第60条に定める施設定期自主検査を実施する。 (4) 担当課長は、第62条の2で定める保全計画に基づき、施設・設備の保全を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 給排気設備の停止に係る措置</p> <p>(給排気設備の停止に係る措置)</p> <p>第65条 保安基盤課長は、核燃料加工施設において、計画停電等のため第1種管理区域の給排気設備を停止する場合、担当課長に以下の措置を講じさせ、事前に核燃料取扱主任者の承認を受ける。核燃料取扱主任者は承認に当たって、その措置が適切であることを確認する。</p> <p>(1) 施設の通常的使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時対応手順書の整備・周知徹底及び対応体制の確保 (4) 給排気設備の停止後の第1種管理区域への入域における呼吸保護具の着用等の内部被ばく防止</p> <p style="text-align: center;">【第65条の2 削除】</p>	<p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 7 章 核燃料物質の管理</p> <p>(核燃料物質の管理に係る計画及び実施) 【第 6 6 条 略】</p> <p>(核燃料物質の管理に係る評価及び改善) 【第 6 7 条 略】</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し) 第 6 8 条 担当課長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、<u>記録、目視検査等により、保安上必要な措置が講じられていることを確認する。</u></p> <p>2 担当課長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第 57 条に定める措置を講じるとともに、GNF-J 及び GNF-J から核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であることその他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。 (1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。 (2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。 (3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3 環境安全部長は、核燃料物質を受け入れる前に、核燃料物質が別表 14 の受入仕様値に適合することを確認する。</p> <p>(核燃料物質の運搬) 第 6 9 条 担当課長は、事業所内で核燃料物質を運搬する場合は、第 56 条に定める措置を<u>講じる。</u></p> <p>(核燃料物質の貯蔵) 【第 7 0 条 略】</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 核燃料物質の管理</p> <p>(核燃料物質の管理に係る計画及び実施) 【第 6 6 条 変更なし】</p> <p>(核燃料物質の管理に係る評価及び改善) 【第 6 7 条 変更なし】</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し) 第 6 8 条 担当課長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、<u>外運搬規則に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p>2 担当課長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第 57 条に定める措置を講じるとともに、GNF-J 及び GNF-J から核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であることその他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。 (1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。 (2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。 (3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3 環境安全部長は、核燃料物質を受け入れる前に、核燃料物質が別表 14 の受入仕様値に適合することを確認する。</p> <p>(核燃料物質の運搬) 第 6 9 条 担当課長は、事業所内で核燃料物質を運搬する場合は、第 56 条に定める措置<u>及び確認を実施する。</u></p> <p><u>2 担当部課長は、事業所外へ核燃料物質を運搬する場合は、第 57 条に定める措置及び確認を実施する。</u></p> <p><u>3 担当部課長は、核燃料物質を事業所外から受入のために運搬する場合は、第 57 条に定める措置及び確認を実施する。</u></p> <p>(核燃料物質の貯蔵) 【第 7 0 条 変更なし】</p>	<p>第 6 6 条変更なし</p> <p>第 6 7 条変更なし</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第 8 条第 1 項第 1 1 号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第 8 条第 1 項第 1 1 号)</p> <p>第 7 0 条変更なし</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)</p> <p>第 7 1 条 環境安全部長は、第 73 条から第 75 条の 2 に記載する事項を定めた放射性廃棄物管理に関する規程書を定める</p> <p>2 担当課長は、前項に定めた規程書に基づいて、第 73 条から第 75 条の 2 の業務を実施する。</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)</p> <p>【第 7 2 条 略】</p> <p>(廃棄物の仕掛品)</p> <p>第 7 3 条 担当課長は、第 1 種管理区域内で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下、「廃棄物の仕掛品」という。）を、処理作業途中に一時的に保管する場合は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品は、汚染の広がりを防止するための措置を講じ、防火のために金属製容器に収納し、別図 1 0 - 5 に示す第 1 廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(2) 工事等において廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、工事計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図 1 0 - 5 に示す第 1 廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(3) 廃棄物の仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが困難な場合は、工事計画を作成し、汚染の広がりを防止するための措置及び防火のための措置を講じ、当該作業区域又は別図 1 0 - 5 に示す第 1 廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 7 3 条の 2 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を、次の各号に定める事項により廃棄物貯蔵場に保管廃棄する。</p> <p>(1) 廃棄物は、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物及び難燃性廃棄物に分類すること。ただし、金属類の不燃性廃棄物のうち、除染した物は別に区分し、保管廃棄すること。</p> <p>(2) 廃棄物は、汚染の広がりを防止する措置を講じ、ドラム缶等の金属製容器に入れ保管廃棄すること。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、ドラム缶等の金属製容器に入らないものは、汚染の広がりを防止する措置及び防火のための措置を講じ、保管廃棄すること。</p> <p>(4) 廃棄物を入れるドラム缶等には、放射性固体廃棄物等を示す標識をつけ、別表 18 で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。</p> <p>(5) 廃棄物を入れたドラム缶等は、荷崩れ等により他設備に影響を与えぬよう、こ</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)</p> <p>第 7 1 条 環境安全部長は、第 73 条から第 75 条の 2 に記載する事項を定めた放射性廃棄物管理に関する規程書を定める。</p> <p>2 担当課長は、前項に定めた規程書に基づいて、第 73 条から第 75 条の 2 の業務を実施する。</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)</p> <p>【第 7 2 条 変更なし】</p> <p>(廃棄物の仕掛品)</p> <p>第 7 3 条 担当課長は、第 1 種管理区域内で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下、「廃棄物の仕掛品」という。）を、処理作業途中に一時的に保管する場合は、次の各号に定める措置を講ずる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品は、汚染の広がりを防止するための措置を講じ、防火のために金属製容器に収納し、別図 10-5 に示す第 1 廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(2) 工事等において廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、工事計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図 10-5 に示す第 1 廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(3) 廃棄物の仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが困難な場合は、工事計画を作成し、汚染の広がりを防止するための措置及び防火のための措置を講じ、当該作業区域又は別図 10-5 に示す第 1 廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 7 3 条の 2 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を、次の各号に定める事項により廃棄物貯蔵場に保管廃棄し、<u>廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(1) 廃棄物は、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物及び難燃性廃棄物に分類すること。ただし、金属類の不燃性廃棄物のうち、除染した物は別に区分し、保管廃棄すること。</p> <p>(2) 廃棄物は、汚染の広がりを防止する措置を講じ、ドラム缶等の金属製容器に入れ保管廃棄すること。</p> <p>(3) <u>廃棄物の保管廃棄は別表 15 の 2 に定める廃棄物貯蔵場におき、同表に定める保管廃棄能力を超えないこと。</u></p> <p><u>(4)</u> 廃棄物のうち、ドラム缶等の金属製容器に入らないものは、汚染の広がりを防止する措置及び防火のための措置を講じ、保管廃棄すること。</p> <p><u>(5)</u> 廃棄物を入れるドラム缶等には、放射性固体廃棄物等を示す標識をつけ、別表</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>第 7 2 条変更なし</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第 8 条第 1 項第 1 2 号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(核燃料物質加工事業変更許可に基づく修正)</p> <p>変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>れを防止するための措置を行い、適切に保管廃棄すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物貯蔵場における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物貯蔵場の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1-9 廃棄物貯蔵場、第1-10 廃棄物貯蔵場及び第1-11 廃棄物貯蔵場（以下「3 廃棄物貯蔵場」という。）には不燃性廃棄物のみ保管するとともに、3 廃棄物貯蔵場の放射性固体廃棄物に混入しているウラン量を3 廃棄物貯蔵場の保管廃棄能力で除した値が200リットルドラム缶あたり0.5キログラムを超えないことを確認する。また、3 廃棄物貯蔵場以外の廃棄物貯蔵場全体の放射性固体廃棄物に混入しているウラン量を3 廃棄物貯蔵場以外の廃棄物貯蔵場全体の保管廃棄能力で除した値が200リットルドラム缶あたり1キログラムを超えないことを確認する。</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 廃棄物管理課長は、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、第2 廃棄物処理室の排液貯槽における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3 保安基盤課長は、別表17に定めるところにより、排水中の放射性物質濃度をバッチごとに測定し、廃棄物管理課長に連絡する。</p> <p>4 保安基盤課長は、排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、速やかに関係課長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5 担当課長は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、保安基盤課長、廃棄物管理課長及び関係者と協議して、その原因を調査するとともに、核燃料取扱主任者の指導・助言を受け、適切な措置を講じる。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、前項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性物質によって汚染されたおそれのある廃油を手順に定めた腐食しない容器に封入し、堰を有する第2ウラン回収室第1区域に保管廃棄する。このうち、焼却可能なものは廃油処理装置で焼却し、焼却灰は放射性固体廃棄物として廃棄物保管設備に保管廃棄する。</p>	<p>18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。</p> <p><u>(6)</u> 廃棄物を入れたドラム缶等は、荷崩れ等により他設備に影響を与えぬよう、これを防止するための措置を行い、適切に保管廃棄すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物貯蔵場における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物貯蔵場の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1-9 廃棄物貯蔵場、第1-10 廃棄物貯蔵場及び第1-11 廃棄物貯蔵場（以下「3 廃棄物貯蔵場」という。）には不燃性廃棄物のみ保管するとともに、3 廃棄物貯蔵場の放射性固体廃棄物に混入しているウラン量を3 廃棄物貯蔵場の保管廃棄能力で除した値が200リットルドラム缶あたり0.5キログラムを超えないことを確認する。また、3 廃棄物貯蔵場以外の廃棄物貯蔵場全体の放射性固体廃棄物に混入しているウラン量を3 廃棄物貯蔵場以外の廃棄物貯蔵場全体の保管廃棄能力で除した値が200リットルドラム缶あたり1キログラムを超えないことを確認する。</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 廃棄物管理課長は、<u>ALARA（合理的に達成可能な限り低く）の考えにのっとり放射性液体廃棄物の放出管理を行い</u>、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、第2 廃棄物処理室の排液貯槽における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3 保安基盤課長は、別表17に定めるところにより、排水中の放射性物質濃度をバッチごとに測定し、廃棄物管理課長に連絡する。</p> <p>4 保安基盤課長は、排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、速やかに関係課長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5 担当課長は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、保安基盤課長、廃棄物管理課長及び関係者と協議して、その原因を調査するとともに、核燃料取扱主任者の指導・助言を受け、適切な措置を講ずる。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、前項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性物質によって汚染されたおそれのある廃油を手順に定めた腐食しない容器に封入し、堰を有する第2ウラン回収室第1区域に保管廃棄する。このうち、焼却可能なものは廃油処理装置で焼却し、焼却灰は放射性固体廃棄物として廃棄物貯蔵場に保管廃棄する。</p>	<p>に伴う適正化)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第9号）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>8 試験検査課長は、有機溶剤等を含む液体廃棄物を、腐食しない容器に密封し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物が拡がらないような金属製容器に封入する。封入した金属製容器は、第1-4 廃棄物貯蔵場内に保管する。</p> <p>9 前項の保管に当たっては、第73条の2第1項第4号及び第73条の2第2項を準用する。</p> <p>10 保安基盤課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、別表16の2に定める年間放出量（上限値）を超えないことを確認する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 保安基盤課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2 保安基盤課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3 保安基盤課長は、別表17に定めるところにより、排気中の放射性物質濃度を監視・測定する。</p> <p>4 保安基盤課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、速やかに関係課長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5 担当課長は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、保安基盤課長及び関係者と協議して、その原因を調査するとともに、核燃料取扱主任者の指導・助言を受け、適切な措置を講じる。</p> <p>6 保安基盤課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、速やかに、社長、核燃料取扱主任者、保安管理部長、環境安全部長及び製造部長に通知する。</p> <p>7 保安基盤課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、別表16の2に定める年間放出量（上限値）を超えないことを確認する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物)</p> <p>【第75条の2 略】</p>	<p>8 試験検査課長は、有機溶剤等を含む液体廃棄物を、腐食しない容器に密封し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物が拡がらないような金属製容器に封入する。封入した金属製容器は、第1-4 廃棄物貯蔵場内に保管する。</p> <p>9 前項の保管に当たっては、第73条の2第1項第4号及び第73条の2第2項を準用する。</p> <p>10 保安基盤課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、別表16の2に定める年間放出量（上限値）を超えないことを確認する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 保安基盤課長は、<u>ALARA（合理的に達成可能な限り低く）の考えにのっとり放射性液体廃棄物の放出管理を行い</u>、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2 保安基盤課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3 保安基盤課長は、別表17に定めるところにより、排気中の放射性物質濃度を監視・測定する。</p> <p>4 保安基盤課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、速やかに関係課長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5 担当課長は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、保安基盤課長及び関係者と協議して、その原因を調査するとともに、核燃料取扱主任者の指導・助言を受け、適切な措置を講ずる。</p> <p>6 保安基盤課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、速やかに、社長、核燃料取扱主任者、保安管理部長、環境安全部長及び製造部長に通知する。</p> <p>7 保安基盤課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、別表16の2に定める年間放出量（上限値）を超えないことを確認する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物)</p> <p>【第75条の2 変更なし】</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第9号）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>第75条の2 変更なし</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第9章 初期消火活動</p> <p style="text-align: center;">第1節 初期消火活動に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(初期消火活動に係る計画及び実施)</p> <p>第76条 環境安全部長は、第78条から第80条に記載する事項を定めた初期消火活動に係る措置に関する規程書を定める。</p> <p>2 従業員等は、前項に定めた規程書に基づいて、第78条から第80条の業務を実施する。</p> <p>(初期消火活動に係る評価及び改善)</p> <p>第77条 環境安全部長は、初期消火活動の結果を、第76条に定めた規程書に従い確認し、改善の必要性を含む評価を行い、定期的に放射線安全委員会へ報告する。</p> <p>2 環境安全部長は、前項の確認、評価及び報告を受けて、必要に応じて第76条の規程書を改める。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 <u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する</u>計画、実施、評価及び改善</p> <p>【第76条 削除】</p> <p><u>(設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る計画及び実施)</u></p> <p><u>第76条の2 環境安全部長は、許可をうけたところによる基本設計に即した対策が機能するよう、設計想定事象に応じて、第78条の2から第80条の3に記載する事項を定めた設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置の規程書を定める。</u></p> <p><u>2 従業員等は、前項に定めた規程書に基づいて、第78条の2から第80条の3の業務を実施する。</u></p> <p>【第77条 削除】</p> <p><u>(設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る評価及び改善)</u></p> <p><u>第77条の2 環境安全部長は、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る結果を、第76条の2に定めた規程書に従い確認し、改善の必要性を含む評価を行い、定期的に放射線安全委員会へ報告する。</u></p> <p><u>2 環境安全部長は、前項の確認、評価及び報告を受けて、必要に応じて第76条の2の規程書を改める。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><u>第2節 初期消火活動のための体制の整備</u></p> <p><u>(初期消火活動のための体制の整備)</u></p> <p><u>第78条 環境安全部長は、初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために警備室に、衛星電話を設置する。なお、この設備が点検又は故障の場合はこの限りでないが、点検後又は修復後に遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>(2) 初期消火活動を行う要員として事業所に常駐する者を2名以上確保する。初期消火活動を行うその他の要員として5名程度を確保する。初期消火活動の要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集するための通報連絡体制を整える。</u></p> <p><u>(3) 第3種移動式粉末消火設備、消火器、屋外消火栓、消防車（可搬全自動消防ポンプ搭載）1台、泡消火薬剤及び初期消火活動に必要なその他資機材を備え付ける。なお、消防車（可搬全自動消防ポンプ搭載）が点検又は故障時には代替の可搬消防ポンプを準備する。</u></p> <p><u>(4) 第29条に定める巡視・点検により、火災の早期発見に努めさせる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 設計想定事象等に係る加工施設の保全のための体制の整備</u></p> <p>【第78条 削除】</p> <p><u>(火災及び爆発発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第78条の2 環境安全部長は、火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動</u></p> <p><u>※1を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 消防吏員へ通報するための警備室への衛星電話の設置※2</u></p> <p><u>(2) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(3) 要員に対する教育・訓練</u></p> <p><u>(4) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>(5) 加工施設における可燃物の管理</u></p> <p><u>2 担当部課長は、前項の計画に基づき、火災又は爆発発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3 火災又は爆発の発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>※1：消防吏員への通報、消火又は延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到達するまでに行う活動を含む。</u></p> <p><u>※2：点検又は故障の場合を除く。ただし、点検後又は修復後に遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>4 火災又は爆発の発生時における第89条に定める応急措置の実施に際して、担当課長は、第2項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>5 火災又は爆発の発生時における第91条に定める対策活動の実施に際して、本部長は、第2項に定まる手順にて事態の拡大防止等に関する活動を行う。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第3節 初期消火活動</p> <p>(通報連絡)</p> <p>第79条 事業所内にて火災を発見した者は、第76条に定める規程書に基づき必要な通報連絡を行う。</p>	<p><u>(内部溢水発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第78条の3 環境安全部長は、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育・訓練</u></p> <p><u>(3) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 担当課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3 内部溢水発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u></p> <p>【第79条 削除】</p> <p><u>(火山活動（降灰）及び積雪発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第79条の2 環境安全部長は、火山活動（降灰）及び積雪発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育・訓練</u></p> <p><u>(3) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 担当課長は、前項の計画に基づき、火山活動（降灰）及び積雪発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3 火山活動（降灰）及び積雪発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>4 火山活動（降灰）及び積雪発生時における第91条に定める対策活動の実施に際して、本部長は、第2項に定まる手順にて事態の拡大防止等に関する活動を行う。</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>(消火又は延焼の防止等)</p> <p>第80条 第78条第2号に定める初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し、消火又は延焼の防止等を行う。管理区域内での消火では、ウランの漏えい等のリスクを排除するために、水以外の消火剤を優先して使用する。</p>	<p><u>(竜巻発生時の体制の整備)</u></p> <p>第79条の3 環境安全部長は、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>2 担当課長は、前項の計画に基づき、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 竜巻発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</p> <p><u>(その他の自然現象発生時の体制の整備)</u></p> <p>第79条の4 環境安全部長は、その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>2 担当課長は、前項の計画に基づき、その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 その他の自然現象の発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</p> <p>4 環境安全部長は、自然現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>【第80条 削除】</p> <p><u>(重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)</u></p> <p>第80条の2 社長は、重大事故に至るおそれがある事故*が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>*重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるも</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
	<p><u>のである。</u></p> <p><u>2 環境安全部長は、前項の方針に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付2の「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊実施基準」に従い、計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育・訓練に関する事項</u></p> <p><u>(a) 力量の維持向上のための教育・訓練を年1回以上実施すること</u></p> <p><u>(b) 訓練計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、放射線安全委員会の審議後、社長の承認を得ること</u></p> <p><u>(c) 訓練の結果を記録し、核燃料取扱主任者の確認及び放射線安全委員会の審議を経て、社長へ報告すること</u></p> <p><u>(3) 必要な電源その他の資機材の配備</u></p> <p><u>3 担当課長は、前項の計画に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として次号の手順を定める。</u></p> <p><u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(大規模損壊発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第80条の3 社長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって加工施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</u></p> <p><u>2 環境安全部長は、前項の方針に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付2の「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊実施基準」に従い、計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育・訓練に関する事項</u></p> <p><u>(a) 力量の維持向上のための教育・訓練を年1回以上実施すること</u></p> <p><u>(b) 訓練計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、放射線安全委員会の審議後、社長の承認を得ること</u></p> <p><u>(c) 訓練の結果を記録し、核燃料取扱主任者の確認及び放射線安全委員会の審議を経て、社長へ報告すること</u></p> <p><u>(3) 必要な電源その他の資機材の配備</u></p> <p><u>3 担当課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次号の手順を定める。</u></p> <p><u>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u></p> <p><u>(2) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を緩和するための対策に関すること</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 0 章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(非常時の措置に係る計画及び実施) 【第 8 1 条 略】</p> <p>(非常時の措置に係る評価及び改善) 【第 8 2 条 略】</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 事前対策</p> <p>(非常時の組織) 第 8 3 条 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時を含む非常事態が発生した場合に備え対策活動を行えるよう本部要員、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的助言を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する重大事故等対策組織としても活動が行える防災本部組織をあらかじめ定めておく。防災本部組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。<u>添 2 の図 1 に防災本部組織の組織図を示す。</u></p> <p>2 防災本部組織の本部長には社長が当たる。 ただし、本部長が不在の場合に備えあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(防災本部要員) 第 8 4 条 社長は、防災本部組織に、本部要員、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。<u>添 2 の表 1 に本部要員、実施組織及び支援組織の任務を示す。</u></p> <p>(非常時用器材の整備) 第 8 5 条 社長は、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、<u>放射線計測機器等、通信関係機器、発電機、その他資機材をあらかじめ整備</u>しておく。</p> <p>2 社長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬型照明及び専用の電源をあらかじめ<u>整備</u>しておく。添付 2 の表 2 に、第 1 項も含め、<u>重大事故等対策として整備する非常時用器材 (資機材)</u>を示す。</p> <p>3 社長は、外部電源喪失時に用いるガスタービン発電機を 7 日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 0 章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(非常時の措置に係る計画及び実施) 【第 8 1 条 変更なし】</p> <p>(非常時の措置に係る評価及び改善) 【第 8 2 条 変更なし】</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 事前対策</p> <p>(非常時の組織) 第 8 3 条 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時を含む非常事態が発生した場合に備え対策活動を行えるよう本部要員、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的助言を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する重大事故等対策組織としても活動が行える防災本部組織をあらかじめ定めておく。防災本部組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。</p> <p>2 防災本部組織の本部長には社長が当たる。 ただし、本部長が不在の場合に備えあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(防災本部要員) 第 8 4 条 社長は、防災本部組織に、本部要員、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(非常時用<u>の資機材の配備</u>) 第 8 5 条 社長は、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機器等、通信関係、発電機、<u>可搬型照明</u>、その他資機材をあらかじめ<u>配備</u>しておく。</p> <p>2 社長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬型照明及び専用の電源をあらかじめ<u>配備</u>しておく。添付 2 の表 2 に、第 1 項も含め、<u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対策</u>として<u>配備</u>する資機材を示す。</p> <p>3 社長は、外部電源喪失時に用いるガスタービン発電機を 7 日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。</p>	<p>第 8 1 条変更なし</p> <p>第 8 2 条変更なし</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第 8 条第 1 項第 1 4 号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第 8 条第 1 項第 1 4 号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(使用する用語の統一)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第 8 条第 1 項第 1 4 号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(使用する用語の統一)</p>

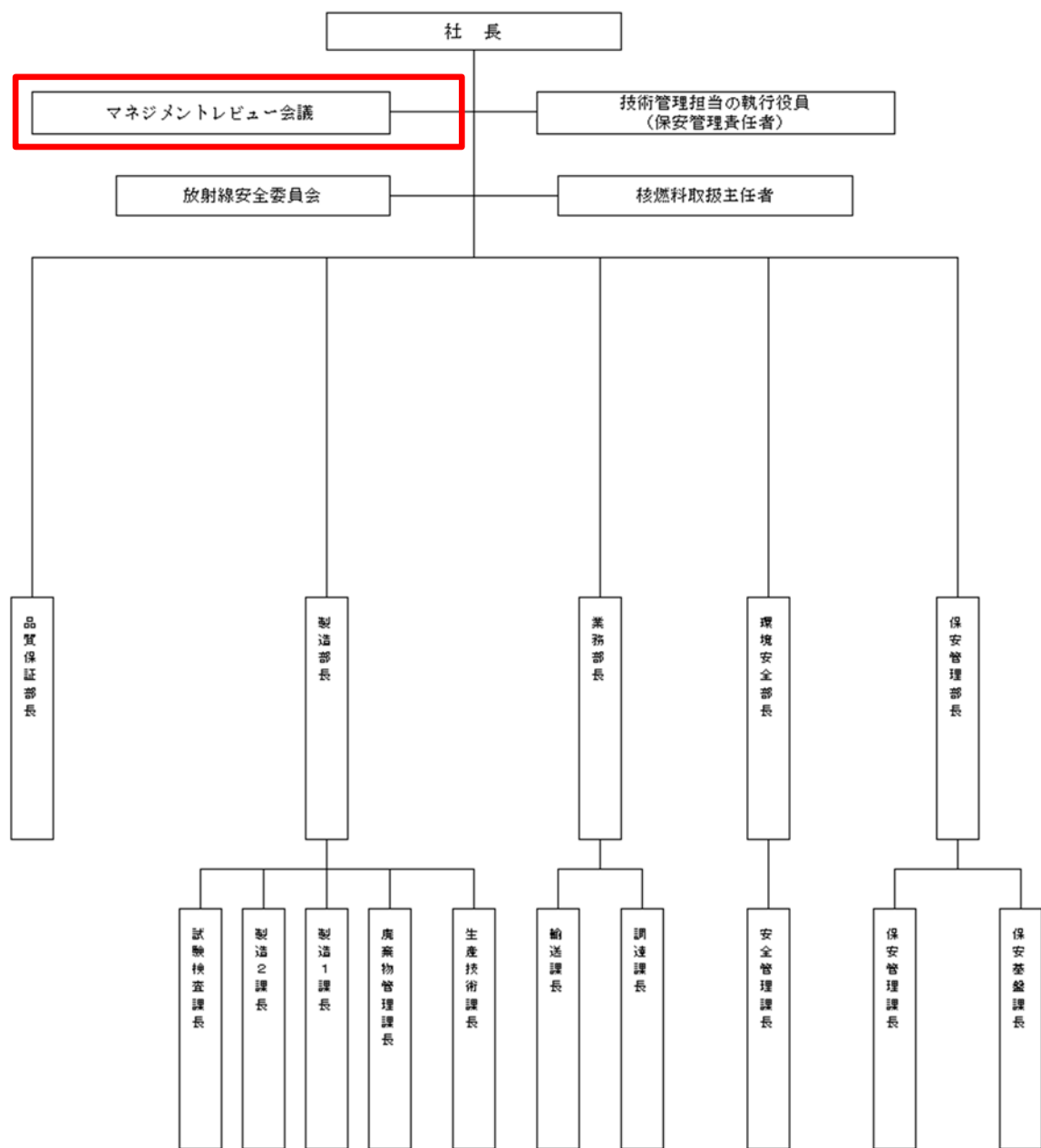
変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>4 担当部長は、第1項から第3項に定める非常時用器材について、第62条の2に基づく保全を実施し、常に使用可能な状態に維持する。故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理、又は代替品を補充する。</p> <p>(通報系統) 【第86条 略】</p> <p>(非常時の処置要領) 【第87条 略】</p> <p><u>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備)</u> 第87条の2 社長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針の下に第81条第1項に定める、次の各号を含む添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」を含む規程書の活動を実施させる。 (1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育訓練 (3) 必要な電源その他の資機材の配備 (4) 手順書の整備 (5) 保全の活動を行うために必要な次の事項 一 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること 二 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>第3節 初期活動</p> <p>(通 報) 【第88条 略】</p> <p>(応急措置) 第89条 担当課長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 保安基盤課長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を社長、核燃料取扱主任者、保安管理部長及び環境安全部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>4 担当部長は、第1項から第3項に定める資機材について、第58条に基づく保全を実施し、常に使用可能な状態に維持する。故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理、又は代替品を補充する。</p> <p>(通報系統) 【第86条 変更なし】</p> <p>(非常時の処置要領) 【第87条 変更なし】</p> <p>【第87条の2 削除】</p> <p>第3節 初期活動</p> <p>(通 報) 【第88条 変更なし】</p> <p>(応急措置) 第89条 担当課長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講ずる。</p> <p>2 保安基盤課長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を社長、核燃料取扱主任者、保安管理部長及び環境安全部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講ずる。</p>	<p>一) 変更の理由(1)④ 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化)</p> <p>第86条変更なし</p> <p>第87条変更なし</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>※第87条の2は第80条の2に移行</p> <p>第88条変更なし</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第4節 非常時における活動</p> <p>(非常時体制の発令) 【第90条 略】</p> <p>(対策活動) 【第91条 略】</p> <p>(緊急作業に係る線量限度等) 第91条の2 本部長は、緊急作業に従事させる要員について、次の項目に掲げる全ての要件に該当する放射線業務従事者から選定する。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる要員は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、<u>原子力防災管理者又は副原子力防災管理者</u>であること。</p> <p>2 本部長は、選定した要員を緊急作業に従事させる場合は、次の項目に定める措置を講じる。 (1) 要員の線量限度は、別表7に定める値とし、要員の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、本部長は、当該要員の緊急作業への従事禁止を指示すること。 (2) 緊急作業に従事させる期間中における要員の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該要員に通知すること。 (3) 要員の受ける線量を低くするため、施設の状況及び作業内容に応じた適切な放射線防護措置を講じること。 (4) 緊急作業を行った要員に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させること。</p> <p>(非常時体制の解除) 【第92条 略】</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 【第93条 略】</p>	<p style="text-align: center;">第4節 非常時における活動</p> <p>(非常時体制の発令) 【第90条 変更なし】</p> <p>(対策活動) 【第91条 変更なし】</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第91条の2 本部長は、緊急作業に従事させる要員について、次の項目に掲げる全ての要件に該当する放射線業務従事者から選定する。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる要員は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、<u>原子力防災管理者又は副原子力防災管理者</u>であること。</p> <p>2 本部長は、選定した要員を緊急作業に従事させる場合は、次の項目に定める措置を講<u>ず</u>る。 (1) 要員の線量限度は、別表7に定める値とし、要員の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、本部長は、当該要員の緊急作業への従事禁止を指示すること。 (2) 緊急作業に従事させる期間中における要員の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該要員に通知すること。 (3) 要員の受ける線量を低くするため、施設の状況及び作業内容に応じた適切な放射線防護措置を講じること。 (4) 緊急作業を行った要員に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させること。</p> <p>(非常時体制の解除) 【第92条 変更なし】</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 【第93条 変更なし】</p>	<p>第90条変更なし</p> <p>第91条変更なし</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第9号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>第92条変更なし</p> <p>第93条変更なし</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 1 章 定期評価</p> <p>(定期評価に係る計画及び実施) 第 9 4 条 保安管理部長は、第 96 条に記載する事項を定めた定期評価に関する規程書を定める。</p> <p>2 担当部長は、前項に定めた規程書に基づいて、第 96 条の業務を実施する。</p> <p>(定期評価に係る評価及び改善) 第 9 5 条 保安管理部長は、第 96 条に記載する事項に対する結果を、第 94 条に定めた規程書に従い確認し、改善の必要性を含む評価を行い、定期的に放射線安全委員会へ報告する。</p> <p>2 保安管理部長は、前項の確認、評価及び報告を受けて、必要に応じて第 94 条の規程書を改める。</p> <p>(加工施設の定期的な評価) 第 9 6 条 担当部長は、10 年を超えない期間ごとに、以下に示す保安活動の実施状況を評価し、また、安全研究成果、国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓（所管官庁が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）及び技術開発成果の 3 項目からなる最新の技術的知見の反映状況を評価する。 <u>(a) 品質保証活動</u> <u>(b) 運転管理</u> <u>(c) 保守管理</u> <u>(d) 核燃料物質管理</u> <u>(e) 放射線管理及び環境モニタリング</u> <u>(f) 放射性廃棄物管理</u> <u>(g) 事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置</u> <u>(h) 事故・故障等の経験反映状況</u></p> <p>2 担当部長は、10 年を超えない期間ごとに加工施設の経年変化に関する技術的な評価（高経年化評価）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の長期保全計画を策定する。ここで、高経年化評価とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変件事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 章 定期評価</p> <p>(定期評価に係る計画及び実施) 【第 9 4 条 変更なし】</p> <p>(定期評価に係る評価及び改善) 【第 9 5 条 変更なし】</p> <p>(加工施設の定期的な評価) 第 9 6 条 担当部長は、10 年を超えない期間ごとに、保安活動の実施状況を評価し、また、安全研究成果、国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓（所管官庁が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）及び技術開発成果の 3 項目からなる最新の技術的知見の反映状況を評価する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第 8 条第 1 項第 1 6 号)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第 8 条第 1 項第 1 6 号) 長期施設管理方針については第 9 6 条より切り離し、第 6 4 条の 2 と独立させる。</p>

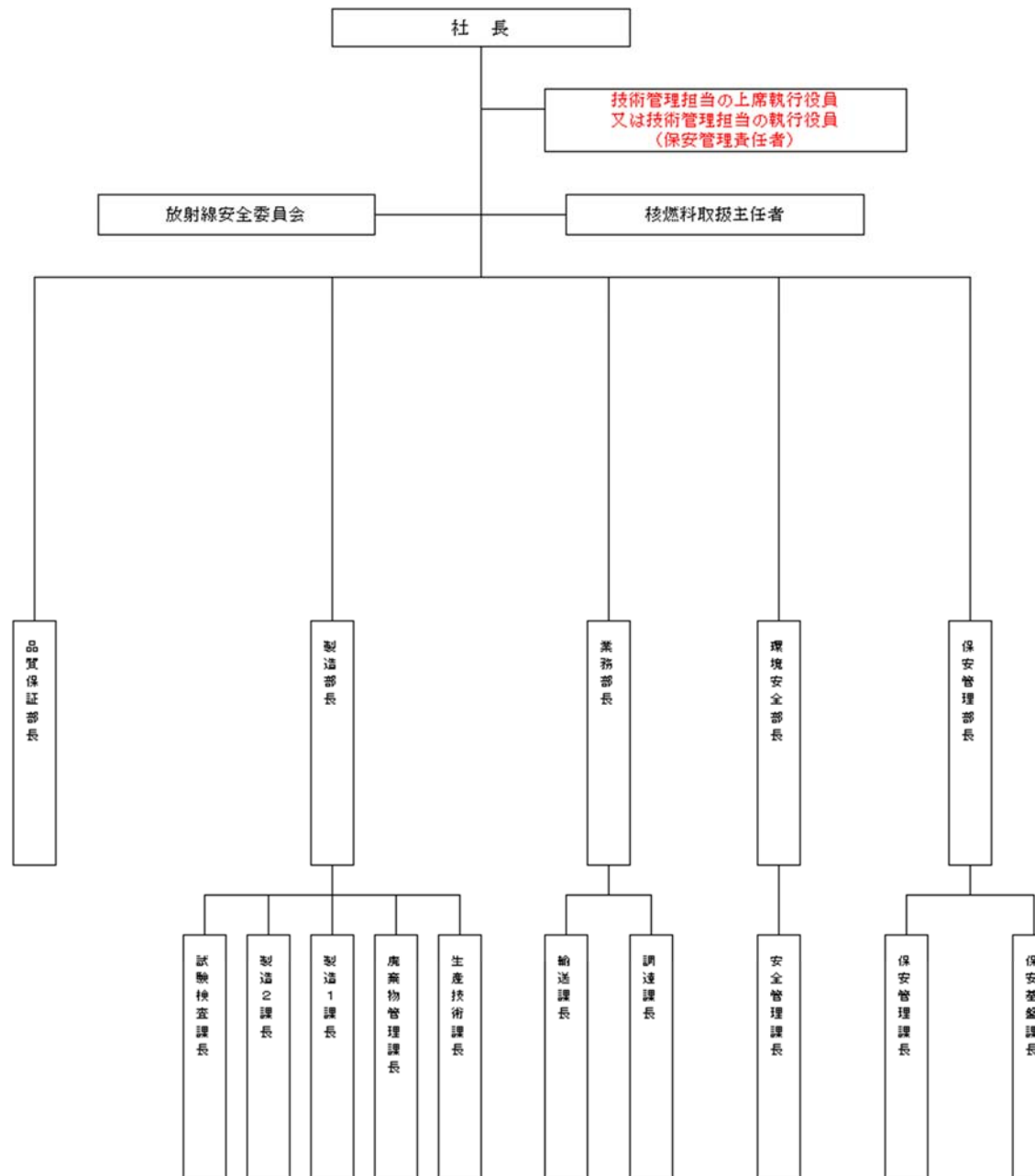
変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 記録及び報告</p> <p>(記 録) 第 9 7 条 保安管理部長は、別表 18 の記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保存期間及び廃棄）に関する規程書を定める。規程書には、別表 18 の第 1 項第 8 号に該当する保安品質マネジメントシステムの運用に関する記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2 <u>担当部長又は担当課長</u>は、前項の規程書に従い、別表 18 に定める保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者の記録の確認は別表 18 に定める頻度で行う。</p> <p>(報 告) 第 9 8 条 担当課長は、次の各号に該当する場合はその旨を直ちに社長（防災本部本部長）及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 放射性液体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合 (2) 放射性気体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 線量当量等に異常が認められた場合 (4) 非常事態、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合 (5) その他、加工規則第 9 条の 16 に定める報告事態が生じた場合及びこれらに準ずるものが生じた場合並びに発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>2 社長は、前項の報告を受けた場合は、あらかじめ定めた連絡責任者を通じて、その旨を直ちに社外関係機関に報告する。</p> <p>3 社長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社外関係機関に報告する。 (1) 非常時<u>態勢</u>を発令した場合 (2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p> <p>付 則 (施行期日) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、<u>1 0</u>日以内に施行する。ただし、「平成 31 年 1 月 30 日付け原規規発第 1901303 号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請に含まれる設備の撤去並びに第 1 - 1 3 廃棄物貯蔵場及び第 1 - 1 4 廃棄物貯蔵場の新設」については、本規定が認可を受けた時点で、当該の工事及び工事後の検査が終わっていない場合は、検査の終了の翌日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 記録及び報告</p> <p>(記 録) 第 9 7 条 保安管理部長は、別表 18 の記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保存期間及び廃棄）に関する規程書を定める。規程書には、別表 18 の第 1 項第 8 号に該当する保安品質マネジメントシステムの運用に関する記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2 <u>担当部課長</u>は、前項の規程書に従い、別表 18 に定める保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者の記録の確認は別表 18 に定める頻度で行う。</p> <p>(報 告) 第 9 8 条 担当課長は、次の各号に該当する場合はその旨を直ちに社長（防災本部本部長）及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 放射性液体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合 (2) 放射性気体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 線量当量等に異常が認められた場合 (4) 非常事態、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合 (5) その他、加工規則第 9 条の 16 に定める報告事態が生じた場合及びこれらに準ずるものが生じた場合並びに発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>2 社長は、前項の報告を受けた場合は、あらかじめ定めた連絡責任者を通じて、その旨を直ちに社外関係機関に報告する。</p> <p>3 社長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社外関係機関に報告する。 (1) 非常時<u>体制</u>を発令した場合 (2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p> <p>付 則 (施行期日) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、<u>3 0</u>日以内に施行する。ただし、「平成 31 年 1 月 30 日付け原規規発第 1901303 号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請に含まれる<u>以下に示すもの</u>」については、本規定が認可を受けた時点で、当該の工事及び工事後の検査が終わっていない場合は、検査の終了の翌日から施行する。 <u>(1) 燃料棒貯蔵棚の更新に伴う最大貯蔵能力の変更</u> <u>(2) 第 1 - 1 階粉末取扱室の設備撤去</u></p> <p><u>本保安規定の改正内容にかかわる教育・訓練（改正教育・訓練）については、施設の使用にあたり、あらかじめ実施することとし、教育・訓練の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。</u></p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>(修正) 変更の理由(2) 平成31年 1 月30日付け原規規発第1901303号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請にて実施した工事に関する反映。</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）



別図1 保安管理組織図

変更後



別図1 保安管理組織図

備考

変更の理由(1)①
加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。

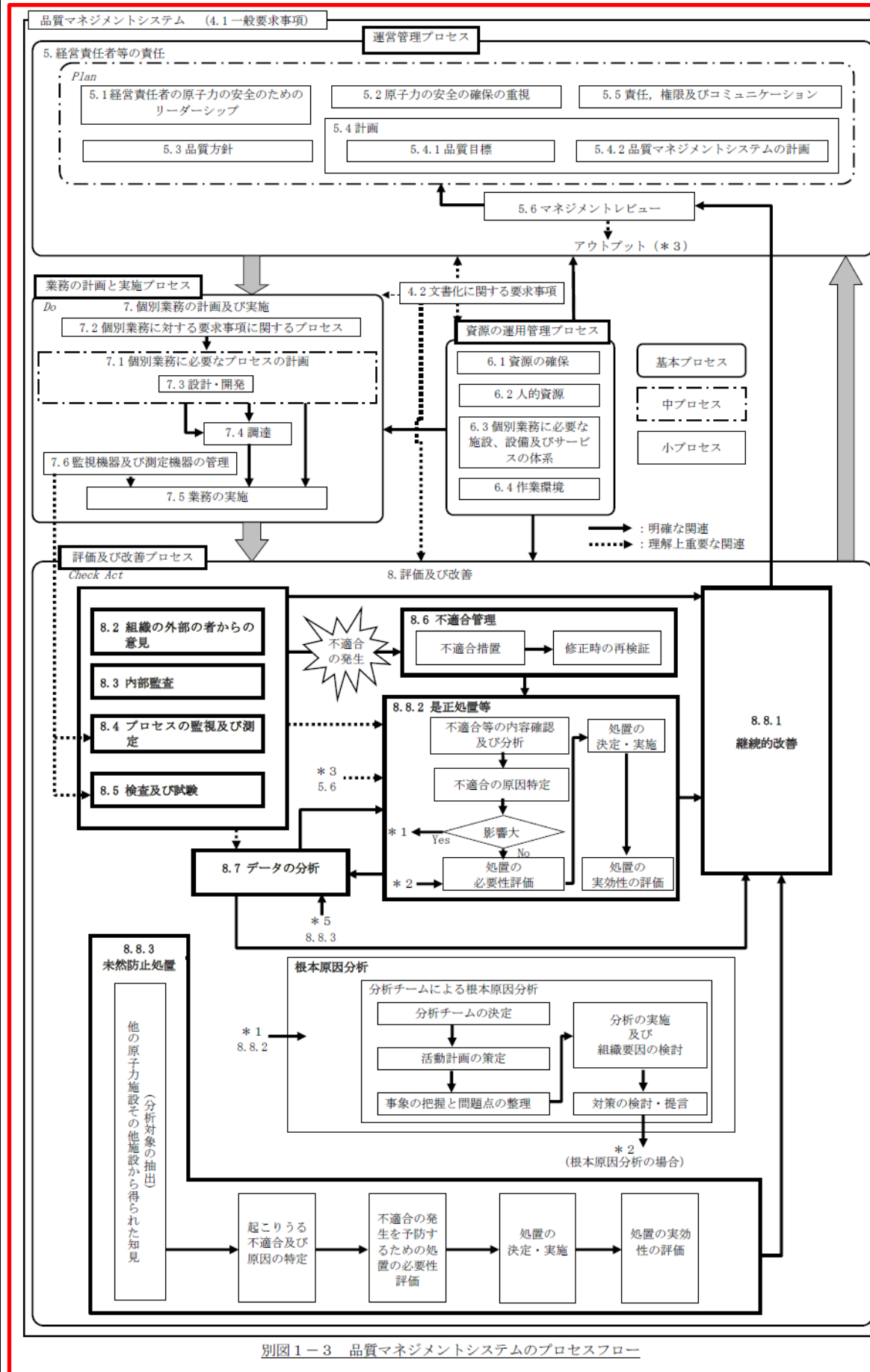
変更の理由(1)④
記載の適正化を行う。(修正)

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<div data-bbox="240 457 1050 1234" data-label="Diagram"> <p>1次文書 (品質に関する宣言) (保安品質保証計画書)</p> <p>2次文書</p> <p>3次文書 (及びその下位文書)</p> <p>記 録</p> </div> <div data-bbox="314 1409 982 1440" data-label="Caption"> <p>別図11 保安品質マネジメントシステム文書体系図</p> </div>	<div data-bbox="1374 457 2184 1234" data-label="Diagram"> <p>1次文書 (品質に関する宣言) (保安品質保証計画書) (施設管理方針) (長期施設管理方針)</p> <p>2次文書</p> <p>3次文書 (及びその下位文書)</p> <p>記 録</p> </div> <div data-bbox="1412 1402 2139 1440" data-label="Caption"> <p>別図1-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> </div>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第8条第1項第16号)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(引用場所変更に伴う番号の変更。)</p>

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)

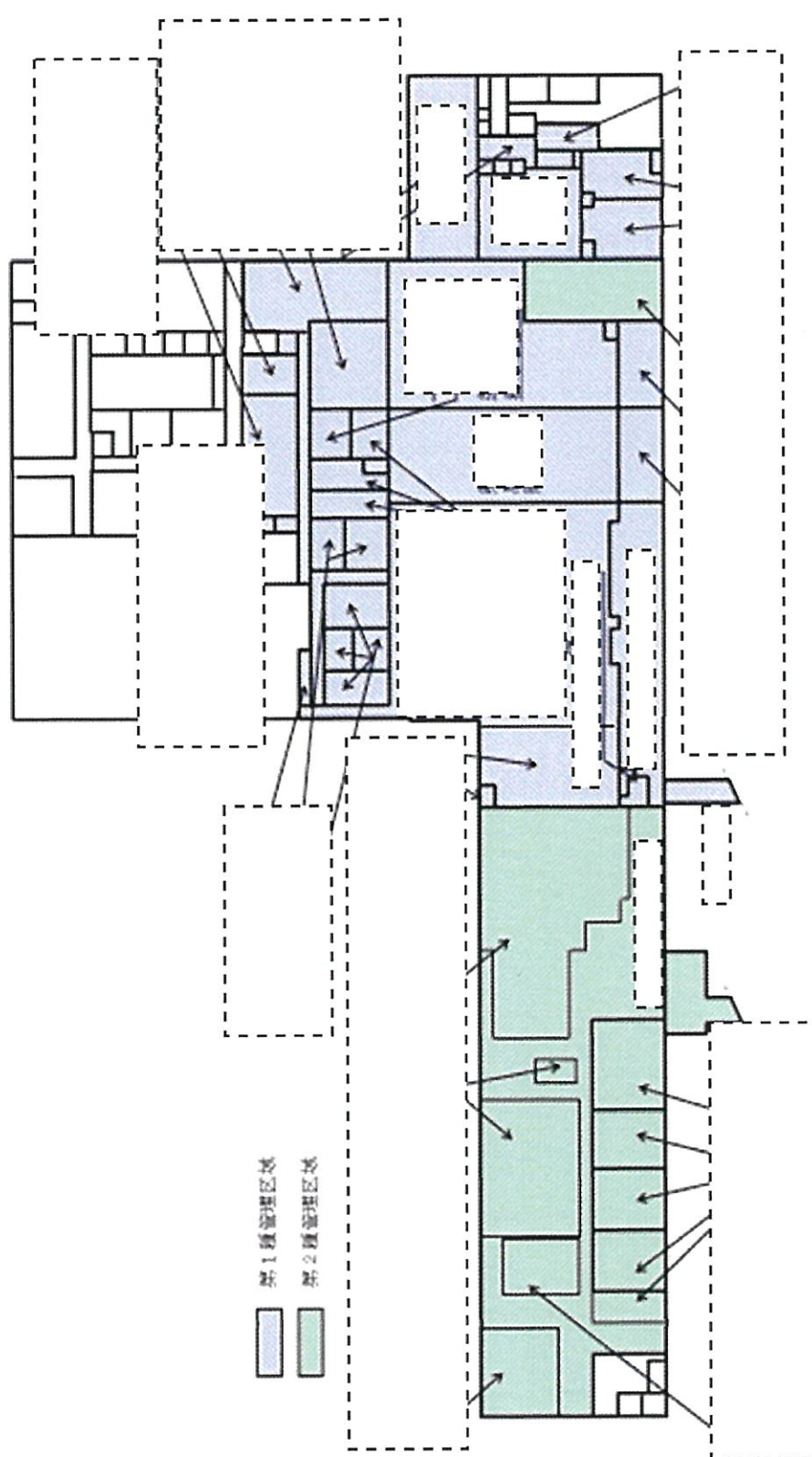
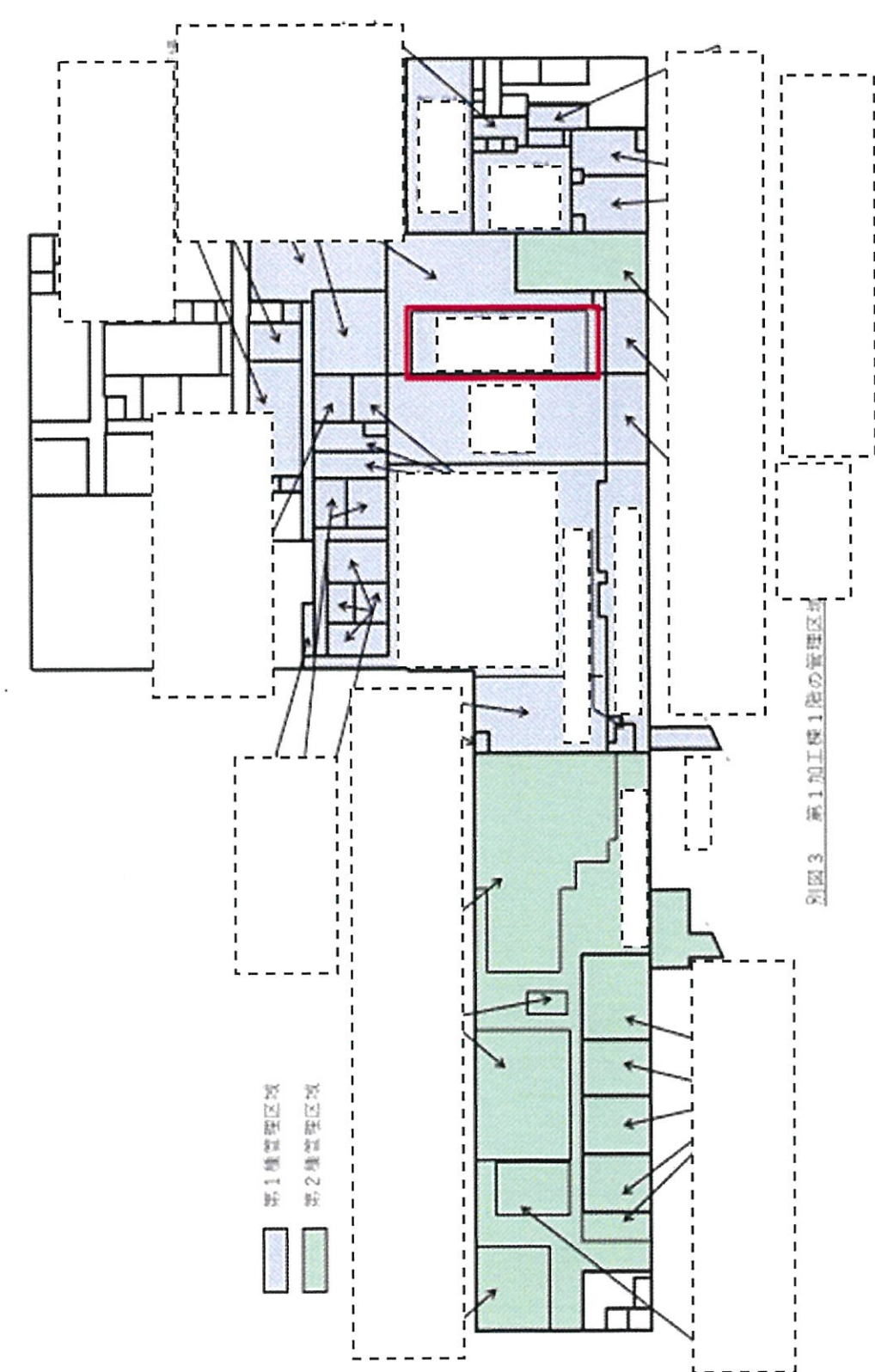
変更後

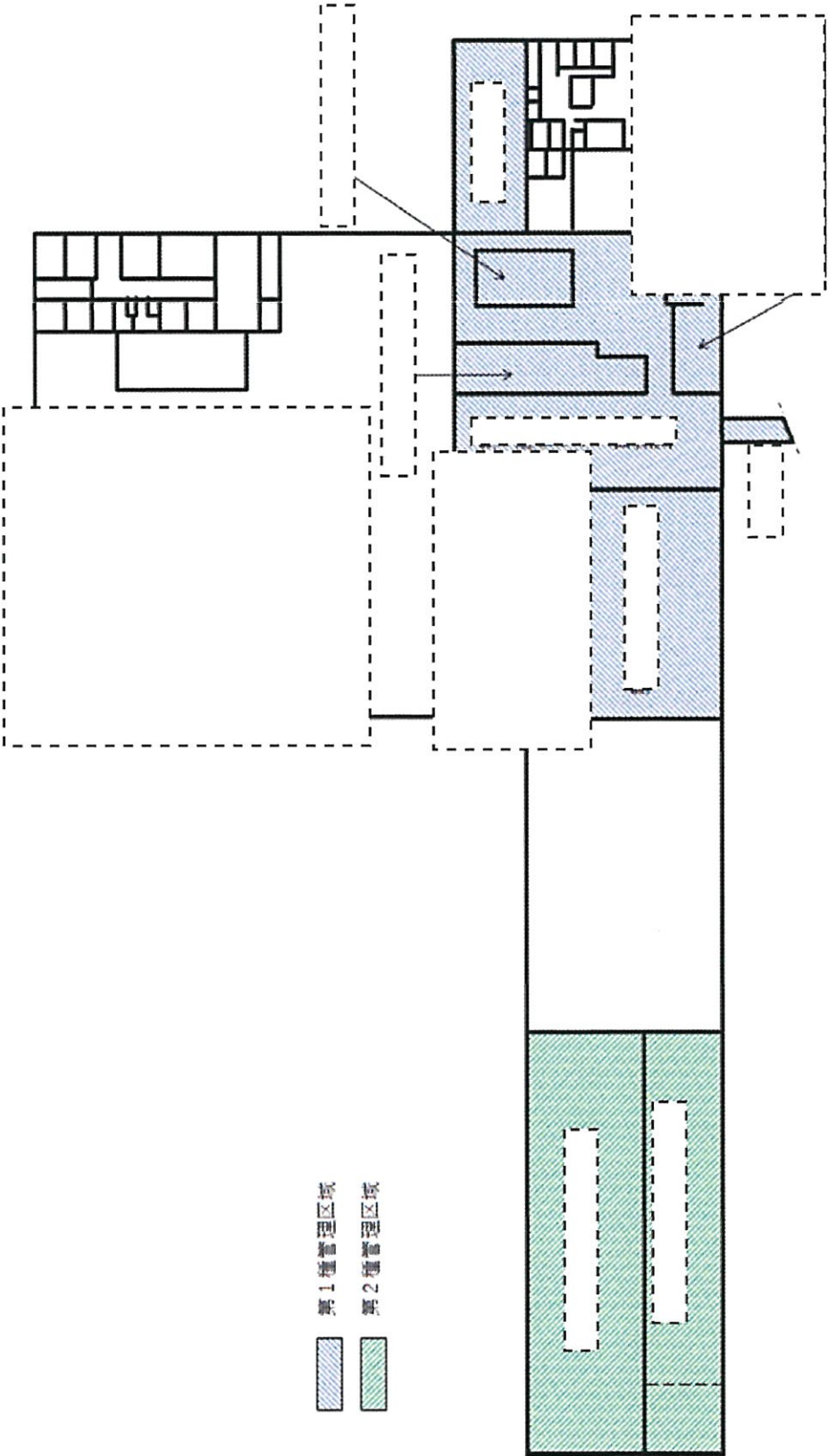
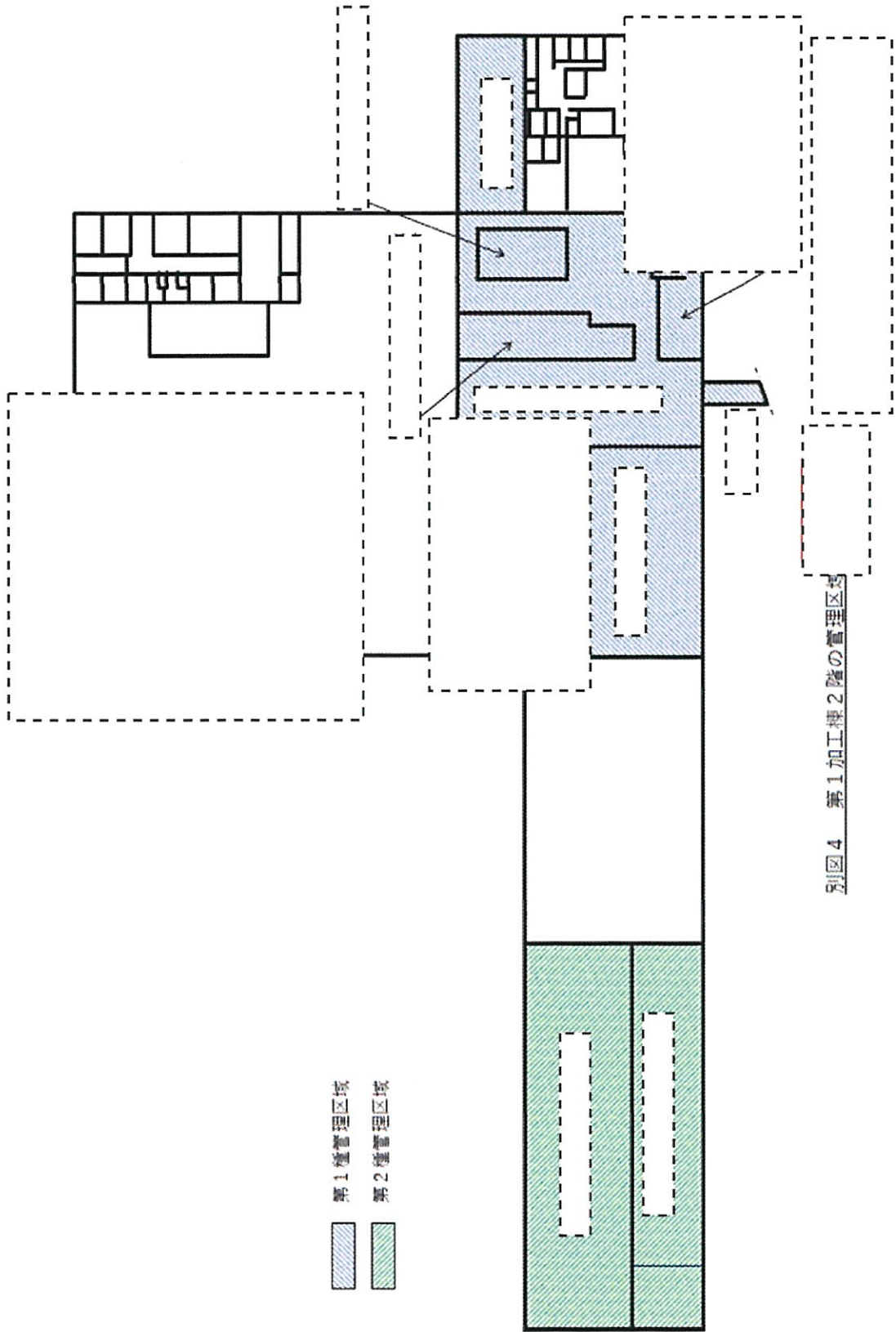
備考

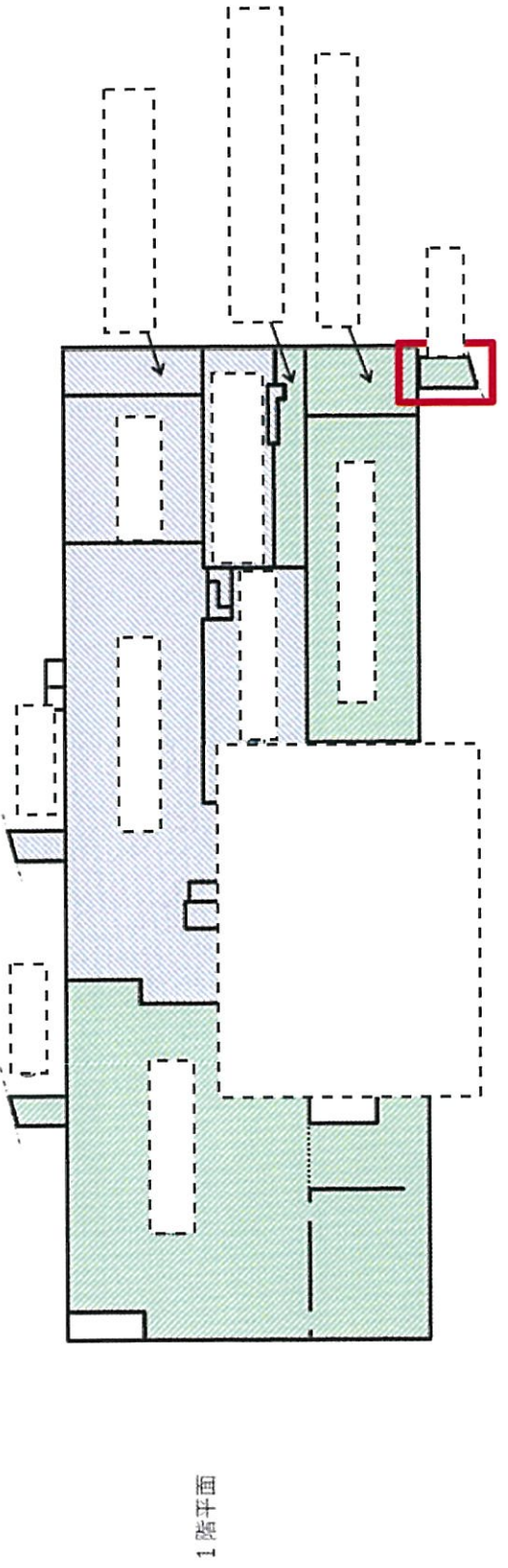


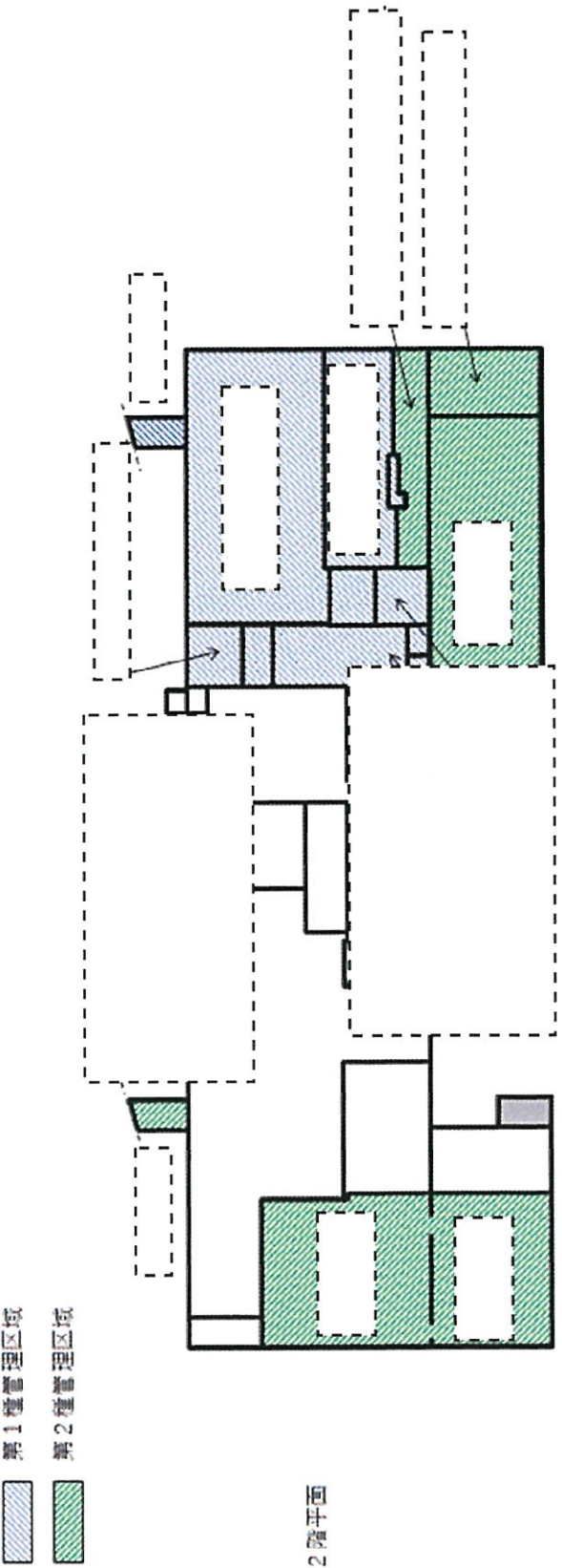
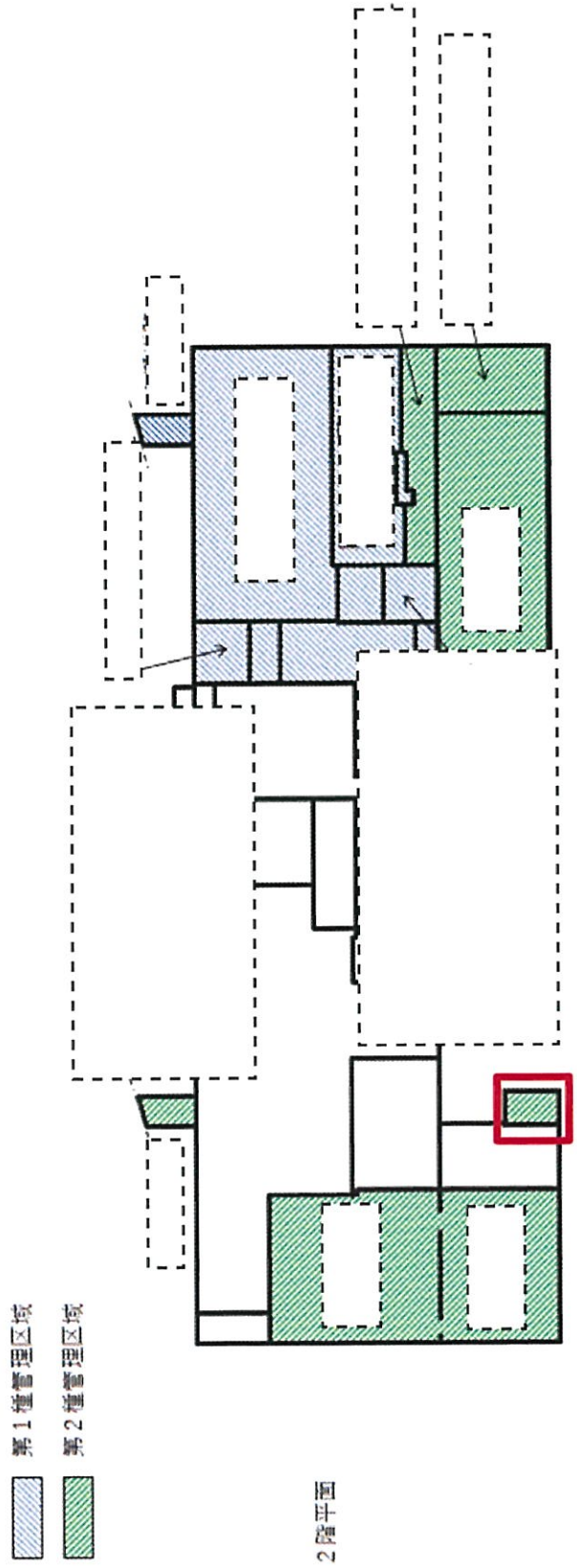
変更の理由(1)①
加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に伴う変更。

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>第1加工棟</p> <p>周辺監視区域の範囲及び周辺監視区域内における</p> <p>周辺監視区域境界</p> <p>八軒式田道路</p>	<p>第1加工棟</p> <p>周辺監視区域の範囲及び周辺監視区域内における建物の配置</p> <p>周辺監視区域境界</p> <p>八軒式田道路</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第7号)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
 <p style="text-align: center;">別図3 第1加工棟1階の管理区域</p>	 <p style="text-align: center;">別図3 第1加工棟1階の管理区域</p>	<p>変更の理由(2)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第7号)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
 <p>別図4 第1加工棟2階の管理区域</p> <p>第1種管理区域 第2種管理区域</p>	 <p>別図4 第1加工棟2階の管理区域</p> <p>第1種管理区域 第2種管理区域</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第7号)</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 20px; width: 100%;"></div>

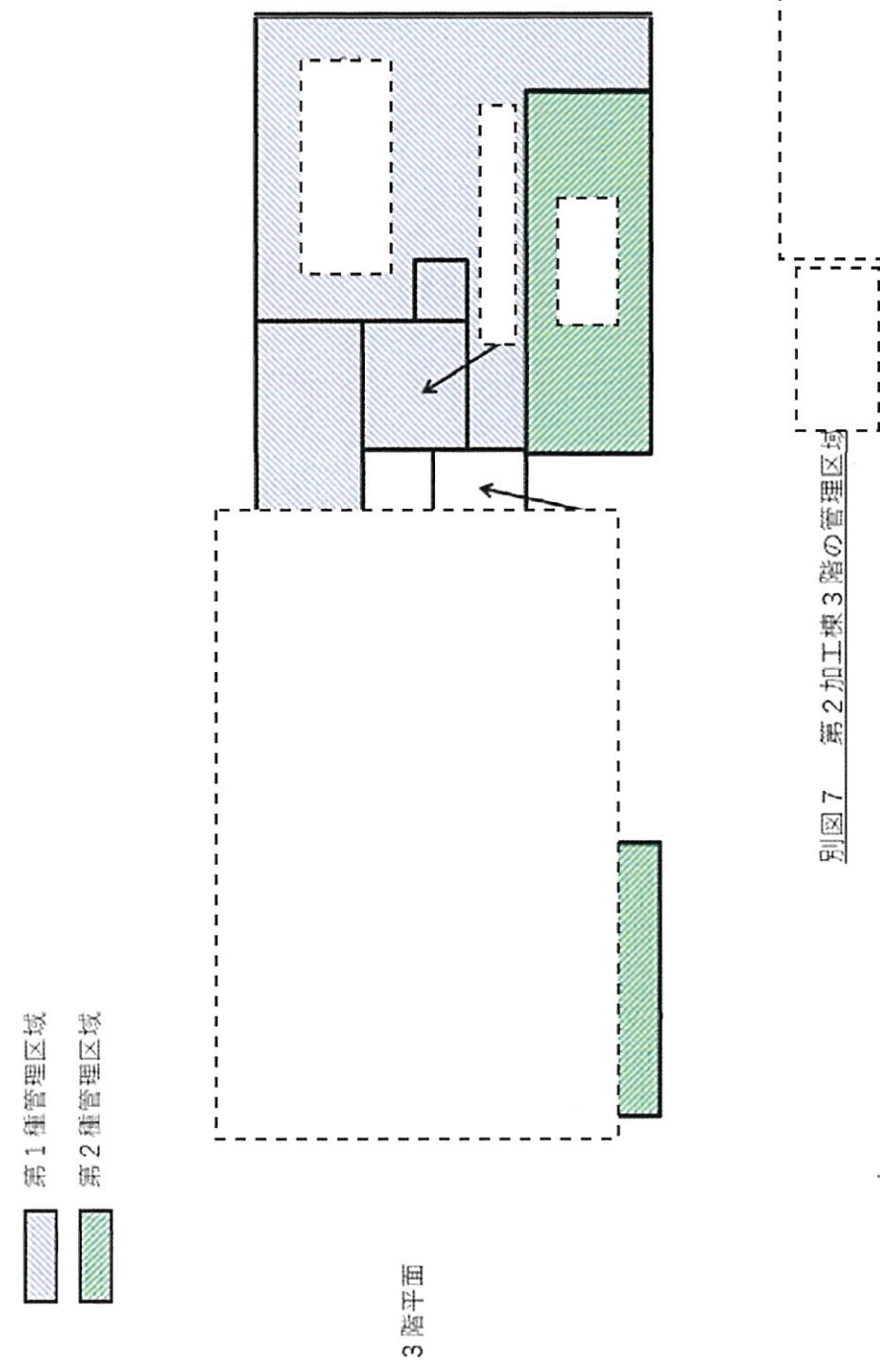
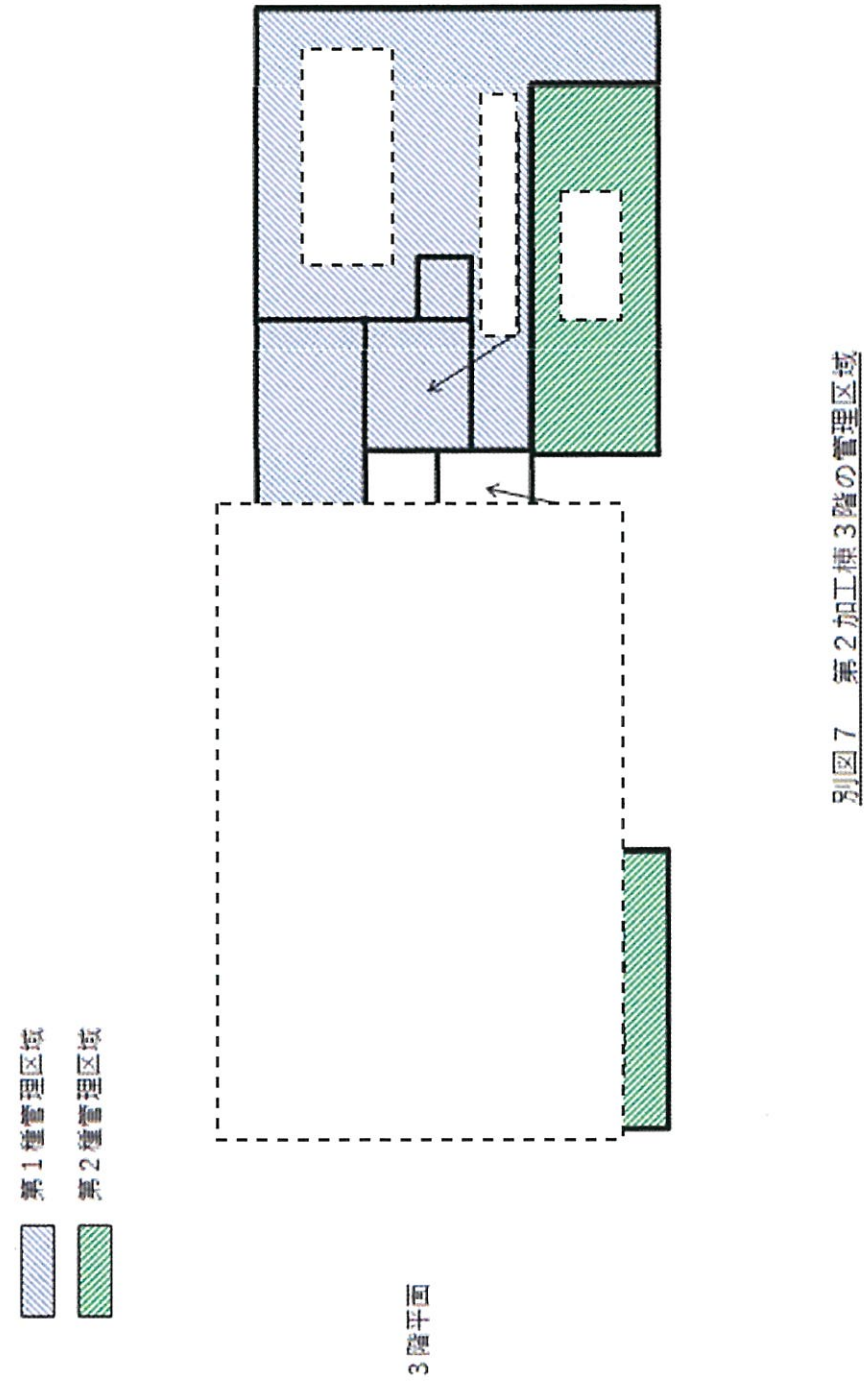
変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
 <p data-bbox="252 1543 341 1795"> 第1種管理区域 第2種管理区域 </p> <p data-bbox="593 1711 638 1795">1階平面</p> <p data-bbox="994 850 1038 1249">別図5 第2加工棟1階の管理区域</p>	 <p data-bbox="1350 1533 1439 1795"> 第1種管理区域 第2種管理区域 </p> <p data-bbox="1691 1701 1736 1795">1階平面</p> <p data-bbox="2092 913 2136 1302">別図5 第2加工棟1階の管理区域</p>	<p data-bbox="2315 273 2804 378"> 変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第7号) </p> <p data-bbox="2315 451 2656 525"> 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) </p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
 <p style="text-align: center;">2階平面</p> <p style="text-align: center;">別図6 第2加工棟2階の管理区域</p>	 <p style="text-align: center;">2階平面</p> <p style="text-align: center;">別図6 第2加工棟2階の管理区域</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第7号)</p> <p style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

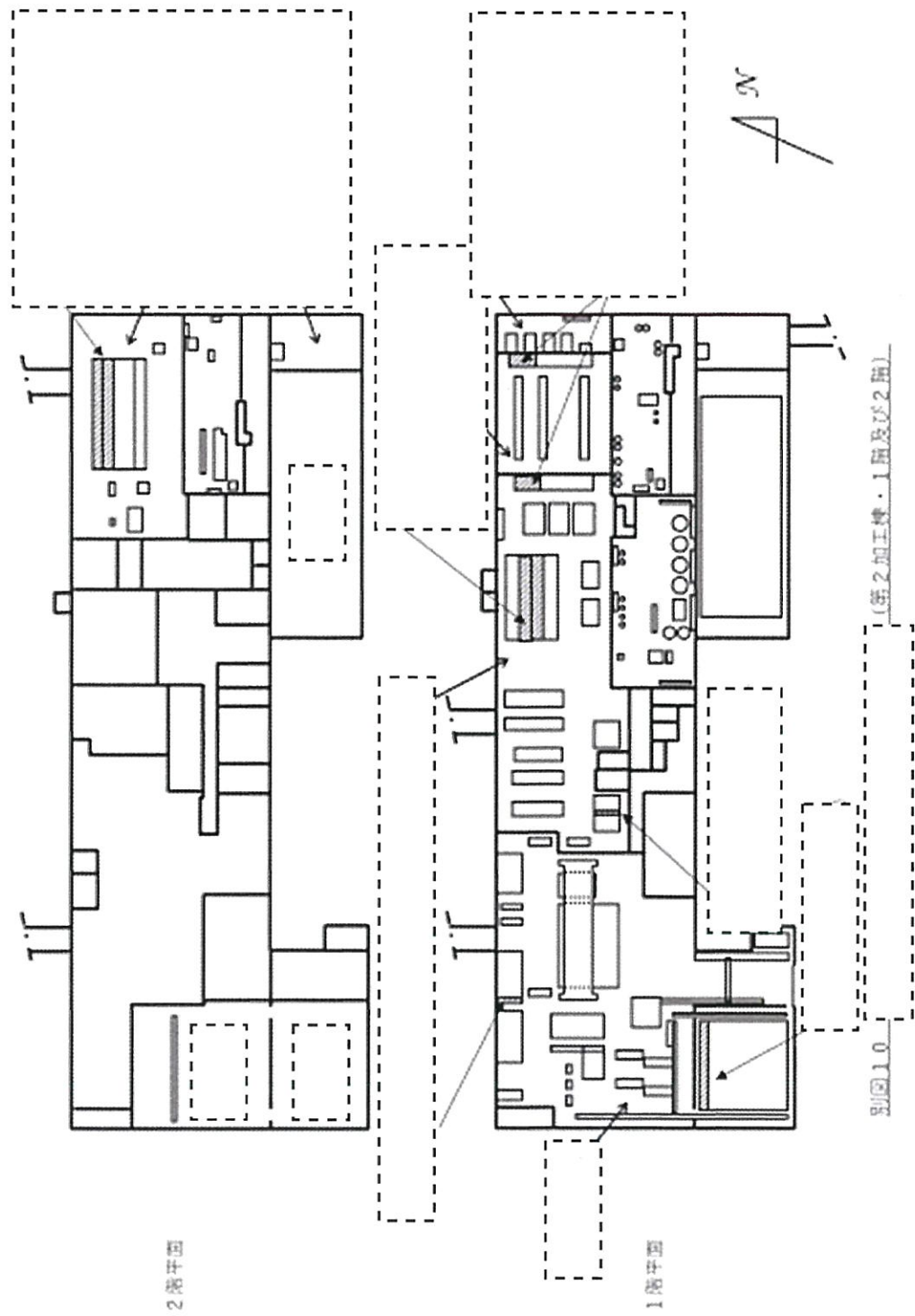
変更後

備考

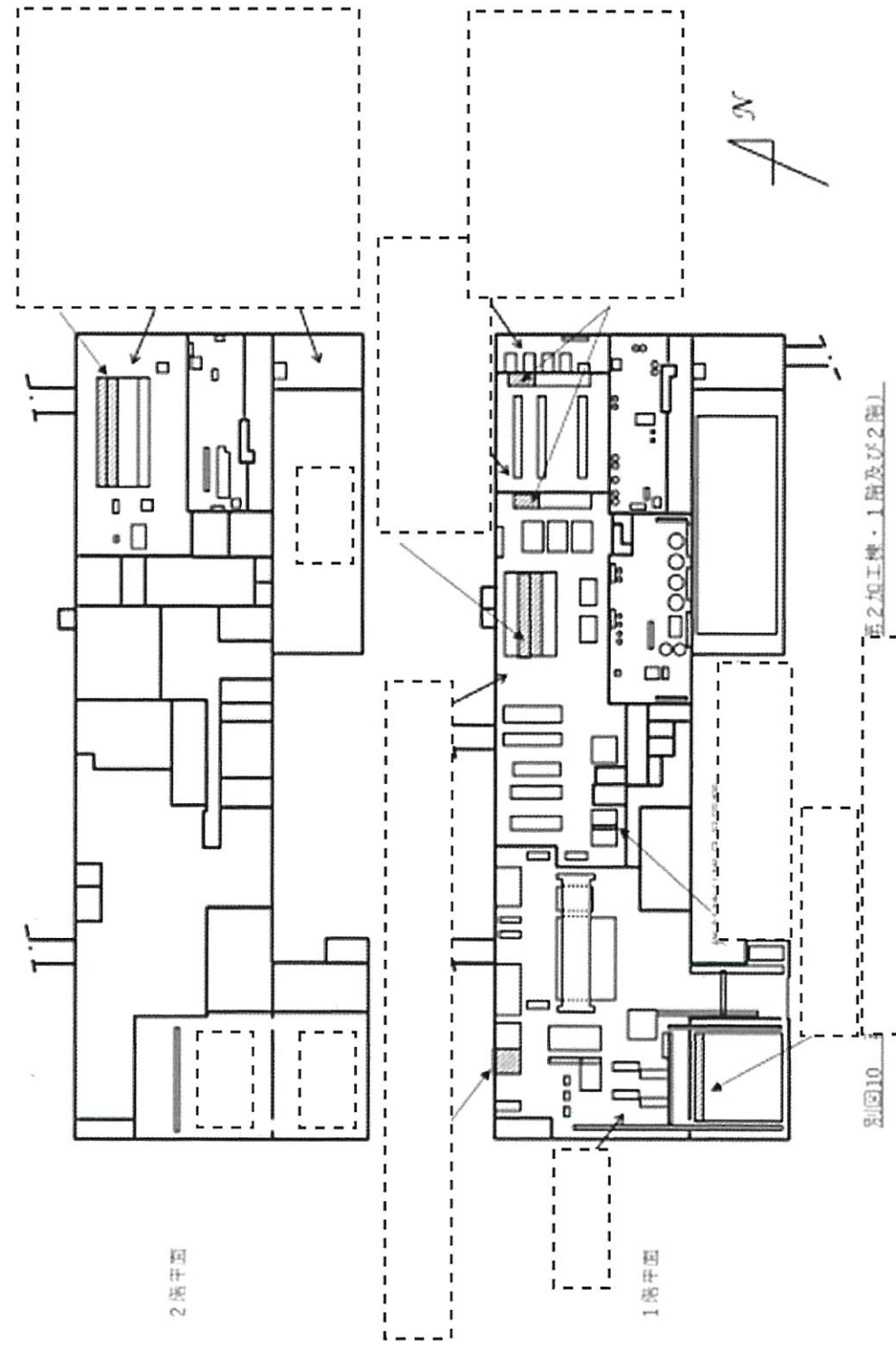


変更の理由(1)②
原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第7号）

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)



変更後



備考

変更の理由(2)

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
【別図10-2～10-4 略】	【別図10-2～10-4 変更なし】	【別図10-2～10-4 変更なし】

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変更後	備考
		<p>変更の理由(2)</p> <p>に伴う変更</p>

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変更後	備考
【別図10-5 (2/2) 略】	【別図10-5 (2/2) 変更なし】	【別図10-5 (2/2) 変更なし】

別表1 教育・訓練項目（第23条関係）

教育区分	教育・訓練項目	社員			頻度等	講師
		放射線業務従事者に係る要員	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者以外に係る要員		
保安教育（導入）	ア. 関係法令、保安規定及び許可事項（1時間）注(9) イ. 臨界（30分） ウ. 施設の構造、性能及び操作（2時間30分）	原子炉等規制法及び関連法令	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者	雇入れ時及び放射線業務従事者指定時	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者（第1種）有資格者、放射線管理業務に十分な経験を有する者
		保安規定、許可事項及び下部規定	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者		
		臨界に関する基礎知識	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者		
		臨界防止	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者		
		加工施設の設備概要	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者		
		加工施設の構造及び機能に関する知識	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者		
		核燃料物質等の加工、運搬、貯蔵に関する知識	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者		
		同上設備の保守、点検及び放射線監視の方法	放射線業務従事者以外に係る要員	放射線業務従事者		

注(1) 上記（ ）内の数字は、全ての事項の教育時間を示す。

注(2) 原子炉等規制法：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日 法律第166号）

注(3) 用語の定義 上記教育・訓練内容の「全ての事項」、「一般事項」の区別は次のとおり

「全ての事項」：教育プログラムに定めた事項の全て

「一般事項」：教育プログラムに定めた事項の概要

注(4) 放射線業務従事者は、満18才以上の者で、核燃料物質等の取扱いに関する必要な保安教育を受け、その結果に基づいて環境安全部長が適当と認める者に限定する。

注(5) 放射線業務従事者以外の社員は、加工施設構内に勤務する役員、従業員とする。

注(6) 放射線業務従事者以外の保安教育は、一般事項となるため2時間程度とする。

注(7) 放射線業務従事者教育（導入）を受けた者は、当該年度に放射線業務従事者指定を受ける場合は、指定時の教育を省略することができる。放射線業務従事者教育（導入）を受けた者は、当該年度に放射線業務従事者教育（定期）を受けた者は、再指定時の教育を省略することができる。

注(8) 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者をいう。

注(9) 関係法令及び保安規定の遵守を含む。

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

別表1 教育・訓練項目（第23条関係）

教育区分	教育・訓練項目	従業員等			頻度等	講師
		加工施設の操作に係る要員	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外		
保安教育（導入）	ア. 関係法令、保安規定及び許可事項（1時間）注(9) イ. 臨界（30分） ウ. 施設の構造、性能及び操作（2時間30分）	原子炉等規制法及び関連法令	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外	雇入れ時及び放射線業務従事者指定時	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者（第1種）有資格者、放射線管理業務に十分な経験を有する者
		保安規定、許可事項及び下部規定	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外		
		臨界に関する基礎知識	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外		
		臨界防止	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外		
		加工施設の設備概要	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外		
		加工施設の構造及び機能に関する知識	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外		
		核燃料物質等の加工、運搬、貯蔵に関する知識	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外		
		同上設備の保守、点検及び放射線監視の方法	加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外		

注(1) 上記（ ）内の数字は、全ての事項の教育時間を示す。

注(2) 原子炉等規制法：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日 法律第166号）

注(3) 用語の定義 上記教育・訓練内容の「全ての事項」、「一般事項」の区別は次のとおり

「全ての事項」：教育プログラムに定めた事項の全て

「一般事項」：教育プログラムに定めた事項の概要

注(4) 放射線業務従事者は、満18才以上の者で、核燃料物質等の取扱いに関する必要な保安教育を受け、その結果に基づいて環境安全部長が適当と認める者に限定する。

注(5) 放射線業務従事者以外の社員は、加工施設構内に勤務する役員、従業員とする。

注(6) 放射線業務従事者以外の保安教育は、一般事項となるため2時間程度とする。

注(7) 放射線業務従事者教育（導入）を受けた者は、当該年度に放射線業務従事者指定を受ける場合は、指定時の教育を省略することができる。放射線業務従事者教育（導入）を受けた者は、当該年度に放射線業務従事者教育（定期）を受けた者は、再指定時の教育を省略することができる。

注(8) 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者をいう。

注(9) 関係法令及び保安規定の遵守を含む。

注(10) 教育は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後には前回の教育を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

変更後

備考

変更の理由(3)
記載の適正化を行う。(教育対象者の明確化、教育実施時期の明確化)

教育区分	教育・訓練項目	社員		社外員		頻度等	講師
		放射線業務従事者 加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外	放射線業務従事者	放射線業務従事者の構内駐在者		
エ. 放射線管理(30分)	基礎知識	全ての事項		全ての事項	全ての事項	雇入れ時及び放射線業務従事者指定時	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務者に十分な経験を有する者
オ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものの取扱い(1時間以上)	実務知識 (臨界を含む) 実務知識 (臨界を含む)	全ての事項		全ての事項	全ての事項	雇入れ時及び放射線業務従事者指定時	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務者に十分な経験を有する者
カ. 非常の場合に採るべき措置(核燃料物質及び実務教育含む)(2時間)	加工施設に係る操作 加工施設の保守及び点検 作業環境の監視 核燃料物質等の取扱い 異常な事態への応急措置	全ての事項		全ての事項	全ての事項	雇入れ時及び放射線業務従事者指定時	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務者に十分な経験を有する者

- 注(1) 上記()内の数字は、全ての事項の教育時間を示す。
 注(2) 原子炉等規制法：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年6月10日 法律第166号)
 注(3) 用語の定義 上記教育・訓練内容の「全ての事項」、「一般事項」の区別は次のとおり
 「全ての事項」：教育プログラムに定めた事項の全て
 「一般事項」：教育プログラムに定めた事項の概要
 注(4) 放射線業務従事者は、満18才以上の者で、核燃料物質等の取扱いに関する必要な保安教育を受け、その結果に基づいて環境安全部長が適当と認める者に限定する。
 注(5) 放射線業務従事者以外の社員は、加工施設構内に勤務する役員、従業員とする。
 注(6) 放射線業務従事者教育(導入)を受けた者は、当該年度に放射線業務従事者指定を受ける場合は、指定時の教育を省略することができる。
 注(7) 放射線業務従事者教育(導入)を受けた者は、当該年度に放射線業務従事者指定を受ける場合で、当該年度に放射線業務従事者教育(定期)を受けた者は、再指定時の教育を省略することができる。
 注(8) 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者をいう。

教育区分	教育・訓練項目	従業員等		頻度等	講師
		放射線業務従事者 加工施設の操作に係る要員	放射線業務従事者以外		
エ. 放射線管理(30分)	基礎知識	全ての事項		雇入れ時及び放射線業務従事者指定時	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務者に十分な経験を有する者
オ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものの取扱い(1時間以上)	実務知識 (臨界を含む) 実務知識 (臨界を含む)	全ての事項		雇入れ時及び放射線業務従事者指定時	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務者に十分な経験を有する者
カ. 異常・非常の場合に採るべき措置(核燃料物質及び実務教育含む)(2時間)	加工施設に係る操作 加工施設の保守及び点検 作業環境の監視 核燃料物質等の取扱い 異常な事態への応急措置 (下記以外) 異常な事態への応急措置 異常な事態への応急措置(火災及び爆発、内部漏水、火山活動(降灰)及び積雪、竜巻、その他の自然現象、重大事故に至るおそれがある事故並びに大規模損壊発生時) 非常時における体制	全ての事項		雇入れ時及び放射線業務従事者指定時	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務者に十分な経験を有する者

- 注(1) 上記()内の数字は、全ての事項の教育時間を示す。
 注(2) 原子炉等規制法：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年6月10日 法律第166号)
 注(3) 用語の定義 上記教育・訓練内容の「全ての事項」、「一般事項」の区別は次のとおり
 「全ての事項」：教育プログラムに定めた事項の全て
 「一般事項」：教育プログラムに定めた事項の概要
 注(4) 放射線業務従事者は、満18才以上の者で、核燃料物質等の取扱いに関する必要な保安教育を受け、その結果に基づいて環境安全部長が適当と認める者に限定する。
 注(5) 放射線業務従事者以外の社員は、加工施設構内に勤務する役員、従業員とする。
 注(6) 放射線業務従事者教育(導入)を受けた者は、当該年度に放射線業務従事者指定を受ける場合は、指定時の教育を省略することができる。
 注(7) 放射線業務従事者教育(導入)を受けた者は、当該年度に放射線業務従事者指定を受ける場合で、当該年度に放射線業務従事者教育(定期)を受けた者は、再指定時の教育を省略することができる。
 注(8) 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者をいう。
 注(9) 教育は、初めて加工施設の操作に従事する前及び従事した後には前回の教育を行なった日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

変更の理由(3)
 記載の適正化を行う。(教育対象者の明確化、教育・訓練項目の明確化、教育実施時期の明確化)

教育区分	教育・訓練項目	社員		社外員		頻度等	責任者	講師								
		放射線業務従事者 加工施設の操作に係る要員	加工施設の操作以外に係る要員	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外の構内駐在者				年1回以上	環境安全部長	核燃料取扱取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務に十分な経験を有する者					
保安教育(定期)	ア. 関係法令、保安規定及び許認可事項注(5) イ. 臨界 ウ. 施設の構造、性能及び操作 エ. 放射線管理 オ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものの取扱い カ. 非常の場合に採るべき措置	放射線業務従事者 加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者以外		全ての事項 一般事項	環境安全部長	核燃料取扱取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務に十分な経験を有する者								
		加工施設の操作に係る要員以外		放射線業務従事者以外					全ての事項 一般事項							
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者						全ての事項 一般事項						
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者							全ての事項 一般事項					
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者								全ての事項 一般事項				
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者									全ての事項 一般事項			
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者										全ての事項 一般事項		
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者											全ての事項 一般事項	
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者												全ての事項 一般事項
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者												

注(1) 原子炉等規制法：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日 法律第166号）
 注(2) 保安教育（導入）を受けた者は、当該年度の保安教育（定期）を省略することができる。
 注(3) 総合防災訓練については、構内駐在者に限る。
 注(4) 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者をいう。
 注(5) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。

教育区分	教育・訓練項目	従業員等		責任者	頻度等	講師								
		放射線業務従事者 加工施設の操作に係る要員	放射線業務従事者以外 加工施設の操作以外に係る要員				環境安全部長	年1回以上	核燃料取扱取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務に十分な経験を有する者					
保安教育(定期)	ア. 関係法令、保安規定及び許認可事項注(4) イ. 臨界 ウ. 施設の構造、性能及び操作 エ. 放射線管理 オ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものの取扱い カ. 異常・非常の場合に採るべき措置	放射線業務従事者 加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者以外		環境安全部長								
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者			全ての事項 一般事項							
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者				全ての事項 一般事項						
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者					全ての事項 一般事項					
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者						全ての事項 一般事項				
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者							全ての事項 一般事項			
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者								全ての事項 一般事項		
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者									全ての事項 一般事項	
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者										全ての事項 一般事項
		加工施設の操作に係る要員		放射線業務従事者										

注(1) 原子炉等規制法：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日 法律第166号）
 注(2) 保安教育（導入）を受けた者は、当該年度の保安教育（定期）を省略することができる。
 注(3) 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者をいう。
 注(4) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。
 注(5) 教育は、初めて加工施設の操作に従事する前及び従事した日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。訓練は、前回の訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

変更の理由(3)
 記載の適正化を行う。(教育対象者の明確化、教育・訓練項目の明確化、教育実施時期の明確化)

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)

変更後

備考

(2) 教育・訓練・認定プログラム (社員のみ)

教育区分	教育・訓練項目	社員			講師
		加工施設に係る要員	放射線業務従事者		
			加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外	
	(1) 作業安全規定、核安全規定 (特に臨界安全管理) に関する理解 (2) 工程、材料及び管理手順に関する理解 (3) 製品仕様及び品質要求事項に関する理解 (4) 機器の機能、保守及び校正に関する理解 (5) 機器の操作手順及び性能に関する理解 (6) 非常時に採るべき措置 (7) 過去の作業ミスに関する知識	全ての事項	対象外	対象外	各管理者及び実務経験を有する者
		所管部長			年1回 (更新)

注(1) 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者をいう。

(2) 教育・訓練・認定プログラム

教育区分	教育・訓練項目	従業員等			講師
		加工施設に係る要員	放射線業務従事者		
			加工施設の操作に係る要員以外	放射線業務従事者以外	
	(1) 作業安全規定、核安全規定 (特に臨界安全管理) に関する理解 (2) 工程、材料及び管理手順に関する理解 (3) 製品仕様及び品質要求事項に関する理解 (4) 機器の機能、保守及び校正に関する理解 (5) 機器の操作手順及び性能に関する理解 (6) 異常時に採るべき措置 (火災及び爆発、内部溢水、火山活動 (降灰) 及び積雪、竜巻、その他の自然現象発生時における運転操作等に関する内容を含む) (7) 過去の作業ミスに関する知識	全ての事項	対象外	対象外	各管理者及び実務経験を有する者
		所管部長			年1回 (更新)

注(1) 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者をいう。

変更の理由(3)
記載の適正化を行う。(教育対象者の明確化、教育・訓練項目の明確化)

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)

変更後

備考

(3) 緊急作業についての教育・訓練

教育区分	教育・訓練項目	時間	社員		責任者	頻度等	講師	
			放射線業務従事者	緊急作業に従事するための要員				
緊急作業についての教育・訓練	学科教育	(1) 緊急作業の方法に関する知識	3時間以上	全ての事項	環境安全部長	選定する前及び変更の都度	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務に十分な経験を有する者	
		(2) 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上					
		(3) 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上					
		(4) 関係法令	30分以上					
	実技教育	(1) 緊急作業の方法	3時間以上					年1回以上
		(2) 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3時間以上					

(3) 緊急作業についての教育・訓練

教育区分	教育・訓練項目	時間	従業員等		責任者	頻度等	講師	
			放射線業務従事者	緊急作業に従事するための要員				
緊急作業についての教育・訓練	学科教育	(1) 緊急作業の方法に関する知識	3時間以上	全ての事項	環境安全部長	選定する前及び変更の都度注(2)	核燃料取扱主任者又は放射線取扱主任者(第1種)有資格者、放射線管理業務に十分な経験を有する者	
		(2) 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上					
		(3) 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上					
		(4) 関係法令	30分以上					
	実技教育	(1) 緊急作業の方法	3時間以上					年1回以上
		(2) 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3時間以上					

注(1) 実技教育は、初めて緊急作業に従事する前及び選定された後には前回の実技教育を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

注(2) 教育実施後に教育内容に変更が生じた場合は、当該変更箇所についての教育を左記時間内にて実施する。

変更の理由(3)
記載の適正化を行う。(教育対象者の明確化、教育実施時期の明確化)

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変更後	備考
<p data-bbox="290 298 1012 331">別表2 巡視・点検を行う設備等 (第29条関係)</p> <div data-bbox="201 365 1124 1656" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="320 415 1000 449">巡視・点検を行う設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="243 520 397 554">(1) 建物 <li data-bbox="243 600 507 634">(2) 加工設備本体 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="314 684 620 718">・化学処理施設の設備 <li data-bbox="314 764 557 798">・成型施設の設備 <li data-bbox="314 844 557 877">・被覆施設の設備 <li data-bbox="314 924 557 957">・組立施設の設備 <li data-bbox="243 1003 730 1037">(3) 核燃料物質の貯蔵施設の設備 <li data-bbox="243 1083 759 1117">(4) 放射性廃棄物の廃棄施設の設備 <li data-bbox="243 1163 635 1197">(5) 放射線管理施設の設備 <li data-bbox="243 1243 795 1276">(6) その他加工設備の付属施設の設備 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="314 1327 492 1360">・非常用設備 <li data-bbox="314 1407 842 1440">・核燃料物質の検査設備及び計量設備 <li data-bbox="314 1486 463 1520">・実験設備 </div>	<p data-bbox="1329 306 2199 340" style="color: red;">別表2 巡視、保全を行う設備等 (第29条、第58条関係)</p> <div data-bbox="1317 373 2234 1656" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1436 424 2116 457">巡視・点検を行う設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1359 529 1513 562">(1) 建物 <li data-bbox="1359 609 1623 642">(2) 加工設備本体 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1430 693 1736 726">・化学処理施設の設備 <li data-bbox="1430 772 1673 806">・成型施設の設備 <li data-bbox="1430 852 1673 886">・被覆施設の設備 <li data-bbox="1430 932 1673 966">・組立施設の設備 <li data-bbox="1359 1012 1846 1045">(3) 核燃料物質の貯蔵施設の設備 <li data-bbox="1359 1092 1875 1125">(4) 放射性廃棄物の廃棄施設の設備 <li data-bbox="1359 1171 1751 1205">(5) 放射線管理施設の設備 <li data-bbox="1359 1251 1905 1285">(6) その他加工設備の付属施設の設備 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1430 1335 1608 1369">・非常用設備 <li data-bbox="1430 1415 1958 1449">・核燃料物質の検査設備及び計量設備 </div>	<p data-bbox="2368 289 2873 432">変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第8条第1項第16号) 記載の適正化を行う。</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
【別表3 略】	【別表3 変更なし】	【別表3 変更なし】

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)		変更後		備考	
別表4 臨界安全管理に係る核的制限値		別表4 臨界安全管理に係る核的制限値		変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(核燃料物質加工事業 変更許可に準じて対象設備を削除。)	
(2) 第1加工棟の貯蔵施設		(2) 第1加工棟の貯蔵施設			
施設 貯蔵施設	設置場所	機器の種類	核的制限値		
			制限する項目	最高濃縮度	制限値
		C型酸化ウラン保管棚	5ガロン缶への収納量*	5.0%以下	別表4-2のバッチ限度量以下
		B型ペレット貯蔵棚	ペレットトレイへのペレット搭載段数	5.0%以下	1段
集合体輸送容器	集合体輸送容器	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。		
		集合体貯蔵容器	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。	
		* 2.5ガロン缶を含む。			
施設 貯蔵施設	設置場所	機器の種類	核的制限値		
			制限する項目	最高濃縮度	制限値
		C型酸化ウラン保管棚	5ガロン缶への収納量*	5.0%以下	別表4-2のバッチ限度量以下
		B型ペレット貯蔵棚	ペレットトレイへのペレット搭載段数	5.0%以下	1段
集合体輸送容器	集合体輸送容器	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。		
		* 2.5ガロン缶を含む。			

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)						変更後						備考
(前頁の続き)						(前頁の続き)						変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(核燃料物質加工事業 変更許可に準じて対象設備を削除。)
施設 貯蔵施設	設置場所	機器の種類	核的制限値			機器の種類	核的制限値					
			制限する項目	最高濃縮度	制限値		制限する項目	最高濃縮度	制限値			
		ウラン貯蔵容器	①ウラン貯蔵容器のウラン収納量	5.0%以下	濃縮度3.0%以下： 76.2kg-UO2以下 濃縮度3.0%を超え4.0%以下： 49.4kg-UO2以下 濃縮度4.0%を超え5.0%以下： 36.2kg-UO2以下	ウラン貯蔵容器	①ウラン貯蔵容器のウラン収納量	5.0%以下	濃縮度3.0%以下： 76.2kg-UO2以下 濃縮度3.0%を超え4.0%以下： 49.4kg-UO2以下 濃縮度4.0%を超え5.0%以下： 36.2kg-UO2以下			
		②ウラン収納専用缶のウラン収納量		別表4-2のバッチ限度量以下	②ウラン収納専用缶のウラン収納量		別表4-2のバッチ限度量以下					
③含水率		5.0重量%以下	③含水率		5.0重量%以下							
粉末輸送容器及び集合体輸送容器	各種の輸送容器*	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。	粉末輸送容器及び集合体輸送容器	各種の輸送容器*	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。					
		集合体貯蔵容器	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。								
*粉末輸送容器は、このみ貯蔵する。						*粉末輸送容器は、このみ貯蔵する。						
(5) 第2貯蔵棟						(5) 第2貯蔵棟						
施設 貯蔵施設	設置場所	機器の種類	核的制限値			機器の種類	核的制限値					
			制限する項目	最高濃縮度	制限値		制限する項目	最高濃縮度	制限値			
		粉末輸送容器	各種の輸送容器	5.0%以下	粉末を収納する容器は、当該粉末を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。	粉末輸送容器	各種の輸送容器	5.0%以下	粉末を収納する容器は、当該粉末を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。			
		ウラン貯蔵容器	①ウラン貯蔵容器のウラン収納量	5.0%以下	濃縮度3.0%以下： 76.2kg-UO2以下 濃縮度3.0%を超え4.0%以下： 49.4kg-UO2以下 濃縮度4.0%を超え5.0%以下： 36.2kg-UO2以下	ウラン貯蔵容器	①ウラン貯蔵容器のウラン収納量	5.0%以下	濃縮度3.0%以下： 76.2kg-UO2以下 濃縮度3.0%を超え4.0%以下： 49.4kg-UO2以下 濃縮度4.0%を超え5.0%以下： 36.2kg-UO2以下			
②ウラン収納専用缶のウラン収納量		別表4-2のバッチ限度量以下	②ウラン収納専用缶のウラン収納量		別表4-2のバッチ限度量以下							
③含水率		5.0重量%以下	③含水率		5.0重量%以下							
集合体輸送容器	集合体輸送容器	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。	集合体輸送容器	集合体輸送容器	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。					
		集合体貯蔵容器	5.0%以下	燃料集合体を収納する容器は、当該燃料集合体を収納するとして炉規法第59条第3項の規定に基づく承認を受けたものを用いること。								

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

備考

【別表5から別表6 略】

【別表5から別表6 変更なし】

【別表5から別表6 変更なし】

別表7 放射線業務従事者の線量限度（第48条、第91条の2関係）

別表7 放射線業務従事者の線量限度（第48条、第91条の2関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	女子の腹部表面
50mSv/年 100mSv/5年 5mSv/3月 ^(注1) 1mSv ^(注2) /出産までの期間 ^(注3)	150mSv/年	500mSv/年	2mSv/出産までの期間 ^(注3)

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体 ^(注4)	皮膚	女子の腹部表面
50mSv/年 100mSv/5年 5mSv/3月 ^(注1) 1mSv ^(注2) /出産までの期間 ^(注3)	150mSv/年	500mSv/年	2mSv/出産までの期間 ^(注3)
	50mSv/年 100mSv/5年		

なお、緊急作業に係る線量限度として、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。
但し、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に該当する場合には、実効線量について250mSvとする。
緊急作業が適用できる女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工業者に書面で申し出た放射線業務従事者に限定する。

なお、緊急作業に係る線量限度として、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。
但し、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に該当する場合には、実効線量について250mSvとする。
緊急作業が適用できる女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工業者に書面で申し出た放射線業務従事者に限定する。

- (注1) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工業者に書面で申し出た者を除く)について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間
- (注2) 内部被ばくに限る
- (注3) 本人の申出等により加工業者が妊娠の事実を知った時から出産までの期間

- (注1) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工業者に書面で申し出た者を除く)について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間
- (注2) 内部被ばくに限る
- (注3) 本人の申出等により加工業者が妊娠の事実を知った時から出産までの期間
- (注4) 等価線量(眼の水晶体)については、令和3年4月1日以降は下段を適用する

【別表8 略】

【別表8 変更なし】

【別表8 変更なし】

別表9 線量当量等の測定（第52条関係）

別表9 線量当量等の測定（第52条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度
第1種管理区域	外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度 表面密度	1回/週以上
第2種管理区域	外部放射線に係る線量当量	
周辺監視区域	外部放射線に係る線量当量	連続
敷地内	気象観測	
周辺監視区域外	環境試料中の放射性物質	1回/3月以上

測定場所	測定項目	測定頻度
第1種管理区域	外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度 表面密度	1回/週以上
第2種管理区域	外部放射線に係る線量当量	
周辺監視区域	外部放射線に係る線量当量	連続
敷地内	気象観測	
周辺監視区域外	環境試料中の放射性物質 ^(注1)	1回/3月以上

(注1) 土壌、平作川の河泥等を採取し、放射性物質(ウラン)の濃度を測定する。

【別表10から別表12 略】

【別表10から別表12 変更なし】

【別表10から別表12 変更なし】

変更の理由(4)
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の改正に伴う変更

変更の理由(1)②
原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第12号）

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)						変 更 後						備 考																							
別表 1 3 施設定期自主検査												【別表 1 3 削除】												変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)第60条(施設定期自主検査)の削除に伴い別表13を削除。											
1. 施設定期自主検査対象の設備(2項の検査項目を除く)																																			
検査項目		検査対象		検査内容		頻 度		検査責任者		関係課長																									
臨界安全管理のインターロック作動検査		粉末移し替えフード(搬送コンベヤ含む) 混合装置 粉末投下装置(ペレットプレスの付属設備) 粉末受入装置 添加剤添加装置 粉末供給装置用フード(酸化還元炉の付属設備) 搬送コンベヤ(酸化ウラン貯蔵棚の付属設備)		移動先に核燃料物質がある時は、後続する核燃料物質が所定位置に保持されることを確認する。		1回/年		製造1課長		生産技術課長																									
		粉末取り出し用フード(酸化還元炉の付属設備) 粉砕装置 添加剤添加装置 混合装置(平板型)の粉末取出部 粉末投下装置(圧縮・造粒装置の付属設備) 搬送コンベヤ(酸化ウラン貯蔵棚の付属設備)		設定重量以上の核燃料物質が、投入されないことを確認する。		1回/年		製造1課長		生産技術課長																									
過加熱防止のインターロック作動検査		焼結炉 酸化還元炉*		設定温度以上に上がらないことを確認する。		1回/年		製造1課長		生産技術課長																									
自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査		焼結炉 酸化還元炉*		供給圧力を一定以上にするため、設定圧力でガスが切り替わることを確認する。		1回/年		製造1課長		生産技術課長																									
給・排気用送風機の起動停止シーケンスの作動検査		送風機		閉じ込めのため、起動・停止機構が作動することを確認する。		1回/年		保安基盤課長		生産技術課長																									
* : 乾式回収施設は除く																																			

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）						変更後						備考						
(前頁の続き)						【別表13 削除】						変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）第60条（施設定期自主検査）の削除に伴い別表13を削除。						
検査項目	検査対象	検査内容		頻度	検査責任者													関係課長
気体廃棄設備の処理能力検査	排気筒	総合検査	排気能力が、所定の値であることを確認する。	1回/年	保安基盤課長													生産技術課長
濾過装置の性能確認検査	排気系フィルタユニット内濾過装置	総合検査	高性能エアフィルタが、設置されていることを確認する。	1回/年	保安基盤課長													生産技術課長
第1種管理区域の負圧確認検査	第1種管理区域差圧計設置各室	総合検査	負圧が、所定の値であることを確認する。	1回/年	保安基盤課長													生産技術課長
建物健全性確認検査	第2加工棟、第1加工棟、動力棟、第2貯蔵棟、廃棄物貯蔵棟第2棟、A搬送路、B搬送路、C搬送路、D搬送路	総合検査	加工施設に属する建物及び構築物が、その機能・性能に影響を与える有害な亀裂、変形及び損傷等がないことを確認する。	1回/年	保安基盤課長	生産技術課長												
設備内風速の確認検査	第1種管理区域各フード サンプル（第2ウラン回収室第1区域）	総合検査	開口部の風速が、所定の値であることを確認する。	1回/年	製造1課長*1、 検査課長*1、 試験課長*1、 生産技術課長*1、 廃棄物管理課長*1	保安基盤課長、 生産技術課長												
*1: 製造1課長、検査課長、試験課長、生産技術課長、廃棄物管理課長は、それぞれ所掌する設備の検査を行う。																		

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）						変更後						備考						
(前頁の続き)						【別表13 削除】						変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）第60条（施設定期自主検査）の削除に伴い別表13を削除。						
検査項目	検査対象	検査内容		頻度	検査責任者													関係課長
液体廃棄設備の処理能力検査	遠心分離機	総合検査	処理能力が、所定の値であることを確認する。	1回/年	廃棄物管理課長													生産技術課長
搬送設備の停電時保持能力検査	クレーン リフタ（エレベータ） トラバーサ 自動搬出入装置（酸化ウラン貯蔵棚） 自動搬出入装置（C型ペレット貯蔵棚） 集集体搬送装置 燃料棒運搬車 無人搬送車 フォークリフト（第2-地下1階発送品保管場及び第2-3階発送品保管場）	総合検査	電源遮断時及び復電時に搬送物が安全に保持されていることを確認する。	1回/年	製造1課長*2 製造2課長*2													生産技術課長
放射性液体廃棄物施設の漏えい検査	ホールドアップタンク、サンブ、サブタンク、凝集沈殿槽、排液貯槽	総合検査	漏えいがないことを確認する。	1回/年	製造1課長*3、 保安基盤課長*3、 試験検査課長*3、 廃棄物管理課長*3	生産技術課長、 安全管理課長												
*2: 製造1課長及び製造2課長は、それぞれ所掌する搬送設備の検査を行う。																		
*3: 製造1課長、保安基盤課長、試験検査課長、廃棄物管理課長は、それぞれ所掌する放射性液体廃棄物施設の検査を行う。																		

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）						変更後	備考	
2. 警報装置・非常用動力装置等の設備						【別表13 削除】	変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）第60条（施設定期自主検査）の削除に伴い別表13を削除。	
検査項目	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長			
焼結炉の冷却水圧力低下の警報作動検査	焼結炉	総合検査	冷却水圧力低下を知らせる警報器が、作動することを確認する。	1回/年	製造1課長			生産技術課長
		性能検査	警報器が作動することを確認する。	1回/月				
放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査	ホールドアップタンク、サンプ、サブタンク、凝集沈殿槽、排液貯槽	総合検査	満水を知らせる警報器が作動することを確認する。	1回/年	製造1課長 ^{*4} 、保安基盤課長 ^{*4} 、試験検査課長 ^{*4} 、廃棄物管理課長 ^{*4}			保安基盤課長、生産技術課長、安全管理課長
		性能検査	警報器が作動することを確認する。	1回/月	保安基盤課長 ^{*4, *5} 、廃棄物管理課長 ^{*6}			保安基盤課長、生産技術課長、安全管理課長
自動火災報知設備の警報作動検査	自動火災報知設備	総合検査	火災を知らせる警報器が作動することを確認する。	1回/年	保安基盤課長			生産技術課長
		性能検査	警報器が作動することを確認する。	1回/月				
可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査	可燃性ガス漏えい検知設備	総合検査	可燃性ガス漏えいを知らせる警報器が作動することを確認する。	1回/年	製造1課長			保安基盤課長、生産技術課長
		性能検査	警報器が作動することを確認する。	1回/月				
負圧警報設備の警報作動検査	操作・監視モニタ	総合検査	負圧の低下を知らせる警報器が作動することを確認する。	1回/年	保安基盤課長			生産技術課長
		性能検査	警報器が作動することを確認する。	1回/月				
廃油処理装置の警報作動検査	廃油処理装置	総合検査	設定温度以上を知らせる警報器が作動することを確認する。 ^{*7}	1回/年	廃棄物管理課長			生産技術課長
		性能検査	警報器が作動することを確認する。	1回/月				
^{*4} : 製造1課長、保安基盤課長、試験検査課長、廃棄物管理課長は、それぞれ所掌する放射性液体廃棄物施設の検査を行う。 ^{*5} : 保安基盤課長は、製造1課長及び試験検査課長の所掌する放射性液体廃棄物施設並びに廃棄物管理課長の所掌するうちの一部の放射性液体廃棄物施設の検査を行う。 ^{*6} : 廃棄物管理課長は、所掌するうちの一部の放射性液体廃棄物施設の検査を行う。 ^{*7} : 警報器が作動するとともに、給油遮断弁が閉じることを確認する。								

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

備考

（前頁の続き）

検査項目	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長
核的制限値維持警報装置の警報作動検査	研削・研削屑分離装置	総合検査 設定重量以上を知らせる警報器が作動することを確認する。	1回/年	製造1課長	生産技術課長
		性能検査 警報器が作動することを確認する。	1回/月		
	ペレット検査装置	総合検査 収納高さ以上を知らせる警報器が作動することを確認する。	1回/年	試験検査課長	生産技術課長
		性能検査 警報器が作動することを確認する。	1回/月		
非常用発電機・無停電電源の作動検査	ガスタービン発電機	総合検査 自動起動時に、電圧確立時間、電圧及び周波数を確認する。	1回/年	保安基盤課長	生産技術課長
		性能検査 手動起動時に、電圧確立時間、電圧及び周波数を確認する。	1回/月		
	無停電電源装置	総合検査 所定時間後に、電圧を確認する。	1回/年	保安基盤課長	生産技術課長
		性能検査 電圧を確認する。	1回/月		
排気/環気モニタの警報作動検査	排気監視用ダストモニタ リサイクル監視用ダストモニタ	総合検査 設定値以上を知らせる警報器が作動することを確認する。	1回/年	保安基盤課長	安全管理課長
		性能検査 警報器が作動することを確認する。	1回/月		
ガンマモニタの警報作動検査	ガンマモニタ	総合検査 ・設定値以上を知らせる警報器が作動することを確認する。 ・同一グループ内の任意の2つ以上のガンマモニタの同時作動により、警報器が作動することを確認する。	1回/年	保安基盤課長	安全管理課長
		性能検査 警報器が作動することを確認する。	1回/月		

【別表13 削除】

変更の理由(1)②
原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）第60条（施設定期自主検査）の削除に伴い別表13を削除。

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
【別表14 略】	【別表14 変更なし】	【別表14 変更なし】

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)		変更後		備考		
別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第70条関係)		別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第70条関係)		変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(核燃料物質加工事業変更許可に準じて対象設備を削除及び追加。) 変更の理由(2) 加工施設に関する設計及び工事の方法の認可にて実施した工事により対象設備の削除及び最大貯蔵能力の変更		
(1) 貯蔵専用区域		(1) 貯蔵専用区域				
設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)		
[]	[]	劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	210.0		
		同上	粉末輸送容器、 集合体輸送容器 ^(注4) 、 ウラン貯蔵容器 ^(注3) 、 集合体貯蔵容器 ^(注4)	94.2 ^(注2)		
(注1) 2.5ガロン缶及び3ガロン缶を含む。 (注2) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン8.4トンUO ₂ 以下を含む。 このうち、[]北西端に5.0トンUO ₂ 、[]の中央の列に3.4トンUO ₂ 貯蔵する。 (注3) ウラン貯蔵容器は、[]北西端、幅6.8m奥行き2.7mの区域に貯蔵し、配列は4行9列以下とする。また、段積みの場合は2段までとし、荷崩れ等を防止するための措置を行い、適切に保管すること。 (注4) 集合体輸送容器及び集合体貯蔵容器は、[]に貯蔵する。						
(2) 加工工程内の貯蔵区域		(2) 加工工程内の貯蔵区域				
(2.1) 第1加工棟		(2.1) 第1加工棟				
設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)		
[]	[]	劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	1.6		
			5ガロン缶 ^(注1)	2.3		
	同上	ボート	2.8			
	同上	ボート				
		ペレットトレイ	10.3			
	同上	集合体輸送容器、 集合体貯蔵容器	31.2 (156集合体)			
(注1) 2.5ガロン缶を含む。						
設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)		
[]	[]	劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	210.0		
			同上	粉末輸送容器、 集合体輸送容器 ^(注4) 、 ウラン貯蔵容器 ^(注3)	94.2 ^(注2)	
	[]	[]	劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	同上	2.8	
				同上	ボート	2.8
					ペレットトレイ	10.3
				同上	集合体輸送容器	31.2 (156集合体)
(注1) 2.5ガロン缶を含む。						

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)					変 更 後					備 考	
(2.2) 第2加工棟					(2.2) 第2加工棟					変更の理由(3) 核燃料物質加工事業変更許可に準じて対象設備を削除。 変更の理由(2) 加工施設に関する設計及び工事の方法の認可にて実施した工事により最大貯蔵量の変更及び再生濃縮ウランの貯蔵場所変更。	
設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)	設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)		
[]	劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	5ガロン缶 ^(注1)	13.7(注5)	[]	劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	5ガロン缶 ^(注1)	13.7(注5)		
			5ガロン缶 ^(注1)	3.0(注4)				5ガロン缶 ^(注1)	3.0(注4)		
	同上	ポート	ポート	7.2(注6)		同上	ポート	ポート	7.2(注6)		
			5ガロン缶 ^(注1)	3.0(注4)				同上	ポート	5ガロン缶 ^(注1)	3.0(注4)
			トレイ	20.0(注5)						トレイ	20.0(注5)
			ペレットトレイ	27.5(注5)				ペレットトレイ	21.0(注5)		
	同上	5ガロン缶 ^(注1)	5ガロン缶 ^(注1)	3.0(注4)		同上	5ガロン缶 ^(注1)	5ガロン缶 ^(注1)	3.0(注4)		
			トレイ	83.8(注5)				同上	トレイ	トレイ	76.0(注5)
	同上	— ^(注2)	— ^(注2)	189.0(注7) (945集合体)		同上	— ^(注2)			— ^(注2)	189.0(注7) (945集合体)
			集合体輸送容器、 粉末輸送容器 ^(注3) 、 集合体貯蔵容器	208.0(注8)				集合体輸送容器、 粉末輸送容器 ^(注3)	208.0(注8)		
(注1) 2.5ガロン缶を含む。 (注2) 貯蔵容器を用いず、集合体で貯蔵する。 (注3) 粉末輸送容器は、[]にのみ貯蔵する。 (注4) 最大貯蔵能力の3.0トンUO ₂ は、第2粉末成型区域、第2装填室及び第2ウラン回収室第1区域のそれぞれのC型酸化ウラン保管棚(棚式)の貯蔵能力を合計したものである。 (注5) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン1トンUO ₂ 以下を含む。 なお、これらをB型酸化ウラン保管棚については2階の保管棚の下段北側2列に、C型ペレット貯蔵棚については4列の棚のうち内側2列の棚の下2段に、燃料棒仕掛品保管棚については多段式の保管棚の西から6列目の棚1列に、燃料棒貯蔵棚については中央の貯蔵棚の西端1列に、貯蔵する。 (注6) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン2トンUO ₂ 以下を含む。 なお、これらを第2炉室及び第2装填室の保管棚の北側にそれぞれ最大貯蔵能力の半量、貯蔵する。 (注7) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン10トンUO ₂ 以下を含む。 なお、これらを集合体貯蔵棚の北側の2列に貯蔵する。 (注8) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン28トンUO ₂ 以下を含む。 なお、これらを[]に貯蔵する。					(注1) 2.5ガロン缶を含む。 (注2) 貯蔵容器を用いず、集合体で貯蔵する。 (注3) 粉末輸送容器は、[]にのみ貯蔵する。 (注4) 最大貯蔵能力の3.0トンUO ₂ は、第2粉末成型区域、第2装填室及び第2ウラン回収室第1区域のそれぞれのC型酸化ウラン保管棚(棚式)の貯蔵能力を合計したものである。 (注5) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン1トンUO ₂ 以下を含む。 なお、これらをB型酸化ウラン保管棚については2階の保管棚の下段北側2列に、C型ペレット貯蔵棚については4列の棚のうち内側2列の棚の下2段に、燃料棒仕掛品保管棚については多段式の保管棚の西から6列目の棚1列に、燃料棒貯蔵棚については 西側の貯蔵棚の下1段、西から8列目までに、貯蔵する。 (注6) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン2トンUO ₂ 以下を含む。 なお、これらを第2炉室及び第2装填室の保管棚の北側にそれぞれ最大貯蔵能力の半量、貯蔵する。 (注7) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン10トンUO ₂ 以下を含む。 なお、これらを集合体貯蔵棚の北側の2列に貯蔵する。 (注8) 再生ウラン及び再生濃縮ウラン28トンUO ₂ 以下を含む。 なお、これらを[]に貯蔵する。						

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

備考

別表15の2 保管廃棄施設の最大保管廃棄数量（第73の2条関係）

保管廃棄場所	保管廃棄能力 (本数表示は200%毎換算)
第1-1 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 3,500 本
第1-2 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 2,600 本
第1-4 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 40 本
第1-5 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 550 本
第1-6 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 170 本
第1-7 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 5,030 本
第1-8 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 430 本
第1-9 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 1,000 本
第1-10 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 2,300 本
第1-11 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 650 本
第1-12 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 210 本 ^(注1)
第1-13 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 1,400 本
第1-14 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 520 本
第1-15 廃棄物貯蔵場（第1加工棟）	約 1,360 本
第2-2（1階）廃棄物貯蔵場 第2-2（2階）廃棄物貯蔵場 第2-2（3階）廃棄物貯蔵場 (廃棄物貯蔵棟第2棟)	約 9,000 本

変更の理由(3)
記載の適正化を行う。(核燃料物質加工事業
変更許可に基づく修正)

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
【別表16から別表17 略】	【別表16から別表17 変更なし】	【別表16から別表17 変更なし】

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変更後	備考																																																																																																																																		
<p style="text-align: center;">別表18 保安に関する記録(第19条、第96条、第97条関係)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p>	<p style="text-align: center;">別表18 保安に関する記録(第19条、第96条、第97条関係)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p>	<p>変更の理由(1)③ 加工規則第7条の改正(令和2年4月1日施行)に伴う、保安に関する記録の変更。</p>																																																																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">記録事項</th> <th style="width: 10%;">記録すべき場合</th> <th style="width: 10%;">核燃料取扱主任者による確認</th> <th style="width: 10%;">記録・保存責任者</th> <th style="width: 10%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査のつど</td> <td>記録のつど</td> <td>環境安全部長</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>担当課長</td> <td>検査終了後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ○1日間の平均濃度</td> <td>毎日1回</td> <td>毎週1回</td> <td>保安基盤課長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td> ○3月間の平均濃度</td> <td>3月ごとに1回</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量</td> <td>毎週1回</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td> 管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</td> <td>同上</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td> 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>同上</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量</td> <td>毎年度1回</td> <td>同左</td> <td>安全管理課長</td> <td>注①</td> </tr> <tr> <td> 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量</td> <td>3月ごとに1回</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>注①</td> </tr> <tr> <td> 本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</td> <td>1月ごとに1回</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>注①</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査のつど	記録のつど	環境安全部長	同一事項に関する次の検査の時までの期間	ロ 施設定期検査の結果	同上	同上	同上	同上	ハ 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	同上	同上	担当課長	検査終了後5年が経過するまでの期間	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度					○1日間の平均濃度	毎日1回	毎週1回	保安基盤課長	10年間	○3月間の平均濃度	3月ごとに1回	同左	同上	同上	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	同左	同上	同上	管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	同上	同左	同上	同上	放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	同上	同左	同上	同上	ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量	毎年度1回	同左	安全管理課長	注①	女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量	3月ごとに1回	同左	同上	注①	本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1月ごとに1回	同左	同上	注①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">記録事項</th> <th style="width: 10%;">記録すべき場合</th> <th style="width: 10%;">核燃料取扱主任者による確認</th> <th style="width: 10%;">記録・保存責任者</th> <th style="width: 10%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果</td> <td>確認のつど</td> <td>記録のつど</td> <td>環境安全部長</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工規則第7条の4の第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名(注1)</td> <td>施設管理の実施のつど</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4の第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価お担当者の氏名</td> <td>評価のつど</td> <td>同上</td> <td>担当課長</td> <td>評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ○1日間の平均濃度</td> <td>毎日1回</td> <td>毎週1回</td> <td>保安基盤課長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td> ○3月間の平均濃度</td> <td>3月ごとに1回</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量</td> <td>毎週1回</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td> 管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</td> <td>同上</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td> 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>同上</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量</td> <td>毎年度1回</td> <td>同左</td> <td>安全管理課長</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td> 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量</td> <td>3月ごとに1回</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td> 本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</td> <td>1月ごとに1回</td> <td>同左</td> <td>同上</td> <td>(注2)</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認のつど	記録のつど	環境安全部長	同一事項に関する次の確認の時までの期間	ロ 加工規則第7条の4の第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名(注1)	施設管理の実施のつど	同上	同上	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	ハ 加工規則第7条の4の第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価お担当者の氏名	評価のつど	同上	担当課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度					○1日間の平均濃度	毎日1回	毎週1回	保安基盤課長	10年間	○3月間の平均濃度	3月ごとに1回	同左	同上	同上	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	同左	同上	同上	管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	同上	同左	同上	同上	放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	同上	同左	同上	同上	ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量	毎年度1回	同左	安全管理課長	(注2)	女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量	3月ごとに1回	同左	同上	(注2)	本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1月ごとに1回	同左	同上	(注2)	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>
記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間																																																																																																																																
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査のつど	記録のつど	環境安全部長	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																																																																																																
ロ 施設定期検査の結果	同上	同上	同上	同上																																																																																																																																
ハ 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	同上	同上	担当課長	検査終了後5年が経過するまでの期間																																																																																																																																
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度																																																																																																																																				
○1日間の平均濃度	毎日1回	毎週1回	保安基盤課長	10年間																																																																																																																																
○3月間の平均濃度	3月ごとに1回	同左	同上	同上																																																																																																																																
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	同左	同上	同上																																																																																																																																
管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	同上	同左	同上	同上																																																																																																																																
放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	同上	同左	同上	同上																																																																																																																																
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量	毎年度1回	同左	安全管理課長	注①																																																																																																																																
女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量	3月ごとに1回	同左	同上	注①																																																																																																																																
本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1月ごとに1回	同左	同上	注①																																																																																																																																
記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間																																																																																																																																
1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認のつど	記録のつど	環境安全部長	同一事項に関する次の確認の時までの期間																																																																																																																																
ロ 加工規則第7条の4の第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名(注1)	施設管理の実施のつど	同上	同上	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																																																																																																
ハ 加工規則第7条の4の第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価お担当者の氏名	評価のつど	同上	担当課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																																																																																
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度																																																																																																																																				
○1日間の平均濃度	毎日1回	毎週1回	保安基盤課長	10年間																																																																																																																																
○3月間の平均濃度	3月ごとに1回	同左	同上	同上																																																																																																																																
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	同左	同上	同上																																																																																																																																
管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	同上	同左	同上	同上																																																																																																																																
放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	同上	同左	同上	同上																																																																																																																																
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量	毎年度1回	同左	安全管理課長	(注2)																																																																																																																																
女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量	3月ごとに1回	同左	同上	(注2)																																																																																																																																
本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1月ごとに1回	同左	同上	(注2)																																																																																																																																
<p>注①「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。</p>																																																																																																																																				

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)					変 更 後					備 考
(前頁の続き)					(前頁の続き)					変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)
記 録 事 項	記録すべき 場合	核燃料取扱主 任者による確 認	記録・保存 責任者	保存期間	記 録 事 項	記録すべき 場合	核燃料取扱主 任者による確 認	記録・保存 責任者	保存期間	
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る。)	同左	安全管理課長	注①	ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る。)	同左	安全管理課長	(注2)	
ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	同左	同上	同上	ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	同左	同上	同上	
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	1回/3月	同上	同上	ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	1回/3月	同上	同上	
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬のつど	同上	輸送課長	1年間	ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬のつど	同上	輸送課長	1年間	
チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄のつど	同上	廃棄物管理課長	加工規則第7条第7項に定める期間	チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄のつど	同上	廃棄物管理課長	加工規則第7条第7項に定める期間	
リ 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固形化した場合にはその方法	封入又は固形化のつど	同上	同上	同上	リ 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固形化した場合にはその方法	封入又は固形化のつど	同上	同上	同上	
注①「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。										

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)					変更後					備考
(前頁の続き)					(前頁の続き)					変更の理由(1)③ 加工規則第7条の改正(令和2年4月1日施行)に伴う、保安に関する記録の変更。 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)
記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	
3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量(核燃料物質を挿入する設備に限る)	挿入のつど(連続式にあつては連続して)	1回/3月	担当課長	1年間	3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量(核燃料物質を挿入する設備に限る)	挿入のつど(連続式にあつては連続して)	1回/3月	担当課長	1年間	
ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値	連続して	同上	同上	同上	ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値	連続して	同上	同上	同上	
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止のつど	同上	同上	同上	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止のつど	同上	同上	同上	
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	そのつど	同上	同上	同上	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	そのつど	同上	同上	同上	
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交替の時刻	操作の開始及び交替のつど	同上	同上	同上	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交替の時刻	操作の開始及び交替のつど	同上	同上	同上	
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1回/3月	担当課長	1年間	4. 削除					
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理のつど	同上	同上	同上						
5. 加工施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の時 ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ 事故の原因 ニ 事故後の処置	そのつど	記録のつど	記録:担当課長 保存:環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	5. 加工施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時 ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ 事故の原因 ニ 事故後の処置	そのつど	記録のつど	記録:担当課長 保存:環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
6. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して	1回/3月	保安基盤課長	10年間	6. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して	1回/3月	保安基盤課長	10年間	

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)					変 更 後					備 考
(前頁の続き)					(前頁の続き)					変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第2号) 変更の理由(1)③ 加工規則第7条の改正(令和2年4月1日施行)に伴う、保安に関する記録の変更。 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)
記 録 事 項	記録すべき 場合	核燃料取扱主任 者による確認	記録・保存 責任者	保存期間	記 録 事 項	記録すべき 場合	核燃料取扱主任 者による確認	記録・保存 責任者	保存期間	
7. 教育・訓練記録* イ 保安に必要な教育・訓練計画 ロ 保安に必要な教育・訓練の実施日時及び項目 ハ 保安に必要な教育・訓練を受けた者の氏名	そのつど	1回/3月	環境安全部長又は 担当部長**	3年間	7. 教育・訓練記録 (注3) イ 保安に必要な教育・訓練計画 ロ 保安に必要な教育・訓練の実施日時及び項目 ハ 保安に必要な教育・訓練を受けた者の氏名	そのつど	1回/3月	環境安全部長 又は 担当部長 (注4)	3年間	
8. 加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムの運用に関する記録(他の号に掲げるものを除く)***	当該文書又は 記録の作成又 は変更のつど	1回/3月	担当部長又は 担当課長	当該文書又は 記録の作成又 は変更後5年 が経過するま での期間	8. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)(注5)	当該文書又は 記録の作成又 は変更のつど	1回/3月	担当部課長	当該文書又は 記録の作成又 は変更後5年 が経過するま での期間	
* 第23条、第24条による。 ** 第23条の2項及び第24条の記録・保存責任者は環境安全部長とする。 また、第23条の3項の記録・保存責任者は担当部長とする。 *** 加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムの運用に関する記録には、以下を含む。 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (4) 設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 (5) 設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 (6) 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (7) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (8) 校正又は検証に用いた基準の記録 (9) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (10) 校正及び検証の結果の記録 (11) 内部監査の結果の記録 (12) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (13) 是正処置の結果の記録 (14) 予防処置の結果の記録					(注1) 保全の結果の記録は、次の記録とする。 ・設工認申請書 ・補修等の工事を実施した記録 ・巡視した結果の記録 ・定期点検等の年間計画及び実績 ・使用前事業者検査の記録、定期事業者検査の年間計画及び実績 (注2) 「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。 (注3) 第23条、添付1及び添付2による。 (注4) 第23条の2項、添付1及び添付2の記録・保存責任者は環境安全部長とする。 また、第23条の3項の記録・保存責任者は担当部長とする。 (注5) 加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムの運用に関する記録には、以下を含む。 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3) 個別業務プロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4) 個別業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5) 設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 (6) 設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 (7) 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (8) プロセスの妥当性確認に関する記録 (9) 個別業務に関するトレーサビリティの記録 (10) 組織の外部の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (11) 校正又は検証に用いた基準の記録 (12) 校正及び検証の結果の記録 (13) 計測機器の校正が外れた時の過去の測定結果の妥当性評価の記録 (14) 内部監査の結果の記録 (15) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (16) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録 (17) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む措置の記録 (18) 是正処置の結果の記録 (19) 未然防止処置の結果の記録					

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)					変更後					備考
(前頁の続き)					2. 操作管理に用いる記録					変更の理由(1)③ 加工規則第7条の改正(令和2年4月1日施行)に伴う、保安に関する記録の変更。
記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	
9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果					(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除のつど	記録のつど	保安管理部長	同一事項に関する次の設定又は変更の時点までの期間	
イ ○ 加工施設における保安活動の実施の状況の評価 ○ 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 ロ 経年変化に関する技術的な評価 ハ 経年変化に関する技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	評価のつど 同上 計画策定のつど	評価のつど 同上 計画策定のつど	保安管理部長 同上 同上	加工規則第7条第7項に定める期間 同上 同上	(2) 第98条 第1項第4号、第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	そのつど	同上	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
2. 操作管理に用いる記録					2. 操作管理に用いる記録					
記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	
(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除のつど	記録のつど	保安管理部長	同一事項に関する次の設定又は変更の時点までの期間	(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除のつど	記録のつど	保安管理部長	同一事項に関する次の設定又は変更の時点までの期間	
(2) 第98条 第1項第4号、第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	そのつど	同上	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(2) 第98条 第1項第4号、第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	そのつど	同上	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

備考

3. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間
(1) 加工規則第3条の4の3の規定による使用前事業者検査の記録 1) 検査年月日 2) 検査の対象 3) 検査の方法 4) 検査の結果 5) 検査を行った者の氏名 6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 7) 検査の実施に係る組織 8) 検査の実施に係る工事管理 9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 10) 検査記録の管理に関する事項 11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査のつど	記録のつど	環境安全部長及び担当課長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間
(2) 加工規則第3条の11の規定による定期事業者検査の記録 1) 検査年月日 2) 検査の対象 3) 検査の方法 4) 検査の結果 5) 検査を行った者の氏名 6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 7) 検査の実施に係る組織 8) 検査の実施に係る工事管理 9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 10) 検査記録の管理に関する事項 11) 検査に係る教育訓練に関する事項	同上	同上	同上	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間

変更の理由(1)③
加工規則第7条の改正（令和2年4月1日施行）に伴う、保安に関する記録の変更。

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考																																			
	<p>4. 整備規則（注①）附則（経過措置）第7条に基づき加工規則第7条第1項に定める期間を読み替えて従前の別表18を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="1240 342 2341 1192"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>核燃料取扱主任者による確認</th> <th>記録・保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査のつど</td> <td>記録のつど</td> <td>環境安全部長</td> <td>注②</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>注③</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>担当課長</td> <td>注③</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>1回/3月</td> <td>担当課長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理のつど</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>8. 令和2年3月31日時点の加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムの運用に関する記録（他の号に掲げるものを除く）注④</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更のつど</td> <td>1回/3月</td> <td>担当部課長</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>注① 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年4月1日施行）</p> <p>注② 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。</p> <p>注③ 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。</p> <p>注④ 令和2年3月31日時点の加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (4) 設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 (5) 設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 (6) 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (7) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (8) 校正又は検証に用いた基準の記録 (9) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (10) 校正及び検証の結果の記録 (11) 内部監査の結果の記録 (12) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (13) 是正処置の結果の記録 (14) 予防処置の結果の記録</p>	記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査のつど	記録のつど	環境安全部長	注②	ロ 施設定期検査の結果	同上	同上	同上	注③	ハ 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	同上	同上	担当課長	注③	4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1回/3月	担当課長	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理のつど	同上	同上	同上	8. 令和2年3月31日時点の加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムの運用に関する記録（他の号に掲げるものを除く）注④	当該文書又は記録の作成又は変更のつど	1回/3月	担当部課長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	<p>変更の理由(1)③ 加工規則第7条の改正（令和2年4月1日施行）に伴う、保安に関する記録の変更。</p>
記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間																																	
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査のつど	記録のつど	環境安全部長	注②																																	
ロ 施設定期検査の結果	同上	同上	同上	注③																																	
ハ 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	同上	同上	担当課長	注③																																	
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1回/3月	担当課長	1年間																																	
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理のつど	同上	同上	同上																																	
8. 令和2年3月31日時点の加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムの運用に関する記録（他の号に掲げるものを除く）注④	当該文書又は記録の作成又は変更のつど	1回/3月	担当部課長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																	

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

備考

（前頁の続き）

記録事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任者による確認	記録・保存責任者	保存期間
9. 令和2年3月31日時点の加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果				
イ ○ 加工施設における保安活動の実施の状況の評価 ○ 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価のつど	評価のつど	保安管理部長	令和2年3月31日時点の加工規則第7条第7項に定める期間
ロ 経年変化に関する技術的な評価	同上	同上	同上	同上
ハ 経年変化に関する技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定のつど	計画策定のつど	同上	同上

変更の理由(1)③
加工規則第7条の改正（令和2年4月1日施行）に伴う、保安に関する記録の変更。

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

備考

別表19 保安規定条項と規程書

保安規定			条 名	保安規定で要求されている規程書*	
章	章 名	条			
第1章	総則	1	目的	保安品質保証計画書(1次文書)	
		2	適用範囲		
		3	関係法令及び保安規定の遵守		
第2章	保安管理体制	4	品質保証計画と品質保証体制の構築、維持及び改善	保安品質保証計画書(1次文書)	
		5	責任及び権限	保安管理組織職務規程	
		6	保安品質方針	品質に関する宣言(1次文書)	
		7	保安品質目標	品質目標管理規程	
		8	マネジメントレビュー	保安品質マネジメントレビュー規程	
		9	マネジメントレビューへのインプット		
		10	マネジメントレビューからのアウトプット		
		11	業務の計画及び実施	文書管理規程	
		12	調達管理	購買規程	
		13	内部監査	保安品質監査規程	
		14	不適合管理	保安不適合管理及び是正・予防処置規程	
		15	是正処置及び予防処置		
		15の2	不適合情報の公開及び技術情報の共有		
		16	保安活動を行う者の組織	保安管理組織職務規程	
		17	職務		
18	核燃料取扱主任者の選任				
19	核燃料取扱主任者の職務				
20	意見の尊重				
21	放射線安全委員会	放射線安全委員会規程			
22	答申の尊重				
第3章	教育・訓練	23	力量、教育・訓練及び認識		保安教育実施規程
		24	初期消火活動、火災及び爆発・内部溢水・火山活動(臨斥)・電巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保安のための活動、非常時及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保安のための活動の訓練		
第4章	加工施設の操作	25	加工施設の操作に係る計画及び実施		第4章の規程書
		26	加工施設の操作に係る評価及び改善		
		27	加工施設の使用		
		28	操作員の確保	核燃料加工施設操作規程	
		29	巡視・点検		
		30	操作上の一般事項		
		31	保安上特に管理を必要とする設備		
		32	保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保		設備保守管理規程
		33	臨界安全管理	臨界安全管理規程	
		34	漏えい管理	核燃料加工施設操作規程	
		35	火災及び爆発の防止		
		35の2	核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続した取扱に関する措置		
		36	異常時の措置	異常・非常事象措置規程	
		36の2	火災及び爆発発生時の体制の整備	火災防護計画	
		36の3	内部溢水発生時の体制の整備		
36の4	火山活動(臨斥)及び積雪発生時の体制の整備	異常・非常事象措置規程			
36の5	電巻発生時の体制の整備				
36の6	その他の自然現象発生時の体制の整備				
36の7	人の不法な侵入等の防止	人の不法な侵入等の防止規程			
37	異常時における設備の手動による作動	異常・非常事象措置規程			
第5章	放射線管理	38	放射線管理に係る計画及び実施	放射線管理規程	
		39	放射線管理に係る評価及び改善		
		40	管理区域		
		41	管理区域の区分		
		42	管理区域の特別措置		
		43	飲食及び喫煙の禁止		
		44	管理区域への出入管理		
		45	第1種管理区域への出入管理		
		46	周辺監視区域		
		47	管理上の人の区分		

* (1次文書)の注記がないものは2次文書を示す。

別表19 保安規定条項と規程書

保安規定			条 名	保安規定で要求されている規程書*
章	章 名	条		
第1章	総則	1	目的	保安品質保証計画書(1次文書)
		2	適用範囲	
		3	関係法令及び保安規定の遵守	
第2章	保安管理体制	4	品質マネジメントシステム計画	加工施設の定期評価規程
				品質目標管理規程
				文書管理規定
				保安に関する記録・報告規程
		16	保安活動を行う者の組織	品質に関する宣言(1次文書)
				保安品質保証計画書(1次文書)
				保安管理組織職務規程
				保安品質マネジメントレビュー規程
				保安教育実施規程
				設備保守管理規程
				施設変更管理規程
				放射線管理規程
				火災防護計画
				購買規程
				核燃料加工施設操作規程
保安品質監査規程				
保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程				
17	職務	保安管理組織職務規程		
18	核燃料取扱主任者の選任			
19	核燃料取扱主任者の職務			
20	意見の尊重			
21	放射線安全委員会	放射線安全委員会規程		
22	答申の尊重			
第3章	教育・訓練	23	力量、教育・訓練及び認識	保安教育実施規程
第4章	加工施設の操作	25	加工施設の操作に係る計画及び実施	第4章の規程書
		26	加工施設の操作に係る評価及び改善	
		27	加工施設の使用	
		28	操作員等の確保	核燃料加工施設操作規程
		29	巡視	
		30	操作上の一般事項	
		31	保安上特に管理を必要とする設備	
		33	臨界安全管理	
		34	漏えい管理	核燃料加工施設操作規程
		35	火災及び爆発の防止	
35の2	核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続した取扱に関する措置			
36	異常時の措置	異常・非常事象措置規程		
37	異常時における設備の手動による作動			

* (1次文書)の注記がないものは2次文書を示す。

変更の理由(1)①
加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備に伴う変更。

変更の理由(1)②
原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第2号）

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

備考

（前頁の続き）

保安規定		保安規定で要求されている規程書*		
章	章名	条	条名	
第5章 （続き）	放射線管理 （続き）	48	線量限度	放射線管理規程
		49	線量の評価及び通知	
		50	被ばくの低減措置	
		51	床、壁等の除染	
		52	線量当量等の測定	
		53	放射線測定器類の管理	
		54	第1種管理区域外への移動	
		55	管理区域外への移動	
第6章	保守管理	56	周辺監視区域内の運搬	設備保守管理規程
		57	周辺監視区域外への運搬	
		58	保守管理に係る計画及び実施	
		58の2	設計・開発管理	
		59	保守管理に係る評価及び改善	
		60	施設定期自主検査	
		61	施設定期自主検査項目	
		62	施設定期自主検査結果の報告	
		62の2	保全	
		63	補修	
第7章	核燃料物質の管理	64	改造	核燃料物質の受入・貯蔵・運搬規程
		65	給排気設備の停止に係る措置	
		65の2	新規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置	
		66	核燃料物質の管理に係る計画及び実施	
		67	核燃料物質の管理に係る評価及び改善	
		68	核燃料物質の受入れ、払出し	
		69	核燃料物質の運搬	
		70	核燃料物質の貯蔵	
第8章	放射性廃棄物管理	71	放射性廃棄物管理に係る計画及び実施	放射性廃棄物管理規程
		72	放射性廃棄物管理に係る評価及び改善	
		73	廃棄物の仕掛品	
		73の2	放射性固体廃棄物	
		74	放射性液体廃棄物	
		75	放射性気体廃棄物	
第9章	初期消火活動	75の2	放射性廃棄物でない廃棄物	火災防諷計画
		76	初期消火活動に係る計画及び実施	
		77	初期消火活動に係る評価及び改善	
		78	初期消火活動のための体制の整備	
		79	通報連絡	
		80	消火又は延焼の防止等	
第10章	非常時の措置	81	非常時の措置に係る計画及び実施	異常・非常事象措置規程
		82	非常時の措置に係る評価及び改善	
		83	非常時の組織	
		84	防災本部要員	
		85	非常時用器材の整備	
		86	通報系統	
		87	非常時の処置要領	
		87の2	重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備	
		88	通報	
		89	応急措置	
第11章	定期評価	90	非常時体制の発令	加工施設の定期評価規程
		91	対策活動	
		91の2	緊急作業に係る線量限度等	
		92	非常時体制の解除	
		93	原子力災害対策特別措置法に基づく措置	
		94	定期評価に係る計画及び実施	
第12章	記録及び報告	95	定期評価に係る評価及び改善	保安に係る記録・報告規程
		96	加工施設の定期的な評価	
		97	記録	
		98	報告	

*（1次文書）の注記がないものは2次文書を示す。

（前頁の続き）

保安規定		保安規定で要求されている規程書*			
章	章名	条	条名		
第5章	放射線管理	38	放射線管理に係る計画及び実施	第5章の規程書	
		39	放射線管理に係る評価及び改善		
		40	管理区域	放射線管理規程	
		41	管理区域の区分		
		42	管理区域の特別措置		
		43	飲食及び喫煙の禁止		
		44	管理区域への出入管理		
		45	第1種管理区域への出入管理		
		45の2	保全区域		保全区域及び周辺監視区域等管理規程
		46	周辺監視区域		
		46の2	人の不法な侵入等の防止	放射線管理規程	
		47	管理上の人の区分		
		48	線量限度		
		49	線量の評価及び通知		
		50	被ばくの低減措置		
		51	床、壁等の除染		
		52	線量当量等の測定		
53	放射線測定器類の管理				
第6章	施設管理	54	第1種管理区域外への搬出	設備保守管理規程 施設管理方針(1次文書)	
		55	管理区域外への搬出		
		56	周辺監視区域内の運搬		
		57	周辺監視区域外への運搬		
		58	施設管理計画		
		58の2	設計・開発管理		
		58の3	作業管理		
		58の4	使用前事業者検査に関する事項		
		60	定期事業者検査		
		62	定期事業者検査結果の報告		
第7章	核燃料物質の管理	64の2	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	設備保守管理規程 長期施設管理方針(1次文書)	
		65	給排気設備の停止に係る措置		
		66	核燃料物質の管理に係る計画及び実施		核燃料物質の受入・貯蔵・運搬規程
		67	核燃料物質の管理に係る評価及び改善		
		68	核燃料物質の受入れ、払出し		
69	核燃料物質の運搬				
70	核燃料物質の貯蔵				
第8章	放射性廃棄物管理	71	放射性廃棄物管理に係る計画及び実施	放射性廃棄物管理規程	
		72	放射性廃棄物管理に係る評価及び改善		
		73	廃棄物の仕掛品		
		73の2	放射性固体廃棄物		
		74	放射性液体廃棄物		
		75	放射性気体廃棄物		
75の2	放射性廃棄物でない廃棄物				

*（1次文書）の注記がないものは2次文書を示す。

変更の理由(1)①
加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備に伴う変更。

変更の理由(1)②
原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第2号）

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

備考

（前頁の続き）

保安規定		条	条名	保安規定で要求されている規程書*
章	章名			
第9章	設計想定事象等に係る加工施設の保安に関する措置	76の2	設計想定事象等に係る加工施設の保安に関する措置に係る計画及び実施	第9章の規程書
		77の2	設計想定事象等に係る加工施設の保安に関する措置に係る評価及び改善	
		78の2	火災及び爆発発生時の体制の整備	火災防護計画
		78の3	内部溢水発生時の体制の整備	内部溢水対応規程
		79の2	火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備	異常・非常事象措置規程
		79の3	竜巻発生時の体制の整備	
		79の4	その他の自然現象発生時の体制の整備	
		80の2	重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備	
		80の3	大規模損壊発生時の体制の整備	
第10章	非常時の措置	81	非常時の措置に係る計画及び実施	第10章の規程書
		82	非常時の措置に係る評価及び改善	
		83	非常時の組織	
		84	防災本部要員	防災本部実施規程
		85	非常時用の資機材の配備	
		86	通報系統	
		87	非常時の処置要領	
		88	通報	異常・非常事象措置規程
		89	応急措置	
		90	非常時体制の発令	防災本部実施規程
		91	対策活動	
		91の2	緊急作業従事者の線量限度等	
		92	非常時体制の解除	
93	原子力災害対策特別措置法に基づく措置			
第11章	定期評価	94	定期評価に係る計画及び実施	加工施設の定期評価規程
		95	定期評価に係る評価及び改善	
		96	加工施設の定期的な評価	
第12章	記録及び報告	97	記録	保安に係る記録・報告規程
		98	報告	

*（1次文書）の注記がないものは2次文書を示す。

変更の理由(1)①
加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備に伴う変更。

変更の理由(1)②
原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第2号）

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)				変 更 後				備 考
沿 革				沿 革				
制 定	昭和45年	8月27日	(認可番号45原第 5745号)	制 定	昭和45年	8月27日	(認可番号45原第 5745号)	
改 訂	昭和47年1	1月20日	(認可番号47原第10613号)	改 訂	昭和47年1	1月20日	(認可番号47原第10613号)	
改 訂	昭和49年	9月 6日	(認可番号49原第 7801号)	改 訂	昭和49年	9月 6日	(認可番号49原第 7801号)	
改 訂	昭和53年1	1月13日	(認可番号53安 (核規) 第265号)	改 訂	昭和53年1	1月13日	(認可番号53安 (核規) 第265号)	
改 訂	昭和54年1	1月12日	(認可番号54安 (核規) 第455号)	改 訂	昭和54年1	1月12日	(認可番号54安 (核規) 第455号)	
改 訂	昭和55年	8月 5日	(認可番号55安 (核規) 第383号)	改 訂	昭和55年	8月 5日	(認可番号55安 (核規) 第383号)	
改 訂	昭和56年	3月 5日	(認可番号56安 (核規) 第 64号)	改 訂	昭和56年	3月 5日	(認可番号56安 (核規) 第 64号)	
改 訂	昭和57年	3月10日	(認可番号57安 (核規) 第 62号)	改 訂	昭和57年	3月10日	(認可番号57安 (核規) 第 62号)	
改 訂	昭和58年	4月 8日	(認可番号58安 (核規) 第173号)	改 訂	昭和58年	4月 8日	(認可番号58安 (核規) 第173号)	
改 訂	昭和58年	7月 1日	(認可番号58安 (核規) 第395号)	改 訂	昭和58年	7月 1日	(認可番号58安 (核規) 第395号)	
改 訂	昭和59年	7月11日	(認可番号59安 (核規) 第382号)	改 訂	昭和59年	7月11日	(認可番号59安 (核規) 第382号)	
改 訂	昭和60年	3月28日	(認可番号60安 (核規) 第137号)	改 訂	昭和60年	3月28日	(認可番号60安 (核規) 第137号)	
改 訂	昭和61年	2月 7日	(認可番号60安 (核規) 第685号)	改 訂	昭和61年	2月 7日	(認可番号60安 (核規) 第685号)	
改 訂	昭和61年	7月 1日	(認可番号61安 (核規) 第440号)	改 訂	昭和61年	7月 1日	(認可番号61安 (核規) 第440号)	
改 訂	昭和61年1	2月 4日	(認可番号61安 (核規) 第738号)	改 訂	昭和61年1	2月 4日	(認可番号61安 (核規) 第738号)	
改 訂	昭和62年	6月 1日	(認可番号62安 (核規) 第302号)	改 訂	昭和62年	6月 1日	(認可番号62安 (核規) 第302号)	
改 訂	昭和63年	8月17日	(認可番号63安 (核規) 第543号)	改 訂	昭和63年	8月17日	(認可番号63安 (核規) 第543号)	
改 訂	平成元年	3月27日	(認可番号元 安 (核規) 第112号)	改 訂	平成元年	3月27日	(認可番号元 安 (核規) 第112号)	
改 訂	平成2年	6月18日	(認可番号2 安 (核規) 第327号)	改 訂	平成2年	6月18日	(認可番号2 安 (核規) 第327号)	
改 訂	平成4年	4月 3日	(認可番号4 安 (核規) 第128号)	改 訂	平成4年	4月 3日	(認可番号4 安 (核規) 第128号)	
改 訂	平成5年	6月 1日	(認可番号5 安 (核規) 第323号)	改 訂	平成5年	6月 1日	(認可番号5 安 (核規) 第323号)	
改 訂	平成6年	1 1月 7日	(認可番号6 安 (核規) 第723号)	改 訂	平成6年	1 1月 7日	(認可番号6 安 (核規) 第723号)	
改 訂	平成7年	2月17日	(認可番号7 安 (核規) 第 57号)	改 訂	平成7年	2月17日	(認可番号7 安 (核規) 第 57号)	
改 訂	平成8年	2月 7日	(認可番号8 安 (核規) 第 1号)	改 訂	平成8年	2月 7日	(認可番号8 安 (核規) 第 1号)	
改 訂	平成8年	5月 7日	(認可番号8 安 (核規) 第232号)	改 訂	平成8年	5月 7日	(認可番号8 安 (核規) 第232号)	
改 訂	平成9年	5月23日	(認可番号9 安 (核規) 第229号)	改 訂	平成9年	5月23日	(認可番号9 安 (核規) 第229号)	
改 訂	平成10年	8月10日	(認可番号10安 (核規) 第316号)	改 訂	平成10年	8月10日	(認可番号10安 (核規) 第316号)	
改 訂	平成10年	1 2月15日	(認可番号10安 (核規) 第957号)	改 訂	平成10年	1 2月15日	(認可番号10安 (核規) 第957号)	
改 訂	平成11年	4月 1日	(認可番号11安 (核規) 第182号)	改 訂	平成11年	4月 1日	(認可番号11安 (核規) 第182号)	
改 訂	平成11年	7月 2日	(認可番号11安 (核規) 第455号)	改 訂	平成11年	7月 2日	(認可番号11安 (核規) 第455号)	
改 訂	平成11年	1 2月27日	(認可番号11安 (核規) 第1237号)	改 訂	平成11年	1 2月27日	(認可番号11安 (核規) 第1237号)	
改 訂	平成12年	1 1月17日	(認可番号12安 (核規) 第891号)	改 訂	平成12年	1 1月17日	(認可番号12安 (核規) 第891号)	
改 訂	平成12年	1 2月28日	(認可番号12安 (核規) 第1001号)	改 訂	平成12年	1 2月28日	(認可番号12安 (核規) 第1001号)	
改 訂	平成13年	3月30日	(認可番号 平成13・03・21原第36号)	改 訂	平成13年	3月30日	(認可番号 平成13・03・21原第36号)	
改 訂	平成13年	7月11日	(認可番号 平成13・06・27原第13号)	改 訂	平成13年	7月11日	(認可番号 平成13・06・27原第13号)	
改 訂	平成13年	8月30日	(認可番号 平成13・08・13原第11号)	改 訂	平成13年	8月30日	(認可番号 平成13・08・13原第11号)	
改 訂	平成14年	3月28日	(認可番号 平成14・03・19原第21号)	改 訂	平成14年	3月28日	(認可番号 平成14・03・19原第21号)	
改 訂	平成15年	3月31日	(認可番号 平成15・03・14原第25号)	改 訂	平成15年	3月31日	(認可番号 平成15・03・14原第25号)	
改 訂	平成15年	9月17日	(認可番号 平成15・08・12原第16号)	改 訂	平成15年	9月17日	(認可番号 平成15・08・12原第16号)	
改 訂	平成15年	1 0月14日	(認可番号 平成15・09・30原第35号)	改 訂	平成15年	1 0月14日	(認可番号 平成15・09・30原第35号)	
改 訂	平成16年	1月29日	(認可番号 平成15・12・15原第32号)	改 訂	平成16年	1月29日	(認可番号 平成15・12・15原第32号)	
改 訂	平成16年	5月31日	(認可番号 平成15・12・26原第23号)	改 訂	平成16年	5月31日	(認可番号 平成15・12・26原第23号)	
改 訂	平成16年	6月24日	(認可番号 平成16・06・11原第19号)	改 訂	平成16年	6月24日	(認可番号 平成16・06・11原第19号)	
改 訂	平成16年	1 0月29日	(認可番号 平成16・10・05原第19号)	改 訂	平成16年	1 0月29日	(認可番号 平成16・10・05原第19号)	
改 訂	平成17年	4月18日	(認可番号 平成17・03・02原第18号)	改 訂	平成17年	4月18日	(認可番号 平成17・03・02原第18号)	

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
沿 革 (続き) 改 訂 平成 17 年 6 月 2 0 日 (認可番号 平成 17・05・13 原第 19 号) 改 訂 平成 17 年 1 0 月 2 0 日 (認可番号 平成 17・09・12 原第 10 号) 改 訂 平成 18 年 3 月 3 0 日 (認可番号 平成 18・03・13 原第 14 号) 改 訂 平成 19 年 3 月 3 0 日 (認可番号 平成 19・02・27 原第 2 号) 改 訂 平成 19 年 7 月 1 7 日 (認可番号 平成 19・06・07 原第 4 号) 改 訂 平成 20 年 3 月 2 4 日 (認可番号 平成 19・12・05 原第 5 号) 改 訂 平成 20 年 7 月 7 日 (認可番号 平成 20・06・30 原第 1 号) 改 訂 平成 20 年 8 月 2 2 日 (認可番号 平成 20・07・11 原第 1 号) 改 訂 平成 21 年 1 月 1 6 日 (認可番号 平成 20・12・16 原第 1 号) 改 訂 平成 21 年 3 月 3 0 日 (認可番号 平成 21・03・02 原第 1 号) 改 訂 平成 21 年 5 月 2 8 日 (認可番号 平成 21・04・30 原第 16 号) 改 訂 平成 21 年 1 1 月 1 8 日 (認可番号 平成 21・11・02 原第 5 号) 改 訂 平成 22 年 3 月 2 6 日 (認可番号 平成 22・03・04 原第 13 号) 改 訂 平成 22 年 5 月 3 1 日 (認可番号 平成 22・04・28 原第 80 号) 改 訂 平成 22 年 1 2 月 7 日 (認可番号 平成 22・11・25 原第 26 号) 改 訂 平成 23 年 9 月 3 0 日 (認可番号 平成 23・09・13 原第 7 号) 改 訂 平成 23 年 1 2 月 2 8 日 (認可番号 平成 23・11・28 原第 9 号) 改 訂 平成 25 年 4 月 1 0 日 (認可番号 原管研収第 130222002 号) 改 訂 平成 25 年 1 1 月 8 日 (認可番号 原管研発第 1311073 号) 改 訂 平成 26 年 2 月 2 8 日 (認可番号 原管研発第 1402284 号) 改 訂 平成 26 年 7 月 8 日 (認可番号 原管研発第 1407049 号) 改 訂 平成 28 年 3 月 3 1 日 (認可番号 原規規発第 16033133 号) 改 訂 令和元年 7 月 2 日 (認可番号 原規規発第 1907028 号)	沿 革 (続き) 改 訂 平成 17 年 6 月 2 0 日 (認可番号 平成 17・05・13 原第 19 号) 改 訂 平成 17 年 1 0 月 2 0 日 (認可番号 平成 17・09・12 原第 10 号) 改 訂 平成 18 年 3 月 3 0 日 (認可番号 平成 18・03・13 原第 14 号) 改 訂 平成 19 年 3 月 3 0 日 (認可番号 平成 19・02・27 原第 2 号) 改 訂 平成 19 年 7 月 1 7 日 (認可番号 平成 19・06・07 原第 4 号) 改 訂 平成 20 年 3 月 2 4 日 (認可番号 平成 19・12・05 原第 5 号) 改 訂 平成 20 年 7 月 7 日 (認可番号 平成 20・06・30 原第 1 号) 改 訂 平成 20 年 8 月 2 2 日 (認可番号 平成 20・07・11 原第 1 号) 改 訂 平成 21 年 1 月 1 6 日 (認可番号 平成 20・12・16 原第 1 号) 改 訂 平成 21 年 3 月 3 0 日 (認可番号 平成 21・03・02 原第 1 号) 改 訂 平成 21 年 5 月 2 8 日 (認可番号 平成 21・04・30 原第 16 号) 改 訂 平成 21 年 1 1 月 1 8 日 (認可番号 平成 21・11・02 原第 5 号) 改 訂 平成 22 年 3 月 2 6 日 (認可番号 平成 22・03・04 原第 13 号) 改 訂 平成 22 年 5 月 3 1 日 (認可番号 平成 22・04・28 原第 80 号) 改 訂 平成 22 年 1 2 月 7 日 (認可番号 平成 22・11・25 原第 26 号) 改 訂 平成 23 年 9 月 3 0 日 (認可番号 平成 23・09・13 原第 7 号) 改 訂 平成 23 年 1 2 月 2 8 日 (認可番号 平成 23・11・28 原第 9 号) 改 訂 平成 25 年 4 月 1 0 日 (認可番号 原管研収第 130222002 号) 改 訂 平成 25 年 1 1 月 8 日 (認可番号 原管研発第 1311073 号) 改 訂 平成 26 年 2 月 2 8 日 (認可番号 原管研発第 1402284 号) 改 訂 平成 26 年 7 月 8 日 (認可番号 原管研発第 1407049 号) 改 訂 平成 28 年 3 月 3 1 日 (認可番号 原規規発第 16033133 号) 改 訂 令和元年 7 月 2 日 (認可番号 原規規発第 1907028 号)	

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>添付1 火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準</p> <p>火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準</p> <p>1 火災及び爆発 環境安全部長は、火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1.1 要員の配置 (1) 環境安全部長は、火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>ア 火災予防活動に関する要員 防火管理者及び防災管理者を中心に、各建屋、階及び部屋等を単位として、火元責任者を置く。</p> <p>イ 初期消火活動要員 初期消火活動を行う要員として事業所に常駐する者を2名以上確保する。初期消火活動を行うその他の要員として5名程度を確保する。</p> <p>ウ 自衛消防隊 (ア) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊（以下、防護隊という。）を設置する。 (イ) 防護隊は、7つの小隊（事務局としての本部小隊を含む）で構成され、各小隊には、責任者である小隊長（管理職）を配置するとともに、防護隊を統括する統括管理者を置く。 (ウ) 本部長は、防護隊の統括管理者が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設の消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1.2 教育訓練の実施 環境安全部長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>ア 火災防護教育 (ア) 環境安全部長は、全従業員に対して、以下の教育を実施する。 a. 加工施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育 b. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育 (a) 外部火災発生時の初期消火活動に関する教育 (b) 外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダ</p>	<p>添付1 火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準</p> <p>火災及び爆発、内部溢水、火山活動（降灰）、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施基準</p> <p>1 火災及び爆発 環境安全部長は、火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。<u>なお、「加工施設の保全のための活動」とは、基本設計に即した対策が機能するよう、設計想定事象に応じて定めた措置に基づく活動をいう（以下、同様とする）。</u></p> <p>1.1 要員の配置 (1) 環境安全部長は、火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>ア 火災予防活動に関する要員 イ <u>防火・防災</u>管理者を中心に、各建屋、階及び部屋等を単位として、火元責任者を置く。 ウ <u>初期消火活動隊</u> 初期消火活動を行う要員として事業所に常駐する者を2名以上確保し、初期消火活動を行うその他の要員として5名程度を確保する。<u>また、初期消火活動隊が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集するための連絡体制を整える。</u></p> <p>エ 自衛消防隊 (ア) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊（以下、防護隊という。）を設置する。 (イ) 防護隊は、7つの小隊（事務局としての本部小隊を含む）で構成され、各小隊には、責任者である小隊長（管理職）を配置するとともに、防護隊を統括する統括管理者を置く。 (ウ) 本部長は、防護隊の統括管理者が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設の消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1.2 <u>要員に対する教育・訓練</u>の実施 環境安全部長は、火災防護の対応に関する以下の教育・訓練を定期的実施する。</p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（火災防護教育は第23条の2項に明確化したため削除）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p><u>ンパの閉止、換気空調系の停止により建屋内へのばい煙及び有毒ガスの浸入を防止することについての教育</u></p> <p><u>(c) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育</u></p> <p><u>c. 火災が発生した場合の初期消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育</u></p> <p>イ 初期消火活動要員による総合訓練 環境安全部長は、初期消火活動要員に対して、<u>初期消火活動を確認する総合的な教育訓練を実施する。</u></p> <p>ウ 消防訓練（防火対応） 環境安全部長は、防護隊員に対して、火災が発生した場合における一連の自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。</p> <p>エ 操作員に対する訓練 担当課長は、操作員に対して、火災発生時の操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>(1) <u>環境安全部長は、消火器、動力消防ポンプ設備、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材の設置場所、数量等を定める。</u></p> <p>(2) <u>環境安全部長は、火災防護対策のために必要な資機材の設置場所、数量等を定める。</u></p> <p>(3) <u>環境安全部長は、消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置場所、数量等を定める。</u></p> <p>(4) 保安基盤課長は、上記(1)から(3)の資機材等を<u>配備・保管</u>するとともに、定期的に点検することで、常に使用可能な状態に維持する。</p> <p>1.4 加工施設における可燃物管理 担当課長は、以下について手順を定め、管理区域内における可燃物管理を行う。</p> <p>(1) 管理区域内への可燃物の持込みについては、その数量を最小限とする。ジルカロイの切屑は発火性が強いことから、作業ごとに集めて蓋を被せ、一定の回数作業後には、水が入った蓋付の専用の保管容器に移す。</p> <p>(2) また、管理区域内でアルコール類を使用する場合には、作業に使用する分を小分けし、アルコール類の付着したウエスは乾燥させた後廃棄する。アルコール類、ウエスの保管には鋼製の蓋付の容器を使用する。</p> <p>1.5 手順の整備</p> <p>(1) 環境安全部長は、加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、社長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の<u>保守</u>管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p>イ 加工施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p>	<p>ア 初期消火活動<u>隊</u>による総合訓練 環境安全部長は、初期消火活動隊に対して、<u>火災発生現場の確認及び警備室への連絡並びに消火器、消火栓等を用いた初期消火活動を行う教育・訓練</u>を実施する。</p> <p>イ 消防訓練（防火対応） 環境安全部長は、防護隊員に対して、火災が発生した場合における一連の自衛消防活動を確認する教育・訓練を実施する。</p> <p>ウ 操作員に対する訓練 担当<u>部長</u>は、<u>第23条第3項に従って</u>、操作員に対して、火災発生時の操作等の教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 <u>必要な</u>資機材の配備</p> <p>(1) <u>安全管理課長は、第3種移動式粉末消火設備、消火器、屋外消火栓、消防車（動力消防ポンプ設備）1台、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材の設置場所、数量等を定める。なお、屋外消火栓、消防車（動力消防ポンプ設備）が点検又は故障時には代替の可搬消防ポンプ1台を準備する。</u></p> <p>(2) <u>安全管理課長は、火災防護対策のために必要な資機材の設置場所、数量等を定める。</u></p> <p>(3) <u>安全管理課長は、火災の発生を消防吏員に確実に通報するために警備室に、衛星電話を設置する。なお、この設備が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後に遅滞なく復旧させる。</u></p> <p>(4) 保安基盤課長は、上記(1)から(3)の資機材等を<u>管理</u>するとともに、定期的に点検することで、常に使用可能な状態に維持する。</p> <p>1.4 加工施設における可燃物<u>の</u>管理 担当課長は、以下について手順を定め、管理区域内における可燃物管理を行う。</p> <p>(1) 管理区域内への可燃物の持込みについては、その数量を最小限とする。ジルカロイの切屑は発火性が強いことから、作業ごとに集めて蓋を被せ、一定の回数作業後には、水が入った蓋付の専用の保管容器に移す。</p> <p>(2) また、管理区域内でアルコール類を使用する場合には、作業に使用する分を小分けし、アルコール類の付着したウエスは乾燥させた後廃棄する。アルコール類、ウエスの保管には鋼製の蓋付の容器を使用する。</p> <p>1.5 手順の整備</p> <p>(1) 環境安全部長は、加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、社長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育・訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の<u>施設</u>管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p>イ 加工施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第16号）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>ウ 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 担当課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを<u>規程書</u>に定める。</p> <p>ア 初期消火活動 初期消火活動要員は、火災発生現場の確認及び警備室への連絡並びに消火器、消火栓等を用いた初期消火活動を実施する。</p> <p>イ 消火設備故障時の対応</p> <p>ウ 消火設備のうち、手動操作による消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応 (ア) 初期消火活動要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、初期消火活動を実施する。</p> <p>エ 管理区域内における火災発生時の対応 (ア) 担当課長は、局所火災と判断し、かつ、管理区域への侵入が可能であると判断した場合、消火器及び水による消火活動、消火状況の確認及び必要な運転操作を実施する。</p> <p>オ 単一故障も想定した警備室、第2安全管理室及び動力棟監視室における火災発生時の対応 (警備室、第2安全管理室及び動力棟監視室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における対応を含む。)</p> <p>カ 焼結炉が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>キ 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>ク 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>ケ 火災予防活動 (巡視点検)</p> <p>コ 火災予防活動 (可燃物管理)</p> <p>サ 火災予防活動 (火気作業の管理)</p> <p>シ 延焼防止</p> <p>ス 火災鎮火後の加工施設への影響確認</p> <p>セ 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>ソ 保守管理、点検</p> <p>タ 火災影響評価条件の変更の要否確認 (ア) 内部火災影響評価の再評価 (イ) 外部火災影響評価の再評価</p>	<p>ウ 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 担当課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを<u>手順</u>に定める。</p> <p>ア 初期消火活動 初期消火活動隊は、火災発生現場の確認及び警備室への連絡並びに消火器、消火栓等を用いた初期消火活動を実施する。</p> <p>イ 消火設備故障時の対応</p> <p>ウ 消火設備のうち、手動操作による消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応 (ア) 初期消火活動隊は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、初期消火活動を実施する。</p> <p>エ 管理区域内における火災発生時の対応 (ア) 担当課長は、局所火災と判断し、かつ、管理区域への侵入が可能であると判断した場合、消火器及び水による消火活動、消火状況の確認及び必要な運転操作を実施する。</p> <p>オ 焼結炉が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>カ 外部火災によるばい煙発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止による建屋内へのばい煙の浸入防止</p> <p>キ 外部火災による有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止による建屋内への有毒ガスの浸入防止</p> <p>ク 火災予防活動 (第29条に定める巡視)</p> <p>ケ 火災予防活動 (可燃物管理)</p> <p>コ 火災予防活動 (火気作業の管理)</p> <p>サ 延焼防止</p> <p>シ 火災鎮火後の加工施設への影響確認</p> <p>ス 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>セ 施設管理、点検</p> <p>ソ 火災影響評価条件の変更の要否確認 (ア) 内部火災影響評価の再評価 (イ) 外部火災影響評価の再評価</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (加工規則第8条第1項第16号)</p>
<p>2 内部溢水</p> <p>環境安全部長は、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2.1 要員の配置 担当部長は、内部溢水発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>2.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 環境安全部長は、全従業員に対して、内部溢水全般 (評価内容、溢水経路、防護すべき設備、防水板、堰等の設置の考え方等) の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 担当課長は、操作員に対して、内部溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p>	<p>2 内部溢水発生時の体制の整備</p> <p>内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、<u>環境安全部長は、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、環境安全部長及び担当部長は、策定した計画に基づき、次の2.1項から2.3項を実施する。</u>また、担当課長は、<u>策定した</u>計画に基づき、<u>2.4項</u>を実施する。</p> <p>2.1 必要な要員の配置 担当部長は、内部溢水発生時における必要な要員として、<u>廃棄物管理課、製造1課、製造2課、試験検査課及び保安基盤課の各課員 (操作員を含む)</u>を配置する。</p> <p>2.2 要員に対する教育・訓練 担当部長は、<u>第23条第3項に基づき、2.1項に従い配置した各操作員</u>に対して、内部溢水発生時の運転操作等に関する教育・訓練を定期的実施する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(教育・訓練は第23条の2項に明確化したため削除)</p>

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変更後	備考
<p>2.3 資機材の配備 環境安全部長は、内部溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順の整備 担当課長は、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規程書に定める。</p> <p>ア 内部溢水発生時の措置 担当課長は、配管の破損による溢水が発生した場合、以下の措置を行う。 (ア) 蒸気漏えい時には、該当区画の給排気設備を停止する。 (イ) 被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置し、大地震時において電源を遮断する。 (ウ) 溢水量抑制のため、地上若しくは地下に設置された受水槽から高架水槽及び設備・機器への給水ポンプについては、大地震時に速やかに手動停止する。 (エ) 漏えい箇所を隔離する。</p> <p>イ 溢水評価条件の変更の要否確認 環境安全部長は、設備改造等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>※以下 <input type="checkbox"/> で囲んだ項順は変更後に合わせて移動して記載している。</p>	<p>2.3 <u>必要な</u>資機材の配備 環境安全部長は、内部溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順の整備 担当課長は、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順に定める。</p> <p>ア 内部溢水発生時の措置 担当課長は、配管の破損による溢水が発生した場合、以下の措置を行う。 (ア) 蒸気漏えい時には、該当区画の給排気設備を停止する。 (イ) 被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、大地震<u>発生</u>時において電源を遮断する。 (ウ) 溢水量抑制のため、地上若しくは地下に設置された受水槽から高架水槽及び設備・機器への給水ポンプについては、大地震時に速やかに手動停止する。 (エ) 漏えい箇所を隔離する。</p> <p><u>イ 内部溢水発生時の加工施設への影響確認</u> <u>担当課長は、内部溢水発生時は、事象終息後、加工施設への影響の有無を確認するとともに、その結果を社長及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>ウ 溢水評価条件の変更の要否確認</u> 環境安全部長は、設備改造等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化)</p>
<p>6 火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象 環境安全部長は、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.3項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6.1 要員の配置 担当部長は、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>6.2 教育訓練の実施 (1) 環境安全部長は、全従業員に対して、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 担当課長は、操作員に対して、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 担当課長は、各課員に対して、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (4) 担当課長は、各課員に対して、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象より防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6.3 資機材の配備 担当課長は、降下火砕物や積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p>	<p>3 火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象<u>発生時の体制の整備</u> 火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、<u>環境安全部長は、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、環境安全部長及び担当部長は、策定した計画に基づき、次の3.1項から3.3項を実施する。</u>また、担当課長は、<u>策定した計画に基づき、3.4項を実施する。</u></p> <p>3.1 <u>必要な</u>要員の配置 担当部長は、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時における必要な要員として、<u>廃棄物管理課、製造1課、製造2課、試験検査課及び保安基盤課の各課員(操作員を含む)</u>を配置する。</p> <p>3.2 要員に対する教育・訓練 担当部長は、<u>第23条第3項に基づき、3.1項に従い配置した各</u>操作員に対して、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時の運転操作等に関する教育・訓練を定期的実施する。</p> <p>3.3 <u>必要な</u>資機材の配備 <u>環境安全部長</u>は、降下火砕物や積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(教育・訓練は第23条の2項に明確化したため削除)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>6.4 手順の整備 担当課長は、火山活動（降灰）、積雪及び生物学的事象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規程書に定める。</p> <p>ア 降下火砕物の侵入防止 担当課長は、降下火砕物（最大堆積量を層厚10cmと評価）の加工施設への影響を考慮し、事象の進展速度に応じて稼働中の設備・機器の運転を停止する措置を講じる。</p> <p>イ 降下火砕物及び積雪の除去作業 担当課長は、降灰時又は積雪時、建物の健全性保護の目的で、防護対象施設における3.5cm以上の降下火砕物又は30cm以上の積雪を除去する。作業においては、防護対象施設の実耐力や事象の進展速度を考慮して作業を開始することとする。</p> <p>ウ 生物学的影響の防止 担当課長は、外気取入口のフィルタは、定期的な点検、清掃、交換を実施する。万一、外気取入口のフィルタが枯葉や昆虫により塞がった場合には、フィルタの清掃等を実施する。</p>	<p>3.4 手順の整備 担当課長は、火山活動（降灰）、積雪及び生物学的事象発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の活動を実施することを手順に定める。</p> <p>ア 設備の管理 <u>担当課長は、降下火砕物及び積雪の除去に必要な設備の管理を行う。</u></p> <p>イ 降下火砕物による影響の防止 <u>社長である本部長は、敷地内に降下火砕物を確認した場合、又はある一定以上の降下火砕物が予想される場合は、事象の進展速度に応じて以下の措置を講じさせる。</u> (ア) 降下火砕物の侵入防止 降下火砕物（最大堆積量を層厚10cmと評価）の加工施設への影響を考慮し、事象の進展速度に応じて稼働中の設備・機器の運転を停止する。 (イ) 降下火砕物の除去作業 建物の健全性保護の目的で、防護対象施設における3.5cm以上の降下火砕物の堆積を除去する。作業においては、防護対象施設の実耐力や事象の進展速度を考慮して作業を開始することとする。<u>ここで、防護対象施設とは、核燃料物質等を内包する建物である第1加工棟、第2加工棟、第2貯蔵棟、廃棄物貯蔵棟第2棟及びD搬送路に加えて、動力棟、A搬送路、B搬送路、C搬送路とする（以下、同様）。</u></p> <p>ウ 積雪による影響の防止 <u>社長である本部長は、敷地内に30cm以上の積雪が予想される場合は、以下の措置を講じさせる。</u> (ア) 積雪の除去作業 <u>建物の健全性保護の目的で、防護対象施設における30cm以上の積雪を除去する。作業においては、防護対象施設の実耐力や事象の進展速度を考慮して作業を開始することとする。</u></p> <p>エ 生物学的影響の防止 担当課長は、外気取入口のフィルタは、定期的な点検、清掃、交換を実施する。万一、外気取入口のフィルタが枯葉や昆虫により塞がった場合には、フィルタの清掃等を実施する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(対象項番号の変更に伴う適正化)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(対象施設の明確化)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(積雪に関する対応の明確化)</p>
<p>5 竜巻 環境安全部長は、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.3項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5.1 要員の配置 担当部長は、竜巻発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>5.2 教育訓練の実施 (1) 環境安全部長は、全従業員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的 に実施する。また、全従業員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。 (2) 担当課長は、操作員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的</p>	<p>4 竜巻発生時の体制の整備 竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、<u>環境安全部長は、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、環境安全部長及び担当部長は、策定した計画に基づき、次の4.1項から4.3項を実施する。</u>また、担当課長は、<u>策定した計画に基づき、4.4項を実施する。</u></p> <p>4.1 必要な要員の配置 担当部長は、竜巻発生時における必要な要員として、<u>廃棄物管理課、製造1課、製造2課、試験検査課及び保安基盤課の各課員（操作員を含む）</u>を配置する。</p> <p>4.2 要員に対する教育・訓練 担当部長は、<u>第23条第3項に基づき、4.1項に従い配置した各操作員</u>に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育・訓練を定期的 に実施する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(教育・訓練は第23条の2項に明確化したため削除)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>実施する。</p> <p>5.3 資機材の配備 環境安全部長は、竜巻対策として監視に必要な機器を配備する。</p> <p>5.4 手順の整備 担当課長は、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行う<u>ために</u>必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを<u>規程書</u>に定める。</p> <p>ア 飛来物管理 <u>(ア)</u> 担当課長は、設計飛来物より大きな衝撃荷重を与える可能性のある敷地内の物体について、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ 竜巻の襲来が予想される場合の対応 (ア) ソフト対策の実施の判断基準が満たされた場合、第1加工棟の非密封ウランを扱う作業は中止する。 (イ) ソフト対策の実施の判断基準が満たされた場合、敷地内の車両は速やかに駐車場等へ移動させる。 (ウ) 注意喚起の実施、注意喚起の解除、ソフト対策の実施、ソフト対策の解除を構内放送等により連絡する。 (エ) ソフト対策の実効性を確保するため、各対応の実施部門と対応手順を、保安規定及び保安規定に基づく規程書に定め、対応実施部門における教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>ウ 竜巻発生時の加工施設への影響確認 担当課長は、事業所敷地内に竜巻が発生又は通過した場合は、事象終息後、加工施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を社長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>4.3 <u>必要な</u>資機材の配備 環境安全部長は、竜巻対策として監視に必要な機器を配備する。</p> <p>4.4 手順の整備 担当課長は、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行う必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを<u>手順</u>に定める。</p> <p>ア 飛来物管理 担当課長は、設計飛来物より大きな衝撃荷重を与える可能性のある敷地内の物体について、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ 竜巻の襲来が予想される場合の対応 (ア) ソフト対策の実施の判断基準が満たされた場合、第1加工棟の非密封ウランを扱う作業は中止する。 (イ) ソフト対策の実施の判断基準が満たされた場合、敷地内の車両は速やかに駐車場等へ移動させる。 (ウ) 注意喚起の実施、注意喚起の解除、ソフト対策の実施、ソフト対策の解除を構内放送等により連絡する。 (エ) ソフト対策の実効性を確保するため、各対応の実施部門と対応手順を、保安規定及び保安規定に基づく規程書に定め、対応実施部門における訓練を定期的に実施する。</p> <p>ウ 竜巻発生時の加工施設への影響確認 担当課長は、事業所敷地内に竜巻が発生又は通過した場合は、事象終息後、加工施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を保安基盤課長に報告する。<u>保安基盤課長は、確認結果を社長及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(報告者の修正)</p>
<p>3 地震 <u>環境安全部長は、地震発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.3項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、地震発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p>3.1 要員の配置 担当部長は、地震発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 (1) <u>環境安全部長は、全従業員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</u> (2) <u>担当課長は、操作員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p>	<p>5 地震発生時の体制の整備 地震発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、<u>環境安全部長は、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、環境安全部長及び担当部長は、策定した計画に基づき、次の5.1項から5.3項を実施する。また、担当課長は、策定した計画に基づき、5.4項を実施する。</u></p> <p>5.1 <u>必要な</u>要員の配置 担当部長は、地震発生時における必要な要員として、<u>廃棄物管理課、製造1課、製造2課、試験検査課及び保安基盤課の各課員(操作員を含む)</u>を配置する。</p> <p>5.2 <u>要員に対する教育・訓練</u> 担当部長は、<u>第23条第3項に基づき、5.1項に従い配置した各操作員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育・訓練を定期的に実施する。</u></p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(教育・訓練は第23条の2項に明確化したため削除)</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>3.3 資機材の配備 担当課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順の整備 担当課長は、地震発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規程書に定める。</p> <p>ア 設備の管理 （ア）多段積みで保管廃棄している固体廃棄物容器（ドラム缶）については、地震時の転倒や荷崩れを防止するために、鋼製の枠（パレット）等により固縛を行う。 （イ）被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。</p> <p>イ 地震発生時の措置 （ア）地上又は地下からの給水ポンプについては、手動による電源遮断を確実に実施する。 （イ）被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、大地震時において電源を遮断する。</p> <p>ウ 地震発生時の影響確認 担当課長は、横須賀市で震度4以上又は神奈川県で震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、加工施設に損傷がないことの確認を行うとともに、その結果を社長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>5.3 必要な資機材の配備 担当部長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5.4 手順の整備 担当課長は、地震発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順に定める。</p> <p>ア 設備の管理 （ア）多段積みで保管廃棄している固体廃棄物容器（ドラム缶）については、地震時の転倒や荷崩れを防止するために、鋼製の枠（パレット）等により固縛を行う。 （イ）被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。</p> <p>イ 地震発生時の措置 （ア）地上又は地下からの給水ポンプについては、手動による電源遮断を確実に実施する。 （イ）被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、大地震時において電源を遮断する。</p> <p>ウ 地震発生時の影響確認 担当課長は、横須賀市で震度4以上又は神奈川県で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、加工施設に損傷がないことの確認を行うとともに、その結果を保安基盤課長に報告する。保安基盤課長は、確認結果を社長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(報告者の修正)</p>
<p>4 津波 環境安全部長は、津波発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、津波発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置 担当部長は、津波発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 (1) 環境安全部長は、全従業員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 担当課長は、操作員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 担当課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備 環境安全部長又は担当課長は、津波発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規程書に定める。</p>	<p>6 津波発生時の体制の整備 津波発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、環境安全部長は、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、環境安全部長及び担当部長は、策定した計画に基づき、次の6.1項から6.3項を実施する。また、担当課長は、策定した計画に基づき、6.4項を実施する。</p> <p>6.1 必要な要員の配置 担当部長は、津波発生時における必要な要員として、廃棄物管理課、製造1課、製造2課、試験検査課及び保安基盤課の各課員（操作員を含む）を配置する。</p> <p>6.2 要員に対する教育・訓練 担当部長は、第23条第3項に基づき、6.1項に従い配置した各操作員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育・訓練を定期的に実施する。</p> <p>6.3 必要な資機材の配備 担当部長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>6.4 手順の整備 担当課長は、津波発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順に定める。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(教育・訓練は第23条の2項に明確化したため削除)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>ア 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>イ 津波発生時の加工施設への影響確認 <u>担当課長は、事業所を含む地域に大津波警報が発令され、津波が敷地内に到達した場合は、事象終息後、加工施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を社長及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p>ウ 津波評価条件の変更の要否確認 (ア) 環境安全部長は、設備改造等により評価条件に見直しがある場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (イ) 環境安全部長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p>	<p>ア 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>イ 津波発生時の加工施設への影響確認 <u>社長</u>は、事業所を含む地域に津波警報が発令され<u>かつ</u>津波が敷地内に到達した場合は、事象終息後、加工施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>ウ 津波評価条件の変更の要否確認 (ア) 環境安全部長は、設備改造等により評価条件に見直しがある場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (イ) 環境安全部長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 環境安全部長は、<u>重大事故に至るおそれがある事故</u>（以下、「<u>重大事故等</u>」という。）として、第2加工棟における初期消火失敗に伴う火災の複数同時発生及び全交流電源喪失を想定し、加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定する。</p> <p>また、担当課長は、計画に基づき、<u>重大事故等</u>発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 担当課長は、(1)の方針に基づき、<u>重大事故等</u>発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.2項に示す手順を整備し、1.1項(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>1.1 <u>体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</u></p> <p>(1) <u>体制の整備</u></p> <p>ア 担当課長は、以下に示す<u>重大事故等</u>対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを<u>規程書</u>に定め、効果的な<u>重大事故等</u>対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(ア) 社長は、<u>重大事故等</u>が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、事故の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、<u>重大事故等</u>対策組織への移行を宣言し、<u>防災本部</u>要員の非常召集、通報連絡を行い、<u>第83条に定める防災本部組織</u>（添2の図1参照）を設置し、自らを本部長とする<u>防災本部</u>の体制を整え対処する。</p> <p>(イ) 社長は、<u>防災本部</u>の本部長として、<u>防災本部組織</u>の統括管理を行い、責任を持って<u>防災</u>の活動方針の決定をする。</p> <p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長又は本部長付の者がその職務を代行する。</p> <p>(ウ) 社長は、<u>防災本部</u>に<u>重大事故等</u>対策を実施する実施組織として、事故拡大防止に必要な措置を行う実施組織（初動活動要員及び技術支援要員を含む。）、実施組織を支援する組織として、支援組織を編成する。</p> <p>また、各班の役割分担を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な<u>重大事故等</u>対策を実施し得る体制を確立する。</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故<u>に至るおそれがある事故発生時の体制の整備</u></p> <p>(1) 環境安全部長は、<u>加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合</u>として、第2加工棟における初期消火失敗に伴う火災の複数同時発生及び全交流電源喪失を想定し、加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定する。<u>なお、「加工施設の保全のための活動」とは、基本設計に即した対策が機能するよう、設計想定事象に応じて定めた措置をいう（以下、同様とする）。</u></p> <p>また、担当課長は、計画に基づき、<u>重大事故に至るおそれがある事故</u>発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 担当課長は、(1)の方針に基づき、<u>重大事故に至るおそれがある事故</u>発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.2項に示す手順を整備し、1.1項(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>1.1 <u>必要な要員の配置、要員に対する教育・訓練に関する事項及び必要な電源その他の資機材の配備</u></p> <p>(1) <u>必要な要員の配置</u></p> <p>ア <u>環境安全部長</u>は、以下に示す<u>重大事故に至るおそれがある事故</u>対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを<u>手順</u>に定め、効果的な<u>重大事故に至るおそれがある事故</u>対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(ア) 社長は、<u>重大事故に至るおそれがある事故</u>が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、事故の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、<u>重大事故等</u>対策組織への移行を宣言し、<u>重大事故等対策組織</u>要員の非常召集、通報連絡を行い、<u>重大事故等対策組織</u>（添2の図1参照）を設置し、自らを本部長とする体制を整え対処する。</p> <p>(イ) 社長は、<u>重大事故等対策組織</u>の本部長として、<u>重大事故等対策組織</u>の統括管理を行い、責任を持って<u>重大事故に至るおそれがある事故</u>の活動方針の決定をする。</p> <p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長又は本部長付の者がその職務を代行する。</p> <p>(ウ) 社長は、<u>重大事故等対策組織</u>に<u>重大事故に至るおそれがある事故</u>対策を実施する実施組織として、事故拡大防止に必要な措置を行う実施組織（初動活動要員及び技術支援要員を含む。）、実施組織を支援する組織として、支援組織を編成する。</p> <p>また、各班の役割分担を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な<u>重大事故に</u></p>	<p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(1)② 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則第8条第1項第14号）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正） 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正） 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p>

変 更 前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変 更 後	備 考
<p>(エ) 社長は、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の責任者である班長及び副班長を配置し、班長が不在の場合は副班長の者がその職務を代行する。</p> <p>(オ) 社長は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに非常時体制を発令する。</p> <p>(カ) 社長は、実施組織である重大事故等対策組織要員を構内及び近傍に常時確保する。</p> <p>(キ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する（添2の表1参照）。また、技術班、救護班、工務班、放射線管理班、除染班には、技術支援の要員も含めることとする。</p> <p>a 技術班は、事故状況の把握及び評価、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討及び実施、応急復旧計画の立案及びそれに基づく措置並びに事故復旧計画の立案を行う。</p> <p>b 救護班は、被災者の救助及び医療措置並びに医療機関への連絡及び調整を行う。</p> <p>c 工務班は、施設又は設備の整備、点検及び応急復旧計画の策定並びにそれに基づく措置を行う。</p> <p>d 放射線管理班は、事業所内外の放射線、放射能及びその他異常事象の状況把握並びに被ばく管理及び汚染管理を行う。</p> <p>e 除染班は、放射性物質の汚染除去を行う。</p> <p>f 防護隊は、本部長の指示のもと、消火活動及び対策活動支援（状況に応じて隊員を振り分ける）を行う。</p> <p>(ク) 支援組織の班構成及び必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 支援組織は、資材班、広報班、相互協力班、情報・連絡班及び警備・誘導班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>b 資材班は、資機材等の調達及び輸送を行う。</p> <p>c 広報班は、報道機関の対応及び事故が発生した場合における当該事象に関する広報活動を行う。</p>	<p><u>至るおそれがある事故</u>対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(エ) 社長は、重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策の実施組織及び支援組織の各班の責任者である班長及び副班長を配置し、班長が不在の場合は副班長の者がその職務を代行する。</p> <p>(オ) 社長は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに非常時体制を発令する。</p> <p>(カ) 社長は、実施組織である重大事故等対策組織要員を構内及び近傍に常時確保する。</p> <p>(キ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策を円滑に実施する（添2の表1参照）。また、技術班、救護班、工務班、放射線管理班、除染班には、技術支援の要員も含めることとする。</p> <p>a 技術班は、事故状況の把握及び評価、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討及び実施、応急復旧計画の立案及びそれに基づく措置並びに事故復旧計画の立案を行う。</p> <p>b 救護班は、被災者の救助及び医療措置並びに医療機関への連絡及び調整を行う。</p> <p>c 工務班は、施設又は設備の整備、点検及び応急復旧計画の策定並びにそれに基づく措置を行う。</p> <p>d 放射線管理班は、事業所内外の放射線、放射能及びその他異常事象の状況把握並びに被ばく管理及び汚染管理を行う。</p> <p>e 除染班は、放射性物質の汚染除去を行う。</p> <p>f 防護隊は、本部長の指示のもと、消火活動及び対策活動支援（状況に応じて隊員を振り分ける）を行う。</p> <p>(ク) 支援組織の班構成及び必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策を円滑に実施する。</p> <p>a 支援組織は、資材班、広報班、相互協力班、情報・連絡班及び警備・誘導班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策に専念できる環境を整える。</p> <p>b 資材班は、資機材等の調達及び輸送を行う。</p> <p>c 広報班は、<u>マスコミ対応、社内外への情報提供</u>を行う。</p>	<p>記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。（修正）</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>d 相互協力班は、原子力災害合同対策協議会での情報交換及び相互協力を行う。</p> <p>e 情報・連絡班は、<u>各班からの各種情報の収集並びに関係官庁及び関係地方公共団体等への通報及び連絡</u>を行う。</p> <p>f 警備・誘導班は、事業所内の警備、非要員の避難誘導、防護設備の運用、事業所内への周知、要員の呼集及びその他の班に属さない事項を行う。</p> <p>(ケ) 環境安全部長は、重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な初動活動要員の配置として、<u>第78条</u>に規定する要員を割り当て確保する。</p> <p>(コ) 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により休日、時間外（夜間）を含めて必要な重大事故等対策組織要員を非常召集できるよう、定期的に召集連絡訓練を実施する。</p> <p>(サ) 環境安全部長は、実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>b 実施組織が<u>防災本部</u>との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>c 照明の電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施できるようヘルメットライト及び懐中電灯等の照明</p> <p>(シ) <u>支援組織の役割</u>については、以下のとおりとし、<u>重大事故等対策</u>を円滑に実施する。</p> <p>a 事業所内外の組織への通報及び連絡を実施できるようにPHS、携帯電話、緊急時電話回線、ファクシミリ装置、社内放送設備、業務用無線設備及び可搬型衛星電話を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 加工施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、<u>防災本部</u>の情報・連絡班にて一元的に集約管理し、事業所内で共有する。</p> <p>c 報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を広報班及び相互協力班で実施し、<u>防災本部</u>が事故対応に専念でき、かつ、事業所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>イ 環境安全部長は、他の加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p>	<p>d 相互協力班は、原子力災害合同対策協議会での情報交換及び相互協力を行う。</p> <p>e 情報・連絡班は、<u>国等の社外関係機関への通報・連絡及び各班情報・各種情報の収集</u>を行う。</p> <p>f 警備・誘導班は、事業所内の警備、非要員の避難・誘導、防護設備の運用、事業所内への周知、要員の呼集及びその他の班に属さない事項を行う。</p> <p>(ケ) 環境安全部長は、重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な初動活動要員の配置として、<u>第28条第3項</u>に規定する要員を割り当て確保する。</p> <p>(コ) 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により休日、時間外（夜間）を含めて必要な重大事故等対策組織要員を非常召集できるよう<u>整備する。また</u>、定期的に召集連絡訓練を実施する。</p> <p>(サ) 環境安全部長は、実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>b 実施組織が<u>重大事故等対策組織</u>との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>c 照明の電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施できるようヘルメットライト及び懐中電灯等の照明</p> <p>(シ) <u>支援組織が取り扱う情報</u>については、以下のとおりとし、重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策を円滑に実施する。</p> <p>a 事業所内外の組織への通報及び連絡を実施できるようにPHS、携帯電話、緊急時電話回線、ファクシミリ装置、社内放送設備、業務用無線設備及び可搬型衛星電話を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 加工施設の状態及び重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策の実施状況に係る情報は、<u>重大事故等対策組織</u>の情報・連絡班にて一元的に集約管理し、事業所内で共有する。</p> <p>c 報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を広報班及び相互協力班で実施し、<u>重大事故等対策組織</u>が事故対応に専念でき、かつ、事業所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>イ 環境安全部長は、他の加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)	変更後	備考
<p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>環境安全部長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。担当課長は、<u>操作員</u>、重大事故等対策組織要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じた的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、<u>規程書</u>に基づき実施する。</p> <p>(ア) 重大事故等対策組織要員に対し、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、重大事故等における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る知識ベースの教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(イ) 重大事故等対策組織要員に対し、役割に応じた事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する机上教育を年1回以上実施する。各班の活動に応じた、通報、放射線管理設備等による監視、給排気等の運転管理、設備の停止・復旧といった応急活動等個別訓練と組織全体での総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて年1回以上実施する。また、訓練においては、漏えい、火災の状況等を想定し、ウラン等の影響、夜間及び悪天候等の様々な環境条件を考慮する。</p> <p>(ウ) 各班の活動に応じた個別訓練や保守点検活動を実施し、<u>重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知させる。</u></p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア <u>環境安全部長</u>は、事故対処のため、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備する。</p> <p>イ <u>保安基盤課長</u>は、添2の表2に示す放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測機器等、通信関係機器、その他資機材や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を整備する。<u>また、保安基盤課長は、これらの資機材を定期的に点検することで、常に使用可能な状態に維持する。</u></p> <p>ウ <u>防護隊所有の資機材については、保安基盤課長が、定期的に、員数、操作及び機能の点検を実施する。</u></p> <p>エ <u>環境安全部長</u>は、事業所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを<u>規程書</u>に定める。</p> <p>(ア) 重大事故に至るおそれがある事故で想定される第2加工棟の全防火区画における火災同時発生の場合においても、消火活動の要員が火炎の影響を受けることなく、第1種管理区域境界となる防火区画境界に設置された扉のうち機能喪失のおそれがある第2成型室及び第2安全管理計測室等の区画で消火を行うためのアクセスルートを複数確保する。</p>	<p>(2) <u>要員に対する教育・訓練に関する事項</u></p> <p>ア 力量の維持向上のための教育・訓練</p> <p>環境安全部長は、力量の維持向上のための教育・訓練の実施計画を作成する。担当課長は、重大事故等対策組織要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じた的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育・訓練について、<u>手順</u>に基づき実施する。</p> <p>(ア) 重大事故等対策組織要員<u>を含む従業員等</u>に対し、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る知識ベースの教育・訓練を<u>第23条第2項に基づき</u>年1回以上実施する。</p> <p>(イ) 重大事故等対策組織要員に対し、役割に応じた事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する机上教育を年1回以上実施する。各班の活動に応じた、通報、放射線管理設備等による監視、給排気等の運転管理、設備の停止・復旧といった応急活動等個別訓練と組織全体での総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて年1回以上実施する。また、訓練においては、漏えい、火災の状況等を想定し、ウラン等の影響、夜間及び悪天候等の様々な環境条件を考慮する。</p> <p>(ウ) 各班の活動に応じた個別訓練や保守点検活動を実施し、<u>重大事故に至るおそれがある事故の状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知させる。</u></p> <p>(3) <u>必要な電源その他の</u>資機材の配備</p> <p>ア <u>社長</u>は、事故対処のため、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備<u>させる</u>。</p> <p>イ <u>社長</u>は、添2の表2に示す放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測機器等、通信関係機器、その他資機材や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を配備<u>させる</u>。</p> <p>ウ <u>担当部長</u>は、<u>添2の表2に示す</u>資機材を定期的に点検することで、常に使用可能な状態に維持する。</p> <p>1.2 手順の整備</p> <p>(1) <u>担当課長</u>は、<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時において、事業所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを手順に定める。</u></p> <p>ア 重大事故に至るおそれがある事故で想定される第2加工棟の全防火区画における火災同時発生の場合においても、消火活動の要員が火炎の影響を受けることなく、第1種管理区域境界となる防火区画境界に設置された扉のうち機能喪失のおそれがある第2成型室及び第2安全管理計測室等の区画で消火を行うためのアクセスルートを複数確保する。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>(イ) 被ばくを考慮した放射線障害防護用器具の配備及び停電時及び夜間時に確実に運搬、移動が出来るように、可搬型照明を配備する。</p> <p>(ウ) 屋内の操作員、重大事故等対策組織要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(エ) 放射性物質の漏えいが発生した場合については、適切な放射線障害防護用器具を着用することによりアクセスルートを通行する。</p> <p>1.2 手順書の整備</p> <p>(1) 担当課長は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を規程書に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、各機能班の動きに応じた内容を規程書に定める。</p> <p>(2) 規程書の内容には、以下の内容を含めるものとする。</p> <p>ア 火災の複数同時発生においては、呼吸保護具を着用して消火活動を初期消火活動から継続するとともに、外扉、建物の開口部に目張りを行う。また、火災の程度及び進展に応じて給排気運転を停止し、電気火災発生防止のため、電源断や水供給弁遮断の処置を実施する。</p> <p>イ 火災の複数同時発生においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ区画の消火を優先することをあらかじめ明確にする。これには、爆発及び漏えいによる重畳を考慮するものとする。</p> <p>ウ 全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、事故対処に必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係を明確にする。</p> <p>エ 事故対策実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働・被害の状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理施設、放射線業務従事者による巡視点検等で速やかに入手することを規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の対応操作とその判断基準を規定する。</p> <p>オ 機器等の操作、対処においては、給排気設備、焼結炉等、必要な生産設備停止の操作を定め、安全の最優先を方針とする。</p> <p>カ 事故対策を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>キ 津波、竜巻、火山等の前兆事象を大津波警報等で確認した時点での事前の対応についても明確にする。</p>	<p>イ 被ばくを考慮した放射線障害防護用器具の配備及び停電時及び夜間時に確実に運搬、移動が出来るように、可搬型照明を配備する。</p> <p>ウ 屋内の重大事故等対策組織要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>エ 放射性物質の漏えいが発生した場合については、適切な放射線障害防護用器具を着用することによりアクセスルートを通行する。</p> <p>(2) 担当課長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故に至るおそれがある事故に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を手順に定める。また、重大事故に至るおそれがある事故の対処に関する事項について、各機能班の動きに応じた内容を手順に定める。 手順には、以下の内容を含めるものとする。</p> <p>ア 火災の複数同時発生においては、呼吸用ポンベ付型防護マスクを着用して消火活動を初期消火活動から継続するとともに、外扉、建物の開口部に目張りを行う。また、火災の程度及び進展に応じて給排気運転を停止し、電気火災発生防止のため、電源断や水供給弁遮断の処置を実施する。</p> <p>イ 火災の複数同時発生においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ区画の消火を優先することをあらかじめ明確にする。これには、爆発及び漏えいによる重畳を考慮するものとする。</p> <p>ウ 全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、事故対処に必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係を明確にする。</p> <p>エ 事故対策実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働・被害の状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理施設、放射線業務従事者による巡視等で速やかに入手することを規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の対応操作とその判断基準を規定する。</p> <p>オ 機器等の操作、対処においては、給排気設備、焼結炉等、必要な生産設備停止の操作を定め、安全の最優先を方針とする。</p> <p>カ 事故対策を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>キ 津波、竜巻、火山等の前兆事象を大津波警報等で確認した時点での事前の対応についても明確にする。</p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）	変更後	備考
<p>2. 大規模損壊対応</p> <p>(1) 環境安全部長は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下、「大規模損壊」という。）として、地震の外力等による第2加工棟の大規模損壊、大規模損壊による大規模な火災及びウランの飛散を想定し、加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項及び2.2項を含む計画を策定する。</p> <p>また、担当課長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 担当課長は、<u>1.1(1)</u>の方針に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)項の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>2.1 <u>体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</u></p> <p>(1) <u>体制の整備</u></p> <p>ア 大規模損壊への対応に当たっては、1.1項に示す重大事故等が発生した場合と同一の重大事故等対策組織で実施するものとし、環境安全部長はこの体制の整備を行う。</p> <p>イ 環境安全部長は、他の加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p> <p>(2) <u>教育訓練の実施</u></p> <p>ア <u>教育、訓練については、大規模損壊が発生した場合の対策活動の技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。</u></p> <p>イ <u>大規模損壊発生を想定した総合訓練及び個別訓練を年1回以上の頻度で、また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る教育を年1回以上の頻度で実施する。</u></p> <p>(3) <u>資機材の配備</u></p> <p>ア 大規模損壊対応には、重大事故等対策として配備する資機材を用いる。</p> <p>2.2 <u>手順書の整備</u></p> <p>(1) 大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法、判断基準等、さらに監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確にし、<u>手順書を整備する。</u></p>	<p>2. 大規模損壊<u>発生時の体制の整備</u></p> <p>(1) 環境安全部長は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下、「大規模損壊」という。）として、地震の外力等による第2加工棟の大規模損壊、大規模損壊による大規模な火災及びウランの飛散を想定し、加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項及び2.2項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 担当課長は、(1)の方針に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)項アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>2.1 <u>必要な要員の配置、要員に対する教育・訓練に関する事項及び必要な電源その他の資機材の配備</u></p> <p>(1) <u>必要な要員の配置</u></p> <p>ア 大規模損壊への対応に当たっては、1.1項に示す重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>が発生した場合と同一の重大事故等対策組織で実施するものとし、環境安全部長はこの体制の整備を行う。</p> <p>イ 環境安全部長は、他の加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p> <p>(2) <u>要員に対する教育・訓練に関する事項</u></p> <p>ア <u>環境安全部長は、重大事故等対策要員を含む従業員等に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る知識ベースの教育・訓練を第23条第2項に基づき年1回以上実施する。</u></p> <p>イ <u>環境安全部長は、重大事故等対策要員に対し、事故対処に必要な資機材を用いた総合訓練及び個別訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p>(3) <u>必要な電源その他の資機材の配備</u></p> <p>ア 大規模損壊対応には、重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策として配備する資機材を用いる。</p> <p>2.2 <u>手順書の整備</u></p> <p>(1) <u>担当課長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法、判断基準等、さらに監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確にし、<u>手順を定める。</u></u></p>	<p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p> <p>変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)</p>

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）		変更後		備考
添2の表1 防災本部組織の任務		添2の表1 <u>重大事故等対策組織</u> の任務		変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正) 変更の理由(3) 記載の適正化を行う。(修正)
本部要員	任務	本部要員	任務	
本部長	防災本部を統括管理する。官公庁等への通報を指示する。	本部長	<u>重大事故等対策組織</u> を統括管理する。官公庁等への通報を指示する。	
副本部長	防災本部の統括について本部長を補佐する。本部長が不在の時にはその職務を代行する。	副本部長	<u>重大事故等対策組織</u> の統括について本部長を補佐する。本部長が不在の時にはその職務を代行する。	
核燃料取扱主任者	防災本部の運営全般について本部長に意見を具申する。また、技術班の要員と協力して、事故の状況把握、事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の事故拡大防止対策の検討等を行う。	核燃料取扱主任者	<u>重大事故等対策組織</u> の運営全般について本部長に意見を具申する。また、技術班の要員と協力して、事故の状況把握、事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の事故拡大防止対策の検討等を行う。	
防火・防災管理者	消火活動、防火設備について助言を行う。	防火・防災管理者	消火活動、防火設備について助言を行う。	
連絡責任者	情報連絡班の要員と協力して、官公庁等の社外関係機関への通報連絡を行う。	連絡責任者	情報連絡班の要員と協力して、官公庁等の社外関係機関への通報連絡を行う。	
防護隊隊長	消火小隊への指示及びその他防護隊員の実施組織への要員の振り分け等防護隊の活動を管理する。	防護隊隊長	消火小隊への指示及びその他防護隊員の実施組織への要員の振り分け等防護隊の活動を管理する。	
		<u>本部長付</u>	<u>本部長に対して補佐及び助言を行う。</u>	
実施組織		実施組織		
<u>防災要員</u>	任務	要員	任務	
技術班	事故状況の把握・評価、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討・実施、応急・復旧計画の立案・措置及び事故復旧計画の立案を行う。	技術班	事故状況の把握・評価、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討・実施、応急・復旧計画の立案・措置及び事故復旧計画の立案を行う。	
救護班	被災者の救助・医療措置及び医療機関への連絡・調整を行う。	救護班	被災者の救助・医療措置及び医療機関への連絡・調整を行う。	
工務班	施設又は設備の整備・点検・応急復旧を行う。	工務班	施設又は設備の整備・点検・応急復旧を行う。	
放射線管理班	事業所内外の放射線・放射能及びその他異常事象の状況把握及び被ばく管理・汚染管理を行う。	放射線管理班	事業所内外の放射線・放射能及びその他異常事象の状況把握及び被ばく管理・汚染管理を行う。	
除染班	放射性物質の汚染除去を行う。	除染班	放射性物質の汚染除去を行う。	
消火小隊	火災発生時の消火活動等を行う。	消火小隊	火災発生時の消火活動等を行う。	
支援組織		支援組織		
<u>防災要員</u>	任務	要員	任務	
資材班	資機材等の調達及び輸送を行う。	資材班	資機材等の調達及び輸送を行う。	
広報班	マスコミ対応及び発生した事象に関する広報を行う。	広報班	マスコミ対応、 <u>社内外への情報提供</u> を行う。	
相互協力班	原子力災害合同対策協議会での情報交換・相互協力を行う。	相互協力班	原子力災害合同対策協議会での情報交換・相互協力を行う。	
情報・連絡班	国等の社外関係機関への通報・連絡及び各班情報・各種情報の収集を行う。	情報・連絡班	国等の社外関係機関への通報・連絡及び各班情報・各種情報の収集を行う。	
警備・誘導班	事業者内の警備、非要員の避難・誘導、防護設備の運用、事業所内への周知、要員の呼集及びその他の班に属さない事項を行う。	警備・誘導班	事業者内の警備、非要員の避難・誘導、防護設備の運用、事業所内への周知、要員の呼集及びその他の班に属さない事項を行う。	

変更前 (令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)

変更後

備考

添2の表2 重大事故等対策として配備する資機材 (非常時用器材)

分類	種類	配備数	
放射線障害 防護用器具	汚染防護服	必要人数分	
	呼吸用ボンベ付型防護マスク	5個 (予備1個含)	
	フィルター付き防護マスク	必要人数分	
非常用通信機器	緊急時電話回線	1回線	
	ファクシミリ装置	1台	
	携帯電話等	7台	
計測機器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器	排気用ダストモニタ	気体3台
		2πガスフローカウンタ	液体1台
	ガンマ線測定用可搬式測定器	4台	
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	
	空間放射線積算線量計	4個	
	表面汚染密度測定用可搬式測定器	2台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台
		測定器	2台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台
		測定器	1台
	個人用外部被ばく線量測定器	必要人数分	
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	必要人数分	
	担架	1台	
	除染用具 (集塵機等)	1式 (予備含)	
	防火衣	必要人数分	
	ビニールシート、バテ等、目張り用具	1式 (予備含)	
	固着剤	1式 (予備含)	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	
	屋外消火栓設備又は動力消防用ポンプ設備	1式	
通信関係	社内放送設備	1式	
	緊急招集装置	1式	
	業務用無線設備	1式	
	可搬型衛星電話	4台	
	PHS	必要人数分	
発電機	可搬型発電機	2台 (予備1台含)	
可搬型照明	ヘルメットライト	5個 (予備1個含)	
	懐中電灯 (充電式)	15個 (予備5個含)	
	懐中電灯 (乾電池式)	33個 (予備11個含)	
	三脚自立型 (2灯式照明)	3台 (予備1台含)	

添2の表2 重大事故に至るおそれがある事故対策として配備する資機材 (1/2)

分類	資機材の種類	配備数	保管場所	点検頻度、点検内容	
放射線障害 防護用器具	汚染防護服	必要人数分	防災本部	1回/年、外観・員数	
	呼吸用ボンベ付型防護マスク	5個 (予備1個含)		1回/年、 外観・機能・員数	
	フィルター付き防護マスク	必要人数分		1回/年、外観・員数	
非常用通信機器	緊急時電話回線	1回線	実施組織及び支援 組織の資材班と警 備・誘導班の各班 長	1回/年、 外観・機能・員数	
	ファクシミリ装置	1台			
	携帯電話等	7台			
計測機器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器	排気用ダストモニタ	気体3台	第1加工棟 (2台) 第2加工棟 (1台)	
		2πガスフローカウンタ	液体1台	第2加工棟	
	ガンマ線測定用可搬式測定器	4台	防災本部	1回/年、外観・員数	
	中性子線測定用可搬式測定器	2台			
	空間放射線積算線量計	4個			
	表面汚染密度測定用可搬式測定器	2台			
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ			4台
		測定器			2台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ			2台
		測定器			1台
	個人用外部被ばく線量測定器	必要人数分			1回/年、外観・員数

変更の理由(3)
記載の適正化を行う。(修正)

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）

変更後

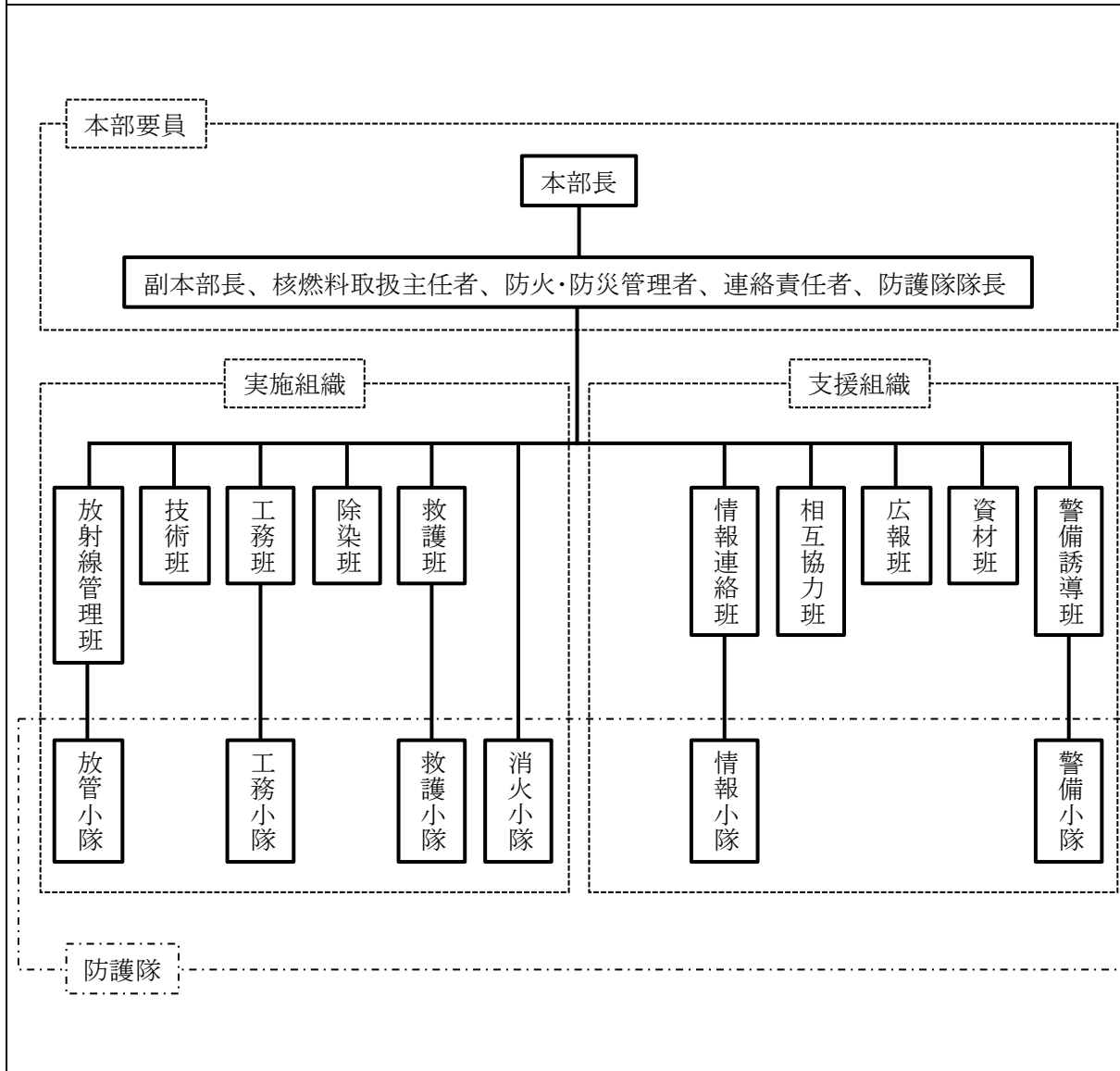
備考

添2の表2 重大事故に至るおそれがある事故対策として配備する資機材（2/2）

分類	資機材の種類	配備数	保管場所	点検頻度、点検内容
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	必要人数分	防災本部	1回/年、外観・員数
	担架	1台		1回/年、 外観・機能・員数
	除染用具（集塵機等）	1式（予備含）		1回/年、外観・員数
	防火衣	必要人数分	敷地内車庫	
	ビニールシート、パテ等、目張り用具	1式（予備含）	防災本部	1回/年、外観・員数
	固着剤	1式（予備含）		
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	敷地内車庫	1回/年、 外観・機能・員数
	屋外消火栓設備又は動力消防用ポンプ設備	1式	敷地内、 敷地内車庫	
通信関係	社内放送設備	1式	防災本部	
	緊急招集装置	1式	警備室	
	業務用無線設備	1式		
	可搬型衛星電話	4台	防災本部、 警備室、 第2安全管理室	
	PHS	必要人数分	本部長、副本部長	
発電機	可搬型発電機	2台（予備1台含）	敷地内車庫	
可搬型照明	ヘルメットライト	5個（予備1個含）	防災本部	
	懐中電灯（充電式）	15個（予備5個含）		
	懐中電灯（乾電池式）	33個（予備11個含）		
	三脚自立型（2灯式照明）	3台（予備1台含）		

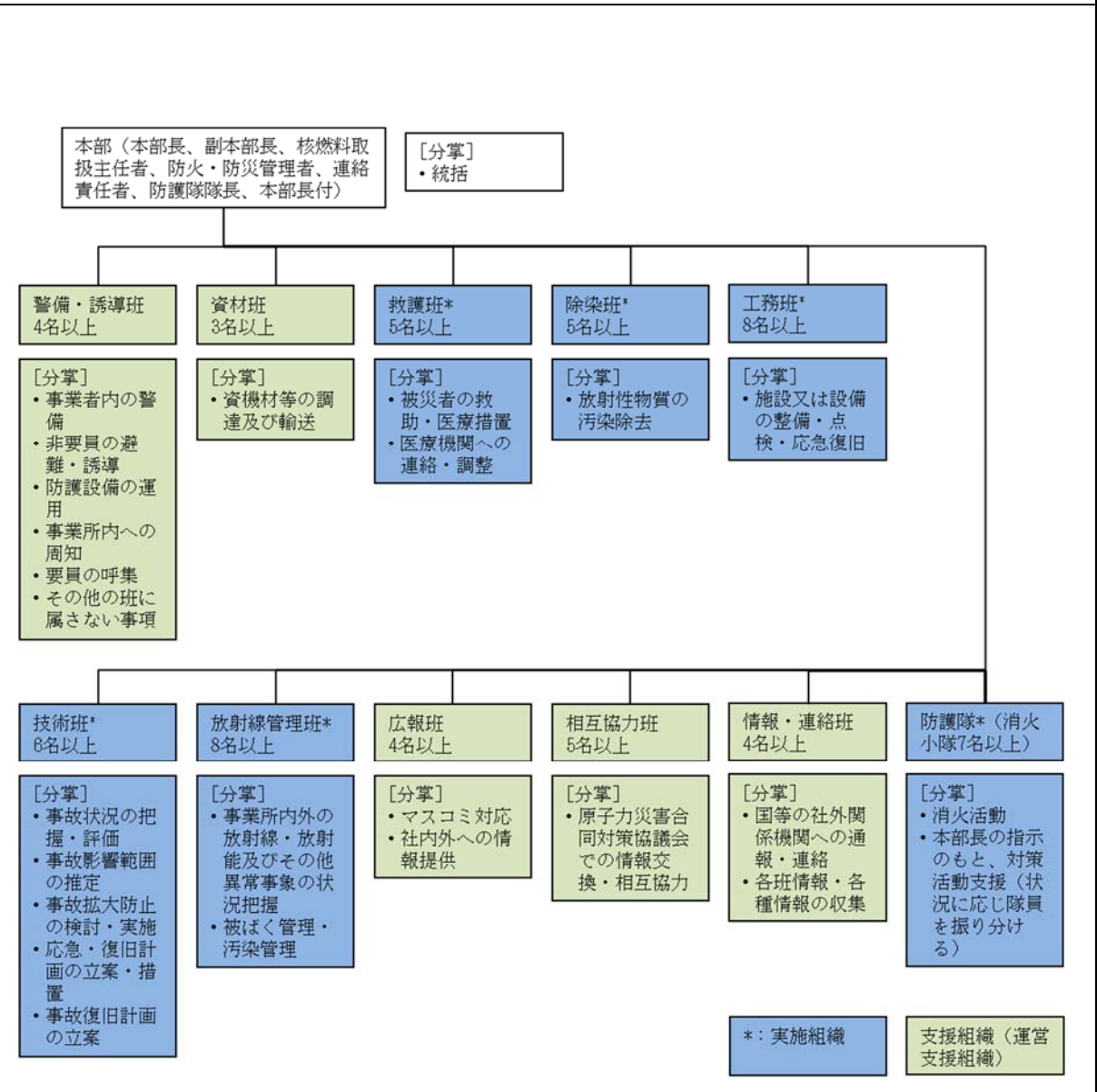
変更の理由(3)
記載の適正化を行う。(修正)

変更前（令和元年7月2日付け原規規発第1907028号）



添2の図1 防災本部組織

変更後



添2の図1 重大事故等対策組織

備考

変更の理由(3)
記載の適正化を行う。(修正)

添付3 長期施設管理方針

No.	追加保全項目	対象施設	部位・経年劣化事象	健全性評価方法	実施時期 (年度)	
					(始期：2018年4月1日、終期：2028年3月31日)	2022年・・・2027年
1	非破壊検査による腐食や減肉の点検	放射性物質を含む溶液を取り扱う遠心分離機、タンク、ポンプ類、配管類	本体及び配管の腐食等による減肉	設計肉厚からの減肉量により必要な肉厚を保持しているかを評価	(施設管理に反映し、1年で全体を確認後、減肉が確認された箇所について保全計画において実施頻度等を決定)	
2	点検範囲、点検方法及び補修の要否や方法の見直し	排気及び給気のダクト	ダクト本体の腐食、変形及び劣化	設計仕様及びこれに準じた仕様を確保できていることの評価及び補修が適切であるかの評価	(不適合処置として全体を確認しているため、その後は定めた保全計画に従い実施)	
3	高圧絶縁試験(漏れ電流試験)の継続	特高変電所から2次変圧器までの高圧ケーブル	絶縁体の劣化	高圧絶縁試験(漏れ電流試験)による評価	(系統毎に5年を超えない期間に1度実施)	△
4	ガスケット特別点検	水素ガスタンク	ガスケットの劣化	劣化の有無を目視及び触手検査で評価		△
5	外観目視調査、中性化調査、コンクリート強度試験の継続	建屋(第1加工棟、第2加工棟、第2貯蔵棟、廃棄物貯蔵棟第2棟、動力棟)	コンクリートの劣化、中性化	・外観目視調査：耐震診断法の経年指標による評価及び原子力発電所の維持管理指針の評価基準を参考にした評価 ・中性化調査：コア採取によるかぶり厚さの評価 ・コンクリート強度試験：コア採取による圧縮強度試験	(3年に1回の頻度で実施。現在は水素タンクから水素を抜き、新規制基準対応により当該タンクを撤去予定であるため、特別な保全を実施) (5年に1回の頻度で実施)	△ △
6	基礎ボルト破壊試験の継続	安全機能を有する施設の設備・機器	基礎ボルト埋設部の腐食、劣化	破壊試験による引張、せん断応力評価	(5年に1回の頻度で実施)	△

注) 施設の状態(新規制基準に対応した更新、改造及び撤去等)及び評価条件の変更に応じて、第64条の2第1項の定めにより見直す。

変更の理由(1)②
原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(加工規則第8条第1項第16号)

加工事業変更許可、新規制基準への適合性確認のための設工認申請を踏まえた保安規定の変更と申請時期

平成 29 年 4 月 5 日付け原規規発第 1704051 号をもって加工の事業の変更許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書における人的対応に係る記載及び今回の保安規定変更での対応状況(未対応事項の申請予定を含む)及び、 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の申請状況、保安規定への対応、今後の申請予定について以下に整理する。

表-1：加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更対応状況

表-2：新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の申請状況、保安規定への対応、今後の申請予定

表-1：加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更対応状況

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
安全上重要な施設	1S-1	放射性固体廃棄物容器の固縛（容器間の固定）	-	添 5-218, 224,234, 237,245	×	第 6 次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注 1)	-
	1S-2	D 搬送路については、搬送中の輸送容器やウラン貯蔵容器を第 2 貯蔵棟に退避する措置をとる。	-	添 5-224, 232,236, 243	×	第 4 次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注 1)	-

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
核燃料物質の臨界防止	2S-1	設備の供用前に実施する検査により核的制限値が適切に設定されていることを確認し、供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。また、設備の固定についても、巡視・点検による異常の有無の確認によりこれを維持・管理する。	P4 P7	—	○	第 29 条及び第 33 条で従来から規定済み。 巡視については第 58 条に規定を追加した。	加工規則の変更に伴い、施設管理の観点を含めて、第 29 条の巡視を行うことを明確化した。
	2S-2	含水率の制限を適用する設備・機器については、ウラン粉末の受入時に含水率を確認し、ウラン粉末を収納する容器で密閉することにより行う。	P4	—	○	第 33 条で従来から規定済み。	—
核燃料物質の臨界防止	2S-3	従事者と監視システム又は複数の従事者による確認により、質量制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めないようにする等の措置を講じる。	P4	—	○	第 33 条で従来から規定済み。	—
遮蔽等	3S-1	管理区域を設定し、人の出入りを管理する。	P8	—	○	第 44 条で従来から規定済み。	—
	3S-2	従事者の線量限度は、100mSv/5 年間及び 50mSv/年以下となるよう被ばく管理を行い、従事者には必要な個人被ばく線量計を携帯させる。	P8	添 6-3	○	第 48 条で従来から規定済み。	—

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
閉じ込めの機能	4S-1	管理区域における物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を放射線測定設備等により定期的に測定し、管理する。	P148	添 6-1	○	第 52 条で従来から規定済み。	—
	4S-2	ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。	P148	添 6-1	○	第 29 条及び第 34 条で従来から規定済み。巡視については第 58 条に規定を追加した。	加工規則の変更に伴い、施設管理の観点を含めて、第 29 条の巡視を行うことを明確化した。
	4S-3	第 1 種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定するなどの管理を行う。	P148	—	○	第 58 条、第 60 条にて規定する。	加工規則の変更に伴い、従前の第 58 条（保守管理に係る計画及び実施）及び第 60 条（定期自主検査）から第 58 条（施設管理計画）及び第 60 条（定期事業者検査）へ移行した。
	4S-4	第 1 種及び第 2 種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第 1 種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物並びに持ち出そうとする物品の表面汚染検査を行い、放射性物質の表面密度が、「線量限度等を定める告示」に記載の表面密度限度の 10 分の 1 を超えないように管理する。	P148	添 6-2	○	第 44 条、第 45 条で従来から規定済み。	—

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
閉じ込めの機能	4S-5	空気汚染の発生するおそれのある作業場の空気中の放射性物質の濃度は、常に「線量限度等を定める告示」で定める濃度限度以下に保つように管理する。また、必要に応じて、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて、放射性物質の体内摂取を防止する。	P149	添 6-1, 添 6-2	○	第 50 条、第 52 条で従来から規定済み。	—
	4S-6	第 1 種管理区域における床、壁等の表面の放射性物質の密度については、「線量限度等を定める告示」で定める限度以下となるように管理する。	P149	添 6-2	○	第 52 条で従来から規定済み。	—
	4S-7	放射線業務従事者は、年齢及び教育履歴等に基づき、認められた者に限定する。	P149	添 6-2	○	第 47 条で従来から規定済み。	—
	4S-8	外部被ばくについては、放射線業務従事者に線量計等を着用させ、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を測定し、定期的に作業時間を考慮して線量を算定するとともに、その合計が線量限度以下となるように管理する。	P149	添 6-2	○	第 48 条、第 49 条で従来から規定済み。	—

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
閉じ込めの機能	4S-9	放射線業務従事者に対して定期的に保安教育を実施する。	P149	添 6-2	○	第 23 条で従来から規定済み。	—
	4S-10	放射線業務従事者に対し、「電離放射線障害防止規則」（厚生労働省令）に基づき、健康診断を実施する。	P149	添 6-2	○	第 47 条で従来から規定済み。	—
	4S-11	必要に応じ、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。	P149	添 6-3	○	第 50 条、第 85 条で従来から規定済み。	—
	4S-12	線量計等による放射線業務従事者の線量測定結果は、記録して保管する。	P149	添 6-3	○	第 97 条で従来から規定済み。	—
	4S-13	周辺監視区域における放射線監視として、周辺監視区域境界付近において、空气中の放射性物質の濃度及び外部放射線に係る線量当量の測定・監視を行うと共に、必要な気象を観測する。	P149	—	×	第 5 次設工認で周辺監視区域境界付近にエアサンプラの追加設置完了後に反映する予定。 (注 1)	—
	4S-14	気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	P149	—	○	第 52 条、第 74 条及び第 75 条で従来から規定済み。	—

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
閉じ込めの機能	4S-15	設計基準事故時には、本施設内外の適切な場所において、迅速な対応に必要な空气中の放射性物質濃度、空間線量率を監視及び測定し、必要な情報を第2安全管理室等に表示する。	P149	添 6-6	×	第5次設工認で周辺監視区域境界付近にエアサンプラの追加設置完了後に反映する予定。 (注1)	—
	4S-16	核燃料物質の受入仕様値を定め、受入前に仕様値に合致していることを確認する。	P68,77,88,	添 6-1	○	第68条で従来から規定済み。	—
	4S-17	受入仕様の核燃料物質を最大処理能力取り扱っても放射線業務従事者の実効線量は十分線量限度（100mSv/5年、50mSv/年）以下に管理することができる。	—	添 6-3	○	第68条で従来から規定済み。	—

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
火災等による損傷の防止	5S-1	地震時に自動火災報知設備が破損した際には、破損が検知できるようにして人的な監視で対応する。	—	添付 5-103	○	第 78 条の 2（添付 1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 2 のから章立を変更した。（第 78 条の 2 へ移動）
	5S-2	<p>可燃性の物質（油類等）の発火及び異常な温度上昇を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油類（第三石油類又は第四石油類を使用）やアルコール類は、消防法等に基づき、取り扱う量及び保管する場所を管理する。 ・アルコール類は小分けして使用し、アルコール類が付着したウエスは乾燥させた後に廃棄する。アルコール類、ウエスの保管には鋼製の蓋付の容器を使用する。 ・ジルカロイの切屑は、作業毎に集めて蓋を被せ、一定回数の作業後には、水が入った蓋付の専用の保管容器に移す。 ・管理区域内では可燃物を最小限とし、火気の使用を制限する。可燃物を保管する場合は、周囲からの発火源の除去又は隔離、耐火材又は耐火シート（日本工業規格が定めた試験方法に合格したもの）による養生などを実施する。 	—	添付 5-104	○	第 78 条の 2（添付 1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 2 のから章立を変更した。（第 78 条の 2 へ移動）

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
火災等による損傷の防止	5S-3	半面マスクや、煙中で円滑に消火活動を行うために呼吸用ボンベ付全面マスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。	—	添 5-106	○	第 78 条の 2（添付 1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 2 のから章立を変更した。（第 78 条の 2 へ移動）
	5S-4	自動火災報知設備、消火設備、消火器は定期的に試験等によりその健全性を確認する。	—	添 5-106	○	第 78 条の 2（添付 1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 2 のから章立を変更した。（第 78 条の 2 へ移動）
	5S-5	<ul style="list-style-type: none"> ・火災及び大地震発生時は、措置対応を統括するために防災本部を設置する。 ・初期消火及び火災の拡大防止のために、自衛消防組織を編成すると共に、消火の手順、資機材、通報連絡、訓練の実施等を定める。 ・火災の発生防止、火災発生時の感知・消火及び影響軽減の対策や消火に必要な組織について火災防護計画として定める。 	—	添 5-106	○	第 78 条の 2（添付 1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 2 のから章立を変更した。（第 78 条の 2 へ移動）
	5S-6	大地震などの災害発生時は、自衛消防組織等（夜間・休日における最小人員 7 名）により、加工施設内で火災のリスクの高い場所を重点に巡視・点検する。	—	添 5-106～107	×	第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定。 （注 1）	—

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
火災等による損傷の防止	5S-7	添5チの表1及び添5チの表2に火災影響評価の結果を示す。火災区域及び火災区画における等価火災時間で最も厳しいものは、第2加工棟第2成型室の0.95時間であり、防火設備が有する最も短い耐火性能である1時間未満であることから、火災が他の区域に延焼することはない、建屋の健全性は確保される。	-	添5-113～116	○	第78条の2（添付1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第36条の2のから章立を変更した。（第78条の2へ移動）
	5S-20	① 発火及び異常な温度上昇の防止対策 焼結炉の冷却水圧力異常警報が発報した場合には、予め定められた手順に従い、関係者への連絡、電源遮断及び窒素ガス切り替え等を行う。	-	添5-104	○	第37条で従来から規定済み。	-
	5S-21	② 水素ガスの漏えい防止対策(1) 警報発報時は、放射線業務従事者が水素ガスの燃焼継続状況を監視し、速やかにパイロットバーナの復旧を行う。復旧はウランの搬出入を停止し、当該の排ガス配管の弁を閉じて水素ガスの排出を止めて行う。速やかな復旧が困難な場合は、焼結炉の停止措置を取る。この時水素ガスの燃焼が停止した場合は、周囲の水素ガス濃度を可搬型の検知器で確認した後、可搬型の着火器具で再着火する。	-	添5-105	○	第37条で従来から規定済み。	-

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
火災等による損傷の防止	5S-22	② 水素ガスの漏えい防止対策(2) 可燃性ガス検知機構の警報が発報された場合は警報レベルに従って予め定められた手順に従い、関係者への連絡、焼結炉へのウランの搬出入の停止、可燃性ガス検知機構の状態の確認、水素ガスの漏えい箇所の調査と補修、焼結炉の停止、水素ガスの供給停止、退避などの対応を行う。	—	添付 5-105	○	第 36 条、第 37 条で従来から規定済み。	—
	5S-23	焼結炉内における爆発の影響緩和対策 爆発時の圧力が圧力逃し機構から放出された場合でも、周囲で火災が発生しないよう、圧力逃し機構の上方及びその周囲には可燃物を置かない。	—	添付 5-105	○	第 78 条の 2（添付 1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 2 のから章立を変更した。（第 78 条の 2 へ移動）

・火災及び爆発発生時の体制の整備について

第 36 条の 2 から第 78 条の 2 への移動では、以下の項目を明確化するとともに、その活動を詳細に記載している添付 1 との紐づけを明確にした。

- (1) 消防吏員へ通報するための警備室への衛星電話の設置、
- (2) 必要な要員の配置、
- (3) 要員に対する教育・訓練、
- (4) 必要な資機材の配備
- (5) 加工施設における可燃物の管理

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
地震による損傷の防止	7S-1	多段積みで保管廃棄している固体廃棄物容器（ドラム缶）については、地震時の転倒や荷崩れを防止するために、鋼製の枠（パレット）等により固縛をおこなう。	-	添付 5-67	○	第 79 条の 4（添付 1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 6 のから章立を変更した。（第 79 条の 4 へ移動）
	7S-2	地上もしくは地下からの給水ポンプについては、手動による電源遮断を確実に実施する。	-	添付 5-178	○	第 79 条の 4（添付 1）で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 6 のから章立を変更した。（第 79 条の 4 へ移動）
	7S-3	各搬送路と第 2 加工棟の境界にある扉は、人の通行等の場合を除き、通常時は閉とする。	-	添付 5-258	×	第 6 次設工認の工事完了後に反映する予定。 （注 1）	-
津波による損傷の防止	8S-1	津波による遡上波による浸水が生じる場合には、核燃料物質等が流出しないよう、建物の 1 階の固体廃棄物容器に対し固縛等の措置を行う。	15	添付 5-70	×	第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定。 （注 1）	-
	8S-2	津波の到達が予想される時に D 搬送路内で粉末輸送容器の搬送中であった場合は、速やかに当該容器を第 2 貯蔵棟または第 2 加工棟に移動、収納する措置を取る。	-	添付 5-70	×	第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定。 （注 1）	-

・その他の自然現象発生時の体制の整備について

第 36 条の 6 から第 79 条の 4 への移動では、以下の項目を明確化するとともに、その活動を詳細に記載している添付 1 との紐づけを明確にした。

(1) 必要な要員の配置、(2) 要員に対する教育・訓練、(3) 必要な資機材の配備

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
外部からの衝撃による損傷の防止	9S-1	F3 竜巻を想定した場合に、飛来物による損傷のおそれがある第 1 加工棟及び廃棄物貯蔵棟第 2 棟 3 階では、固体廃棄物を収納する容器が設置されているが、当該容器は地震時の転倒や荷崩れ防止のため、鋼製パレットやワイヤ等を使用し固縛されるため、建物外への飛散は防止される。	-	添 5-84	×	第 6 次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注 1)	-
	9S-2	各建物に対して設計飛来物より大きな衝撃荷重を与える可能性のある敷地内の物体については、固縛または撤去もしくは移動することにより飛来物とならない処置を講じる。	-	添 5-84	○	第 79 条の 3 (添付 1) で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 5 のから章立を変更した。 (第 79 条の 3 へ移動)
	9S-3	ソフト対策の実施の判断基準が満たされた場合、第 1 加工棟の非密封ウランを扱う作業は中止し、速やかにウランを密封容器に収納する。	-	添 5-84、添 5-96	△	作業の中止については第 79 条の 3 (添付 1) で規定する。 ただし、密封容器への収納は第 5 次設工認の工事完了後に反映する。(注 1)	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 5 のから章立を変更した。 (第 79 条の 3 へ移動)

No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
		本文	添付			
9S-4	ソフト対策の実施の判断基準が満たされた場合、D搬送路内に搬送中粉末輸送容器があれば、速やかに第2貯蔵棟または第2加工棟に搬送させる。	-	添5-84、添5-96	×	第4次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注1)	-
9S-5	ソフト対策の実施の判断基準が満たされた場合、敷地内の車両は速やかに駐車場等へ移動させる。	-	添5-84、添5-96	○	第79条の3(添付1)で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第36条の5のから章立を変更した。 (第79条の3へ移動)

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
外部からの衝撃による損傷の防止	9S-6	竜巻の注意喚起とソフト対策実施の判断基準は、以下の通り。 ◆注意喚起：神奈川県で①又は②が発表 ①竜巻に関する気象情報 ②雷注意報 ◆ソフト対策：下記①②の両方が発表されている場合、気象状況（主に③）の変化を見監視して判断（①②③とも加工施設から30kmの範囲を考慮） ①竜巻発生確度ナウキャスト「発生確度1以上」 ②雷ナウキャスト「活動度3以上」 ③高解像度降水ナウキャスト「降水強度50mm/h以上」 また、ソフト対策の対応完了の猶予時間は30分を目安とする。	-	添5-96	○	第79条の3(添付1)で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第36条の5のから章立を変更した。 (第79条の3へ移動)
	9S-7	ソフト対策の実効性を確保するため、各対応の実施部門と対応手順を、保安規定並びに保安規定に基づく社内管理規定及び対応実施部門の手順書に定め、対応実施部門における教育訓練を定期的実施する。	-	添5-84	○	第79条の3(添付1)で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第36条の5のから章立を変更した。 (第79条の3へ移動)
外部からの衝撃	9S-8	竜巻に対する飛散対策として実施する放射性固体廃棄物容器の固縛については、日常点検において確認する。	-	添5-84	×	第6次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注1)	-

・竜巻発生時の体制の整備について

第36条の5から第79条の3への移動では、以下の項目を明確化するとともに、その活動を詳細に記載している添付1との紐づけを明確にした。

(1) 必要な要員の配置、(2) 要員に対する教育・訓練、(3) 必要な資機材の配備

No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
		本文	添付			
9S-101	4) 降下火砕物（最大堆積量を層厚 10cm と評価）の加工施設への影響を考慮し、事象の進展速度に応じて稼働中の設備・機器の運転を停止する措置を講じる。	P16	添 5-99	○	第 79 条の 2 (添付 1) で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 4 のから章立を変更した。 (第 79 条の 2 へ移動)
9S-102	5) 生物学的事象 外気取入口のフィルタは、定期的な点検、清掃、交換を実施する。万一、外気取入口のフィルタが枯葉や昆虫により塞がった場合には、フィルタの清掃等を実施する。	P17	添 5-99	○	第 79 条の 2 (添付 1) で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 4 のから章立を変更した。 (第 79 条の 2 へ移動)
9S-103	12) 外部火災(1)熱的影響の発生するおそれがある場合の予備的放水や、ばい煙が加工施設に侵入するおそれがある場合の給排気設備停止等の対策をとるものとする。	P19	添 5-154	○	第 78 条の 2 (添付 1) で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 2 のから章立を変更した。 (第 78 条の 2 へ移動)
9S-104	12) 外部火災(2)敷地内に給油等で入構する燃料輸送車両は、ルート及び駐車位置を制限する措置を講じる。	P19	添 5-167	○	第 78 条の 2 (添付 1) で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 2 のから章立を変更した。 (第 78 条の 2 へ移動)

・火山活動（降灰）及び積雪発生時の体制の整備について

第 36 条の 4 から第 79 条の 2 への移動では、以下の項目を明確化するとともに、その活動を詳細に記載している添付 1 との紐づけを明確にした。

(1) 必要な要員の配置、(2) 要員に対する教育・訓練、(3) 必要な資機材の配備

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
加工施設への人の不法な侵入等の防止	10S-1	不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検及び保守管理の手順を定めて実施する。	P20	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）
	10S-2	加工施設の周辺及び立入制限区域を定期的に巡視する。	P20	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）
	10S-3	加工施設において目視により、人、荷物及び車両の点検、検査を行う。	P20	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）
	10S-4	加工施設内に配送される郵便物等については、加工施設において点検を実施する。	P20	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）
	10S-5	加工施設における点検、検査に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を実施する。	P20	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）
	10S-6	防護システム導入時、更新時、保守時、試験時におけるコンピュータウイルスの混入を防止するため、セキュリティ要件を調達プロセスに含める。	-	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
加工施設への人の不法な侵入等の防止	10S-7	操作権限の無い者による防護対象システムの操作を防止するため、防護対象システムのある部屋への入域または防護対象システムの操作ができる者を限定する。	—	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）
	10S-8	可搬式記憶媒体を介したウイルス感染を防止するため、暗号化された可搬式記憶媒体のみ使用を許可する。	—	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）
	10S-9	情報システムセキュリティ計画を定める。	P20	添 5-172	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）
	10S-10	核燃料物質を立入制限区域内において運搬する場合は、加工規則第 7 条の 6 に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うとともに、標識を取り付ける等の措置を講じる。	—	添 5-173	○	第 56 条に規定した。	加工規則の変更に伴い、第 56 条（周辺監視区域内の運搬）の運搬に関する措置を規定（追加）した。
	10S-11	敷地内の人による核燃料物質の移動については、所定の手続きに基づき承認を得てから移動を行うことにより、敷地内の人による核燃料物質の不法な移動を防止する。	P20	添 5-173	○	第 46 条の 2 で規定する。	従前の第 36 条の 7（人の不法な侵入等の防止）から条移動した。（内容変更無し）

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
溢水による損傷の防止	11S-1	非密封の核燃料物質を使用する設備・機器において、フード等の開口部から核燃料物質が被水するおそれのある箇所については、配管又は設備に防護カバーを設置する。	P21	添 5-175、添 5-200	×	第 6 次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注 1)	—
	11S-2	給排気設備及び焼結炉において、被水により安全機能を喪失するおそれがある箇所については、配管又は防護対象に防護カバーを設置する。	P21	添 5-175、添 5-200	×	第 6 次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注 1)	—
	11S-3	給排気設備及び焼結炉において、被水により安全機能を喪失するおそれがある箇所については、防護対象の配線等による開口部にシール処置する。	P21	添 5-175、添 5-200	×	第 6 次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注 1)	—
	11S-4	蒸気漏えい時には、該当区画の給排気設備を停止する。	P21	添 5-175、200	○	第 78 条の 3 (添付 1) で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 3 のから章立を変更した。 (第 78 条の 3 へ移動)
	11S-5	大地震時において電源を遮断する。	P21	添 5-175、200	○	第 78 条の 3 (添付 1) で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 3 のから章立を変更した。 (第 78 条の 3 へ移動)

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
溢水による損傷の防止	11S-6	溢水量抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽から高架水槽及び設備・機器への給水ポンプについては、大地震時に速やかに手動停止する。	-	添付 5-199	○	第 78 条の 3 (添付 1) で規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 3 のから章立を変更した。 (第 78 条の 3 へ移動)
	11S-7	漏えい箇所の隔離	-	添付 5-196	△	第 78 条の 3 (添付 1) で規定する。ただし、漏洩検知器による検知については第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定。(注 1)	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 3 のから章立を変更した。 (第 78 条の 3 へ移動)
誤操作の防止	12S-1	安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の対応を現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講じる。	21	添付 5-201	○	第 30 条で従来から規定済み。	-
安全機能を有する施設	14S-1	排気設備が停止し負圧を維持しえない場合にあっては、核燃料物質の飛散のリスクを減少させるための操作以外の取り扱いを停止し、加工施設本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの措置を講じるものとする。	-	添付 5-203	○	第 65 条で従来から規定済み。	-

・内部溢水発生時の体制の整備について

第 36 条の 3 から第 78 条の 3 への移動では、以下の項目を明確化するとともに、その活動を詳細に記載している添付 1 との紐づけを明確にした。

(1) 必要な要員の配置、(2) 要員に対する教育・訓練、(3) 必要な資機材の配備

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
設計基準事故	15S-1	a) 質量制限の逸脱 質量管理の制限値は最小臨界質量の1/2未満としており、仮に二重装荷を行ったとしても未臨界である。また、この制限値は、最適減速条件を前提として定めたものであるため、水が存在しない通常状態では十分な安全裕度を有している。発生防止対策としては、放射線業務従事者により設備に核燃料物質を搬入する場合に、放射線業務従事者が質量制限以下であることを確認する。	-	添付 7-5	○	第 33 条で従来から規定済み。	-
	15S-2	b) 形状寸法の逸脱 ペレットをペレットトレイに積載する場合には、積載段数を1段とすることにより、制限値より十分低く管理する。さらに、燃料棒を燃料棒トレイに積載する場合には、積載段数及び本数を管理することにより、制限値の逸脱を防止している。	-	添付 7-5	○	第 33 条で従来から規定済み。	-

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
核燃料物質の貯蔵施設	16S-1	加工工程内では、工程に応じて、ウラン粉末、成形体、ペレット、燃料棒、燃料集合体並びに分析・試験・校正等に使用するもの及び核燃料物質によって汚染されたもののうちスクラップとして扱うものを貯蔵する設備を各工程室に設ける。	P101	－	△	第 70 条で従来から規定済み。なお、耐震補強工事、更新及び撤去完了に伴う最大貯蔵能力の変更を別表 15 に規定した。 ただし、核燃料物質によって汚染されたもののうちスクラップとして取り扱うものの貯蔵については、第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定。（注 1）	耐震補強工事、更新及び撤去完了に伴い核燃料物質の最大貯蔵能力が変更されるためその内容を別表 15 に規定（変更）した。
廃棄施設	17S-1	処理後の排水は、放射性物質の濃度を測定し、濃度限度以下であることを確認したうえで、屋外最終槽を経由して放流する。3 か月の平均濃度が社内管理値（濃度限度×0.8）を超える又は超えるおそれがある場合は再度処理を行う等の措置を行う。	－	添 5-16, 添 6-22	○	第 74 条に基づき、従来から規定する内容にて対応済み。	－
	17S-2	廃棄物は、可燃性、難燃性、不燃性及びスラッジ廃棄物に区分して、所定のドラム缶に入れて廃棄物貯蔵場に保管する。	－	添 6-26	○	第 73 条の 2 で従来から規定済み。	－
	17S-3	大型の固体廃棄物はプラスチックシートなどで包むとともに、ウラン量を確認して保管廃棄する。	P121,150	添 6-26	○	第 73 条の 2 で従来から規定済み。	－

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
廃棄施設	17S-4	保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものを、必要に応じて、金属製の容器に収納し、第1廃棄物処理室、第1-2廃棄物処理室、第1廃棄物減容室、第1-1機械工作室、第1-2機械工作室、第1-4廃棄物貯蔵場及び第2廃棄物処理室等、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	P143	-	○	第73条で従来から規定済み。	-
	17S-5	ウランスクラップの回収又は設備の変更において、核燃料物質によって汚染されたものを、必要に応じて金属スクラップとして回収し、発送する。	P137	-	×	第6次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注1)	-
放射線管理施設	18S-1	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を情報表示板に表示する。	P22	添5-205	○	第52条で従来から規定済み。	-
	18S-2	ウランの体内摂取の有無を確認するための尿中のウラン量検査手順等を設ける	-	添5-205	○	第52条で従来から規定済み。	-

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
監視設備	19S-1	通常時及び設計基準事故時における、空气中の放射性物質の濃度及び空間線量を測定・監視する。	P23	添 5-206	×	第 5 次設工認で周辺監視区域境界付近にエアサンプラの追加設置完了後に反映する予定。 (注 1)	—
非常用電源設備	20S-1	非常用ガスタービン発電機は一週間以上連続して必要な設備に給電を行う。	—	添 5-207	○	第 85 条で従来から規定済み。	—
	20S-2	ガスタービン発電機 2 台中 1 台が作動しなかった場合でも、連絡遮断器を操作することで相互にバックアップ可能とする。	—	添 5-207	×	第 6 次設工認の工事完了後に反映する予定。 (注 1)	—

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
重大事故等の拡大の防止等	22S-1	<p>複数発生火災対応</p> <p>②呼吸保護具を着用して消火活動を継続する。外扉に目張りを行う。</p> <p>④建物の開口部に目張りを行う。</p> <p>⑤火災の程度及び進展に応じて、給排気運転を停止する。</p> <p>⑥電気火災発生防止のため、電源断や水供給弁遮断の処置を実施する。</p>	P159, P160	添付 7-18	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
	22S-2	<p>(1)手順の整備</p> <p>全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、事故対処に必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係を明確にする。</p>	P161	添付 7-31	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
重大事故等の拡大の防止等	22S-2	(1)手順の整備 事故対策実施の判断等に必要情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働・被害の状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理施設、放射線業務従事者による巡視点検等で速やかに入手すること（添7ロ(ロ)の表1）を手順書で規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の対応操作とその判断基準を手順書に規定する。	P161	添 7-31	○	第 80 条の 2（添付 2）に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。（第 80 条の 2（重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備）へ移動）
	22S-2	(1)手順の整備 火災の複数同時発生時には、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ区画の消火を優先することを予め手順書において明確にする。これには、爆発及び漏えいによる重畳を考慮したものとする。	P161	添 7-31	○	第 80 条の 2（添付 2）に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。（第 80 条の 2（重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備）へ移動）
重大事故等の拡大の防止等	22S-2	(1)手順の整備 機器等の操作、対処においては、給排気設備、焼結炉等、必要な生産設備停止の操作を定め、安全最優先の方針を手順書に規定する。	P161	添 7-31	○	第 80 条の 2（添付 2）に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。（第 80 条の 2（重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備）へ移動）

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
	22S-2	(1)手順の整備 事故対策を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。	P161	添 7-31	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
	22S-2	(1)手順の整備 津波、竜巻、火山等の前兆事象を大津波警報等で確認した時点での事前の対応についても明確にする。	P161	添 7-31	○	第 79 条の 2 から第 79 条の 4 (添付 1) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 36 条の 4 のから第 36 条の 6 の章立を変更した。(第 79 条の 2 から第 79 条の 4 へ移動)
重大事故等の拡大の防止等	22S-3	(2)訓練の実施 取り扱うウランの性状や時間帯、天候等を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育訓練計画を策定し、定期的（年 1 回以上）に訓練を実施するものとする。	P162	添 7-32	△	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。ただし、重大事故等の拡大の防止等で新たに整備する資機材については、第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定（注 1）。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
	22S-3	(2)訓練の実施 ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、重大事故等における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。	P162	添 7-32	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
重大事故等の拡大の防止等	22S-3	(2)訓練の実施 要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、各班の活動に応じた、通報、放射線管理設備等による監視、給排気等の運転管理、設備の停止・復旧といった応急活動等個別訓練と組織全体での総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて実施する。(ロ)に示した想定における各班の役割と実施した訓練の評価に基づき、訓練内容を改善していく。	P162	添 7-32	△	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。ただし、重大事故等の拡大の防止等で新たに整備する資機材については、第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定（注 1）。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
	22S-3	(2)訓練の実施 各班の活動に応じた個別訓練や保守点検活動を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する。また、防護隊所有の資機材については、定期的に、員数、操作及び機能の点検を実施する。	P162	添 7-32	△	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。ただし、重大事故等の拡大の防止等で新たに整備する資機材については、第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定（注 1）。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。（第 80 条の 2（重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備）へ移動）
重大事故等の拡大の防止等	22S-3	(2)訓練の実施 訓練では、漏えい、火災の状況を想定し、ウラン等の影響、夜間及び悪天候等の様々な環境条件を考慮する。	P162	添 7-32	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。（第 80 条の 2（重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備）へ移動）
	22S-4	(3) 体制の整備 本部、実施組織、実施組織を支援する支援組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担及び責任者等を明確化した重大事故等対策組織を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する。	P162	添 7-32	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。（第 80 条の 2（重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備）へ移動）

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
	22S-4	(3) 体制の整備 実施組織として除染班，工務班，技術班，救護班，放射線管理班，防護隊を設ける。	P162	添 7-32	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
	22S-4	(3) 体制の整備 除染班，工務班，技術班，救護班，放射線管理班には，技術支援の要員も含めることとし，運営支援組織としては警備・誘導班，資材班，広報班，相互協力班，情報・連絡班を設ける。	P162	添 7-32	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
重大事故等の防止等	22S-4	(3) 体制の整備 自衛消防組織として，防護隊を設け，消火活動及び，各班の活動支援を実施する。また，職場地区隊や初期消火活動隊を設け初期消火活動を実施する。	P162	添 7-32	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)

No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
		本文	添付			
22S-4	(3) 体制の整備 各班の人員は、添7ロ(ハ)の表5に示すように、重大事故に至るおそれがある事故や大規模損壊等による火災と漏えいの重畳に対処できるよう組織する。	P162	添7-32	○	第80条の2(添付2)に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第87条の2からの章立を変更した。(第80条の2(重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
22S-4	(3) 体制の整備 重大事故に至るおそれのある状況においては、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、要員が揃うまでの間、初期消火等を実施する人員を定める。	P162	添7-32	○	第80条の2(添付2)に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第87条の2からの章立を変更した。(第80条の2(重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
22S-4	(3) 体制の整備 予め定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的に非常招集訓練を実施する。	P162	添7-32	○	第80条の2(添付2)に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第87条の2からの章立を変更した。(第80条の2(重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
	22S-4	(3) 体制の整備 指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する。	P162	添 7-32	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
重大事故等の拡大の防止等	22S-4	(3) 体制の整備 事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。	P162	添 7-32	△	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。ただし、事故時の活動拠点の移設及び重大事故等の拡大の防止等で新たに整備する資機材については、第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定（注 1）。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)
	22S-4	(3) 体制の整備 他加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。	P162	添 7-32	○	第 80 条の 2 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 2 (重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)へ移動)

・重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備について

第 87 条の 2 から第 80 条の 2 への移動では、安全を優先にすることを明確にした上で以下の項目を明確化するとともに、活動を詳細に記載している添付 2 との紐づけを明確にした。

(1) 必要な要員の配置、(2) 要員に対する教育・訓練、(3) 必要な電源その他の資機材の配備

No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
		本文	添付			
22S-5	(ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応 大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法、判断基準等、さらに監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確にし、手順書を整備する。	P163	添付 7-39	○	第 80 条の 3 (添付 2) に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 3 (大規模損壊発生時の体制の整備) へ移動)
22S-5	(ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の重大事故等対策組織とし、必要な資機材を整備する。	P163	添付 7-39	△	第 80 条の 3 (添付 2) に規定する。ただし、重大事故等の拡大の防止等で新たに整備する資機材については、第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定（注 1）。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立を変更した。(第 80 条の 3 (大規模損壊発生時の体制の整備) へ移動)

・重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備について

第 87 条の 2 から第 80 条の 3 への移動では、安全を優先にすることを明確にした上で以下の項目を明確化するとともに、活動を詳細に記載している添付 2 との紐づけを明確にした。

(1) 必要な要員の配置、(2) 要員に対する教育・訓練、(3) 必要な電源その他の資機材の配備

	No.	許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
重大事故等の拡大の防止等	22S-5	(ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応 他加工事業者との協定等により、要員等の必要な支援を受けられる体制とする。	P163	添 7-39	○	第 80 条の 3（添付 2）に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立てを変更した。（第 80 条の 3（大規模損壊発生時の体制の整備）へ移動）。
	22S-5	(ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応 教育、訓練については、大規模損壊が発生した場合の対策活動の技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的を実施する。	P163	添 7-39	△	第 80 条の 3（添付 2）に規定する。 ただし、重大事故等の拡大の防止等で新たに整備する資機材については、第 5 次設工認の工事完了後に反映する予定（注 1）。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立てを変更した。（第 80 条の 3（大規模損壊発生時の体制の整備）へ移動）。
	22S-5	(ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応 大規模損壊発生を想定した総合訓練及び個別訓練を年 1 回以上の頻度で、また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る教育を年 1 回以上の頻度で実施する。	P163	添 7-39	○	第 80 条の 3（添付 2）に規定する。	加工規則の変更に伴い、関連条項を集約したため従前の第 87 条の 2 からの章立てを変更した。（第 80 条の 3（大規模損壊発生時の体制の整備）へ移動）。

	No.	許可申請書での記載内容（抜 粋・要約）	記載箇所		対応状況	内容	保安規定変更内容
			本文	添付			
その他	23S-1	使用済みフィルタからのウランの回収 を行う。（放射性固体廃棄物となる前の 使用済みフィルタからのみ回収するこ との明記）	P139, 145	-	×	第 6 次設工認の工事完了後に反映 する予定。 （注 1）	-
	23S-2	粉末処理設備や焼結炉等の同時稼働の 制限（原災法に関するハザード評価 の前提条件）	-	-	○	第 35 条の 2 で従来から規定済み。	-

表－2 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の申請状況、保安規定への対応、今後の申請予定

(本計画については、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 ^{*1}		設工認における施設名		設工認申請状況 ^{*2}			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)	
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次			
(建物)	-	第1加工棟		第1加工棟 (第1期、第2期A、第2期B、A搬送路、B搬送路、C搬送路)						○	
(建物)	-	第2加工棟		第2加工棟(本体及び増設部)		○			なし	○ ^{*3}	
(建物)	-	動力棟		動力棟(第1期、第2期)						○	
(建物)	-	第2貯蔵棟		第2貯蔵棟(本体及びD搬送路)						○	
(建物)	-	廃棄物貯蔵棟第2棟		廃棄物貯蔵棟第2棟						○	
(建物)	-	廃棄物貯蔵棟第3棟		廃棄物貯蔵棟第3棟 ^{*4}						-	
(建物)	-	D搬送路		第2貯蔵棟(本体及びD搬送路)						○	
成型施設	第2加工棟 第2-3階酸化 ウラン取扱室	受入装置		受入装置						○	
		添加装置		添加装置						○	
		混合装置		混合装置						○	
		粉末投下装置		粉末投下装置						○	
		汎用フード		汎用フード						○	
		粉末輸送容器収納用ガイド		粉末輸送容器収納用ガイド						○	
		搬送コンベヤ		搬送コンベヤ						○	
		フリーフローコンベヤ		フリーフローコンベヤ						○	
		駆動ローラーコンベヤ		駆動ローラーコンベヤ						○	
		昇降式コンベヤ		昇降式コンベヤ						○	
		トラバーサ		トラバーサ						○	
		スキッド		スキッド						○	
		搬送コンベヤ用フード		搬送コンベヤ用フード						○	
		粉末缶用台車		粉末缶用台車						○	
	リフト		リフト						○		
	コンベヤ		コンベヤ						○		
	第2加工棟 第2-3階酸化 ウラン取扱室A		受入装置		受入装置						○
			混合装置		混合装置						○
			粉砕装置		粉砕装置						○
			圧縮・造粒装置		圧縮・造粒装置						○
			汎用フード		汎用フード						○
			試験用ペレットプレス		試験用ペレットプレス						○
			搬送コンベヤ		搬送コンベヤ						○
			粉末缶用台車		粉末缶用台車						○
	第2加工棟 第2-2階酸化 ウラン取扱室		圧縮・造粒装置		圧縮・造粒装置						○
			平板型混合装置		平板型混合装置						○
		混合装置		混合装置						○	
		汎用フード		汎用フード						○	
		粉末投下装置		粉末投下装置						○	
		搬送コンベヤ		搬送コンベヤ						○	
		昇降式コンベヤ		昇降式コンベヤ						○	
		トラバーサ		トラバーサ						○	
		搬送コンベヤ用フード		搬送コンベヤ用フード						○	
		粉末缶用台車		粉末缶用台車						○	
第2加工棟 第2成型室		ペレットプレス		ペレットプレス						○	
		試験用ペレットプレス		試験用ペレットプレス						○	
		ペレット取出し装置		ペレット取出し装置						○	
		コンベヤ		コンベヤ						○	
		汎用フード		汎用フード						○	
		粉末缶用台車		粉末缶用台車						○	

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次		
成型施設	第2加工棟 第2炉室	焼結炉		焼結炉						○
			窒素ガス切り替え機構	窒素ガス切り替え機構						○
			水素ガス燃焼機構	水素ガス燃焼機構						○
			過加熱防止機構	過加熱防止機構						○
			冷却水圧力低下警報	冷却水圧力低下警報						○
			可燃性ガス検知機構	可燃性ガス検知機構						○
		圧力逃し機構	圧力逃し機構						○	
		ペレット密度計	ペレット密度計						○	
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ						○	
			ボート移載装置	ボート移載装置					○	
	第2加工棟 第2装填室	研削装置		研削装置						○
					ペレット整列装置*5					○
		ペレット払い出し装置	ペレット払い出し装置						○	
		研削屑集塵装置	研削屑集塵装置						○	
		排気集塵装置	排気集塵装置						○	
		汎用フード	汎用フード						○	
		ペレット検査装置	ペレット検査装置	○				なし	○	
ペレット検査台		ペレット検査台						○		
			ペレットトレイ秤量台*5					○		
		ペレットトレイ用カート	ペレットトレイ用カート						○	
	粉末缶用台車	粉末缶用台車						○		
	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ			○		なし			
	チェーンリフト	チェーンリフト			○		なし			
被覆施設	第2加工棟 第2装填室	ペレット装填装置		ペレット装填装置						○
				コンベヤ	中間スタッガ*5					○
				トレイボックス搬出入装置	トレイボックス搬出入装置					○
			ペレットアンロード装置	ペレットアンロード装置					○	
			第2端栓溶接機	第2端栓溶接機					○	
			コンベヤ	コンベヤ					○	
			燃料棒切断機	燃料棒切断機					○	
			コンベヤ	コンベヤ					○	
			搬送コンベヤⅡ	搬送コンベヤⅡ			○		なし	
			チェーンリフトⅡ	チェーンリフトⅡ			○		なし	
			燃料棒運搬車	燃料棒運搬車						○
組立施設	第2加工棟 第2組立室	燃料棒濃縮度測定装置		燃料棒濃縮度測定装置						○
					燃料棒溶接部検査装置					○
		燃料棒溶接部検査装置	燃料棒溶接部検査装置						○	
		燃料棒搬送装置	燃料棒搬送装置						○	
		燃料棒検査台	燃料棒検査台						○	
			移動式コンベヤ	移動式コンベヤ					○	
			定盤	定盤					○	
		X線検査装置	X線検査装置						○	
		燃料棒収集装置	燃料棒収集装置						○	
		集合体組立装置	集合体組立装置						○	
	燃料棒搬送コンベヤ	燃料棒搬送コンベヤ					○			
	ヘリウムリーク検査器	ヘリウムリーク検査器	○				なし			
	燃料集合体検査装置	燃料集合体検査装置						○		

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)	
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次			
組立施設	第2加工棟 第2組立室	荷造梱包用装置	移載機	荷造梱包用装置	移載機					○	
			クレーン		クレーン					○	
			コンベヤ		コンベヤ					○	
		燃料棒運搬車		燃料棒運搬車		○		なし		○	
		クレーン		クレーン						○	
化学処理施設	第2加工棟 第2ウラン回収室 第1区域	搬送コンベヤ		搬送コンベヤ						○	
		粉砕装置		粉砕装置						○	
		汎用フード		汎用フード						○	
		酸化炉		酸化炉						○	
		粉末篩機		粉末篩機						○	
		リフト		リフト						○	
			コンベヤ		コンベヤ					○	
		粉末缶用台車		粉末缶用台車						○	
		第2加工棟 第2-3階酸化 ウラン取扱室A	粉砕装置		粉砕装置						○
		酸化炉		酸化炉						○	
		粉末篩機		粉末篩機						○	
貯蔵施設	第2貯蔵棟	第2(1階)酸化ウラン貯蔵場		第2(1階)酸化ウラン貯蔵場*6						○	
		第2(2階)酸化ウラン貯蔵場		第2(2階)酸化ウラン貯蔵場*6							
	第2貯蔵棟 第2(1階)酸化 ウラン貯蔵場	粉末輸送容器		粉末輸送容器*7							-
		天然ウラン用粉末輸送容器		天然ウラン用粉末輸送容器*7							-
		集合体輸送容器		集合体輸送容器*7							-
		ウラン貯蔵容器		ウラン貯蔵容器							○
		クレーン		クレーン							○
		搬送コンベヤ		搬送コンベヤ							○
		リフト		リフト							○
	第2貯蔵棟 第2(2階)酸化 ウラン貯蔵場	容器貯蔵コンベヤ		容器貯蔵コンベヤ							○
			トラバーサ		トラバーサ						○
	D搬送路	搬送コンベヤ		搬送コンベヤ							○
		リフト		リフト							○
	第2加工棟 第2酸化ウラン 搬入室	搬送コンベヤ		搬送コンベヤ							○
		クレーン		クレーン							○
		リフト		リフト							○
			コンベヤ		コンベヤ						○
	搬送用スキッド		搬送用スキッド							○	
第2加工棟	第2酸化ウラン貯蔵場		第2酸化ウラン貯蔵場*6		○						
	第2-地下1階発送品保管場		第2-地下1階発送品保管場*6						なし		
	第2-3階発送品保管場		第2-3階発送品保管場*6								

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次		
貯蔵施設	第2加工棟 第2酸化ウラン 貯蔵場	酸化ウラン貯蔵棚	入出庫バフファコンベヤ	酸化ウラン貯蔵棚	入出庫バフファコンベヤ	○			なし	
			自動搬出入装置		自動搬出入装置	○			なし	
			トラバーサ		トラバーサ	○			なし	
			防水パレット		防水パレット	○			なし	
			粉末缶		粉末缶	○			なし	
			パレット缶		パレット缶	○			なし	
	第2加工棟 第2-3階酸化 ウラン取扱室	B型酸化ウラン保管棚 フリーローラーコンベヤ	台車	B型酸化ウラン保管棚 フリーローラーコンベヤ	台車					○
			粉末移し替えフード		粉末移し替えフード					○
			コンベヤ		コンベヤ					○
	第2加工棟 第2-2階酸化 ウラン取扱室	B型酸化ウラン保管棚		B型酸化ウラン保管棚					○	
	第2加工棟 第2-3階酸化 ウラン取扱室A	A型酸化ウラン保管棚		A型酸化ウラン保管棚					○	
		C型酸化ウラン保管棚		C型酸化ウラン保管棚					○	
	第2加工棟 第2成型室	C型酸化ウラン保管棚		C型酸化ウラン保管棚	遮蔽用鉄板*5				○	
	第2加工棟 第2炉室	ポート保管棚		ポート保管棚	遮蔽用鉄板*5				○	
					遮蔽用鉄板*5				○	
	第2加工棟 第2装填室	ポート保管棚		ポート保管棚	遮蔽用鉄板*5				○	
					遮蔽用鉄板*5				○	
		C型酸化ウラン保管棚		C型酸化ウラン保管棚					○	
		B型パレット貯蔵棚		B型パレット貯蔵棚					○	
		C型パレット貯蔵棚		C型パレット貯蔵棚	パレットトレイボックス*8	○			別表15	
					遮蔽用鉄板*5	○			なし	
	自動搬出入装置		自動搬出入装置	○				なし		
	燃料棒仕掛品保管棚		燃料棒仕掛品保管棚					○		
第2加工棟 第2回収ウラン室 第1区域	C型酸化ウラン保管棚		C型酸化ウラン保管棚					○		
第2加工棟 第2組立室	燃料棒貯蔵棚		燃料棒貯蔵棚	燃料棒トレイ*8	○			別表15 別図10		
				遮蔽用鉄板*5	○			なし		
				遮蔽用鉄板*5	○			なし		
	集合体貯蔵棚		集合体貯蔵棚	○			なし			
	集合体搬送装置		集合体搬送装置	○			なし			
	集合体移載装置		集合体移載装置	○			なし			
	搬送コンベヤII		搬送コンベヤII				○			
	搬送コンベヤIII		搬送コンベヤIII				○			
	クレーンII		クレーンII				○			
屋外搬出用レール		屋外搬出用レール				○*9	なし			
第2加工棟 第2-地下1階発送品 保管場	集合体輸送容器		集合体輸送容器*7					-		
	粉末輸送容器		粉末輸送容器*7					-		
	リフト		リフト					○		
	搬送架台		搬送架台					○		

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)		
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次				
貯蔵施設	第2加工棟 第2-3階発送品保管場	集合体輸送容器		集合体輸送容器*7						-		
	第1加工棟	第1発送品保管場		第1発送品保管場*6						○		
	第1加工棟 第1発送品保管場	集合体輸送容器		集合体輸送容器*7						-		
		クレーン		クレーン						○		
放射性廃棄物の 廃棄施設(気体)	第1加工棟 第1-1フィルタ室、 第1-2フィルタ室	気体廃棄設備	排気用送風機	気体廃棄設備	排気用送風機					○		
			高性能エアフィルタ		高性能エアフィルタ					○		
			排気ダクト		排気ダクト					○		
			高性能エアフィルタ		高性能エアフィルタ					○		
	第1加工棟の第1種 管理区域各部屋	差圧検出器	気体廃棄設備	排気用送風機	気体廃棄設備	排気用送風機					○	
				高性能エアフィルタ		高性能エアフィルタ					○	
	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備	排気用送風機	高性能エアフィルタ	気体廃棄設備	排気用送風機					○	
				排気ダクト		排気ダクト					○	
				高性能エアフィルタ		高性能エアフィルタ					○	
				排気ダクト		排気ダクト					○	
第2加工棟の第1種 管理区域各部屋	差圧検出器	気体廃棄設備	排気用送風機	気体廃棄設備	排気用送風機					○		
			高性能エアフィルタ		高性能エアフィルタ					○		
放射性廃棄物の 廃棄施設(液体)	第1加工棟 第1-2汚染検査室	サンブ		サンブ						○		
	第1加工棟 第1-2機材準備 ・保管室	サンブ		サンブ						○		
	第1加工棟 第1-1分析室	サンブ		サンブ						○		
	第1加工棟 第1-3分析室	ホールドアップタンク	流シタンク	流シタンク	流シタンク					○		
			流シタンク		流シタンク					○		
	第1廃棄物処理室	ホールドアップタンク	ホールドアップタンク		ホールドアップタンク						○	
			廃油保管場		廃油保管場						○	
	第1加工棟 第1-4廃棄物貯蔵場	第1-4廃棄物貯蔵場		第1-4廃棄物貯蔵場						○		
	第2加工棟 第2装填室	サンブ		サンブ						○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	サンブ	サンブ		サンブ						○	
			ホールドアップタンク		ホールドアップタンク						○	
		遠心分離機 (水モニタ含む)	サブタンク	遠心分離機		遠心分離機						○
				水モニタ		水モニタ						○
		サブタンク		サブタンク		サブタンク						○
		分離水タンク		分離水タンク		分離水タンク						○
		凝集沈殿槽		凝集沈殿槽		凝集沈殿槽						○
		スラッジタンク		スラッジタンク		スラッジタンク						○
		真空プリコートフィルタ		真空プリコートフィルタ		真空プリコートフィルタ						○
ろ液受けタンク		ろ液受けタンク		ろ液受けタンク						○		
スラッジ乾燥機		スラッジ乾燥機		スラッジ乾燥機						○		
廃棄物用フード		廃棄物用フード		廃棄物用フード						○		
排液貯槽		排液貯槽		排液貯槽					○*9	なし	○	
廃油処理装置		廃油処理装置		廃油処理装置						○		
第2加工棟 第2ウラン回収室第1区域	廃油保管場		廃油保管場							○		

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)	
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次			
放射性廃棄物の 廃棄施設(固体)	第1加工棟 第1廃棄物減容室	フィルタ減容装置		フィルタ減容装置						○	
	第1加工棟	第1-1廃棄物貯蔵場		第1-1廃棄物貯蔵場						○	
			第1-2廃棄物貯蔵場		第1-2廃棄物貯蔵場					○	
			第1-4廃棄物貯蔵場		第1-4廃棄物貯蔵場					○	
			第1-5廃棄物貯蔵場		第1-5廃棄物貯蔵場					○	
			第1-6廃棄物貯蔵場		第1-6廃棄物貯蔵場					○	
			第1-7廃棄物貯蔵場		第1-7廃棄物貯蔵場					○	
			第1-8廃棄物貯蔵場		第1-8廃棄物貯蔵場					○	
			第1-9廃棄物貯蔵場		第1-9廃棄物貯蔵場					○	
			第1-10廃棄物貯蔵場		第1-10廃棄物貯蔵場					○	
			第1-11廃棄物貯蔵場		第1-11廃棄物貯蔵場					○	
			第1-12廃棄物貯蔵場		第1-12廃棄物貯蔵場					○	
			第1-13廃棄物貯蔵場		第1-13廃棄物貯蔵場	○			別図3		
			第1-14廃棄物貯蔵場		第1-14廃棄物貯蔵場	○			別図10-5		
			第1-15廃棄物貯蔵場		第1-15廃棄物貯蔵場	○			別表15の		
		第1加工棟 第1-1廃棄物貯蔵場	クレーン		クレーン						○
		第1加工棟 第1-7廃棄物貯蔵場	クレーン		クレーン						○
		廃棄物貯蔵棟第2棟	第2-2(1階)廃棄物貯蔵場		第2-2(1階)廃棄物貯蔵場						○
			第2-2(2階)廃棄物貯蔵場		第2-2(2階)廃棄物貯蔵場						○
			第2-2(3階)廃棄物貯蔵場		第2-2(3階)廃棄物貯蔵場						○
		廃棄物貯蔵棟第3棟	第3(1階)廃棄物貯蔵場		第3(1階)廃棄物貯蔵場*4						-
			第3(2階)廃棄物貯蔵場		第3(2階)廃棄物貯蔵場*4						-
			第3(3階)廃棄物貯蔵場		第3(3階)廃棄物貯蔵場*4						-
		第1加工棟	前第1ガドリニア成型室		前第1ガドリニア成型室						○
			前第1ガドリニア炉室		前第1ガドリニア炉室						○
			前第1ガドリニア装填室		前第1ガドリニア装填室						○
			前第1ペレット取扱室		前第1ペレット取扱室						○
	前第1ガドリニア粉末取扱室		前第1ガドリニア粉末取扱室						○		
放射線管理施設	第1加工棟 第1-2汚染検査室	ハンドフットクロスモニタ		ハンドフットクロスモニタ						○	
	第2加工棟 第2汚染検査室	ハンドフットクロスモニタ		ハンドフットクロスモニタ						○	
	第1加工棟 第1安全管理室	安全監視盤		安全監視盤						○	
	第2加工棟 第2安全管理室	安全監視盤		安全監視盤						○	
	第2加工棟内	ガンマモニタ		ガンマモニタ(主監視盤)						○	
				ガンマモニタ(検出器)				○*9	なし	○	
	第1種管理区域内	エアモニタ		エアモニタ						○	
				酸化ウラン検知器*5,*10						○	

施設区分	場所	許可における施設名 ^{*1}		設工認における施設名		設工認申請状況 ^{*2}			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次		
放射線管理施設	第1加工棟	ダストサンプラ		ダストサンプラ						○
	第1-1フィルタ室	ダストモニタ		ダストモニタ						○
	第1加工棟	ダストサンプラ		ダストサンプラ						○
	第1-2フィルタ室	ダストモニタ		ダストモニタ						○
	第2加工棟	ダストサンプラ		ダストサンプラ						○
	第2フィルタ室	ダストモニタ		ダストモニタ						○
	屋外	モニタリングポスト		モニタリングポスト						○
その他の加工施設 (非常用電源設備)	動力棟	無停電電源装置		無停電電源装置						○
	屋外	無停電電源装置		無停電電源装置						○
		ガスタービン発電機(燃料タンク含む)		ガスタービン発電機(燃料タンク含む)						○
その他の加工施設 (通信連絡設備)	第1加工棟	自動火災報知設備の警報設備		自動火災報知設備の警報設備				○ ^{*9、11}	なし	○
	第2加工棟	放送設備		放送設備						○
	動力棟	通信機器		通信機器						○
	第2貯蔵棟 廃棄物貯蔵棟第2棟 廃棄物貯蔵棟第3棟 ^{*4}									○
その他の加工施設 (消火設備及び火災感 知設備)	第1加工棟	消火設備		消火設備				○ ^{*9、12}	なし	○
	第2加工棟	火災感知設備		火災感知設備						○
	動力棟	遠隔起動自動消火設備		遠隔起動自動消火設備						○
	第2貯蔵棟		ペレットプレス用消火設備		ペレットプレス用消火設備					○
	廃棄物貯蔵棟第2棟 廃棄物貯蔵棟第3棟 ^{*4}									○
その他の加工施設 (検査設備)	第1加工棟	分析用フード		分析用フード						○
	第1化学分析室									○
	第1加工棟	分析用フード		分析用フード						○
	第1-3分析室			スクラパドラフト ^{*5}						○
その他の加工施設 (計量設備)	第1加工棟	廃棄物中ウラン測定装置		廃棄物中ウラン測定装置						○
	第1廃棄物処理室									○
	第2加工棟	廃棄物中ウラン測定装置		廃棄物中ウラン測定装置						○
	第2廃棄物処理室									○
	第2加工棟	監視システム		監視システム						○
			秤		秤					○
その他の加工施設 (緊急設備)	第1加工棟	照明設備		照明設備						○
	第2加工棟									○
	動力棟									○
	第2貯蔵棟									○
	廃棄物貯蔵棟第2棟 廃棄物貯蔵棟第3棟 ^{*4}									○

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)
		本体	附属設備・その他構成機器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次		
その他の加工施設 (緊急設備)	屋外	緊急水素遮断装置		緊急水素遮断装置						○
	屋外	竜巻防護フェンス		竜巻防護フェンス						○
	第2加工棟	竜巻防護ネット		竜巻防護ネット						○
	屋外	給水ポンプ自動停止装置		給水ポンプ自動停止装置						○
	第1加工棟	漏水検知器		漏水検知器						○
		内部溢水防水板		内部溢水防水板						○
	第2加工棟	高架水槽自動供給遮断弁		高架水槽自動供給遮断弁						○
		漏水検知器 内部溢水防水板		漏水検知器 内部溢水防水板						○
その他各加工施設*13	第1加工棟 第1-1、1-7廃棄物 貯蔵場	-		固体廃棄物容器の固縛(床との固定)						○
	屋外	-		水素ガス貯蔵所(水素発生装置)						○
	第1加工棟	-		遮蔽板						○
	第2加工棟	-		鉄骨構造物						○
	各所	-		その他安全機能を有する施設に影響を及ぼす可能性のある施設						○

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)	
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次			
【撤去する加工施設】											
撤去する加工施設については、加工の事業の変更許可「平成29年4月5日付け原規発第1704051号」には記載がないため、加工の事業の変更許可「平成21年3月18日付け平成20・04・18原第21号」に基づく施設区分及び施設名称を記載する。											
化学処理施設	第1加工棟 第1ガドリニア成型室	酸化炉		酸化炉						○	
					粒度調整機					○	
	第2加工棟 第2ウラン回収室第1区域	溶解槽			溶解槽						○
						溶解槽用フード					○
						モノレールホイスト					○
						フィルタ槽					○
						溶解槽用クーラ					○
				溶解槽ポンプ						○	
		酸溶解設備		溶解槽用スクラバ						○	
					洗浄塔クーラ					○	
		沈殿槽		沈殿槽						○	
					沈殿槽ポンプ					○	
		沈殿形成設備		熟成槽						○	
					熟成槽ポンプ					○	
		遠心分離機		一次遠心分離機						○	
					一次濾液槽					○	
					スリ定量供給装置					○	
					モノレールホイスト					○	
					一次濾液槽ポンプ					○	
		遠心分離機		二次遠心分離機						○	
					二次濾液槽					○	
					二次濾液槽ポンプ					○	
		乾燥機		乾燥機(A)						○	
				コンベヤ					○		
				粗粉碎機					○		
				トレイ					○		
	乾燥機		乾燥機(B)						○		
				汎用フード					○		
	乾燥設備		乾燥機用スクラバ						○		
				乾燥機用スクラバクーラ					○		
				ミスト分離機					○		
	酸化還元炉		酸化還元炉						○		
				粉末供給装置					○		
				粉末供給装置用フード					○		
				粉末取り出し用フード					○		
	被検査液槽		被検査液槽						○		
				被検査液槽ポンプ					○		
	中和槽		中和槽						○		
				中和槽ポンプ					○		
	貯槽		貯槽						○		
				貯槽ポンプ					○		
	エレベータ		リフト						○		
	湿式回収補助設備		屋内薬品タンク						○		
屋外	湿式回収補助設備		屋外薬品タンク					○	なし		

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)	
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次			
成形施設	第1加工棟 第1-1階粉末取扱室	粉末処理設備		フード						○	
		搬送設備		貨物エレベーター		○			なし		
				連続5ガロン缶リフト		○			なし		
				ローラーコンベヤ(I)		○			なし		
					ローラーコンベヤ(I)(5ガロン缶用)		○		なし		
	第1加工棟 第1ガドリニア粉末取扱室	混合装置			混合装置(I)						○
		混合装置			混合装置(II)						○
		粉碎装置			粉碎実験機						○
		圧縮・造粒装置			(第1ガドリニア成型室の圧縮・造粒装置)						○
					粉末投下装置						○
		ペレットプレス			(第1ガドリニア成型室のペレットプレス)						○
					粉末投下装置						○
		粉末処理設備			汎用フード						○
					粉末処理用フード						○
					添加用フード						○
				振動式粒度測定機						○	
	搬送設備			粉末受入装置						○	
				空スキット移載装置(I)						○	
				空スキット移載装置(II)						○	
	搬送コンベヤ			搬送コンベヤ						○	
	トラバーサ			トラバーサ						○	
	ペレットプレス			ペレットプレス						○	
				ペレット取出し装置						○	
	圧縮・造粒装置			圧縮・造粒装置						○	
	混合装置			混合装置						○	
				搬送コンベヤ						○	
	エレベータ			貨物エレベーター(5ガロン缶及び資材用)						○	
	搬送設備			トラバーサ						○	
				コンベヤ						○	
	粉末処理設備			フード						○	
	第1加工棟 第1ガドリニア炉室	焼結炉			焼結炉						○
		搬送コンベヤ			搬送コンベヤ						○
	第1加工棟 第1ガドリニア装填室	研削・研削屑分離装置			研削機						○
				ペレット整列装置						○	
				集塵器						○	
				集塵器(B)						○	
				集塵器(C)						○	
				研削機用排気集塵装置						○	
	ペレット検査設備			ペレット検査台						○	
				ペレット検査台(I)						○	
搬送設備				ボート搬送コンベヤ						○	
				ペレットボート用台車						○	
第2加工棟 第2-3階酸化ウラン取扱室	粉碎装置			粉碎機						○	
				粉末供給用フード						○	
	粉末搬送装置			真空式粉末搬送装置						○	
	粉末処理設備			添加剤添加装置						○	
第2加工棟 第2装填室	研削・研削屑分離装置			研削・研削屑分離装置						○	
				集塵機(B)						○	
A搬送路	搬送コンベヤ			搬送コンベヤ						○	

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)	
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次			
被覆施設	第1加工棟 第1ガドリニア装填室	燃料棒運搬車		燃料棒運搬車						○	
		ペレット装填装置		ペレット装填装置						○	
				ペレット直径測定器							○
		第2端栓溶接機		第2端栓溶接機							○
		第2端栓溶接設備		燃料棒切断機							○
		搬送設備		搬送コンベヤ							○
	B搬送路	搬送コンベヤ		搬送コンベヤ						○	
組立施設	第1加工棟 第1燃料棒検査室	燃料棒運搬車		燃料棒運搬車						○	
		X線検査装置		X線検査装置						○	
		燃料棒検査台		燃料棒検査台						○	
		搬送設備		空トレイ保管棚						○	
	C搬送路	搬送装置		燃料棒搬送装置						○	
貯蔵施設	第1加工棟 第1-1階粉末取扱室	A型酸化ウラン保管棚		A型酸化ウラン保管棚		○			別表15	○	
		C型酸化ウラン保管棚		C型酸化ウラン保管棚		○			別表15	○	
		搬送コンベヤ		搬送コンベヤ		○			なし	○	
		トラバーサ		トラバーサ		○			なし	○	
	第1加工棟 第1酸化ウラン取扱室	搬送コンベヤ		搬送コンベヤ						○	
				搬送コンベヤ(I)						○	
				搬送コンベヤ(II)						○	
	第1加工棟 第1ガドリニア成型室	搬送コンベヤ		搬送コンベヤ						○	
		トラバーサ		トラバーサ(I)						○	
	第1加工棟 第1ガドリニア装填室	C型酸化ウラン保管棚		スクラップ貯蔵棚						○	
		ボート保管棚		ボート保管棚						○	
		ボート保管棚		ボート保管棚						○	
		B型ペレット貯蔵棚		B型ペレット貯蔵棚						○	
		搬送コンベヤ		(第2装填室の搬送コンベヤ)						○	
搬送コンベヤ			チェーンリフト						○		
無人搬送車			無人搬送車				○	なし			
放射性廃棄物の 廃棄施設(気体)	第1加工棟 第1-1フィルタ室、第1-2 フィルタ室、第1-2空調機室	各排気系		還気送風機						○	
	第2加工棟 第2フィルタ室	各排気系		還気送風機						○	
放射性廃棄物の 廃棄施設(液体)	第1加工棟 第1ガドリニア成型室、第1 廃棄物処理室、第1-1機材 準備・保管室	サンブ		サンブ						○	
	第1加工棟 第1-2分析室			(第1-1分析室のサンブ)						○	
				フード用タンク						○	

施設区分	場所	許可における施設名*1		設工認における施設名		設工認申請状況*2			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)		
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次				
放射性廃棄物の 廃棄施設(液体)	第2加工棟 第2ウラン回収室第1区域	サンプ		サンプ						○		
	第2加工棟 第2ウラン回収室第2区域				サンプ用排気装置					○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	遠心分離機		遠心分離機					○			
	第1加工棟 第1安全管理室	安全監視盤 空間線量監視用ガンマモニタ		安全監視盤(第2加工棟の副盤) ガンマ・モニタ(第1加工棟の主監視盤) ガンマ・モニタ(第2加工棟の副監視盤) ガンマモニタ(第1加工棟の副監視盤) ガンマ・モニタ(検出器)					○			
放射線管理施設	警備室									○		
	第1加工棟 各室	空気汚染監視用エアモニタ		室内エアモニタ(定置式エアモニタ)						○		
	第1加工棟 第1-1フィルタ室、第1-2 フィルタ室 第2加工棟 第2フィルタ室	リサイクル監視用ダストモニタ		ダストモニタ(還気用)						○		
	第1加工棟 第1-2空調機室	空気汚染測定用ダストサンプラ		ダストサンプラ(還気用)						○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	監視設備		水モニタ						○		
	その他の加工施設 (検査設備、計量設備)	第1加工棟 第1ガドリニア装填室	ウランペレット検査設備		ペレット密度測定器(Ⅱ)						○	
		第1加工棟 第1-1分析室、第1-2分 析室、第1-3分析室	ウラン粉末検査設備		フード						○	
その他の加工施設 (主要な実験設備)	第2加工棟 第2開発実験室	核燃料加工実験設備		V型混合機		○				なし		
				粉末混合試験装置		○					なし	
				小型プレス機		○						なし
				熱収縮率測定器		○						なし
				小型卓上プレス		○						なし
				成型体強度測定装置		○						なし
				汎用フード		○						なし
				粉砕機		○						なし
				粉末比表面積測定器		○						なし
				粉末特性測定装置		○						なし
				X線回析装置		○						なし
				恒温恒湿器		○						なし
				赤外分光光度計		○						なし
				パイプロミル		○						なし
				小型加熱炉		○						なし
				試験篩器		○						なし

施設区分	場所	許可における施設名 ^{*1}		設工認における施設名		設工認申請状況 ^{*2}			保安規定 対応	設工認申 請予定 (4次以降)
		本体	附属設備・その他構成機 器	本体	附属設備・その他構成機器	第1次	第2次	第3次		
その他の加工施設 (その他の主要な事項)	屋外	水素ガス貯蔵所		水素タンク						○
		高圧ガス貯蔵所		炭酸ガスタンク						○
	第2加工棟 第2ウラン回収室第1区域	付属設備		モリブデンシート修正装置						○

*1 加工の事業の変更許可「平成29年4月5日付け原規規発第1704051号」(以下、許可という)の「表 安全機能を有する施設」に記載の施設名
(撤去する加工施設については、加工の事業の変更許可「平成21年3月18日付け平成20・04・18原第21号」に基づく)

*2 第1次、第2次及び第3次の○印は申請済み、第4次以降の○印は申請予定を示す

*3 扉の竜巻対策(解放防止等)

*4 廃棄物貯蔵棟第3棟に関連する施設は、新設であり第6次設工認以降の申請予定

*5 許可では本体設備と一式としていたものを、設工認では附属設備として記載

*6 「貯蔵場」「発送品保管場」等の「場」であり、設工認では建物として申請

*7 粉末及び集合体輸送容器は原子炉等規制法第59条第3項の規定に基づき承認されたもの
(天然ウラン用粉末輸送容器は、同条第1項の規定に基づく要求を満足するもの)であるが、当該承認の期限が切れた場合
もしくは事業所外運搬の要件を満足せず輸送に供しなくなった場合においては、設工認申請を実施する。

*8 当該機器はそれ自身が単一ユニットとはならないため許可には記載が無いが、設工認ではその他構成機器として記載

*9 一時的な移設または一時的な撤去

*10 第2加工棟第2-3階酸化ウラン取扱室に設置

*11 第2加工棟の自動火災報知設備の警報設備

*12 第2加工棟の消火設備(屋外消火栓)

*13 安全機能を有する施設に影響を及ぼす可能性のある施設等を記載